日豪間通信

大正期シドニー来状 第V巻

神戸大学 経済経営研究所

大正期少下一来状 第下卷日豪間通信

神戸大学経済経営研究所



大正12年3月の豪州兼松(F.Kanematsu(Australia)Ltd.)の第1回株主総会後に開催された晩餐会記念写真。テーブル奥側に北村寅之助、Coss、守田治平、広戸茂吉など豪州兼松重役の姿が見える。





大正12年4月に開設された豪州兼松メルボルン支店。開設当初は谷口三樹 三郎店員(後年に兼松株式会社の社長に就任)が一人で赴任していた。

例

、本書は『兼松史料』のうち、神戸本店とシドニー支店の重役の間でかわされた書簡 る。ただし特に重要な内容の場合は、私信や雑多な資料も採集した。第V巻には大正一一年及び同一二年 大正年間に豪州兼松(旧シドニー支店)の重役が神戸本店重役に宛てた書簡(シドニー来状)の翻刻であ (日豪間通信) から、

の書簡を収録した。

二、「日豪間通信」は日々の取引や商況を記述した業務書簡であり、 に記述しているものは、プライバシー保護の観点から翻刻を割愛し、その内容を要約するに留めた。ただ し加工した部分は僅少であり、その分量は書簡全体の1%未満にすぎない。記事の選択は本研究所の「兼 しかし重役や店員の個人的な事柄も稀に含まれており、個人情報(病気名や家庭事情など)を余りに詳細 書簡の記事は原則的に全点記載した。

三、資料原文で「 」や()は使用されているので、記事の中略や後略など編集作業で加工した箇所は[] 松資料研究会」の検討を経たうえで決定した。

の記号で明示した。

四、資料にはカスレなどで判読できない箇所がある。とりわけ英単語は筆跡が乱雑で判読が困難である事例 判読不可能であった場合は、邦字は□□で、英字のときは……で示した。

五、 原文で使用されている漢字は、本書ではおおむね当用漢字に変換した。しかし戦前期の書簡であるため

凡

例

誤謬もあり、地名では「ブリスバン(ブリスベン)」「アルゼンタイン(アルゼンチン)」といった現在と 子)」などの当て字も頻出する。また同一の固有名詞にも関わらず、記事によって複数の表記がなされる に、平かなとカタカナが著しく混在するほか、「記臆 (記憶)」「倚頼 (依頼)」「成蹟 (成績)」「丁子 (調

異なる表現も散見される。通常の資料書では、それらは(ママ)と添書されるものの、本書ではその数は

膨大であるので個々に注記せず、文意が著しく誤解されかねない部分にのみ(ママ)と添書した。

六、史料は藤村が翻刻し、本学文学部の森田竜雄氏によって原文と照合確認の校正を受けた。

七、各事項の索引は、最終巻に添付する。

藤村

本巻史料の収録期間について

1

めることは充分に可能である。 の史料が残っていないためである。ただし豪州兼松重役が神戸本店に送った「シドニー来状」は空白であっ 大正八〜九年の書簡を収録したのち、本巻の大正一一年一〇月までが空白になっているが、これは当該期間 本巻は大正一一年及び同一二年に豪州兼松の重役が神戸本店に送った書簡をおさめた。前巻の第N巻では 神戸本店重役が豪州兼松に宛てた「神戸発状」は同期間も存在するので、今後の研究でその空白を埋

るので読解にあたっては注意が必要である。 筆している。書き手にはそれぞれ癖があり、とりわけ守田治平の場合は固有名詞の省略が甚だしく、 書簡の差出地を「シドニー支店」から「豪社」に改めた。また本巻の書簡は専ら豪社取締役の守田治平が執 も「全豪銀行」である"Bank of Australia"は"Bank of Aust'ria"や"Bk of Austria"と省略されてい た。多くの史料では、日本の兼松神戸本店と対比する形で「豪州兼松」「豪社」と称されており、本巻でも 兼松シドニー支店は大正一一(一九二二)年に現地法人に改組し、F.Kanematsu (Australia) Ltd. となっ

人員規模

きたい 本章では豪州兼松の人員規模やその構成上の特色を整理してお

まず日豪の兼松全体における人員配置を表1にまとめた。ここ

で見るように明治三〇(一八九七)

年には神戸本店二〇名、

ドニー支店は五名の日本人以外に小売部門の売り子女性など六名 ニー支店は五名 (同年はまだ東京支店は未開設) であり、またシ

積極的に乗り出した明治三四年は兼松全体で四一名の従業員が在 一豪人従業員を雇用していた。 東京支店五名、 神戸本店が中国貿易や蚕糸取引に シドニー支店四名であ

表 1 本支店別の在勤者数

その後も従業員は少数に留

められて大正元年でも総人員数は二七名という規模であった。

次世界大戦の勃発後に人員は顕著に増加傾向になり、

大正

兀

経営建直しの一環で人員も半減され、

(単位:人)

	合計	神戸本店	東京支店	豪州	その他
1897 (明治30) 年	25	20		5 (6)	
1901 (* 34)	41	27	5	4 (3)	5
1909(大正元)	27	17	4	6 (6)	
1915 (* 4)	56	35	9	11 (10)	1
1925 (* 14)	115	72	19	17 (23)	7
1932 (昭和7)	139	92	21	22 (30)	4

・日本人の男女在勤者総人数を表示している

れ

横浜正金銀行の緊急融資で辛うじて危機を脱することに成功 中国貿易や蚕糸取引から撤退して本来の日豪貿易に回帰した。

しかし同年には放漫経営と恐慌によって破産寸前に追い込ま

勤

神戸本店二七名、

- 「その他」は徴兵・休職・関連会社への出向・長期海外出張中などである。
- ・豪州のカッコは豪人従業員であり、各年の「合計」には加算していない。 昭和7年の豪人数は不明なので翌年の豪人数を記載した。

兀

年は総人員一一五名のうち豪州兼松は一七名、そして昭和七年の豪州兼松は二二名という人員配分であった。 このように明治~大正期には総人員の約二〇%、 昭和期には若干低下して一五%程度が豪州に配属されてい

た。

影響が明確になった大正四年から人員数は増加に転じ、 算した数値である。カッコで示した実数は在勤者数からその年の離任者を控除した人数で、年末時点での在 中の「異動者数」はその年の日本からの赴任者、あるいはシドニー支店から日本に帰国した人数の合計であ 在勤者数三○名に対して異動者数はその半分に及び、日豪間の人員交代が活発であったことを語る。 人員の拡大と共に異動者数も増大になり、 て人員数は微増か横這いであり、大正初年まで一○名を越えることはなかった。第一次大戦による好景気の 勤者数を意味している。表2によれば、明治二三年のシドニー支店の在勤者は三名にすぎず、 「在勤者」はその年のシドニー支店に在勤した最大人数で、具体的には前年の実数とその年の赴任者数を加 シドニー支店開設以来の豪州在勤者数が表2である(日本人に限定し、豪人従業員は含んでいない)。表 その内訳として日本からの転任者である「赴任者」と、 昭和期には毎年三割程度の人員が入れ替わり、 昭和初年には二〇名、 豪州から日本に帰国した「離任者」を提示した。 同七年には三〇名に達した。 昭和一二年頃には 明治期を通じ

住」に含まれる。 ので注意が必要である。 本表は各年の在勤者が合計何年間在豪したかという数値を示し、同一人物が複数の年にカウントされている 豪州駐在員の性格をさらに詳細に観察すべく、表3に各年のシドニー支店在勤者の在豪年数を整理した。 明治期のシドニー支店は北村寅之助・大西金次郎・守田治平・広戸茂吉といった永住者タ 例えば北村寅之助は支店開設の明治二三年から逝去した昭和五年までの各年の「永

衣 2 ントニー文品	i(家州兼松)の	仕 割		(単位,人)
年	在勤者(実数)	異動者数	赴任者	離任者
1890 (明治23) 年	3 (3)	3	3	
1891 (* 24)	5 (5)	2	2	
1892 (/ 25)	5 (5)			
1893 (/ 26)	5 (4)	1		1
1894 (* 27)	4 (4)			
1895 (* 28)	4 (4)			
1896 (/ 29)	4 (4)			
1897 (// 30)	5 (4)	2	1	1
1898 (// 31)	6 (4)	4	2	2
1899 (** 32)	4 (4)			
1900 (* 33)	4 (4)			
1901 (* 34)	4 (3)	1		1
1902 (* 35)	4 (3)	2	1	1
1903 (* 36)	4 (4)	1	1	
1904 (** 37)	4 (3)	1		1
1905 (* 38)	3 (3)			
1906 (** 39)	3 (3)			
1907 (* 40)	5 (5)	2	2	
1908 (* 41)	6 (6)	1	1	
1909 (* 42)	6 (6)			
1910 (* 43)	7 (6)	2	1	1
1911 (// 44)	7 (6)	2	1	1
1912 (大正元)	6 (6)			
1913 (* 2)	6 (6)			
1914 (/ 3)	7 (7)	1	1	
1915 (/ 4)	12 (10)	7	5	2
1916 (/ 5)	10 (10)			
1917 (/ 6)	14 (13)	5	4	1
1918 (* 7)	14 (11)	4	1	3
1919 (* 8)	12 (12)	1	1	
1920 (* 9)	13 (12)	2	1	1
1921 (* 10)	16 (14)	6	4	2 3
1922 (* 11)	16 (13)	5	2 3	3
1923 (* 12)	16 (15)	4	3	1
1924 (* 13)	18 (17)	4	3	1
1925 (14)	19 (18)	3	2	1
1926(昭和元)	18 (17)	1	4	1
1927 (* 2)	21 (19)	6	4	2
1928 (* 3)	23 (22)	5	4 5	1
1929 (* 4)	27 (26)	6	3	1 7
1930 (* 5)	28 (21) 29 (24)	10 12	7	7 5
		12	6	3
1932 (* 7) 1933 (* 8)	30 (24) 31 (28)	10	7	6 3
1934 (% 9)	31 (28)	10	6	5 5
1934 (" 9)	33 (31)	6	4	2
1936 (* 11)	35 (26)	13	4	9
1937 (12)	36 (30)	16	10	6
1938 (* 13)	32 (29)	5	2	3
1939 (* 14)	34 (28)	11	5	6
1303 (7 14)	∥ J4 (∠O)	11	J	U

陳代謝方針」であった三井物産ですら、

近年は業務の中核を担

平・広戸茂吉)しかおらず、日本から赴任した在豪一〇年以上 勤者一九名のうち、永住者型の者は三名 五~九年の中期駐在員が七名という構成であった。 派遣された駐在員が増加し、大正一四年の場合は豪州兼松の在 遣された駐在員は少数にすぎない。しかし大正期には日本から イプの在勤者が支店運営の中核となり、 「長期」駐在員が八名、在豪一~四年の短期駐在員が一名、 日本の神戸本店から派 (北村寅之助・守田治

と主張し、多数の従業員を擁して短期に駐在員を交代させる「新 に在豪経験を積ませることを望んでいた。それに対しては豪社 七号信によれば、 社取締役の守田治平が執筆した大正一二年五月一九日付の取三 ある程度の期間は在豪して知識や経験を積むことが必要である の守田治平は一年や二年の短期駐在では得るところは少なく、 を短縮するかわりに赴任者を増加させ、出来るだけ多くの人員 であり、そうした事情は本巻の収録記事でも語られている。 駐在員の適切な在豪年数は経営者にとって重要な問題の一つ 同時期の神戸本店輸出部は駐在員の在豪期間

(出居・1)

表 3 駐在員の在勤	年数内訳				(単位:人)
年	合計	永住	長期	1~4年	5~9年
1890 (明治23) 年	3	2		1	
1895 (* 28)	4	4			
1900 (* 33)	4	3			1
1905 (* 38)	3	3			
1910 (* 43)	7	4		1	2
1915 (大正4)	12	4	1	3	4
1920 (* 9)	13	4	4	4	1
1925 (14)	19	3	8	1	7
1930 (昭和5)	28	2	8	7	11
1935 (10)	33	1	7	7	17

でみっちりと訓練させる方針だと伝えた。大正期を通じて駐在員の適切な在豪期間をめぐって試行模索が繰 場合、ここ一年で日本に帰国させることは兼松にとっても本人にとっても不適切であり、今しばらくは豪州 う者は何れも豪州に長期在勤していると説明する。その観点から、豪州兼松で羊毛部門を担当する某店員の に大正・昭和期には中期駐在員が主流になったと推測される。 り返され、おそらく徐々に在豪五~九年が適切な駐在年限と認識されるようになり、やがて表3で見るよう

, v も昭和一〇年に短期予定で渡豪し、その理由は重役候補者にもかかわらず海外に勤務した経験がなく、 当していた店員FT[当時三三歳]は昭和五(一九三〇)年に豪州転勤を命じられ、在豪三年後、昭和七年 者が本来的に活動する場所は日本国内であり、彼らが豪州兼松の中核になることは当初から期待されていな に関する知識を獲得させるためであった。現地情報収得や実地研修目的の短期 から羊毛研究が修了次第に速やかな帰国が予定されていた。また神戸本店庶務部長兼会計部長代理[四四歳 に神戸本店輸入部に復任した。同人の渡豪は豪州現地における羊毛知識や技能の習得が主目的であり、 や豪州視察、あるいは豪州兼松の重役との緊急協議が目的であった。例えば神戸本店輸入部で羊毛取引を担 ○名を数える。病気でやむなく帰国して短期渡豪になったケースを除けば、短期駐在員の大部分は羊毛研究 末年から昭和初年にかけて一旦は完全に断絶したものの昭和四年から復活し、昭和期の短期駐在員は合計二 また昭和期には短期駐在員の急増も注目される。それまで短期駐在員は断続的な存在にすぎず、特に大正 それは明治・大正期の短期駐在員も同様であった。 (一部の中期も含めて) 渡豪 海外

上記から豪州駐在員の構成を概観すると、

明治期は永住者型の在勤者が支店運営の主体になったのち、大

てその中間形態と言うべき中期駐在員の三層構造になっていたと理解される。 に減少した一方で、豪州兼松の中核たるべき長期駐在員、日豪間の情報共有を目的にした短期駐在員、そし 正期以降は駐在員数が増すと共にその在豪期間は多様化し、昭和期は永住者型の駐在員は新たに創出されず

[豪州駐在員については、詳しくは拙稿「戦前期兼松の豪州支店在勤者」(『国民経済雑誌』第一九七巻

六号 二〇〇八年)参照

3 大正一〇~一二年の概要

役を含めて全従業員に賞与金を配与した。また同年には資本金を百万円増資して三百万円とすることが決定 された。大正二年に合資会社になったときの資本金は三〇万円であり、同五年に六〇万円、そして大正七年 く、大正一○年は従業員の昇給は基本的に見送られたものの低給者には増俸が実施され、さらに年末には重 売り抜けに腐心した。しかし企業倒産が相次いだ経済界一般に比較すれば、兼松の経営にさしたる波瀾はな 万円で帝国政府公債・南満州鉄道社債・フランス国債などを購入するなど財務基盤は堅固であった。 に株式会社に改組した際の資本金は二百万円であった。さらに店内には多額の遊資が生じ、そのうち約八○ 大正一〇(一九二一)年は第一次世界大戦の反動不況が未だに続いており、兼松でも債権の回収や滞貨の 本章では参考までに記事が欠落している期間を含めて、大正一〇~一二年の主要な出来事を概観したい。

認めない方針であったので頓挫した。しかし大戦が終結して豪州政府の方針が変わり、またシドニー支店の 年に前田卯之助取締役が豪州に赴いて関係者と協議しつつ申請書類を作成提出し、それが認められて同年四 松四郎取締役は在豪総領事と意見を交換したうえで、再び現地法人化を試みることになった。そして翌一一 難件であったヒュース係争事案や戦時の繁忙な業務も一段落したことで、大正一○年に豪州に出張した藤井 には豪州兼松の分社としてニュージーランドにNZ兼松 [F.Kanematsu (N.Z.) Pty.,Ltd.、オークランド本 した日本の兼松と対比して「豪州兼松」「豪社」と諸史料で称された。豪州兼松はシドニー本店とメルボル 月にシドニー支店は現地法人への改組が実現した。F.Kanematsu (Australia) Ltd. は、神戸本店を頂点に を現地法人化する案は大正中期から検討されたものの、当時は戦時中で豪州政府が外国会社の現地法人化を ン支店(大正一二年設置)で構成され、昭和一三年にはブリスベン支店も開設し、豪州以外にも昭和一二年

監督下で製造する別会社であり、従来から取引関係があった製瓶会社の「関松」と共同事業の形態で七千円 連絡などを担当することになった(大阪詰所は昭和二年に大阪出張所に拡充された)。 多い大阪に一部屋の事務室を賃貸して詰所を設置し、 大正一一年の兼松全体の経営事項としては、内外製瓶所の開業がある。内外製瓶所は輸出用小瓶を兼松の 輸出用ガラス器を生産してそれなりの利益を兼松にもたらした。このほか同年七月には取引先が 神戸から毎朝店員一名が赴いて神戸本店と取引先間の

貿易業務関係では、

神戸本店の藤井取締役の北米出張が注目される。兼松は明治中期から豪州小麦の輸入

社とウェリントン支店]

を展開した。

すべくアメリカやカナダの小麦生産事情を調査することが検討された。そこで大正一一年六月に藤井取締役 は大口の顧客である日清製粉会社の技師を同行し、まずシアトルに上陸し、その後ポートランドやバンクー といわれる。しかし旱魃や価格変動によって豪州小麦の輸入は不安定になるため、新たな小麦供給地を開拓 バーを視察して八月に帰国した。その視察の成果を踏まえて、兼松は間もなく北米から大量の小麦輸入の開 に着手して大正一○年には四万二千トンを取り扱っており、それは日本の小麦輸入総量の約四割に相当した

始に成功している。

古参重役が相次いで引退しており、大正後期には人員の交代が目立つ。 て活躍した。神戸本店でも前田取締役が健康不良を理由に停年前の退任を申し出て、後任人事が整うまでと いう条件で慰留され、大正一四年に退店した。すでに神戸本店では古立直吉・入江金三郎・四方素といった (一八九一)年にシドニー支店で現地採用されて以来、三二年の長きにわたってシドニー支店輸入部長とし 豪州兼松の特記事項では、支店開設直後から在勤した大西金次郎取締役が停年退職した。大西は明治二四

易業務に不可欠であったが、大正一一年一一月に神戸本店は豪州兼松から正金銀行シドニー支店が信用状の 発行を渋り、 レートよりも著しく不利であることが判明したという二点であった。商品代金を決済する信用状は円滑な貿 た横浜正金銀行が信用状発行に難色を示し、また同行が提供する為替レートが外国銀行のロンドン廻りの 年から顕在化した問題であり、具体的には兼松のメインバンクで、輸出入商品の決済を大きく依存してき 続いて大正一二年を概観しよう。大正一二年の懸案事項の一つは、金融環境の悪化であった。これは前 今後の羊毛購入資金の手当に関して早急に正金銀行と交渉する必要があるという電信を受け

景の一つは、正金銀行シドニー支店長が武内和吉から松島泰夫に交代し、豪傑肌であった武内前支店長に比 シドニーやメルボルンの各銀行を訪問するなど羊毛資金の確保に奔走している。兼松にとっては正に青天の 取った。このとき豪州全体が貿易構造の変調から金融梗塞にあり、それを受けて正金銀行シドニー支店も貸 は推測する。歴代の正金銀行シドニー支店長の営業方針や個性については、忌憚のない打明け話が大正一二 霹靂であり、 付資金の供給難に陥り、 松島新支店長は謹厳緻密な純銀行家という両者の性格的な相違も影響したと神戸本店の藤井取締役 早速に神戸本店は正金銀行と接触し、これからの予定額を説明して了承を得た。この騒動の背 本巻所載の取二三号信後記によれば、正金銀行シドニー支店長が自ら資金を求めて

年の取二九号信に収録されている。 は難航し、 行はシドニーで交渉するように回答し、 社との競争が不利になりかねないため、 0 前は両者には不利有利の差がほとんどなかったのに対し、近年は正金銀行が提供する為替レートは外国銀行 やがて専ら親銀行である正金銀行に依存するようになった。しかし神戸本店が調査したところ、大正八年以 組額の大部分を占める羊毛取引には、全豪銀行やユニオン銀行の倫敦廻り為替と正金銀行の円為替を併用し、 銀行のいずれを利用するかという問題であった。大正四年に正金銀行がシドニーに進出した後には、為替取 |倫敦廻り為替よりも常に一・五%以上も不利益になっていることが判明した。三井物産をはじめとする他 為替レートの問題は端的には兼松が羊毛や小麦等の輸入に際し、正金銀行と倫敦(ロンドン)廻りの外国 兼松は正金銀行と外国銀行の併用を検討すると共に、外国銀行も全豪銀行やユニオン銀行ばかり 兼松の神戸本店は正金銀行神戸支店に善処を申し入れたが、正金銀 兼松と正金銀行の両シドニー支店間で会合が催された。しかし交渉

でなく、新たにナショナル銀行との取引も考慮するにいたっている。

毛輸入業者以外に、新規に羊毛輸入に参入する企業も登場したので、海運業者や銀行との交渉及び羊毛の安 また大正一二年五月には「日本羊毛輸入同業会」が結成された。これは兼松や三井など旧来からの豪州羊

で執務していた藤井取締役は『兼松商店史料』で次のように語る。 しかし何と言っても大正一二年の最大の出来事は関東大震災の発生である。地震発生時の瞬間を神戸本店

定的供給を目的に、兼松・三井物産・大倉組・高島屋・三菱・日綿の六社で結成された。

所の方を見ると、一時全員総立ちとなった。 珍らしき強度の地震あり、室の天井に取付けた電燈のシャンデリアが相当振動したので驚いて一般営業 十二年九月一日午前、 伊藤町本店重役室に於て重役部長会議を開き居りしが、正午少し前頃、 神戸には

同情と義捐金が寄せられたことは九月一四日発の取四三号信で記述されている。 戸に到着して被害を報告した。豪州でも三日早朝には新聞朝刊で震災発生が伝えられ、豪州国民から多大の 兼松の東京支店長が神戸に特派した店員が信州上田で発した電報が神戸本店にもたらされ、同人は七日に神 本店では東の空を望んで心配するばかりであったという。翌二日未明からメディアで関東大震災の詳報が届 激震後に東京横浜方面への通信は杜絶して、大地震があったらしいという漠然とした情報しか入らず、神戸 き、直ちに神戸本店は二日夜に被災者の救済と被害状況の把握のために陸海両路で店員を上京させた。また

現れた古谷駒平も横浜森村組を往訪中に地震に遭い、死亡している。また横浜港で荷揚げ中であった丹後丸 員一名の死亡が確認された。南アフリカ貿易で兼松と深い関係があり、『日豪間通信』にも度々その名前が 丸ビルにあった兼松の東京支店は焼失や人的被害を免れたものの、 横浜荷揚所に駐在していた兼松の従業

引先各社の被害も甚大で、兼松が大量の羊毛を納入していた東京モスリン・東洋モスリン・東京毛織・上毛 の豪州羊毛のトップ製品の大部分が罹災し、その補償金を広東保険会社と交渉する必要に迫られたほか、取

らの回収に苦慮することになった。 れら取引関係の債権の相当部分は不良債権と化して、大正一二年末の時点で兼松が抱える震災手形は七三万 八五〇〇円、 モスリン・栗原紡績・日本フェルト・日本原毛の被害は深刻であり、数社の工場は壊滅の有様であった。こ 震災後新手形が一九万八千円など合計一一八万九九〇〇円に達し、翌一三年以降に兼松はそれ

(藤村 聡)

大正一一年 シドニー来状

取二六号信	取二五号信		取二四号信	取二三号信後記	取二三号信
大正一一年一二月九—一一日	/倫敦向ケ先約/YSB.中会社欠損計上案/入営費信/上半期仮決算/今男大正一一年一一月二三日	半期仮決算/浴巾会社/st東割戻シ/羊毛運賃/YSE東割戻シ/羊毛運賃/YSEが出現ができまままで、まず、おいまでは、	大正一一年一〇月三〇日	シドニー株券振替/濠洲金融難後記 大正一一年一〇月二六日 丹後	ト/北米視察/大西シドニー重役満齢貴信/前田重役御提議/前田重役御退大正一一年一〇月二〇日 丹後丸便
長野丸便	ト羊毛資金/YSオニ対スル待遇ガーケ年予想/ショーティー	/浴巾会社/金融難ト羊毛相場: 千日濠間利息勘定/濠洲内地送: 羊毛運賃/YSB ガ C form Credi /奨励会規約/McEelone/総会)	錫蘭丸便	/ 対 類 策	- ニー重役満齢/御前、前田重役御退任/新円後丸便
守田治平発	/倫敦向ケ先約/YSBト羊毛資金/YSB将来ノ方針/対〈K〉/小麦巾会社欠損計上案/入営者ニ対スル待遇/金融難/Bank of Australia L/C/小麦貴信/上半期仮決算/今期一ケ年予想/シドニー半期/奨励会規約/浴巾会社/浴一一年一一月二三日 吉野丸便 守田治平発	/ 金 + /	守田治平発	/聯邦選挙/帰朝者/貴信守田治平発	前部長、新年昇給案/歳末給与及イースターギフ・新年昇給案/歳末給与及イースターギフ・サ田治平発・
五〇	三五			${=}$	三

細目次

<u>一</u> 五.

云

Code ノ注意/本支店間通信モ英文/モスリン会社見習/羊毛運賃/市長マカロン 貴信/工業会対羊毛運賃/商店史料/シドニー仮決算/シドニー改築/小麦ト金融 /Bk of Aust'ria/倫敦廻リ/シドニー株式振替/Private Code ヲ英文/Text

日本浴巾会社経営者/シドニー勤務/YSB決心/小麦特別扱/買為替相場 /シドニー在勤手当/「メルボルン」出張員ト支店/人事/Whiddon Top/Hughes Top ノ開キ

取二七号信

大正一一年一二月二〇日

安芸丸便

守田治平発

/ヒュース勝訴/大坂商品陳列所/羊/聯邦選挙/英米 Cross Rate

大正一二年 シドニー来状

取三一号信	取三〇号信	取二九号信	取二八号信	取二八号信
信 大正一二年三月九日	大 正	大正	続	大正
秋田丸便	/J.B.Suttor 氏/Big Month/先物約定注意/日本ヨリ倫敦向 T/T 売/貴店試算表/奨/青/当店輸入部/得意先業蹟/羊毛紡織/ヴ真信/正金銀行交渉/最近/YSB Paper Rat二年二月二二日 吉野丸便	然逼迫/輸入先約/大坂日間正金銀行為替率ニ豉井出張員/羊毛運賃/記△/シドニー昇給辞令/広戸口	貴信/御前部長/シドニー外人/馬匹/マグリッチ氏大正一二年一月二五日 丹後丸便 守田治平	年末給与ト増給/日粉火災保険/羊毛運賃/一二年一月五日
守田治平発	/J.B.Suttor 氏/Big Month/先物約定注意/日本ヨリ倫敦向 T/T 売/貴店試算表/奨励会届書/領事館照会/濠洲聯合内閣書/当店輸入部/得意先業蹟/羊毛紡織/ヴィクトリア小麦/小麦収穫/Exchange貴信/正金銀行交渉/最近/YSB Paper Rate 復旧/Parth L/C 宛/羊毛運賃協定貴信/正金銀行交渉/最近/YSB Paper Rate 復旧/Parth L/C 宛/羊毛運賃協定一二年二月二二日 吉野丸便 守田治平発	Austria/金融依然逼迫/輸入先約/大坂モス注文品ト延積金融ノ件lace Taylor/濠日間正金銀行為替率ニ就テ/National Bank of Austr'ia/Bk of1ace Taylor/湯日間正金銀行為替率ニ就テ/National Bank of Austr'ia/Bk of責信/前田重役/シドニー昇給辞令/広戸君/奨励会総会ト規約改正/金田君/ター二年二月一四日 長野丸便 守田治平発	・グリッチ氏 守田治平発	《/貴信/谷口店員 守田治平発
一 一 六	一 〇 五	八	七 七	七三

細目次

毛運賃協定/山下汽船ト羊毛/日本棉花ト羊毛見込貴信/秋田丸/北村取締役/日濠間ト倫敦廻リノ差/店内無為替為替率取極メ/羊

取三五号信	取三四号信	取三三号信	取三二号信
算報告/金融緩和/敬義丸坐礁ト将来ノ安全策/For Future Business/Insureシドニー第一回定時総会/外人店員イースター給与/Mr Coss/シドニー第一回決大正一二年四月二六日 丹後丸便 守田治平発	注文宛メルボルン買附品口仙/為替先約 貴信/シドニー店員/北村取締役/人事/貴店決算/シドニー決算/Coss/毛斯紡大正一二年四月一四日 イースタン号便 守田治平発	別割戻シ/政府羊毛ト山下汽船 干天/大毛注文羊毛/Whiddon Bros/新設毛織会社/西濠用 D.C. L/C/NYK特大正一二年三月二三日 安芸丸便 守田治平発	他店人事/運賃協定ト「ノイル」/日毛注文品ト船積差図/Vict'Wheat/倫敦向ケ T/T 売/Bk of Austria/保険/益田店員及旅費規定/シドニー事ム所移転ト不動産/大坂モス注文羊毛ト金融/為替率取極メ/Storage大正一二年三月一六日 セント・アルバンス号便 守田治平発
四八	四二	三	

正金ノ感情/貴信Profit/旱魃ト小麦相場)

/輸入モ打撃/店内無為替

firm exchange/大毛ニ関スル

丸災害小麦/Exchange/倫敦廻リ為替愈々羊毛ニ及ブ/守田メルボルン出張貴信/北村取締役/羊毛/濠洲旱魃/従務員俸給表/外人店員/中元昇給案取三九号信 大正一二年六月二八日 安芸丸便 守田治平発	奨励会規約訳文ノ件 大正一二年六月二六日 守田治	船帰朝者/YSB提議羊毛資金為替率先約ノ件 北村取締役/奨励会規約訳文/メルボルン支店新事務所/ブリスベン羊毛競市/本取三八号信 大正一二年五月二四日 吉野丸便 守田治平発	シドニー在勤者俸給及手当支給額改正案 守田治	降雨/クインスランド選挙/クインスランド税関/人繰り取三七号信 大正一二年五月一九日 アラフラ号便 守田治平発	ト Bk of Austria/輸入部人繰店決算/中井出張員/溝渕/井垣/X rate Exchang 貴信/奨励会/シドニー決算書/正金銀行更迭/日明三方号信 大正一三年五月カ日 長野大便 号田治
ange/倫敦廻リ為替愈々羊毛ニ及ブ/守田メルボルン出張./羊毛/濠洲旱魃/従務員俸給表/外人店員/中元昇給案/ 安芸丸便 守田治平発安芸丸便	件 守田治平発	提議羊毛資金為替率先約ノ件会規約訳文/メルボルン支店新事務所会規約訳文/メルボルン支店新事務所書野丸便 守田治平発	紿及手当支給額改正案 守田治平発	ンド選挙/クインスランド税関/人繰アラフラ号便 守田治平発	人 / 算 長 繰 井 書 野
、守田メルボルン出張/ バ人店員/中元昇給案/敬義	76 	6/ブリスベン羊毛競市/本	<i>7</i> E	1)	垣/X rate Exchange/旱魃漸ク破ル/Wheat/送金/正金銀行更迭/日本浴巾会社/日本毛織悶着/貴丸優 - 守田治平発
一 八 九	一 八 五	一七六	七二	一六六六	

細目次

九

Lincoln Mills/Geelong Mills/小麦/ブリスベン出張/溝渕

取四四号信	取四三号信	取四二号信	取四一号信	取四〇号信
震災/羊毛注文ト L/C/大正一二年九月二〇日	TO LET/シドニー外人別 LET/シドニー外人別 D. C. L/C/小麦保険、	貴信/D/C Yen Bill Credit/羊毛為替先約ノ件大正一二年八月一五日 あらふら号便 守田	職者慰労/日毛苦情解決新株払込/中元昇給/中貴信/北村取締役/前田大正一二年七月三一日	規約/委任状/シドニー倫敦廻リ為替取組/X ra大正一二年七月一三日
/正金過振中止ト安芸丸便	/Swift NZ 代理はア後丸保険/銀行・アルバー	edit/羊毛為替先生あらふら号便	K/NZ Swift ト三岩-元給与/シドニー・ 丹後丸便	-記念事業/羊毛/ate 動揺/英国金ate 動揺/英国金ate
震災/羊毛注文ト L/C/正金過振中止ト利息/Exchange 高下/Swift N. Z./Aus-一二年九月二〇日 安芸丸便 守田治平発	TO LET/シドニー外人Melbourne Branch Office/中井店員/広戸夫人/OFFICES励/濠洲在勤者支給額/Melbourne Branch Office/中井店員/広戸夫人/OFFICESト D.C. L/C/小麦保険/Swift NZ 代理店/人事/凶報/奨励会総会ト第二次奨貴信/日本ノ大震災/丹後丸保険/銀行ノ態度ト財界/羊毛為替先約/YEN Bill一二年九月一四日 セント・アルバンス号便 守田治平発	約ノ件 守田治平発	職者慰労/日毛苦情解決/NZ Swift ト三井/広東保険問題/シドニー人繰案新株払込/中元昇給/中元給与/シドニー会社利益処分/シドニー会社取締役/退貴信/北村取締役/前田取締役/第八回定時総会/第二紀念事業/東亜製粉貸金/一二年七月三一日 丹後丸便 守田治平発	規約/委任状/シドニー記念事業/羊毛/小麦/タロー/Cotton Grey Sheeting倫敦廻リ為替取組/X rate 動揺/英国金利/濠洲旱魃/シドニー不動産/奨励会一二年七月一三日 イースタン号便 守田治平発
二四六		三四四	<u></u> 0	<u> </u>

リスベン羊毛/大毛先約為替/雑件 tralian Bulk Wheat/九月末半期仮決算予想/所得税減率/外人店員定限年令/ブ

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ン支店/木材照会 YSB D.C. /YSB Sydney/為替逆潮 X rate 暴落/当店入用資金予想/メルボル始/YSB D.C. /YSB Sydney/為替逆潮 X rate 暴落/当店入用資金予想/メルボル	取 四 八 号 信
学 引	貴信/東京横浜罹災地方/正金トノ関係ト当店ノ被害/丹後丸被害保険/保険率引大正一二年一一月二日 - 丹後丸便 守田治平発	
小麦 二二	/ 斤麦F丙/乙廿/ こ也寝ぎ卍/ブースズ/ //ブニー 引電氏 丹後丸横浜揚貨物保険/YSB為替先約ノ件(羊毛以外ニ対シ実行)/為替ト小麦大正一二年一〇月一〇日 マドラス丸便 守田治平発	取四六号信
保険	貴信/シドニー円為替先約/日毛前季注文/奨励会規約英訳/丹後丸荷物震災保険大正一二年九月二四日 ガンジス丸便 守田治平発	四五号信

細 目 次

貴信/丹後丸保険問題/貴地金融ト信用状/為替乱調ト日濠相場ノ開キ/YSB SYD-大正一二年一一月二三日 - 吉野丸便 守田治平発 ……………………… 三元四

取四九号信

五〇号信 大正一二	替会	ムコ	NEY
大正一二年一二月一〇日 三島丸便 守田治平発	替愈々乱調/Gsy Wool 40 ½ ペンス Record Price	利息/人事/Our Mutu	\Australian Bk of (
三島丸便)½ ペンス Record	al Understanding ar	`ommerce/半季仮決答
可田治平発	Price	d Confidence	异/当店 EXPT 1
守田治平発 三0五		ム利息/人事/Our Mutual Understanding and Confidence/トムソン未亡人/為	NEY/Australian Bk of Commerce/半季仮決算/当店 EXPT No2 a/c/モラトリア
· 三 ○ 五			

取五一 取五 号信 大正 貴信 時中政府買上ゲ/英濠間為替 ス長期前貸/為替相場ノ開キニヨル取組法変更/為替相場益々乱調/人事紹介/戦 金融及信用状難 一二年一二月一五日 Paper ノ差 / 北村取締 『/Wool Payment/政府関係羊毛/日毛ニテ相場先約希望?/大坂モ 前 セント・アルバンス号便 田 取締役/安キ丸便/日毛送金案/Exchange Rate 守田治平発 Ŧī.

取五二号信 給外人增給/南阿問 藤井重役/前田重役/第二次奨励/シドニー会社持株登記/年末給与/シドニー下 £21,000/英国ヨリ金貨輸入/YSB金利引上ゲ7%/London 廻リ L/C 一二年一二月二三日 .題/L/C発行杜絶/L/C超過額過振り特別扱ヒ 安芸丸便 守田治平発 /送金

大正11年 シドニー来状

取二三号信 大正11年10月20日

豪社守田治平→神戸及東京取締役 丹後丸便

拝啓

北村取締役ハ今午後発列車ニテ「ブリスベン」へ御出張相成候ニ付、 御閲覧ヲ願ヒオク便宜上、

早目二書キ始メ申候

8/21日附前記及9/11日附 130 号前田重役御認状

並ニ9 /11附藤井重役御認北米調査御報告書

ハ何レモ丹後丸便ニテ十月十日入手、拝誦致候

右御来状ニ対シテハ北村重役御執筆ノ筈ニ御座候へトモ、未ダ其機ヲ得ラレズ、 且ツ今便ニハ

大正十一(一九三三)年

前田重役御提議

間 こ合ヒ申マジクト存シラレ候ニ付、 北村重役二代リ左ニ御受ケ申上候次第ニ有之、 尚其以上

*ا*ر 北村重役ヨリ直接御通信可申上候

事項ハ前田重役ニ於テ深ク御考慮ヲ重ネラレタル結晶物ナル事ハ、 容易ニ首肯シ得ル次第ニシ

テ、

第一、 少致サレ候事、 有価証券帳簿価格ノ調節案ハ何レモ賛成ニシテ、浴巾会社評価格ヲモ直ニ拾五万円ニ減 頗ル機宜ニ適シタル御処置ニシテ全ク御同意ニ有之、 而カモ帝国政府英貨債其

他幸ニシテ好収益ヲ得ラレ候モノト相殺シテ、 税務署側 ノ注意ヲモ避クル御仕向ケモ、 誠二結

構ト存候

其他 而シテ第八、定款変更案中 ノ御提案 ハ大体ニ於テ異議ヲ申出ベキ物有之候共思考致サレズ、 何レモ賛成ニ御座候

(A)公告新聞ノ変更各員賛同

(F.K. (Aust)Ltd. 決算報告モ同時ニ公告シ、 説明ヲ要セズシテ、シドニーニ姉妹会

社アル事ヲ世間ニ知ラシムル御計画ナル事モ守田ヨリ口頭報告致候)

 $\widehat{\mathbf{B}}$ ノ重役持株モー千株 律ニ賛同

シドニー支店ノ存廃

 $\widehat{\mathbf{C}}$

- $\widehat{\mathbb{D}}$ 株ノ金額 デ 増 攴
- $\stackrel{\bigcirc}{E}$ 一人ノ持株 制限率縮少
- F 定款第廿六条ノ遠キ 将来

等ニ就テハ事何レモ将来ニ属スルモ 慮ヲ与ヘラレ候由承知仕候 ノナレバ、 急ギ決定ノ限リニ非ズトシテ、 各員充分ノ御考

ギ候要モ無之哉ニ思考致サレ候 キ財力ノ蓄積ニ着手シ、其実行機 分業蹟ノ楽観予想ヲ許サズ、否寧ロ悲観財料ノミ多キ傾向ナルニ、 但シ記念事業計画案ニ就テハ勿論異議アルベキ筈ナク大賛成ニ御座候へトモ、商店トシテハ当 テ「シドニー」及「日本」ノ未払込資金充実ニ努メザル可カラズ、今ヨリ此記念事業ニ要スベ トシテ可成ダケ早ク之レガ実現ヲ希望致シ居リ候モノニ「シドニー」建物改築案アリ ノ早カラン事ヲ期スルハ頗ル同感ニ候ヘトモ、 纏リタル金額ヲ要スル事業 而カモ特ニ急 続

イ

*印欄外書込]

東京支店新築案

以上 於テ拝聴致候御意向ヲ其侭相認メ候物ニ御座候 ハ 北村取締役ニ於テ貴状御熟読後、 守田 ヨリ 貴地滞在中見聞シタル要点ヲ御報告致候時ニ

大正十一 (一九二二) 年 前田重役御退任

守田 於事 此御 宅 意見ニシテ、 ニ有之、 ニ関シ守田 手実何レ 御会合願フ事トシ、 1 提 ・シテ 案ニ 自然御帰 関 Ź Ŧ ノ見聞シタル処ヲ報告シ、各自 ハシテ 如前 帰濠後、 事務多端 神 述北村 上 第 ノタ 当方幹部 前田 重役御意 *ا*ر 一ノ週末手 御 メ好機 聴取 重役御提議ニ就テノ神戸ニ於ケル会議 ノ会合ニ依テ意見ノ交換 パヲ得ル 向 ノ 事ト 隙 モ同一ニシテ、 ノ / 時ヲ利 ·存 事困 候 ノ意見ヲ交換致シ候実況 \sim 難ニシテ、 、トモ、 1用シ、 内外重役及幹部意見一 何レ 小 而モ御 パヲスベ 池 モ日本ニ於ケ 御 ク北 前君 前 机村重役 【ノ模様 片 急ニ ハ勿論 桐 ĺν 離 致セ 幹部 井 御前 及其 ブ御 濠 垣 事 ル 会議 君御存 他 几 意 モ 一君ヲ 共 向 般 相 1 ナ 便宜 } 結 重 成候 ij 知 -解シ候 果 要事 シ ノ ・モ、 ŀ 如 折 上 私 項 同 ク 柄

非リシ 合 協 問 ラ時 題 議 ヲ ガ商店トシテ最モ重大ナル事ハ申ス迄モ無之、 モ ノ時 重ネラレ居リ候時代ニ 間 筆者ノ見聞シ得タル範囲ニ於テ北村重役始メ各部長 ノ大部分ハ結局 シテ、 此重要問題ニ要シタル実状 何等具体的 ノ報告乃至協議 守田錦地発足当時ハ藤井 三 御座 財料 候 \sim ノ 御 .. 7 ~齎シ帰 報告モ致 ij 林両 う シ、 得 可 **三重役** キ立 前 記 部 場 間 長会 二二御

而 シ テ 北 村 重 一役始 メ部 長 火衆議 ノ <u>ー</u> 決 セ ル 処ハ、 筆者ガ日 本 · 幹部 1 意見ト認メシ モ ノト 全然一 致

セルモノニシテ

第 前 田 [重役 ガ 従 来 通 リ引続 キ重 任 ラ承 諾 ij ル 事 ヲ希望シテ 勮 マズ

第二、 乍併 来年改選期 ラ機 トシ、 是非共常務ヲ離 V ラ ĺ 事 二前 田 [重役 ノ御決心 ヲ翻シ得 ザ

新年昇給案

修養師導等ニ就テモ亦絶 田重役独特長所ノ発揮ヲ願フベキ重要事項モ多ク可有之筈ニ有之、直接間接従務員 商店ト絶縁ノ形ト相成候事ハ到底忍ビ得ザル処ニ有之、将来ニ於テモ日常務以外、 徳ヲ慕ヒ、外ニハ商店ノ名声ト共ニ拡ク其重キヲナサル、前田重役ガ近キ将来ニ於テ 今ニ確メノ要モ無之候へトモ、 ルニ於テハ、吾人ハ現任重役諸賢ニ信任シテ御 、後見役トシテ永久ニ商店ト密接ナル関係ヲ保タレ候様、 へズ御高配 而カモ名実共ニ商店ノ柱石トシテ、内ニハ上下挙テ其 ヲ願ヒ度ク、 師導ヲ願フ事ニ於テ従来ト変リナキ 則チ適当ナル形ニ於テ名実共ニ商店 御協議御熟慮被下度切望二 前 ノ

ノ御考慮ヲ煩シ度ク上希候

此問題ガ具体的ニ決定致候事ハ、

御座候

北村重役ノ御意志ノアル処ヲ上伸致オキ候様ニトノ命ニ従ヒ執筆致候次第ニ御座候、

明年北村重役御帰朝ノ時ヲ待タザル可カラズ候

ヘト

モ

此際

重テ充分

二就テモ北村重役ヨリ御受ケ可申上処ニ御座候へトモ、 大体ニ於テ異議無之候間、 御立案賛成

トノ御回答ニ御座候

二就 テノ御来旨敬 承致

候

歳末給与額モ異議無之候、 但シ取締役振当額ニ就テハ後便得貴意可申候

今後ハ「シドニー」外人ニ対シテモ貴地同様二 回 「給与ト改メ、 貴地ニテモ其振当ハ年末ニ重キ

ヲ措キ、 内外ヲ通ジテ年末60又ハ65%、 中元40又ハ35%位ノ振合ヒモ妥当ト存候

藤井重役ノ御詳報ニ接シ、充分ニ了解致候

Wood Boxter . & Со ナル者ガ藤井重役ノ御眼 鏡 ニ叶ヒ候事ナレ バ、 此両人ヲ試用シテ北米方面

、小麦取引開始ノ御決議ニモ北村重役御同意ニ御座候

大西シドニー重役 退任ニ就テハ当方ノ都合上、 小池新任部長ニ譲リ、 銀行手形署名等、 結局守田帰任ノ時迄日勤致シ、 北村重役御不在中ニ於ケル日務 於事実、 輸入部長トシテノ事務 ノ渋滞ヲ避クル タメト

且ツ輸入部担当事項 ノ 、引継ギ等ヲモ最モ完全ナラシムル意味ト ヲ兼ネ居リシ次第ナリ シガ 本

北村 月十七日ヲ以テ当店従務一 取締役御挨拶ニ続 テ、 同 守 田 (女・子供ヲ除キ) 会合ヲ催シ、 ハ 日 [濠両 **ニ社重役及従業員ニ代リ記念品贈呈ノ挨拶アリ、** 正式ニ退任式ヲ挙行致候

小池 ガント ン諸氏ノ挨拶及感想談アリ、 殊二 Coss 君ハ外人ノ先輩トシテ 「当商店ガ従業員

功労者 IJ 別ナク全然商 タメ献身的 /١ ニ深厚ナルモ 冊 事 間 ヲ感ゼシメ ノ定評ニシテ、 ノ労ニ 努力スベ ラア 店本位ニシテ執務時間等ハ念頭ニナク、 酬 ユ 候 ĺ ルニ其 キモノナリ」 カヲ具体的ニ表示スル最好機会ニシテ、 他ヨリハ殆ド羨望ノ的ト成リ居レリ等ノ感想談ハ、 .形ニ於テ他ニ例ヲ見ザル完全ナルモノアリ、 トノ意味ヲ強メ、 ガントン君トシテハ当店従 而カモ人心ノ統一ト誰レ 後進者ハ大ニ脳裡 精神 此場合頗ル有意味ナ 的 ニハ ・モガ愉 務員ガ上下ノ差 亦 納 メ、 温 快気ナル 情 商 ノ如 店 何

大西氏 尾感謝 トシテハ告別 ノ意ヲ表シ、又記念品モ大満足ニ受納致サレ候 ノ感慨無量ナリシハ申ス迄モ無之候へトモ、 商店ノ好遇ニ対シテハ徹 頭徹

ヲ差引 株金 了解 付キ、 株金ニ対スル支払金ハ貴店金融状態ヨリシテモ可成送金ヲ希望セラレ、又大西氏自身モ へトモ、結局、 ト致シクレ候ナド大ニ好意ヲ表シクレ候ニ付、 ノ下ニ特ニ承引致シクレ候ノミナラズ、 ₩265,000 トシテ御送金入手致候ヘトモ、 キタル 松島YSB支店長 額 ラ御振 日本及シドニー持株価格ヲ合計シタルモノヨリ、 替被下 へ交渉 -候物 /結果、 1 -想像 罷 其内弐萬よハ定期予金トシテ六ケ月間 在 相場モ 2/1 候 直二電報申上候処、 如何ニシテ此金額ガ表 % 8 ノ好率トシ、 日 早速御電送ニ預リ奉 本ニ於ケル大西氏借越残金 レ候カ未 定期予金率モ /١ ダニ 手ヲ 不 附 -明ニ候 謝 特別 同 ケ ŕ - 様ニ 候 扱 ル

大正十一 (一九二二) 年

慰労金

当ハ 先般

前

田

重役御来濠

ノ節

ノ御打合セニ従ヒ

£500

ト致シ、

如左相

成候

日本ノ新旧株合計払込額 ¥ 218,750

電送金率 @2/1 % £ 25,771.9.8

Sydney 会社株金 3,125.0.0

£ 28, 896. 9. 8 500. 0. 0

外二特別慰労金

£ 29, 396. 9. 8

ト相成候

当方トシテモ輸入部ハ既ニ片桐君ニ引継ギ(NZへ出発ノ時) 三ケ月繰上ゲ当地出発ノ御希望ハ、NZ方面視察モ済ミシ頃ナルヲ幸ヒトシテノ御提案ト存候、 済ノ形トモ相成リ居リ候ニ付、

御来旨ニ従ヒ、本船丹後丸ニテ帰朝ノ事ト速決致候

同君約五ケ年半ノ間ニ濠洲ノ事情ヲ殆ド完全ニ吞ミ込マレ候事ハ吾人ノ疑ナキ処ニシテ、 ノ上ハ拡キ方面ニ於テ必ズヤ多大ノ貢献スル処アルベキヲ期待致シ居リ候 帰朝

想像罷在候次第ニシテ、二・三月ノ頃ハ羊毛買付モ最高潮期ニ可達、 御前部長ノ貴地早着ハ広戸部長モ亦一ケ月繰上ゲ、 一月出発ト早メラレ候御腹案ナラン 出来得ベクンバー月発ニ カトモ

繰り上ゲ願へ候ハヾ、誠ニ好都合ナリト北村取締役ノ御希望ニ御座候間、宜敷御高配願上候

(ツヾク)

取二三号信後記 大正11年10月26日 丹後丸便

追啓、今状前記七葉ハ便宜上「ブリスベン」御出張中ノ北村取締役ヨリ御附郵願フ事ト致シ候 ヘトモ、今状ハ北村重役御不在中ニ認メ候侭ニテ発郵致候ニ付、若シ訂正ヲ要スルモノモ有之 豪社守田治平→神戸及東京取締役

候ハヾ、後便追テ得貴意可申候

シドニー株券振替 大西氏引退ノ結果、大西氏ヨリ左ノ如ク株ノ譲リ渡シヲ為シタルノ通知ニ接シタルタメ、会社 ハ是レヲ承認シタル形トシテ聯邦大蔵省へ届ケ出デオキ候、未ダ其受ケ書接手致サズ候ヘトモ、

「マカロン」氏ノ意見トシテモ当局ニ異議アルベシトモ思ハレズ、筆者トシテモ同感ニ御座候

小池・シドニー 一三〇〇株

七五〇株

片桐・

神 言 五〇〇株

藤井 広戸 六四五〇株

則チ小池・片桐・広戸三株主ニ対シテハ実際ノ数字ヲ表シ、大西氏正味持株ニシテ奨励会所有 ニ属スルモノ六二五○株及亀山店員供託二○○株、 合計 6,450 ヲ藤井重役名義ト改メ候

従来ノ割合ハ シドニー 六五〇〇〇 日本 三五〇〇〇株ナリシガ

右ノ結果

"

五七〇五〇

"

四二九五〇株

ニシテ、「シドニー」側ハ漸ク過半数ヲ示ムル立場ト相成リ候

御前君持株一二五〇株ニ対シテハ後日単ニ住所ヲ日本へ移シタルノ届出デニ留メ、名義書キ換 ヘヲ致サベル考へニ御座候、 如此ニシテ漸次当局ノ意向ヲ窺ヒツ、実際ノ名義ニ振リ戻シ候様

実行ニ努メ可ク候

新株券発行ノ時ニ要スル印紙税ハ敢テ重大ナラズ、株券一枚ニ対スル最高 5/- (一千よ以上) ニシテ、如今回四枚発行ノ場合ハ合計 16/- ト相成候

リ渡シニハ 然ルニ Stamp on Transfer of Shares £18/18/0 ヲ要シ、如何ニモ過重ニ付キ、之レガ節約方法ナキモノニヤト研究中 ハ£10毎ニ9ペンスニ付キ、 今 回 ノ払込額 五千よノ譲

ニ御座

一候

前 モ、 ニ就テハ、 莙 其後モ ヨリ当地 前 向 便御前君ヨリ詳報申上候外ニ其後ノ電報ニ依テ、 ノ実状ヲ貴方へ御報告願フ意味ニ於テ同君ト共ニ会談ヲ続ケ居候 進 展 ヲ見ルニ 至ラズ、 屡々松島YSB支配人ト会見致候時 大体御存知ノ如 間 幸 クニ御座候 ビ御 自 |然成 帰 朝 へト ノ御

詳 細 昨 *)* \ 年末 同 ヨヨリ御 苡 来、 濠洲 聴取リ被下 日 リノ 輸出 -度候、 超 其原因 過 額 激増 ノ主ナルモ ノ結果、 ノハ 現ニ倫敦 三固 定セル資金 ハ 六千 万壬ノ多

債応募ニ余義ナクサレ、

資金 英国

ノ固定セルモノモ少カラズト云フニア

ij

ヨリノ輸入ハ遅々トシテ進マズ、

且ツ濠洲

内

地二於テモ亦公

ニ達シ居ルニ拘ラズ、

内地 濠洲 候トモ、 モ不充分ナル 銀行 銀 然レトモ現ニ当地YSBガ苦悶致シ居リ候程ニ 行 自分 ハ 何 何 アレモ ラ犠牲ニ供シテ迄モ之レヲ援助スル者ハ無之、 ハ明 レモ今季羊毛及小麦ニ対スル巨額 カナル立場ナレバ、 常得意ニ迷惑ヲ来 座候 分サッ 此際外国為替銀行タル ル様 袙 当ノ ノ輸出為替ヲ買フタメニ資金争奪 準備 内地銀行モ行詰リ居リ候意味ニハ 金 ハ 用意シア 結局YSBガ最モ苦境ニ陥 Y S B ガ 7如何 ĺ 事 勿論 ニ好率ヲ餌 ナ ラ有 1 無之、 様二御 モ ij 齷 扂 齪 而 致 座 IJ 力

依 メ テ松島氏ハ遂ニ意ヲ決シテ、自ラ「メルボルン」へ出陣致候事ハ其当時電報 「シドニー」ニ於ケル大銀行ノ多クハ其本店乃至幹 其根本ニ立チ入リテ実際ノ立場ヲ出来ル限リ研究スル 部 卜同 ヲ ブメ]時ニ金策ニ努力スル覚悟ナリシ ル ボ ルン」ニ 置 申 ク 上候 É 如 多キタ クニ有 候

乍遺憾当然ノ

成行ニ御

設前 松島氏トシテハ自家ノ利害問題ヲ別視シ、 市セラレシ如クニ候 ヘモ疑ハシク苦心ノ折柄ナレバ、此提議サヘモ乍残念引受ケ難シトノ不成蹟ニテ、 モ、「メル 、状態ニテ引受ケ方交渉致候ヘトモ、各銀行何レモ彼等自身ノ常得意ヲ満足セシ ボルン」ニ於ケル逼迫状態ハ寧ロ 常得意ノ迷惑ヲ救フタメニ羊毛為替ヲYSB支店開 「シドニー」ヨリモー 層甚シキモノニシテ、 止 ムル事サ ムナク帰 此際

店入用 成候 バ限 所ヨリ金貨ヲ輸入ス 若シ日本行羊毛取扱業者ノ全部ガ総テYSBヲ通シテ為替取組 4 モ保証シ難ク相成リ、 シタメ、其趣十月十二日発電御報申上オキ候へトモ、其後ノ形勢ハ逆戻リト相 メニ注文品買輸不可能トナルカ、 前是松島氏ヨリ十一月入用額 ル物ニ依テ、 トモ、 リモ無御座候間、 |額ヲ全濠銀行ヲ通シテ倫敦 額丈ケ 全濠銀行トシテモ常得意ノ事ナレバ、 列平等ニテ止ムヲ得ズ候ヘトモ、茲ニ最モ厄介ナルハ三井ニ有之、彼レハ従来相 ハエ 十一月分ハ賄ヒ得ル見込ナレトモ確約ハ致シ難シトノ立場ニシテ、 面シテ貰ハネバ ルガタメニ、 此種 今日ニテハ漸ク拾五萬よハ準備整ヒタリ、今後モ努力ヲ続ケ弗々拾ヒ集 ノ変動 ハ何トカ成ル見込ナレトモ、其後ハ全然見当ガ附 廻り 為替率ガ非常ニ割高 或ハ最後ノ救済策トシテ米国 成ラヌトノ一点張リニテ凭レ掛リ居リ候現状ニ ハー々貴方へ電報申上ゲズ、YSBへ対シテハ何トシテモ当 ノ信用 状ヲ利用 日本商社ナレバトテ謝絶スル筈モ無之、 ズ $\widehat{-}$ ル 割位 ノ立場ニアリ ノ響キアランカト ・印度又ハ香港何レカ便利 ムモノナレバ、 (五十万£ト 金融不 成り、 カヌト 御座 シ事 悲観致候 十一月分 力 也 出 ノ話 夫レ 聞 来 きキ及 } 'ノ場 デナリ ガ 相

リヲ入レ 地銀 ヘトモ、 行 中 デ ź١ SO 此 全濠銀行ガ最モ苦シキモノ far 対人ニハ成ラザル有様ニ候事ガ、 ナ ル ガ 如クニ候、 頗ル不安ノ思ヒヲ加へ候次第ニ 而 ジテ他 ノ銀行 ニニモ探

御

座

聯邦選挙

事可然」旨ヲ加電

·御注意申上置候儀二御座候

ル

可

行頭 ル能 如クニ候へトモ、是レガ廻転スルモノナレバ、是レ丈ケニテモ実施ヲ見ルニ至ラバー ノートシテ唯一ノ方法ハ此際聯邦銀行ヲシテ紙幣ヲ発行セシムルニアリ、 ハ 株ハ目下 ズ候 へトモ、 ーメ ルボ 其要求額 ル ン」ニ会議進行中ニシテ、 ハ五百万よナルガ如ク新聞紙ニ伝 其経 温ハ極 ヘラレ 秘ニ附セラ 候、 其額比較的 政 ル ` 府当局者及各大銀 如ク杏 時ノ救済 小ナル トシテ知 ガ

策トシテハ

足レル

ガ如

クニ

候

我等ノ立場トシテモ余リニ大事ヲ取リタルタメニ、却テ注文ヲ取損ジ候如キ事モアラバ 小麦等ノ重要品ノ出廻リガ今一層明確トナラバ、或ハ却テ資金 相成候へトモ、又必ズシモ銀行ノ全部ガ全ク資金不充分ナルモノナリトハ断定シ難ク、 尚NSW州ノ小麦大減収ハ免レザル可ク、 ラズニ付、 愚念ノ如クニ ハ 候 \wedge <u>۱</u> ・モ、 「金融状態ハ進展ナケレトモ、 反之羊毛相場ノ 漸騰 ノ余裕ヲ生ズルモ ハ資金ノ増 注文引受ニハ躊躇 額ヲ要スル事 ノナキ 虻 セザ 羊毛 ŀ ヲ難期、 蜂取 Ė

ハ愈々十二月十六日ト決シ、「ヒュース」 及反対レーバー党首領ノ政綱演説有之候ニ付、 其概

要切抜キヲ 加 封致シ候

於大体頗ル 平 |凡ナ ĺ ガ 如 アクニ 候 ヘトモ、 所得税減率ハ耳寄リニ御座 一候

年半此地ニアリシ岡出張員、 本船ニテハ又多数ノ日本人アリ、 田井君、「ニューカレドニア」詰ナリシ増田屋ノ椋原君、 OSKハ愈々出張員引キ揚ゲノ事ニ成リ、 酒崎君夫婦、 領事館 約三

書記生柴田君ト店ノ御前君ニ候

九月十五日付 131 前記前田重役御認メ状の次便写

等ハ何レモ「セイロン」丸ニテ本紙ヨリモ早ク本月十九日着九月二十日付藤井重役御認メ重役及部長席宛ノ写

九月廿五日付 132 「セイロン」丸便前田重役御認状

〃 藤井重役御認メ状

132

付前田重役御認メ奨励会規約改正案

余サドリシ次第二付キ、 御披見後、 等モ亦同時ニ接手致シ候、折シモ北村重役「ブリスベン」へ御出発前日夕刻ナリシタメ、早速 御留守中ノ間ニ我々ニテ研究協議致シオキ候様ニトノ御申残シ有之候以上ノ時間ヲ 後便御受可申上候

大正十一 (一九二三一)

致居候へトモ、其内容ノ大部分ハ如前述既着写ニテ拝誦致候モノト期待罷在候 「マレイ」丸便北村取締役一封ハ本月廿四日入手致候ヘトモ、 北村重役御不在ニ付キ其侭保存

余ハ不日出帆ノ錫蘭丸便ニ譲リ申候ヘトモ、或ハ同船ノ方貴地早着カトモ存居リ候

心掛ケニハ御座候ヘトモ、当地着以来、寧日ナキ有様ニシテ到底私信等執筆ノ余暇無之、不悪 守田儀以御高庇家族一同無恙帰任仕候間、乍憚御休神被下度候、追テ一々御挨拶状差上ゲ可ク 御諒承被下度、乍失礼今状末ヲ借リテ不取敢御詫申上候

拝具

前田取締役

取二四号信 豪社守田治平→神戸及東京取締役大正11年11月30日 NYK臨時船錫蘭丸便

拝啓

本船 貴状御受ケノミハ去ル廿七日発丹後丸便ヲ以テ申上オキ候 ダケ執筆致候 ン」ヨリ御帰店相成候ニ付、 六「シドニー」及「ブリスベン」ヨリ羊毛ヲ積取リ貴地へ直航致候事トテ、 に二付、 其他 ハ次便ト相成候 貴方へ御回答可申上事項ニ就テ御意見ヲ伺ヒ、 ヘトモ、其後北村取締役 以今便間ニ合ヒ候 或ハ却テ丹後 「ブリスベ

丸ヨリモ貴地へ早着致候哉ニ 期待罷在リ候

常務 本件 解任御申 関スル北村取締役ノ御意見 出 ワ 件 関シ、 九月 ハ、 廿 五. 前便丹後丸便ニテ其根本的 日附藤 井 取締役状敬誦 致 候 ノモノヲ既ニ上伸致候如クニ

 $\stackrel{-}{=}$

タク御願申上候儀ニ御座候

締役ニ対シ好意ト敬意ヲ表スル所以ニ非ズトノ御見地ヨリ、 最近前田取締役ヨリ御提出相成候覚書ハ、已ニ前田取締役ニ於テ充分御深慮ノ結果ニ外ナラザ ル可ク候へバ、北村取締役トシテモ此際此御提議ニ対シ異議ヲ申出デラレ候事ハ、寧 結局、 藤井取締役ガ分解的ニ示サ 口前田取

レ候モノ、内ノ「イ」ニ御同意申上ル事ニ決シ候

則チ前田取締役覚書ノ(一)(二)(三) ヲ追認シ

(四)ハ前田取締役御趣意ヲ体シ、之レヲ実行スル事ニ同意シ

六 ニ対スル最後ノ決定ハ北村取締役御帰朝ノ上、 ル上ニ於テ最モ満足ナル方法ニ於テ取極メノ事ト可相成候 貴方取締役諸賢ト協議ヲ重ネラレタ

右御回答ノミ取敢へズ上伸仕候条、 何レ北村取締役ヨリ直接貴意ヲ得ラレ候事ト存候ヘトモ、貴方ノ御都合モ有之可キ儀ニ候ヘバ 何卒宜敷御賢慮ヲ煩シ度ク奉願 上候

尚貴状回覧ニ接シ候当方各部長ニ於テモ、之レガ意見ノ交換ヲ致候結果ハ御前部長御存知ノ如 結局、 北村取締役御意見卜全然同一二御座候間、 御参考迄ニ申加へ候

奨励会規約

改正案トシテ前田取締役御入念ノ説明ト共ニ克ク主義ノ貫徹ト公平ヲ重ンゼラレ、 層本規約

ヲシテ時世ニ適スルモノタラシメ、益々理想ニ近カラシムルモノニ改メラレ候、 貴案ニ対シ全

然賛同ノ意 ラ表シ候ト同時ニ深ク感謝ノ意ヲ呈シ候

愈々該改正案ニ依テ、 新タニ規約書ノ印刷ニ付セラレタル時ニ於テ、 是レヲ翻訳シ外人株主ニ

尚其他ノ故参従務員ニ対シテモ、此世界無比トモ誇リ可得理想的制度ノ内容ヲ了

解セシムル 仕 向 ケト可致 モ配付致シ、

但シ翻訳ノ 際 ハ特ニ第拾八条中 六 ノ説明ヲ明ラカニシ、外人ノ諒解容易ナル様ニ意ヲ用ヒ

可申 넩

McEelone

氏ノ持株ニ対スル御注意モ拝承致候、 主名義ヲ返上スル事ニ就テモ、 亦北村取締役ノ御意向ヲ伺ヒ度キ筆者ノ腹案モ有之候ニ付キ、 而シテ可成速カナル時機ニ於テ同氏ノ Director 並ニ株

聯邦官憲ノ意志ヲモ確メツ、可成早キ機会ニ於テ最初ノ計画ヲ実行シ得ル様注意可仕候

総会

ヒオキ候ヲ以テ適当ナル可シト存ジラレ候ニ付、 /١ 藤 并 取締役御意見 如ク明 年 月二於テ現在規約二依 可然御配慮被下度御願申上候 ル総会ヲ開 キ、 改正ノ手続キヲ完了願

兼松商店史

容易ノ業ニ非 ノ編 ヲ挙グルノ外ナク、 纂ガ如何ニ吾人ノ渇望シテ歇マザルモノナルカハ今ニ贅言ノ要モ無御 ル事モ亦思ハザル可カラズ、 前以テ其御辛労ニ対シ深ク感謝ノ意ヲ表シ候ト同時ニ、其御成功ハ 此大事業ニ対スル最モ適任者トシテハ 座 候 トモ、 前 是レガ 期シテ 田 [重役

疑 分げ jν モノニ御 陸候

之哉ニ存候ヘトモ、若シ御用モ御座 当方面 我等心身ノ及ブ限リノ労ヲ厭ハザル事申ス迄モ無御座候 .関係事項ニ就テモ既ニ大体御調査済ノ事ニ属シ、今更史料蒐集ノ手ヲ延サル、 |候ハヾ 御介意ナク御申附ケ被下度、 仮令日夜忙殺ノ間ナリ 要モ可無

濠洲業蹟予想卜

有之、 員実際ノ生活費ヲ取調ベ候上ニテ、 ニ関聯シテ「シドニー」 自然後便卜相成候段、 在勤手当問 不悪御承引被下度願上候 北村取締役ノ御考慮ヲ願ヒ、 題ニ就テノ御来意ニ対シテハ、此機会ニ於テ具体的各従務 貴方へ御挨拶可申上準備中ニ

広東割戻シ

ハ 必ズ貴方へ 大正十一 (一九二二) 御振替申上候事二確定承知致候、 年 恰カモ其時機ニアルモノ七・八・九、

三ケ月ニ

丰毛運賃

対シ、今便YSB為替券ヲ会計部宛トシテ御送申上候

候、 貴方ヨリハ小 ト致シ候事、 同 時ニ当 地ヨリ振替へ候輸出電報料モ今後三ケ月毎ト改メ候御来旨拝承致 如何ニモ矛盾ノ如クニ候ヘトモ、当方帳簿体裁上イヤ々 ·額ヅ、テモ多大ノ苦労ヲナシツ、当方へ送金相成候時ニ、 々ナガラ従来通リニ致シ 此割戻シ金ヲ銀行為替

物事ハ理屈通リニノミハ行カヌ物ニ候

工業理事会ノ議論沸騰ニテ次回ニ持越シト成リ、

結局、

船会社ガ暫時現状維持トナリシ由、

仄聞

ズ

ル処ニ依レバ、

山下汽船ノ当地出

[張員米田

フ如キ

ハ

「羊毛位好運賃ノモ

ノハナク、

五千

井氏 屯級 致シ居リ候事ナキニシモ非ズ、 船ニテモ弐千俵位 如キ *)* \ 屡々 此種 ノ羊毛ガアレバ結構ナリ」ナド申シ居リ候由、 ノ寧ロ不謹 近来此筆法ノ連中ガ少カラズ、 身ナル 情報ヲモ虎 ノ子ヲ得タル 益 一々世 ガ 如 たク本社 自然彼レト懇意) 中 ヲ複雑ナラシメ候 ハノ 報告 ノ日毛永 モ大書

YSB ガ C form Credit

其後 押シ付ケル ニ対シ 高 嶋屋ニ対シ新信用状発行要求アリシニ対シ、 Cr Rate 関係上、 ヲ (羊毛ニ限リ) 当店ダケニ呉レル事ト相成候事ハ既報 止ムナク高嶋屋モ此均霑ニ浴セシムル 是非 共 事トナリタレ 旧 信 崩 状 1、残高 バ 了承アリタシト ノ如クニ候 . ヲ使 用 セシ A トモ、 ル 事ニ

アリ、 氏ヨリ ()内 可成足下ヲ明カニ致シオキ候方却テ活動ニ便ナルベク候 報 有之候、 羊毛関係ニテハ常ニ結 局平等扱トナル ノ外ナク、 又日毛ニ対スル言質モ

日本ヨリ輸入ノ商売ガ Exchange ヲ マセ易イト云フ場合少カラザル事 既ニ御存知ノ如クニシテ、 firm ニセザレバ成立セズ、又ハ firm ニスレバ商談ガ進 直ニ firm トシテ商 談取

'n

極

メ)

要アル時ハ当地YSBニテ先約スル ヲ例ト致シ居リ候

然ルニ現今ノ状態トシテハ可成ダケ多クノ無為替交換ヲ奨励スル要アリ、 又小額ノ約東ヲ一々

無為替ハ原則トシテ従来ノ通リ積荷船出帆当時ノYSB相場ニ因ル

銀行へ持込ム事ノ余リ感服セザル点モアリ、最近我々協議

ジノ結果、

如左立案ヲ致シ候

部ヨリ注文ヲ発スル際其率ヲ通知シ、其特定品ニ対シテハ貴方ヨリノ「インボイス」 然レトモ其内或商品ニ対シ Rate ヲ Firm ト致シオク必要アル場合ニハ、 其都 度当輸入 ハ 同

船 而 シテ其取 出帆当 時ノ相場ニ拘ラズ、 極メ率ハ当地YSBニテ先約シクレル物ヲ標準トス 商談成立当時ニ定メタル率ニテ「シドニー」へ附ケ出ス事

如斯ニ ト相 成 以り候 スレ バ ヘトモ、 見貴店 元来当店ノ無為替組織ハ輸出入共ニ船ノ出帆当時 ガ相場変動 Risk ヲ持タ ĺν 態ト 相成 リ、 又於事実 ノ相場ト 相成リ居リ候ニ Risk ヲ 負 ハフ事

大正十一 (一九二二) 年

丟

付、 其時迄、 、率ヲ早クヨリ ノ相場 取極メオキ候共、 ノ変動ニ対シテハ 常二 貴店為替 a/c Risk ヲ負ヒ居リ候モノニシテ、 Risk ノ程度ニハ異状ナキモノト存候 今回立案 ブ如 ク其

案ガ最モ簡単ニシテ、 此問題ニ就テ、 或ハ当地ヨリノ輸出無為替額ト結ビ付ケンカトモ考究致候ヘトモ、 結果ハ同一ナルベシトノ結論ニ達シ申候 結局前記

濠洲ヨリノ輸出品 上額ニ対シ当地YSBトノ先約ヲ致シ、 金融状態ヨリシテ無為替資金額ノ当リヲ 今後貴方ヨリノ御注文品ニシテ為替相場先約ヲ要スル旨ノ御来電アリタル時ハ、予ジメ当方ノ 勿論貴店輸入部ノ要求ニ添フモノト存候 ニ対シテモ同様ノ方法ニテ無為替分ニ対シ、 ノ成行相場ヨリ換算ノ事ト可致候 (付ケ、 其必要ナキ小口無為替品ハ従来 (為替相場変動得意負担 其時ノ相場ニテ店内約束ノ態ト致シオキ候ハヾ、 金融可能 ト認メタル範囲ヲ店内約束トシテ、余 ノ場合ハ別ナレトモ)、依テ ノ通リ積荷船 出帆当時

右ノ案ニ対シテハ又貴方ニ御異論ナキヲ難期候ニ付、 事ニ 当方協議会合ノ時ハ特ニ御前君モ同席シ、

貴地ニ於テ必要ニ応ジ、

説明申上

ル

願ヒオ

キ

帹

今便小池君ヨリハ輸入部トシテ立場ヨリ詳報御打合セ申上候ト同時ニ、 臨暗ニテ御同意ノ否哉

日濠間利息勘定

ルノ案ニ有之、

既発利息勘定表モ同

一ノ形式ト相成リ居リ候

丹後丸便ニテ御送申上オキ候ニ付、 兼テヨリノ御打合セニ基キ、 去ル四月一日ニ溯リ日濠両店間ノ利息勘定書ヲ作製シ、 御検算被下度候、今後ハ従来 ノ貸借対照表ニ利息 過日 ヲ附記ス 出帆

シ候ニ付、60 days a/s 算出シ、 加ヘアリ候、 日本ヨリノ無為替輸入額ニ対シテハ、便宜上、 其金額ヲ貴方へ振リ替ヘル事ト相成リ居リ候 同時ニ当輸入部ニテハ同期間 ノ換算ニナルモノニ対シテハ、六十日間ノ利息ヲ余分ニ貴店ノ貸方ニ ノ「インボイ 貴伝票ガ当地へ到着記帳サレタル ż 面ヨリ 60 days **|** D/D 日ヨリ起算致 率 ノ差ヲ

濠洲内地送金料

ヲ規定 候 シ、 可成明瞭ナラシムル意味モ含マレ、 「メルボルン」其他ノ州ニテ輸入品ニ対シ入金セルモノハ、 ハバ 内地送金料ヲ節約シ、 是レヲ利息 ノ通リ負担セシムル事ヲ原則ト致シ、 a/c ノ如ク General Exchange a/c 従来ハ結局当輸入部ガ其余恵ヲ蒙リ居リシガ、 店内利息勘定ノ如ク輸入品へモ此 Interstate 輸出品 ハ ナル新課目ノ下ニ集ムル事ト致候 如従前此費用ヲ附ケ出シ、其差益 可成同地ヨリ 今後ハ各部 ノ輸出勘定ニテ双殺 Exchange ノ立場 ヲ

NSW州所得税法ニテハ配当金分配前ノ利益額ニ 2/6 ペンス per £1 ヲ会社ニ課税シ、

ハ夫レ以上配当[欄外に「納税?」と書込あり]ノ義務ナキニツキ、 配当金ヲ如何ニ長ク積立 個人

テシ後二処分スルトモ、何等ノ利害問題ヲ生ゼズ頗ル明瞭ニ候

然レトモ聯邦所得税法ハ全ク其立場ヲ異ニ致シ候、 聯邦税法ハ会社ノ積立金及繰越利益金ニ対

シテハ

£1

二付キ%ペンスヲ会社ニ課ス事ハ動カス可カラズ

配当金ヲ処分シタル場合、会社ハ此配当金ニハ何等ノ課税ヲモ受ケザル代リニ受配当者個人ガ

納税 依テ商店ノ立場トシテハ、会社ト個人ノ利害ヲ一ツトシテ研究スルノ要アリ ノ義務アル事当然ニ御座候

今試ニ左ノ二例ヲ引証致候

Coss Dividend 10% ノ場合ニハ Property Rate about 11 ½ ペンス per £1 ニシテ、之レニ会社ノ £300 ヲ加フレバ約 16 ½ ペンス per £1 トナル

此 Dividend £300 ガ既ニ会社ノ積立金トシテ 2/8 ペンス per £1 ノ課税ヲ受ケ居ルモ

ナレバ、税務署ハ 16 ½ ペンス per £300 ヲ allow スル事トナル

則チ会社ニテ 2/8 ペンス支払タルモノニ対シ 16 ½

ペンスノ割戻シヲ受ケ其差

15

1/2

ペンス per £1 ハ税務署ノ余徳トナル

スニシテ、 沢辺株主ノ如ク尚収入少ナキモノハ £40 ノ配当ヲ受ケタル時ノ Tax Rate 此場合ハ 8 1/4 ペンスダケ £40 ニ対シ allow サレ 23 ¾ ペンス *)* \ per ∞ 1/4 **光1** ノ ペン

損トナル

トシテ会社ガ 2/6 ペンス per £1 納税シタレバトテ、其全額ヲ其後ノ配当ヲ受ケタルモノ 我々トシテハ会社株主ノ利害ヲ共通トシテ打算スレトモ税務署ノ見地ハ別ニシテ、最初積立金 ニ割リ引キスレバ、 株主ハ却テ不当ノ利益ヲ得ル事トナル也トノ意見ナルガ如シ

[欄外書込]

per £1 ヲ配当又ハ分与金額ヨリ控除ス 但シ個人収入ニ対スル納税率ガ 2/8ペンス per £1 又ハ其以上ノ時ハ 2/8ペンス

所得税 而カモ是レニ伴フ手数モ少カラザル模様ニ御座候 ノ負担額ヨリシテ、一度積立金トシタルモノヲ配当ニ割リ当テ候事ノ不利ナル ハ 明 療ニ

而シテ年々積立テタル金額ヲ一時ニ何カノ形ニ於テ分配シ、未払込金払込用ニ宛ツル事トスレ 所得税逓進率モ夫レダケ増大スル訳ニ御座候

依テ守田ハ左ノ如キ提案ヲ致シ度ク候

会社ノ業蹟ガー割乃至以上ノ配当ヲ為シ得ル時ハ、 之レヲ適度ニ配当ス

但シ此配当金 ハ他日払込金ニ要スルモノナレバ、全然会社ニテ保管シ、 無利息ニテ会社

/١

株主ハ此配当金ニ対シ、各自所得税ヲ支払

此保管金ヲ流用スル事、払込資本金ニ於ケルト異ラズ

此払込用保留金ガ其目的ニ宛テラル、以前ニ退社スル者ニ対シテハ、 是レヲ積立金ト認メ

テ計算ノ事

トシテ会社及株主間ニ特別内規ヲ設ケオキ候ハヾ、 比較的簡単二貴方ノ御主意ニ添フモノナル

ベキカト愚考罷在リ候

但シ先般無配当懸念説有之候如ク申上候ハ全ク其当時ノ誤解ニシテ、 ニ有之、 右ノ所説ハ所得税関係ニ外ナラズ候 其後勿論氷解致シ問題外

間 *)* \ 数字 遂ニ今便ニモ間ニ合ハヌ事ト相成リ候ヘトモ、 ハ 整ヒ居リ 傧 \wedge } モ、 何分筆者留守中 ノ事ニモアリ、 次便ニハ無相違御送附申上ベク候間、 通り 〜得心ノ・ 上二致シ度ク存居候

不

悪御了承被下度願上候

モ可 此種 モ当地へノ輸入見込ナシト悲観スベキ立場ニモナク、 モノニモ有之、不幸ニシテ殆ド会社成立以来、 二就テハ重テ御詳報ニ接シ、 又目先キ必ズシモ悲観スベキニ非ルベシト 得申、 ノ工業ガ着々其成蹟ヲ顕著ナラシム 殊ニ当店ガ 日本ヨリ輸出 曙光ノ遠キヲ憂ヘシメ候ヘトモ、 「スル ル事ヲ期待スルハ、寧ロ余リニ多キヲ望ムモノナリト 「タオ 不況時代ニ遭遇致シ候タメニシテ、 ノ当事者 ル」ノ品位 否近来少数ヅ、ナガラモ新商談モ成立致 (当方輸入部) 統 ヲ期 北村取締役御意見トシテハ元来 ズ ル 予測ニモ有之、 夕 メニ生ジタル 未ダ必ズシ 性質 御来示

申上候へトモ、 経営者トシテノ新適任者ヲ得ル事 萬事可然御 配慮被 下 Ż 困難 度御願申 ナル Ė 事 一候 *)* \ 誠 ニ御尤ニ有之、 御苦心 ノ存スル処ト

ノ如ク半永久的ノ覚悟ヲ以テ之レガ維持方ニ御賛同ニ御座

一候

御

金融難卜羊毛相場

御座 御不 金融逼迫ハ濠洲 審ト 候、 井ニ 恰モ丹後丸便ニテ貴電ニ対スル御返事ノ大体ヲ尽シ居リ候ヘトモ、 貴地正金 一般的ナルニ、而カモ他国買人ハ相場ノ暴騰ニモ拘ラズ、羊毛多数買続ケ居ル ノ交渉参考ノタ メ当方 ノ意見御 開会ノ 貴電ニ接シ、 此際、 誠二 御尤 以電 次第ニ 報当方

候事 金融 テ商 機ヲ失スルガ ハ 逼迫ト羊毛相 前便 相認メ候如 如キハ愚ノ極ニ付キ、 場 /関係ハ クニ有之、 早クヨリ北村取締役モ御心附キニテ、 金融逼迫ハ事実ニシテ楽観ヲ許サバ 羊毛注文獲得ニハ御遠慮ナキ様、 諸方面 ルト 同時ニ徒ラニ ノ御 而カモ相場目先キ下 研究ヲ重ネラレ 悲観シ

落 ノ見込無之事 ハ重テ輸出部ヨリモ電報申上候如クニ候

分信 保証 ヲ買 未ダ整ハザルニ付、 行ニテハ結局三十日夕ニ到リ、 今日迄ノ立場ハ丹後丸及三十日発電ニテ要ヲ尽シ居リ候ニ付キ、 ラズト |用状ハ十一月分ハ十一月限リ有効ト其時限リノ物ト為シ、「信用状ガアル シ得ル事ト相成候ニ付、 ヌカ」 ノ断リ御座候、 ト兎角理 何事モ他へハ洩スベカラズトノ注意アリシ程ニ御座候 但シ十一月入用額ニ対シ当店へハ保証シタルモ、 屈押シノ通怙ナル日本人ノ攻撃ヲ防グタメニ外ナラザレバ、 是レガ信用状発行ノ事ヲ日本正金へ電報ノ筈ニ御座候、 又漸クニシテ新資金ヲ得タルタメ、十一月当店用弐拾六万よヲ 茲ニ贅セズ候へトモ、正金銀 他店へ対スル迄ノ準備 ノニ何故 其点ハ 而シテ当 、悪力 Bill

月分 結局 保証 ′ズ候 是レ 出 日 トモ、 リ十 来ヌ立場ニ候へトモ、 附 月二入リ、 カズ離 レズ松島氏トハ各日毎ニ接近ヲ保チ居 十二月入用金ヲ作ルベク 何トカ相成候事ト筆者トシテハ正直ノ処、 Hand to mouth ij 傧 ノ現状 夫レ迄ニハ悲観 ニッキ、 <u>+</u>

松島氏ハ第 兼松ノ困ラヌ様ニトノ頭ナル ハ 聊カモ疑ヒナク、 若シ夫レニテモ行キ詰 リ候へバ

御礼

天長節

候、 リ可然形ニ於テ松島氏へ一電願ヘナバ、又大ニ効力ヲ増ス次第ト存候ニ付、其旨加電致シオキ 頭徹尾YSB本位トセル兼松ヲ究境ニ陥入ル、 全ク不可抗力ト諦ムルノ外ナケレトモ、 而シテ三井ノ如ク両天ヲ掛ケ居リシモノガ、 仮令不可抗力ニテモ諦ラメラレヌ次第ニ付キ、 ガ如キ事ナキ様、 今ハ最モ有利ノ立場ニアル事実ヲ附ケ加へ、 特別ノ尽力方、 正金総務部 此際徹

正金へ御交渉資料ノ一ニ提供致シオキ候

北村取締ヨリ御礼申上候 北村取締役預金ヲ利廻リヨキ川崎造船所社債ニ御振リ替へ被下候由、 前田取締役御厚志ニ対シ

本日 ルオーストラリア」ニ集マリ、立食的ノ饗応アリ、 ハーケ月程前又一子ヲ挙ゲラレ、 メ其計画ハ来年ニ延バシタル由ニ候、序ヲ以テ特ニ前田取締役 元来当地大臣其他官憲 ハ依例午前ハ領事館ニテ遙拝式アリ、夜ハ鈴木総領事ノ招待ニテ日本人ノ大部分ハ「ホテ ノ一部ト日本人ノ一部ニテ正式晩餐会希望ナリシモ、 益々繁昌御芽出度キ事ニ御座候 祝盃ヲ挙グル事ト成リ居レリ へ御報申上候、 案外費用 鈴木領事方ニテ 超過

礼申上候

右

安田氏方ニテモ男子安産、御母子共ニ御健全ノ由電報被下候御親切ニ対シ、北村取締役ヨリ御

三四

取二五号信 大正11年11月23日 吉野丸便

豪社守田治平→神戸及東京取締役

拝啓

133 付九月29/30附前田取締役御認メ(及 133 十月三十一日着)

134 十月三日附藤井取締役御認メ (仮決算書同封

135 十月十九日附ガンヂス丸便十一月十八日着 十一月六日吉野丸便ニテ着

136 十月廿三日附Stアルバンス便十一月廿二日着

外ニ林取締役ヨリ北村取締役宛十月九日附吉野丸便等、

何レモ拝誦致候

上半期仮決算

二属サベルモノ廿五萬乃至三十万円ヲ含ミ候由ナレトモ、 九月末日終了六ケ月間 ノ成蹟ヲ帳簿外ニ行ハレシモノ拝見致候、 貴方御予想ヨリハ幾分良好 純益七拾五萬円 弱 *)* \ 此六ケ月 ノ結果ト

相成候事、 御同慶ノ次第二御座候、 且ツ南阿・南米関係切捨債権回収額ノ四万七千余円モ一助

ト相成リ居リ候事ト御尽力奉謝候

今期一ケ年予想

ト共ニ之レガ処分案ニ就テハ北村取締役ニ於テモ別段御異議無之候へトモ、前便ニモ上伸致シ

リハ先ニ東京支店及シドニー新築用資金積立ヲ実行致シ度キ希望ニ御

座候間、重テ御考慮御願申上候

オキ候如ク、

記念事業ヨ

シドニー半期

ナレバ今期全年度成蹟モ輸入商売引続キ不振ノ時トシテハ、先ヅ以テ我慢セネバナラヌ丈ケノ 仮決算モ今便同封致候如クニ有之、 大体ニ於テ之レ亦予テノ胸算ヨリハ幾分良好ニ有之、此分

程度ニハ達シ可得キヤニ期待罷在候ヘトモ、 貴方ヨリノ羊毛注文未ダ予期ノ如ク進展シ来ラザ

ルニハ弗々不安ノ念ヲ覚へ申候

浴巾会社

総会御列席

ヲ機トシ、

前田

重役御

自

I身徹:

底的二調查御研

究

ノ結果、

逐一

御詳

報

Ξ

預リ

御

高

御再考ノ結 改正案中第八条第一号積立金並二繰越益 果、 原案通り15%ガ至当ナルベシト 金 ラ扣 ノ事ニ落チ付キ候由拝承致候、 除率ニ関シ、 林取締役 ノ御 異議 此種ノ規定ハ必 ア リシモ、 結局

ズシモ公平ノ十全ハ難期、 止ムヲ得ザル次第ト存候

ク奉謝候

西田 成リ候様御仕 ノ如 ク幸ニ自発的ニ引退ヲ申出候 ノ態度ガ嫌気深々ナル 向ケノ要モ可有之、 ハ明カニシテ、 常務ニ当ラシメヌ様ナ事ニ相成候ト共ニ従テ新経営適任者 71 1, 好都合二御座候 殆ンド無用ノ長物ナル トモ、 然ラザレ ガ が如キハ バ 自然同 遺憾ノ儀ニ 結果ト相 候、 仰セ ヲ

晒工場担当佐々木ニ対シテハ貴店ノ懐ヨリ弐百円ノ一封ヲ贈ラレ候事、 適当ノ御処置ト 存候

依嘱シ

· 得ル

機

ノ早

・カラン事ヲ祈リ居リ候

如ク依 前 タオ 候次第ニシテ、 途 ル 然華々敷進展ヲ見 ノ現況及前途ニ就 概二 悲観スベ 今是レヲ放棄スベキモノニ非ル事ハ、 キニモ プテハ ルニ至ラザ 毎度小 無之、 幾分回春ノ機運ニ有之候トモ可得申最善ノ ĺ 池部長ヨリ以部状上伸致シ、 ハ遺憾ニシテ、 必ズシモ楽観ヲ許サズ候 大体貴方ノ御意向モ同一 又近来 ノ電報ニテモ御 ト存ジ居リ候次 努力ヲ続 ヘトモ、 分居リ 而 存 カモ 知

ル次第ニシテ、 第ニ有之、 幸ニ新経営者ニ依テ革進セラル 切二此意味二於ケル御成功ヲ祈リ居リ候立場ニ御座 事トモ相成候ハヾ、 一候 層当方当局モ活動 便ヲ得

感ナル事ハ先般前田取締役御出張ノ時ニモ話頭ニ上リ候程ニ有之、過般モ ¥200 原料見込買入案トシテ 20 弐百円ナラバ、safe risk ナルベシトノ御説ハ北村取締役モ頗ル同 ナラバ原料見込買入可然意味ヲ発電シタルモ、 遂ニ其機ヲ失シ候事遺憾ニ御座候 搦乃至以下

浴巾会社欠損計 次ノ決算ニ払

次ノ決算ニ於テハ税務署ノ認ムル程度ニ於テ、 失トシテ計上ノ事当然ニシテ、 北村重役御同感二御座候 切り下ゲベキモノハ充分ニ切り下ゲ、 損失ハ損

待遇

入営者ニ対スル

最近御協議 ノ手心ヲ用 7 ノ結果ハ、 ・ラル 、事ニ決定致サ 勤務ノ如何ニ拘ラズ、無給休職ヲ原則トシ給与上ノ内規ヲ作ラズ、 レ候由賛成ニ御座候 臨機

猶十二月末ナリシ入営期ガ一月十日ニ変更ノ結果、 見習員ニシテ店員トナルモノハ店員ノ資格

ニテ入営ノ事ニ御協議決定拝承致候

낈 下廿四 日 朝 認

幣増発ノ協 二弊信及電報ニテ御存知ノ如クニ有之、 1922–23 年季ノ羊毛及小麦輸出用資金不充分ノタメ、 議 ハ極ク秘密裡ニ継続セラレ、遂ニ具体的ニ其結果発表ナシニ今日ニ及ビ候ヘトモ、 是レガ応救策トシテ其成功ヲ祈リ居リシ濠洲 般ノ金融大逼迫ヲ来シ居リ候現状 臨 ハ既 時 紙

英国ニ 於ケル担保ヲ宛テニ紙幣発行ハセザル事ニ決シ 探聞致候処ニ

彐

中々ト 此範 銀行 テハ 金貨ヲ担保 準備金貨ヲ手放シ候事ハ重大事ニシテ、又一度此金貨ガ他銀行ノ手ニ移ル時ハ之レガ回収 囲ニテハ格別有難味ノ多クヲ期待難致候ヘトモ、 ガ 預リオクモノナレバ、 容易ナラザ 濠洲内地ニアル金貨又ハ有価担保ニ対シ、 } スル位ナレバ紙幣発行ヲ頼ムノ要ナキガ如クニ思ハレ候ヘトモ、 ル由ニシテ、 何時ニテモ紙幣ト交換シクル、ノ特権ヲ得シ意味ニ外ナラズ候 此度ノ取極メハ紙幣増発 紙幣ヲ聯邦銀行ガ発行スル事ト 或ハ其以外ニ何カノ形ニ於テ大銀行間ニ ノタメニ要スル金貨ハ 担保ト 銀行ノ立 . 成 シテ聯 IJ 場トシ 邦

御座 何レニシテモー 候 同時二、 ヘトモ、 部銀行家ノ意見トシテハ、今年度ノ羊毛・小麦資金調達ノ目安ハ立チタ 而カモ各銀行ハ依然トシテ引キ締メ方針ニ 時 ハ 確 カニ 幾分緩和サレタル気分ヲ感ジ候事モ事実ニ御座候 出デ居リ、 容易ニ気ヲ 緩け 13 /ル様ニ ル 如ク

特種

前解

相

附キ

候カノ如クニモ推察致サレ候

1

Bank of . lia L/C

状発行

方ヲ神戸正金へ依頼スル発電ト相

成

自然一 持帰 臨 モ、 ル テ紙幣ヲ発行スル 時 シト申 ラル、 銀行家トシテハ常ニ預金ニ対スル充分ノ準備金ヲ保留シオクノ要アリ、 二紙幣 般ノ投資又ハ贅費力ヲモ助長スベキニ付、 モノトシテモ、必ズシモ各々元ノ巣へ帰ルモノトハ限ラズ、又金廻リガ楽トナラバ 増 ス様ニ軽視ハ難成 発ヲ致候 事ニ夫レ程 トテモ、 亩 ノ杞憂モ要セザルベシトハ 結局 候 ハ各銀 行 へ舞ヒ戻リ来ルモノナ 濠洲内ノ事ナレバ帳面上ノ貸借ニテ差支ナカ 前便ニモ言及致オキ候処ニ御 ĺν ベ ク、 後日紙幣 時 ブ応 座 ガ銀行 急策トシ 候 へ ト

カラザ ケラレ 場ニッキ、 何レニシテモ銀行トシテハ濠洲 候、 ルモ 事 我等ガ当然ト思テ交渉致候事モ、 夫レ以上ハ強テ競争ヲ試 実ニ有之候間、 常二万全策以上ノ用心ヲナシツ、 ハ 何レモ安楽ナ境遇ヲ経来リ候タメ、 ムルトカ研究勉強スル 此用心堅固主義ノ度ガ過ギ候タメニ徹底致サベル ナド モ、 ノ程 度ハ頗 尚 1相当ノ成蹟ヲ挙ゲ得ル立 経営振リノ幼稚 ル少キガ如 ナル クニ見受 点少

事多キ次第ニ御座

Austra-前 London 一便会計部状ニモ概報致シオキ候如ク、 払五萬よ引受ケノ承諾ヲ得候ニ付、 重テ懇談、 此趣ヲYSB松島氏へ報告シ、 交渉 ノ結果、 十二月積羊毛為替資金 之レニ対スル トシテ 信用

其当時 Βk of: Austria 支配人ニ対シテハ十二月後 ノ相談モ持チカケシモ、 此際是レ以上 ハ 何

シ候時ニ於テモ、幾分ノ分ケ前ハ与ヘネバナラヌ義務アル事勿論ニ候ノミナラズ、当店トシテ 次第ニ 此際是非承引アリタシ位ノ交渉振リニテ予防線ハ張リオキ候へトモ、而カモ後日金融常態ニ復 タルモ Austrria ガ如キ事アルベカラズトノ感ハ強カリシ儀ニモ有之、 YSBハ未ダ十二月分モ保証シ得ザリシ立場ナリシガ、 ハ三井其他ニ対スル対応策トシテモ、此倫敦廻リ利用便利ヲ握リオクノ要有之候ニ付、 テ適当ノ機会ニ於テ、幾分タリトモ輸出為替ヲ分与シタキ意志ナリシモノガ、茲ニ其機ノ熟シ トモ申サレズ、此五万ま丈ケニテモ特別ノ考慮ヲ加ヘシモノナリトノ意味ヲ強メラレ ノト思考スルニ付キ、大ニ考慮ノ要アル可シト寧ロ半恩恵的態度ヲ離レザル程度ニ於テ、 Austria へ対シテモ歎願的態度ニハ全然出デズシテ、 ト縁ガ連ル事ト相成候事ニ就テモ、充分松島YSB支配人ノ諒解ヲ得オキ候 同行ガ年来ノ希望ニシテ、又当店トシ 且ツ将来ノ関係モ有之候事トテ 而カモ筆者トシテハ最後迄行キ詰リ候 ・居り候 将来 Bk of

人情 ハ 喜 面夫レダケノ「シドニー」YSBノ仕事ガ減少スル事ノ明カニナリシヲ残リ惜シク思ハレ候モ 但シ今日ノ場合ニテモ、愈々 Bk of Austria 「バザル ノ然ラシムル処ニ有之候ハヾ、 傾向ヲ免レザル事モ予ジメ覚悟ノ要アリ、此間デリケート 今後YSB ガ承引スル事ト決シ候へバ、松島氏トシテモー ノ資金調達容易ト相成候時ハ自然他銀 ノ立場ニ置カル 行 、事モ 敢 組 可 3

生儀ト期待罷

在候

部乃至全部 取引ニハ正金銀行日本向ケ為替相場ニテハ競争出来ザル理由ニ依リ、Bk of Austria L/C ノー ヲ小麦用宛トスル 様ノ御希望御来 電ニ接シ候ニ付キ、 早速全濠銀行へ交渉、漸ク同

右五萬£ニ対スルL /Cハ当地YSBヲ経テ Βk of Austria 宛ノ入電有之 意ヲ得候ニ付、

此旨折返シ御回答申上オキ候

一般商品用トシテ London 60 days 払

三月三十一日迄有効

ノ由承知致候

非 続ケ候事勿論ニ有之、 夫レ以上ノ交渉不如意ト相成候ニ付、 其後幸ニシテ成立セル小麦ノ六千五百屯口及其後ノ商談中ノ大口、 トノ御来意ニ有之候ニ付、 ル ノミナラズ、生憎ニモ支配人「ノーマン」氏ハ定時休暇ニテ尚 其結果ヲ電報可申上候 Bk of Austria 乍遺憾其趣御返答申上オキ候ヘトモ、 へ交渉致候へトモ、未ダ既約額ヲ増加スベ 何レモ倫敦廻リ為替ニ限ル 尚不日重テ交渉ヲ 計り 不在 キ立場ニ ノタメ、

ダブ付 事ト存候、 此問題二就 小麦注文主ヨリ倫敦廻リ条件付キノ照会アリ、 . ク 様 丽 ナ生憎 テハYSB カモYSB ラ破 冒ト ノ諒解ヲ得 ハ当方予算ニ基キ十二月分迄ハ充分ノ資金ヲ用意致シクレ候物ガ過半 -相成候 時二於テオヤ、 ル ノ必要否義務有之候立場ナルハ、 是レニ対シYSBガ倫敦廻リト同様又ハ有利ト 尚更YSBヲ出シ抜ク事 貴方ニテモ充分御了解 ハ全然難成 候 三付、

ナル ノ外ナキ立場ナリト長時間ニ渉リ松島支配人ト談合致候処、 ベキ方法ヲ講ジ得ラル 、ヤ、 然ラザレバ不本意ナガラモ、 倫敦廻リ為替取組ミニ極力尽力 結局

ス ル

倫敦 経テ貰フ様ニ願ヒタシ 戸へ発電指図スル事ニモ異議ナシ、 ヲ得ズト云フノ外ナキ立場ニシテ、又L/C発行方ニ就テハ「シドニー」YSB 夫レガ為メニ〈K〉ガ商機ヲ失スル様ナレバ、YSBトシテハ倫敦廻リニサレテモ止 題ハ度外視シ、 金融逼迫ノ時ニ当リ無理ヤリニ算段シタル資金ナレバ、此際利益 一廻り相場ニ比シテハ不利 欠損ト成ラザル程度ノ相場ギリ々々ナレトモ、 (割悪) 然レトモ日英間ノ為替ハ是非日本ノ正金銀行ノ手ヲ ナルヲ免レザルヲ憾トスレトモ致シ方ナシ 而カモ目下ノ状態ニテハ (YSBトシテノ) 問 ショリ神 4

ヲ此 約引受ケル 十二月ヨリ一月へカケ羊毛用ガ非常ノ巨額ヲ要スル事トモナラバ、忽チ違算ヲ生ズベキ 尚ホ羊毛準備資金過剰ト成リシ結果、 ニテ来年一・二月積五萬よ迄引受ケルト云フ訳ニ有之、貴方ニテハ自然先約ハ現在相場 モ、先ヅ大変動ナキモノトシテ)ノ内、 場合ニ 限リ用 ダケノ勉強ヲスル事ニハ躊躇セザルベシ、則チーケ月毎ニ½ペンス落チノ例 ピザ ĺ 意味ニシテ、 目下ノ予算ニテハ遊金ノ態ト成リ居ルモノ(尤モ 仮令今日先約セントセバ、今日ノ率 D/D 2/- % 五万壬位 ハー・二月用トシテ此頃 ノ相場ニテ先

倫敦向ケ先約

モ今日取極

メ候自由無之様ニ相成リ居リ候間、

之レハ全然成行相場ニ任セ候外無御座

候

ヨリモ ンス有利トナル立場ニ改リ候次第ニ御座候 割ガ 悪クナル 御採算ナリシナルベ ク、 此特別方法ハ二月積ニ対シ、 従来 3 リ ハ %

御来旨ニ候へトモ、当地銀行ハ相場ノ先約ハ全然ニ致サヾル規定ト相成リ居リ、 明日ノ分ニテ

右ノ成行ヲ可成詳細ニ昨夜電報申上、 貴方ノ御意向ヲ伺ヒ出オキ候

許サヾ 不出 取計ヒ候ハヾ、Bk of A'ria モ異議ナカルベシカトノ腹案ナリシモ、小麦トシテー月積ハ全然 二月末「まどらす」ニ小麦商談成立すれば其一部此小麦ニ使用シ、残額ハ一月ト致シ候様ニモ YSBガ十二月分準備金過多ト相成候タメ、可成 ヒタシトノ松島氏希望ハ無理カラヌ処ニ有之、Bk of A'ria ノ取極メハ十二月ニ候 \" ' 来 二・三月ニハ ル立場ニ御座候 ガ如此延期ヲ承諾 ノ如ク、 結局五萬よ全部ハ二月迄使用延期 時二金額膨大致シ候事モ、 スベキカ?、其上二二月・三月用トシテ尚大額ヲ要スル事ト相成候 亦 Bk of A'ria Bk of Austria L/C 使用ハー月ニ廻シテ貰 ノ運命ト相成候目下ノ状況ニ有之、 ノ引受ケ如何ニ対シ楽観 トモ、十 Bk of

ヲ

YSBト羊毛資金 v

(以上不取敢POメール締切ニ間ニ合スベク〆切リ、以下今船追便ヘツヾク)

当地正金銀行ガ我々ノ予想額ヲ基礎トシテ殆ド金利問題ヲ度外視シ、 モ考慮外トシテ、 何デモ彼デモ資金ノ調達ニ全力ヲ傾注シタル結果、 十二月分迄ニ対シテハ全 銀行トシテノ利益ノ如何

部完成、続イテ一月分ニ向ヒ努力ヲ注ギ居リ候事ハ如前述ニ有之

方ヨリノ送金弐萬よヲ含ミ、約参萬五千よヲ無為替ト致シ候結果 当店ニ対シテハ十一月廿六万よ、十二月三十三四万よノ用意整ヒタルニ対シ、当店トシテハ貴

十一月中「マレー」「アラフラ」及吉野丸

合計僅ニ拾弐萬弐千よニシテ

今後今月末ヨリ来月初ヘカケテ積出スベキ長野丸及十二月積全部ニ対シテハ羊毛七千俵

二十一万£位ト仮定シテモ、十一・十二月ヲ通シテ二十万£位ノ過剰ト成ル立場ニ候へ

トモ

YSBニ対シテハ十二月ノ過剰金約拾四五万よ位ナランカ成レトモ、幸ニシテ羊毛買付意ノ如 大二此過上額ヲ軽減シ得ルヤモ難計、 又斯クアルベキヲ望ミツ、努力シ居ル次第ナリト

大正十一 (一九二三二)

説明致シオキ候

非レトモ、 十一月宛ノ金ガ十二月ニ繰リ越サレ、十二月分一月ニ移リ候位ノ金利ハ此頃ノ場合意トス メニ突進スベキモノナリヤ、 夫レ等ハ今後続々補充サレ、 今後モ金融状態決シテ安心ナラザル時二於テ、 則チ so far 〈K〉ノミナラズ、 結極最後ニハ予期ノ数字ニ達スベキ見込ヲ立テ得ベキ 一月・二月其後ニ対シ続々資金 一般ノ買送リ大減少ノ実況 ルニ 一ノ掻

萬俵

!内外ナルモノガ実顕サル、モノナルヤ否ニ御座候

ク早ク電報煩シ度願出候儀ニ ル、ニ 勿論毛織会社対人 ト云フニアリ、 ヘトモ、 層 便利多カ 拾月中旬ニ予算ヲ立テラレタル時代ニ比シ、今日ニテハ貴方ニテモ予想ヲ作ラ 誠ニ当然ノ次第ニシテ、又当店トシテモ之レヲ知リ度キ希望ハ同一ニ御 ノ事ニ付キ、具体的立案 ル ベ キ頃ト存ジ、 御座 候 右ノ事情ヲ御報申上候ト同時ニ出来ル丈ケノ事 ノ財料ヲ得ラル 手事 ノ不可能ナル ハ 我等ノ ラ成 詳 知スル 座 ル 可

YSBノ相場 ル当店 モ有之候へトモ、 B本位トノミハ難致苦境ニ立到リ候哉モ難計意味ニ於テハ、過去ニ於テモ松島氏ト談合セシ事 ノ如キハ大ニYSBノ反省ヲ促サヾルベカラズ、然ラザレバ遂ニ当店トシテモ常ニYS |ガ常ニ概シテ「ボリ」スギ居リ候様ノ評ヲ免レザリシ事ニ就テ、 最近羊毛及小麦問題ヲ捉ヘテ此問題ニ及ビ候事ハ当然ノ結果ニシテ、 YSB本位トス

松島支配人ノ言フ処ハ

此間 点モアリ 当地ノ各銀行 シ、常ニ有利ノ率ヲ建ツルト云フ事ハ不可能トナレリ、 ヲ免レズ、従テ相場ノ建テ方ガ安スギル事モYSBガ敵対スルニ不利ノ立場ニ置カル、 ノ協定ニ成ルモノナレバ、自然比較的立場ノ楽ナル大銀行ノ勢力ニ左右サル、 ノ時ニ於テ不幸ニシテ此恐慌時代ニ遭遇シタレバ、此難関ヲ通過スル迄ハ **ニ題ニ就テハ早クヨリノ考慮研究ヲ重ネ居リ、** 其他 ノ意味ニ於テモ頗ル気楽ナ立場ニアルト且ツ為替 之レガ対応策トシテ略ボ 無利息ノ当座預金ヲ利用シ得 相 腹案 倫敦 場 モノ多キ 代モ成 銀行組合 廻リニ比 レル ル

乍併取引先トシテハ是等ノ事情ハ別ニシテ、兎ニモ角ニモ割ノ悪キYSBノ率ニノミ頼 !ザルコトトナルハ当然ニシテ、 ニテ平均ヲ取リクレナバ、必ズシモYSBガ不利ナリトハ断定難致トハ YSBトシテハ従来ノ関係ト相場 ノ出入リモ 、思へ

対 〈K〉

> トモ、 銀行トシテハ得意先ヲ失フニ到ルモ止ムヲ得ザル事ナレバ 何レニシテモ数字上明 カニYSB ガ不利ナラズ、 或 ハ有利ナリト云フ事 ニナラザ

可成ダケ早キ機会ニ於テ、 相場ノ建テ方ヲ倫敦廻リヨリモ有利トスル方針ナレバ、

ク時ヲ貸スヲ以テサレタシ

又 フ事 外国銀行廻リ問題 ハ屡々不便ヲ感ズ ナラザルベシ メニ之レヲ阻止 〈K〉ノ如キハ愈々益々商売ノ範囲ガ拡大セラル、タメ、 ノ遺憾ナル ス /١ ル 勿論ナレトモ、 ノ起ルハ無理モナキ事ニシテ、又正金銀行トシテモ力ノ及バ ル時代ニ向ヒツ、 ガ如キ振舞ヲスベキモノニ非ズ、シドニー支店トシテハ其商売ヲ失 又〈K〉ノタメL/C発行等ニ就テハ充分ノ援助ニ吝 アルモノト思ハル、 夫レガタメ今回ノ小麦 何時迄モ全然YSB本位デ ザルガ ノ如キモ タ

度ナレバ、 成日本 但シ日本ニテハ外国銀行ガ好率ヲ出スコト多キ由ナレトモ、 ・ノ正金ニ懸合ハレタク、夫レニテモ尚YSB不利ナリ 可成YSBヲ通ス事ニ努メラレン事ヲ切ニ希望ス トモ、 κ × トシテハ如此場 其差ガ辛抱 出 |来ル 合可 程

ス事ニ成リ居レリ、 Λ Κ ハ Y S B 上得意 〈K〉トシテモ亦YSBニ余リニ縁遠ク相成候事ハ策 ノ列ニ加ハリ居リ、 YSBトシテハ K〉二対シテ ノ得タル <u>ر</u> 特 別扱 モノ グヲ為

ナラザル可シト思フ

トノ事ニ有之、是レニ対シ筆者トシテハ可然応答致シ、充分意志ノ交換ヲ致シオキ候

成行ニ任スルカノート存候ヘトモ、YSB発行信用状使用ノ場合ハ、自然YSBヲ経テ送金セ London 廻リノ場合ハ貴地ヨリ London へ送金スベキ額ニ対シ、其為替率ヲ先約スルカ、又ハ

ラル、事ト存ジラレ候

小麦商売ハ London 廻リナラザル可カラズト云フ最モ強キ理由ノ御説明ハ、自然貴方ヨリモ御

詳報ニ可接、当方ニテ知ル範囲以上ノモノモ御座候ハヾ、又大ニ研究ヲ重ネ可申候

上認メノ機ナク不備失礼奉多謝候 銀行金融関係等ニ長時間ヲ採ラル、事多ク、其上永井唯一氏ノ出発ナドモ影響シ、遂ニ之レ以 御断リ、 今便執筆スベキ事項津々有之候ヘトモ、本船出帆日ニ近ヅキ、 小麦ノ商談照会等ヨリ

以上

守田治平 拝

大正十一 (一九二三一) 年

商店史料

貴信

10 / 27 日附 137 号前記羊毛運賃ノ件及

拝啓

取二六号信

大正11年12月9-11日

NYK臨時船長野丸便

豪社守田治平→神戸及東京取締役

11/6日附 137 号安キ丸便十二月四日拝受致候

工業会対羊毛運賃 問題ニ関スル成行御詳報ニ接シ御配慮奉謝候、 本件ニ関シテハ今便片桐君ヨリ執筆可致候

蒐集及整理ハ頗ル捗々シカラズ、漸ク明治三十一年位迄進マレ候由、 前田重役ヨリノ御来旨拝

五〇

ルヲ感ジラレ候御様子ナルハ、責任感念ノ最モ深キ前田重役トシテハ誠ニ御尤ノ次第ニ御座候

ヘトモ、同時ニ折角御健康大切ニ被遊候様祈リ上ゲ候

誦御同情申上居候、是レガ大事業ニ有之候事ハ我々一同想像ニ難カラズ、

既ニ不尠御骨折リ居

シドニー仮決算書ノ副一通、今便同封致置候

シドニー改築 電気 シ、是レヲ見本トシテ他ノ floors 全体ノ借人ヲ需ムル案ニ候 格別手入レノ要ナク、其次ノ floor ハ office 用トシテ最モ経済的ニ相当体裁宜敷モノトナ ヲ№6-8ヲ一 floor トシ当店用ニ宛ツベク、Top floor ハ輸出入部用見本室ヲ重ニ致候タメ ガ移転致候ト同時ニ直ニ着手ノ事ニ決シ、今既ニ準備ニ取掛リ申候、差詰メ Top ノ 2 floors ハ於大体先般前田重役ノ御立案ヲ基礎トシ、建築家ト協議ノ結果、今月中旬№6ノ Faulding strong room (二個増築) 其他ニテ結局二千五六百或ハ三千£ニ近キ物ト相成候予

大正十一 (一九二二) 年

算二御座候

当方十一月廿三日発電内容ニ就テハ前便詳細説明申上候へトモ、貴方ニテハ此文意ノ諒解ニ苦

シマレ候由ノ御来電ニ依リ、研究致候処

此際倫敦廻リ為替取組ミヲナスニ就テハ、之レガL/C発行ニ就テ松島氏ノ諒解ヲ得オ

ク必要アリ

又YSB以外ノ銀行ヨリL/Cヲ発行シ得ル事トシテモ、今日ノ場合ハ大体ニ於テ松島

氏ト意志ノ疏通ヲ画クオクノ要アリ

又 Bk of Austria ガ £50,000 十二月末積ヲ引受ケクレシハ特別ナリシ

事情ニ関スル貴方ノ感念ガ我々感ジ居リ候程ニハ強キモノニ非ル如ク、左スレバ当方ノ電文聊 カ不徹底ノ嫌ナキニ非ルヲ覚へ候ニ付、愚念ノ如クニハ候ヒシモ、十一月廿五日、 発電序ヲ以

テ

Y S B Sydney 諒解ヲ得タリトハ、 此際 Bk of Austria L/C 発行援助同意ヲ得タル意

味

ト説明ヲ加ヘオキ候

為替ニ シクレ候へトモ、弐月ナドノ先迄約東スル事ハ、只今ノ場合、全然不出来ナリト濠洲銀行家ノ 就テ ハ其後重テ Sydney 支配人へ交渉シ、「メルボルン」総務部へ引受ケ方協議尽力致

묤

之候ニ付、十二月積品ニ使用ノ決心ヲ致シ候、 リ、且ツ当店トシテモ是レ以上使用期延期等ヲ頼ミ候事ハ甚ダ不見識ナルノミナラズ、 シテ貰ハネバ 用心深キ常套語ニテ謝絶致サレ、 モ拘ル事也、 成ラヌトノ挨拶ハ、 且ツ此五萬よヲ早ク使用スル事ハ、自然其後ノ金融交渉ニ便ナラシムル意味モ有 我々ニハ此際頗ル不便ナレトモ、 且ツ十二月入用トシテ約束セル五萬よハ 而シテ松島氏へモ此成行ヲ説明致シオキ候 銀行トシテハ至当ノ申分ナ 是非十二月内二使用 信用ニ

トモ、 主意ヨリ好率ヲ貸シクレ候ハ好都合ナリシモ、 モ シ居リ候儀ニ候ト同時ニ、為替ノ Risk 来レバ頂上ナレトモ、 日本製粉注文小麦六千五百噸ハ貴方ヨリノ御指図モ有之候如ク、更ニ相当ノ金額倫敦廻リガ出 出 rate 部ノ相談ニ応ジ、 ノ雲行キ上、日濠相場下落ノ見込確カナリシ時ナリシニモ拘ラズ、 何カノ形ニ於テ此 悪行キ既約五萬よニ依テ生ズル差益ヲ此小麦勘定ニ算入スルノ腹案ニテ、 小麦買極メヲ断行セルト同時ニ貴方ニテモ大体同様ノ御心算ト想像致 Risk ヲ cover ハ日粉ノ責任ナルカノ如クニモ思ヒ居リシ次第ニ候 致シオクノ必要ハ勿論ニシテ、 而カモ貴方ニテノ御尽力其効ヲ奏シ、頗ル好率 小麦商談援 当地YS В ロニテ 助

十二月中旬 参萬£ @ 2/1 5/6

月下 弐萬 £ (a) 2/1

Chartured Bank 大正十一 (一九二二) 日 IJ Australian Bank of Commerce 年 ヲ経テ送金先約成立致候由奉多謝候 畫

当方ニテハ一万五千ま丈ケYSB二月積 60 days 2/0 5% ニテ先約致シ候

松島氏モ大ニ勉強ハ致シクレ候へトモ、 前便詳述ノ如ク、 何分目下ノ境遇ニテハ倫敦廻リト競

争不出来ナルハ遺憾ニ御座候

相成リ 為替ガ日濠直接ノ率ニ比シ 候御来旨ハ当方採算ト同様ニ有之、 (其時ニ於ケル 此問題ニ就テハ充分YSB松島氏ニモ協議反省ヲ促 .総テノ相場ニ移動ナキモノトシテ) 1/2 % 有利ト

倫敦廻り

シ候経過ハ前便詳述ノ如クニ御座候

シドニー株式振替 得 式ノ手続ヲ経 印紙税ノ負担ヲ免ル、ノ方法ナキヤニ就テ研究致候事ハ弊信23号ニ認メオキ候ヘトモ、 ハ事後承諾位ニテ差支ナカルベキ位ニ思ヒ居リ候ヒシモ、 ル 要アル事ヲ確メラレ申候、 オオク ノ外ナキ事ト相成候 御賛考用トシテ法文ノ写同封致候、 矢張リ譲渡シ前 株式譲渡シ手続ニ要スル 二聯 邦 一当局 ノ許 結局正 一可ヲ

而シテ其印税額

£19/11/9 ハ当方雑費支出ト致候

Private Code

ヲ 事業ニ有之、 二改メ候貴案ハ頗ル賛成ニ御座候、 担当々事者ハ勿論、 各部員協力ノ要有之、御苦労ノ程御察申上候、 全部英文二改メ候ト同時ニ一層ノ進歩ヲ計ラレ候 当方ヨリ 事 ハー大

来ル丈ケヅ、ニテモ、心附キ候モノヲ可成早ク多ク追加致候様打合セ居リ候 致候ガ至当ナル事モ充分心附キ居リ候ヘトモ、羊毛季中ハ到底其余暇無之、余裕付キ次第、 出部用文句ハ現在ノ暗語帳ニテハ飽キ足ラザル場合少カラズ、是レガ補充改良ハ当方ヨリ立案 出

ノ注意 此頃イースタンヨリ左ノ二語ハ Pronounceable ナラザレバ、二語ヅ、ニ計算スベシトノ事ナ 促シオキ候次第二 モノヲ新ニ組立ル 扱者ノ手加減ニモ依ル事アリ、甚ダ不安定ニ有之候折柄、貴店ニテハ改良コードハ〈K〉用 ラザレバ、十字一語トシテハ通用セザル立場ニ候、尤モ発音可不可ハ時ニ議論ノ余地有之、取 語ト計算サスル事ニハ致シ候ヘトモ、若シ是レガ Public Code Books ニ用イラレタルモノナ リシガ、発音ノ可不可ハ別トシ、ABCコードニ使用サレ居ルモノナル事ヲ立証シ、 一御座候 計画ナルカノ如ク益田店員ノ通信ニモ有之候ニ付、為念八日発電、 十字ヲ一 御注意ヲ 1

"UYSBTEGNYE" "YFKYRYHBCE" "LALKSXAJLH" (unpronounceable)

モ

状詳 性質 ク困 信 座 } 但シ洋人店員ニ対シ、貴方ノ実況内容ヲ明カニ知ラシ 文二改メ申候間、 デ 如 一候 致シ得バ 難 述 へトモ、 /モノハ ノ事ト ク当方当局 ノ伴フ程度モ多ク、 便宜少カラザ 事情、 相成候二付、 当方従務外国人ヲシテ可成ダケ日濠間 貴方ニテモ御同感ニ御座候 ジ許 「ガントン」君ナレバ安心ニ有之、 ス限リ英文ヲ併用致シ度ク、 ĺ 考究ヲ要スル次第ニ御座 比較的好都合二候へトモ、 可 ク、 勿論其大部 ハババ 分ガ日本文ニ俟タザ 是レ 候 可成拡ク是レガ活用ヲ御援 出入通信ニ親シマシムル ム 輸 且. ル事ハ 出 ツ複雑 ガ試ミトシテ前! 入部通信 難相 ナ ĺν jν ハ執筆者及読者ノ 成場合屡々有之、 可 金融間 カラザ 便ヨリ会計部 題等二就 ル ノ仕向ケ必要ナ 助被下 事 申 · ス 迄 テ 範 会計 ·度候 通信ヲ ハ 囲 必 モ ズ 部 無 拡 英 别 通 ル 御

モスリン会社見習

トシテ 藤原見習員 ヲエ 場ニ派 実習サ ム ル 事ト 相 成 ij 候 山 誠ニ好都 合ノ 次第ト 賛 成

座

同見習員モ此容易ニ得難 候 ハ \r' 自他 ノ 為 メニ キ好機会ヲ充分ニ活用シ、 得ル処少 カラザ が可 丰 事 本気ニ当店ノタ ト成功ヲ祈 リ居 ij メニ勉 候 強、 研究ニ努力致シ

問題ニ 羊毛 ラ本業 対スル ŀ 回答 ・スル 当店ニシテ、 ハ 甚ダ悲観スベキ状態ナル事 神 戸 及東 京従 務 蒷 <u>ハ</u>、 中、 守 羊毛 ·田貴地出 ノ智 張中、 識 ヲ 有 広戸 スル , 君ト モ ノ 何 協議 人ア 中 ij -通切ニ T \vdash

感シタ 機会ヲ作ルノ要切ナル事ヲモ覚悟致シ居リ候 ĺV κ × ノ弱点ニ有之、今後モ自然事 情 ノ許 : ス 限 り、 日本在勤店員ニモ濠洲実状実習

リ詳 総テ同盟船ニノミ可積入トノ御差図 対工業会、 細 ノ成行并ニ是ニ対 同盟社船羊毛運賃問題ニ関シ、安芸丸便藤井重役御認 ス ル Ŕ ハ其当時当方想像通り、 ノ対策等委曲拝誦、 頗ルノ御尽力奉謝候、 本問題愈々落着致シ候モノナル事、 # 137 重役部長宛御状ニヨ 過 般今後羊毛

レバ、例ノ ½ ペンス per ポンド并拾参萬俵超過ノ節ノ特別戻迄、是ヲ失フニ可至事承知仕 左スレバ工業会所属会社ノ注文羊毛ハ、今後特別之約束無キ限リ、全部是ヲ同盟船 三積 入レザ

候

御状拝見ノ上、

一層明瞭卜相成申候

リ拝察シテ廃止ノ事ニ四社ニ於テ既ニ承諾済 此割戻ト関聯シテ、従来輸入商四軒ガ郵商両船ヨリ秘密ニ受入レ居リタル5%ノ割戻 二於テ一層其感ヲ深ク致候事ハ御同感ノ義ト存候 如キ 薄口 銭 ノ商 売ヨリ此種 ノ余得ヲ剥奪被致候事ハ只ニ苦痛ニ有之、 ノ御事ト奉存候、 誠ニ無是非成行トハ乍申、 殊二日毛注文 ハ貴状 low XB 羊毛 彐

Less 従テ工業会以外ノ会社 1/8 ペンスノ恩恵ニ浴シ不得候ハ致方無之トシテモ、従来ノ運賃率ヨリ反ッテ5%高ト相 ノ注文品、 即 チ主トシテ吾人ノ責任式注文ニ存スル 羊毛 ノ運賃 当然

成候 ハ 運賃界 ノ趨勢ニ反スル 奇現象ト可 申、 此間於貴方必ズヤ何等カ適当ナル 方法ニ 日 リテ此

矛盾ヲ防グ丈ノ御交渉被成下候義ト存候

所属会社 萬 トモ同盟船側ニ於テ何等苦情ヲ可申出立場ニ無之ト存申候 一如此御交渉不行届、 如 たク同]盟船 confine 厳格ニ _ ノ義務モ無之事トテ、 1/4 ペンス less 10% 同盟船以外ノ船ニ安運賃ニテ積入レ候 ヲ支払 ハザル可ラズト セバ、 工業会

有之、 当面 喜ンデ引受クルニ至ルヤモ難計 従テ羊毛ノ積荷ガ減ズレバ減スル程、 分分ル筈無之、 下ハ最早ヤ当地ノ店ヲ畳ンデ日本ニ引上ゲ候方、気ガ利キ居候へ共、 ガ為メニ外ナラズ、而シテ同盟船 ノ問題トシテ、工業会并ニ同盟船協約成立ニヨリ、最大ノ打撃ヲ受クルモノハ山下汽船ニ 同社ガ今日迄辛抱シ来リシ 結局行 う処迄行当リ、 候 ハ 側 如何ニカシテ濠洲航路ニ喰ヒ入リ、 ノ尤モ恐レシモ又此点ニ有之候、 其躓キ方モ甚敷、 得心ガ行キ候迄ハ 遂二 躓ク事ト存申 $\frac{3}{4} - \frac{1}{2}$ ペンス per -候 当局者ニ此間 而シテ此協約成立 将来羊毛 ポンドニテモ ノ積荷ヲ得ン ノ消息尚当 セバ Ш

萬 臨機羊毛ノ運賃割安ノ場合、 レタモ 主ニシテ、 斯様 ノニテ、 同盟船側ニ対シテ何ノ遠慮モ入ラヌ立場ト存申候、 ノ安運賃ニテモ引受ル様 是ガ Λ Κ Υ 対 N Y 又ハ羊毛定率ニテ積入ル代リニ小麦・雑貨等ノ運賃大低減等ノ場 K特別協定ニ及ス可キ影響モ数フ ノ場合ニ是レヲ利用 シ得ルハ、 ドー 工業会所属会社以 ルニ足ラズ セ此種 ノ羊毛注文俵数 <u>۱</u> -存申 帹 外 ノ注文 従而 グハ 知

YK政策上面白カラズ、大局ヨリ打算シテ此種 合ニ山下ヲ別用致候モ一策ト存居候、 併シ是レハ当方一個ノ考ニテ、 ノ小利ハ寧ロ犠牲トス可シトノ御高見ナラバ其 如此行動 ガ Ŕ ノ 対 N

事ニ可致、

折返シ御垂示賜度願上候

致シ、従テ〈K〉対関係モ相当満足ナル解決ヲ得ラレ候哉ニ期待罷在リ候 モ含ミ、今後ハ一切同盟船以外積込絶体ニ不可」トノ御来旨ヨリ察スルニ、 十一月廿一日発貴電ニテ「改メテ貴方ノ指図アル迄ハ Wool・Wool Tops・NZ クラチングスヲ 漸ク本問題モ完結

右

追伸

数日 帆安キ丸積荷ノ準備ヲ整へ、帰店ノ事ト相成居候 北村取締役ハ例ノ通リ「ブリスベン」セールへ御出陣、一昨九日(土曜) 「シドニー」セール巡廻ヲ続ケラレ居リ候間、 「ブリスベン」ニ居残リ、長野・ガンヂス・Stアルバンスノ積出シヲ了リ、 自然今状 ハ未閲 見 ノマ、発郵致候、 御帰市、 続イテ不日出 今早 中 野 /店員 朝ヨリ *)* \

市長マカロン

氏ハ一昨九日ノ選挙ニ二票ノ差ニテ落選致シ、同派ノ「ギルピン」氏ナル人ガ明年一月ヨリ新 市長ノ如キハ内外何地モ同様ニシテ、余リ切レスギ候者ハ結

局長命ハ保チ難キ如ク、「マカロン」氏自身ハ聊カモ未練ナキ事モ亦事実ニ候

市長ノ椅子ニ着ク事ト相成リ候、

(新聞切抜キ同封)

今状貴着ノ頃ハ新年早々ト存候

取締役諸賢始メ御一同ノ芽出度新春ヲ迎ヘラレ候事ヲ遙カニ奉祈上候

守田治平 拝

営者日本浴巾会社経

豪社守田治平→神戸及東京取締役取二七号信 大正11年12月20日 安芸丸便

拝啓

但シ北村取締宛刊十一月三日附安芸丸便藤井取締役御状ハ十二月九日北村取締役「ブリスベ 前便後「まどらす丸」及「イースタン」号到着致候へトモ、貴信ニハ不申接候 リ御 帰 店後、 御披見相成候、 何レ同重役ヨリ御受ケ可申上候へトモ、 茲ニハ不取敢貴状

御受ケ申上オキ候

報拝 トシテ前田取締役義弟金田常雄氏嘱託ノ事ニ御決定相成候経過及金田氏待遇法等ニ関スル御詳 誦 致候

而シテ金田氏ガ愈々入社シテ専心此事業ニ尽瘁致シクレ候事ト相成候、 今後二対スル御腹案ニ

大正十一 (一九二三二) 年

六

シドニー勤務

YSB決心

外国人店員人名表、 茲許加封致オキ候

久ノ覚悟ヲ以テセバ、遠カラズ相当ノ成蹟ヲ挙グルニ可到儀ト期待罷在候

遅々ナガラモ販路復活

ノ曙光ヲモ認メ居候如クニ付、

堅忍持

同時ニ製品販路ノ恢復如何ニ俟ツ処多キハ勿論ノ次第ニ有之、

々其効果ヲ期待シ得可カラズ候ヘトモ、而カモ此機会ニ於テ

当方面トシテモ追々究状ヲ脱シ、 大二改革ヲ実現シ得ル筈ニシテ、 経営者ノ更代ニ依リ、必ズシモ着 就テモ頗ル賛成ニ有之、

御配

虚謝

上候

得 貴店へモ飛報申上候 今季節日本行羊毛資金々融モ略ボ見当相附キ候由ニテ、 ハ以前ノ通リYSBシドニー支店ノ指図ヲ待タズシテ発行差支ナキ意味ヲ伝へ候由ニ付、早速 ル様 ノ仕向ケニ致シ候義務アル正金銀行トシテハ、過日此趣ヲ日本へ打電シ、C form L/C 可成ダケ早ク得意先ガ安心シテ活動シ

最モ依之、 但シ倫敦廻リ用 ノ羊毛用資金ガ果シテ何程入用ナル可キカノ予算ヲ得ル事ニ松島氏ハ苦心致サレ居リ候立場ニ 金融ガ一般二楽観スベキ状態二進ミタリト申ス程ニハ無御 D. C. L/C ハ「シドニー」ヨリノ指図ヲ待ツノ要アル事ト相成居リ候 座 明 年一 ・二・三月間

·麦特別扱

御座 反シ日本行羊毛額前年度ヨリ下ル事ナクシテ、急ニ明年買輸高激増致候様ナレバ、 減致サレ候様ナレバ、 候、 今日迄ノ輸出 YSBシドニートシテハ割高ノ金ヲ不少背負込ム事ト成リ、 高ガ 般ニ非常ニ減少致候タメ、 此有様ニテ今季節 ノ後半需要程度モ併 早クヨリ尚 若シ之レニ

月間ニハ今日 最近貴方ヨリノ情報ハ ノ態度如何ニモ悠長ナルガ如キニハ、不少焦慮罷在候次第ニ候 迄ノ減少額 最初ノ御予算ニ多大ノ変動ナキ御見込ヨリシテ、当店トシテハ :補充ニ努力ス可キ財料ヲ得ラレ候モノト期待罷在候へ トモ、 明年三ケ 日本毛織

層金策準備ノ要アル次第二候

meet スル丈ケノ腹ヲ定メクレ候ニ付キ、此旨十二月十八日発電小麦相場ト共ニ御報申上候ゲ リト相成候様ナレバ大ニ勉強相談ニ応ズ可ク、必要ニ迫レバ London 廻リ為替ト同等 屡々松島氏トモ談合致シ居候処ナルガ、此頃大ニ決心スル処アリ、 如前述シドニーYSBノ金融状態ガ果シテ充分ナリヤ否ハ、一ニ懸リテ今後ノ羊毛輸出額ニ有 ヘトモ、 同時ニ金融不如意、 為替率不利ノタメニ小麦ノ商売ヲ失ヒ候事モ 為替相場ノタメニ商談行詰 難忍意 Ĺ 味ニ於テ 率迄モ

茲迄松島氏ガ決心致候事 ノ小麦商談成立致候様祈リ居リ候 只今ノ場合我等ノ期待外ニ有之、 此有利ナル武器ヲ活用シテ相当

御奔走ヲ願

出

大正十一 (一九二三一)

用ノ余徳ハ無視難致、 又我々トシテモ其必要ヲ認メザル事トハ相成候ヘトモ、 松島氏ガ如此態度ニ出デラレ候事ハ、 オーストラリアトノ交渉モ怠ラザル可ク候 松島氏モ拒絶シ得ザル、 面 London 否YSBトノ好関係ヲ害セザル程度ニ於テ Bk 廻リ為替防止策ニモ有之候事 小麦以外ノ品ニ此好率 (倫敦廻リ)利 明カニシテ、

候事 任ハナカリシモノナレトモ) テモYSBノ反感ヲ大ナラシムル行動ハ辛抱スルノ要有之候、 最近貴会計部状ニテ外国銀行L/C発行ノ御交渉相成候由ニ候へトモ、是レハ最後ノ方法ニシ 二算入致シ、損勘定ニハ成ラザル様採算致居候へトモ、
 ノ処分ニ苦ミ居リ候時ニ於テオヤニ御座候、 !ケオクノ要有之候事ガ、 YSBガ 彼我共ニ同様ニ有之、 fair ニ当店ノ要求ヲ容レ、 此方ノ弱身トモ可申歟ト云フ点ニ御座候 親銀 額ニ基算シテ、苦心準備シタル資金ガ「ダブツキ」、利息損ト金 行ニ対スル我等トシテ 又ハ便宜ヲ計リクレ候以上ハ、 尤モ銀行トシテハ如此利息等ハ如オナク為替相場 <u>ハ</u>、 損益ノ数字ヲ基算トシテ行動致シ居 飽ク迄モ好関係ヲ保チオク様ニ仕 殊ニ現在ノ如ク当店ノ予算 幾分カ ノ犠牲ヲ供シ (責 IJ

向

買為替相場 ノ開キ 従来 日払 バ 1/6 1/6 ハーケ月毎ニ½ペンスノ差ナリシガ、 60.90、開キヲ各¼ヅ、ニ縮メ、 日 4 m/s ハ何レモ%ヅ、好率ト相成候へトモ、 60 YSBハ長期手形ニ対シ、 } 90 days ノ差ヲ½ト致候結 此変更後、 勉強ノ意味ニテ D/D 30 果、 当店ハ D/D 以 前

シドニー在勤手当

規定ハ引下ゲノ意味ニテ、 調節ノ改正余地アルラント感ジラレ候御来旨ニ対シテハ、其後研究

近来ハ為替換算率モ大ニ低下致シ居候事ニモ有之、之レヲ引下ゲ候余地ハ無

之様存ジ居リ候

調査致候へトモ、

尤モ此問題ニ就テハ尚ホ一層北村取締役ノ御賢慮ヲ煩ス事ト相成リ居リ候ニ付、 後日重テ貴意

ヲ可申得候

出張員ト支店「メルボルン」

ノ件ニ 事ニ店議決定致シ、 関シテハ前便小池君ヨリ特別部状ヲ以テ御報 未ダ同市 ノ土ヲ踏ミタル事ナキ谷口君ハ過日不取敢出張見分帰店致シ侯、 申上候如ク、 谷口店員ヲ同市 、出張駐 在ノ

而シテ来一月三日家族ヲ引キ纏メ同地へ移転ノ上、腰ヲ据ヘル順序ト相成リ居リ候

小池君ヨリ詳報ノ如ク、 同君同地出 張ノ 時、 北村取締役 ノ御意見ニ基キ 、「ヒュ 1 <u>ن</u> 老人ト最

シ、 給料制度卜可致候 モ満足ナル諒解ヲ得タルニ付キ、 F.K (Aust) Ltd. ノ名義ニテ執務ノ計画ニシテ、其時ニ於テ「ヒューム」老人へハ定額 (其額一 ケ 年 £ 500) 可成ダケ早キ機会ニ於テ今一段便利ナル地位ニ office ヲ移

大正十一(一九二二)年

人事

F. K. Ltd ルノ意味ニモ無之、又只今ノ場合ハ如斯必要モ認メズ、 モ僅少ニツキ支店ト可致案ニ候ヘトモ、之レガタメ急ニ構ヘヲ大ナラシムルトカ ノ名義ト致スタメニハ支店トシテノ登記必要ニシテ、 事実ハ出張所ノ格ニ御座 支店登記 ハ手続キモ簡 ?人員 候 単 ヲ増加 -ニ費用 ス

谷口 尚商売ノ発展ニ伴ヒ、 名ノ青年ヲ日本ヨリ派遣致シクレ候様、 目下ノ業蹟ヨリ申セバ、 モ多ク相成候筈ニシテ、 洲智識ヲ拡 二就テモ各人二渉リ小池君ヨリ意見ヲ附シオキ候ニ付、 ヘトモ、順次店員更代ト新陳代謝 店員転勤 ル機会ヲ増ス意味ニシテ、之レガタメー ノ結果、 尚其以上ノ増員派遣ヲ要スル時機ノ熟スルノ早カラン事ヲ祈リ居候 自然溝渕店員 減員致シ候ハ、其侭ニテモ執務継続スベキ覚悟モ当事者間ニハ 谷口・溝渕両店員共ニ此移動ハ大ニ歓受致シ居候処ニ御座 ノ要モ有之候事トテ、 ノ仕事ガ拡張サル、 小池君ヨリ特別部状ニテ上伸致候 層忙シキ立場ト相成候ダケ、 辛抱強キ適任者御選抜被下度願上 北村取締役ノ御裁可ヲ得、 事ト相成候事 ハ 同 如クニシテ、]店員 夫レダケ張 ノタ 取敢 ノメニハ 其人撰 ヘスズー 御 座候

覚悟セラレシヨリモ有利ニ買約相整ヒ、 氏英国 日 リ帰濠 ノ機ニ於テ商 談大ニ進行シ、 W氏モ満足ニテ四月上旬迄ノ商談成立致候事、 貴方御 奔走 結果ト当方値 段モ 貴方 御同慶

ノ儀ニ御座 一候

案ノ侭ニテ帰濠致候模様ニシテ、 Frank 氏ノ英国ニ於ケル計画事業ハ商談略ボ完成ノ時ニ於テ対人方ガ重患ニ冒サレ候タメ、 未ダ何レトモ決定セザル由ニ御座候

[欄外書込]

此発起人遂ニ死亡の由ニテ折角の目論見モ多分中止、 従前之通リ継続の事ニ可相成

注意致居候ト同時ニ、 何時苦情ヲ惹起致候ヤモ難計、 テハ拒絶スベキ筋合ノ物ニハ無御座、 ハ不相変薄気味悪ク候へトモ、 貴方ニテモ売先御吟味ヲ怠ラザル事ト存居候 危険ノ伴ヒ居候事ハ御互ニ軽視致シ難ク、 御得意先ニテ Hughes 独特ノ契約条件承諾ノ上ナラバ当店トシ 続々商談成立致候事、 是レ亦御同慶ニ候、 当方ニテモ可成品質 尚此製品何日

Hughes Top

-ス勝訴 前便 St アル バンスニテ、不取敢新聞 切り 、抜キ御送申上オキ候如ク、

ヒュー

候中央羊毛委員会及聯邦政府対 . C. C. . S æ ₩ Co 係争問題ハ、全然ヒュー ス方ノ勝訴ト成リ解

永ク一大問

題
ト
相

成

グリ居リ

決致

先是 「ヒュース」ノ心証ハ「ゼロ」ニシテ、 何等信ヲ措ク可キモノナシト迄頗ル猛烈ナル宣告

大正十一 (一九二二) 年

空

羊

此例ヲ観テモ裁判事ハ商人ニハ禁物ナル感ヲ強カラシメ申候 共二思ヒ居リシ処、Point of Law ヨリハ遂ニ反対ノ結果ヲ生ジ、 ヲ裁判官ヨリ下サレタル事ハ既報 ノ如クニシテ、 此形勢ニテハH ノ敗訴疑ナカ 頗ル案外ナルニ鷲サレ申候、 ル 可 シ ト我レ人

六

但シ訴訟費用ノ過半ハH負担ト相成候様新聞ニ相見へ居候

大坂商品陳列所 派遣員田中・小宮山両氏ハ安キ丸ニテ帰朝致候、 へトモ、 商品見本等ハ依頼ニ応ジ種々当店輸入部ニテ取揃へ、 結局余リ得ル処ハ無カリナラント察シラレ候 相当ノ便利ハ与ヘオキ候

農商 添人トシテ 務省行 日本ヨリ派遣サレタル人ハ、不幸入院ノ身ト成ラレ候由ニテ、 「コリエデール」 種牡二頭 牝百廿余頭、 安キ丸ニテ積送リ候 我々馴 (野沢組 ヨリ)、 染 ノ Daw 附

Fitzgerald ガ同航致候

此度 ± 1 per day ノ約束ノ筈ニシテ、 馬二比スレバ Picnic 二行ク様ナモノナリト同人大

悦ビニ候

モ、左記ノ現在ノ立場ニハ大異動可無観察致サレ候、 ハ頗ル苦戦ナリシガ、遂ニ Hughes 政府党ノ成蹟頗ル不良ニシテ、未ダ数字確定致サズ候ヘト 則チ Country Party ナルモノハ Labor

反対ノ筈ナレトモ、Hughes 反対ナリトシテ政府側ニ組セズ、現在ノ状境ニテハ Labor 政府ニ

移ルノ外ナキカ、頗ル混沌タルモノニ候

	Independent	Liberal	Country Party	Independent Labor	Labor	Nationalist	
75		L	14?	I	26?	33 ?	New PARLIAMENT
75		I	13	2	22	38	Old PARLIAMENT

英米 Cross Rate 日 ハ \$4.69 ナル高率ハ十二月十三日ノ最高ナリシ由、実ニ戦争以来ノ「レコード」ナリシガ、 \$4.63 ニ下リ、其後上下アレトモ大体ニ於テ60仙台ノ腰強ナルハ疑ナキ形勢ニシテ、 世 翌

大正十一 (一九二三二) 年

界的四囲ノ状勢ヨリ考察シテ、再ビ \$4.50 台ニモ落チ込ムベシトハ思ハレズ

十八日ハ 2/- % 二戻リ候 日本向ケ D/D 買相場ノ十二月十五日ニ於ケル 2/0 ¼ ペンスモ亦「レコード」ニシテ、今二

右

候

イースタン便貴信 138 只今10㎝廿一日〆切ニ迫リ配達ヲ受ケ候ニ付、御受ケハ次便ニ可申上

大正12年 シドニー来状

取二八号信 大正12年1月5日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 まどらす丸便

新年初頭ノ執筆ニ際シ

謹而 新年ヲ賀シ、 貴店御一同ノ健康ヲ祝シ併テ商店ノ隆盛ヲ祈リ候

当方ハ北村取締役始メ内外店員一統微患ダニナク新年ヲ迎へ、元気旺盛ニ大正拾弐年ノ

戦線ニ歩ヲ進メ居候間、 乍憚御休神被下度候

年末給与ト増給 外人店員ニ対シテハ、例年ノ通リ「クリスマス」前ニ於テ夫レ々々給与通達ヲ励行致シ候 同意ノ上ハ規定事項ト認メ可得、 又日本人店員ニ対スル年末給与及一部ノ増給ハ、貴方ヨリノ御提案ニ対シ、既ニ北村取締役御 ヨク候ニ付、本年末ヲ以テ正式ニ北村取締役ヨリ全般へ給与御沙汰相成リ候 然ラバ貴地同様年末ニ之レガ通達ヲ励行致候事、 物ノ極リモ

大正十二 (一九二三) 年

日粉火災保険

/\

都合克ク解決致シ候

由、

展 自然、

林取締役御

来旨

如ク焼太リト相成候如

ク、

誠ニ結

構

儀二

但シ萬 一其後貴案御変更相成候モノニテモ有之候ハ 1,0 可 '然調 節 可

店員給与額ハ今便以伝票貴方同君勘定へ御振り替へ

申上候、

尚右金額

ニ対スル聯邦及NS

仕候

御前

W州所得税 ハ納税高決定ノ節、 御振替可申上候間、 御含ミオキ被下 -度候

夫レニ連レテ小麦注文モ増加致候様祈リ居リ候

シテ全ク不幸中ノ幸ニ御座

羊毛運賃ニ関シ羊毛工業会対同盟 船 ノ経緯 イースタン号神戸本店并ニ東京支店重役状ニヨ

リ委曲御報導ニ預リ難有奉謝上候

羊毛運賃

代リニ、輸入商ニ対シ特別 不申候モ、 羊毛工業会所属会社以外ノ注文品ニシテ、 ニ払戻シ呉ル テモ必ズヤ相当敬意ヲ払ツテ是ニ応ズ可クト奉存候、第一ノ10%ヲ工業会ニ支払ハズニ 工業会以外ノ注文主ニ対シ、 レバ 誠ニ結構ナレトモ、 ノ割戻ヲ得度シトノ輸入商ノ提案ハ頗ル適切ニシテ、 我利 第二ノ10%ヲ輸入商ニ割戻ス処迄位ハ御漕附 輸入商之輸入スル羊毛モ全部是ヲ同盟船ニ積入ル、 々々ノ集合体タル工 一業会ガ是ヲ承認ス ル 同盟 } 被 船 /١ 下候御 輸入商 配側ニ於 思

事ト奉存候

典ヲ輸入商ニ被与候様御交渉行届候ハ、結構ト存候 top 二就テモ同様ニテ、輸入商ハ全部ノ輸入 top ヲ同盟船ニ confine シ、 其代ニ何等カノ特

1

人ノミ頗ル有利ノ地位ニ置カレ、 リ何等カノ特恵ヲ得セシメバ、今後安運賃ヲ漁ル競争ヲ杜絶シ、 中之仕事ノ邪魔ヲスル訳ニハ無之候ヘ共、 候結果ト存候 毛工業会所属会社以外ノ注文タル関係上、 top ヲ積入レ居候、又三井・高嶋屋 候ハ日本棉花ノ如キ top wool ヲ不絶山下汽船ニ積入居、今航鶴辺丸ニモM市ヨリ相当数量 羊毛并ニ top ヲ輸入商ニ於テ全部同盟船ニ積入レノ誓約ヲ致シ候事、吾人ニ取リテ便宜 ノ毒ナレトモ、 (〈K〉ニ小麦千五百屯運賃 是ハ致方無之候 他商モ亦満足シ萬事頗ル好都合ノ様存申候、 ノ如キ同船ニB市ヨリ被服廠行羊毛ヲ積載致居、 困リ抜ケル山下ノ足許ヲ見テ相当安運賃ノ交渉行届 此種ノ羊毛 top モ皆同盟船ニ積ム事ニサセ、 @18/- 迄負ケタル点ヨリ推測シ)、敢テ是等ノ連 NYKニ特別関係ヲ有スル吾 只山下丈ニハ気 是等ハ羊 其代 一ト存

号十一月十三日附イースタン便及

十一月二十日附林取締役御認メ同船便羊毛運賃其他ノ件ハ何レモ十二月廿一日入手、 拝誦致候

大正十二 (一九二三)

当店外人給与額及俸給表同封ノ心組ナリシモ、予期以外ノ仕事ニ妨ゲラレ遂ニ其意ヲ得ズ、次

去

便二譲リ申候

丹後丸ハ定期ヨリ一日早ク明後七日(日曜日)早朝入港ノ事ト相成リ候、 此場合ノ早着ハ聊カ

難有迷惑ニ御座候

右

ヲ期シ居リ候次第ニシテ、同君モ亦大ニ責任ノ重キヲ覚悟致シ、心ニ期スルモノ有之候事ト信 ハ予定ノ通リ本月三日家族同伴「メルボルン」へ駐在スベク発足致候、漸次其効果ノ顕レ候事

ジ候

以 上

取二八号信 (続)

大正12年1月25日

丹後丸便

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長

拝啓

139 号十二月十一日附丹後丸便、一月八日着

140 号十二月廿二日附インダス丸便、 一月廿三日 "

141 号十二月廿六日附アラフラ便、今廿五日午後 "

及東京支店十二月十二日附林取締役御状、

丹後丸便ニテ一月八日着、

拝誦致候

藤井取締役御認メ北村取締役宛

T2十二月十一日附丹後丸便ハ北村重役御受ケ相成候ヘトモ、「インダス」 丸便ハ「ブリスベン」

御出張留守中到着致候ニ付キ、其侭保管致オキ候

大正十二 (一九二三) 年

御前部長

北村取締役 ハ明後廿七日ブリスベンヨリ御帰市ノ予定ニ御座候

店ニテ支出ノ上、貴方へ御振替申上候ニ付、自然該伝票ハ取消シノ御沙汰ニ接シ候事カト存候、

年末給与金ハ貴店勘定ニテ御支出済ノ趣拝承致候、然ルニ行キ違ヒ当方ヨリ御報申上候如ク当

何レニシテモ貴方ノ御都合ニ従ヒ、 当店ノ帳簿ノ整理ヲ可致候

シドニー外人 給与及増給表同封致候

馬匹

購買例年行事ハ永年筆者専任ノ態ト相成居リ、 近来之ガ肩替へニ努メ居り候へトモ、手一杯ノ

筆者ハ之レガ監督程度ノ段取リト致シ居リ候ヘトモ、而カモ筆者ノ頭ト時間ヲ取 当店トシテハ中々ニ適当ノ譲リ受ケ人モ無之、今回ノ如キハ事実ニ於テ沢辺店員其任ニ当リ、 ラレ候事ノ多

キヲ免レズ、自然今便ニハ充分執筆ノ機モ無之、全部次便譲リト相成候段不悪御了承可被下度

候

毎年厄介千萬ノ事ニハ候へトモ、 而カモ徹頭徹尾当店ニ信頼シテノ遠来ノ客ニ対シテハ又吾人 マグリッチ氏

モ犠牲ヲ厭 ハズ、 出来ルダケノ満足ヲ与フル事ニ最善ヲ尽シ候事ハ、 十年一日ノ如ク変リ無御

座候

為替相場変動ノタ 而カモ当店ハ飽ク迄モ奉公主義トシ、 メ昨年ニ比シ、 今年ハ約参百よ購買額ヲ減少サレタル 前年ヨリモー 層優秀馬ヲ多ク致候ニ付、 破目ト相成リ候へトモ、 御満足ノ筈ニ御

座候

熊本県庁馬モ 牝馬モ案外理想ニ近キモノガ揃ヒ、 「ウィリアムス」ヲ説キ付ケ無理ヤリニ船長ヲ納得サセ、 而カモ頗ル割安ナリシハ之レ亦満悦ト存候 拾頭積入レノ事トシ、

御渡シ相願 テ、遂ニ今回ハ同氏ノ履歴書ヲ書カ 永年ノ功労ニ対シテ何カ陸軍省ヨリ恩賞ノ沙汰ヲ得タシトハ、 ヲ知ラザル立場ニテ、兎ニ角記臆ニアルマ、ヲ認メタルモノニ有之候 ノト存候ニツキ、御監督ノ下ニ之レヲ可然取捨シ、適当ノ態トシテ訳文ヲ作製シ、木幡少佐 ノ機モ無之、 へ候ハヾ幸之レニ過ギズ候、 其侭同封致オキ候条、 御面倒甚ダ恐縮ノ至リニ御座候へトモ、藤井重役御手ノモ スル事ト相成リ候へトモ、 但シマグ氏御当人ハ何ノタメニ履歴書ノ必要ガアルカ 毎年購買官ノ感ジラレ候処ニシ 郵便〆切ニ迫リ、 筆者自身熟読

如前 記北村取締役御不在ニシテ、 本船積荷モ近来ノ巨額 (約弐百参拾萬円) ニモ有之、 何ヤ彼

大正十二 (一九二三) 年

ヤト忙殺ノ折柄、「インダス」及「アラフラ」便貴状ハ本船出帆ニ近キ入手熟読ノ機モ無之ノ

八()

ミナラズ、北村取締役御不在中ニ付御受ケモ難致、不悪御承引願上候

尚今便ニテハ北村取締役ブリスベン御出張前、御執筆被下候ニ付、差迫リタル御受ケハ相済ミ

居リ候

此頃当地日本人会ニテ会報ナルモノヲ発行スル事ト相成リ、 当地ノ近況報告ノ一助ニモト加封

致シオキ候

取二九号信

大正12年2月14日

臨時船長野丸便

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長

拝啓

142 号一月九日附吉野丸便、二月四日着入手致候

同ノ回覧ニ附シ候、 十二年初頭前田取締役御認メ、北村取締役始メ支店員各位宛、 何時モ乍ラ御入念ノ御高配感謝罷在リ候 年頭ノ御所感ト

御訓示ハ当店

北村取締役宛13十二月廿二日附「インダス」丸便ハ同重役「ブリスベン」

ヨリ御帰店ノ時、

月廿七日御披見相成リ候

前田重役

御計 二ハ其後モ引続キ日々御出勤被下、 画通リニ渉取ラズ候由、 誠二御尤ノ次第ト同情罷在候、従テ御来旨ノ件々モ其通リ御実行 史料蒐集ハ愈々進ンデ益々御困 難ノ度ヲ増シ、 容易二最初

ハ前田 ノ要モ無御座、 ・藤井御 引続キ御勤務被下候事ト相成候由拝承仕り候、 一両所ニテ可然御願申上度、 北村取締役ヨリ御依頼申上候 此件ニ関スル臨機ノ御取計ヒ方

シドニー昇給辞令

八名ニ対シ交附致置キ候

ハ定期ヨリモ一日早着、吉野丸ニテ二月四日無事安着、 頗ル御元気ニ有之、今週ヨリ羊毛実験

広戸君

ノ衝ニ当ラレ居リ候へトモ、 久シブリニテ「シドニー」ノ羊毛ヲ手ニシ、 市場ニ列スル事

ノ感

慨無量ナルモノアリ、 多大ノ趣味ヲ以テ熱心ニ研究ノ歩ヲ進メラレ居リ候

三月決算後、 北村取締役御出発前ノ総会ヲ機トシ、 兼テノ御打合セ通リ Director ノ登記ヲ可

致候

予定ノ通リ一月八日ノ総会ニ於テ規約改正案ノ全部異議ナク可決致候由、 御配慮奉謝候

奨励会総会ト規

改正 ·規約書、 ノ臨時コンニャク版刷リ入手、 各株主へ交附致候、 正式ノ印刷物ハ後日序 ヲ以テ御

調製 由拝 承 致候

尚是レ ガ英訳文ハ結局専門家宮岡弁護士へ御依頼被下候由、 頗ル賛成ニ御 座

但シ「シドニー」 可然内規ヲ作リ調節 ノ如ク店員 ノ外無御座候へトモ、追テ御送附ニ接ス可キ訳文ノ字句等ヲモ考慮シ、便 ·準店員其他 ノ規定ナキ外人ニ対シテハ、 年数計算上不便ニ付キ

宜取 極 ブ可 神候

外人株主加 入証ヲモ同時ニ英訳被下候事ト相成居候由、 好都合二御座候

成候由好都 アリシモ、 ニ尽シクル、 ハ 嘱託総務部附トシテ十二月二十日ヨリ勤務ヲ初メ、浴巾会社ノタメ専心努力セラル、事ト相 結極 合ニ御座候、夫レ丈ケノ経験ヲ有シ、 事ト相成候人ニ対シ、 all other circumstances ヲ考量ニ容レラレテノ此御取極メハ公平ナル可シ 御来旨ノ俸給額ニテハ如何ニヤトノ北村取締役御心 特ニ定マリタル地位ヲ捨テ、 浴巾会社 附キモ ノタ ź

金田君

タオル積後レ

ト御同意有之候

輸入部ヨリ御注意申上候如ク、 十一月積約束ノ「タオル」ニシテ未ダ到着セザルモノアリ、 其

メ此 後ノ分モ積後レ ニ対シ貴輸 ニシテ リ候、 度ハ注文取消、 漸ク復活必死尽力中ノ折柄、 御注意願上候 出部状ニハ説明モ ノタメ注文主ヨリ 又ハ弁金等ノ恐レハ無之様ニ候 無之候タメ、 ノ苦情多ク閉口 世間並ミノ積後 当輸入部トシテ注文主ニ対スル弁明法ニモ困ラセラ 致 シ居リ候、 レナドハ遺憾千萬ニ御 ヘトモ、 当店独特 幸ニシテ其後相 ノ長所ヲ発揮 座 候 場 且. 上 ッ Ż 向 積 丰 後 キ ナ 本品 ル 夕

八四

[北村寅之助による欄外書込]

過セハ一人前之仕入方可能ト相成得候ニ哉?、 五年立ッテモ八年ヲ経過シテモ同じ様ニ積遅レ手違ヒ等ハ慨歎ノ至ニ堪ヘス、 所謂若輩計ニテ ハダメ也トハ茲の 何年ヲ経

主義ヨ 井君 近ノモノニテモ容易ニ重役席 ノ如 其後吉野丸貴信ニ依リ其経過ヲ逐 日 1) クニモ 独 臨 */* \ リシテモ合点参ラズ .断ニ実行サル、筈モ無之候へトモ、 同 時 君ヨリモ 倫 有之、 敦 ニテ事務 当方幹部ニテ頗 亦貴方ヨリモ何等ノ情報無之、 所 ラ開 } ジ許可 ノ説 キ 少 モ ル 有之、 拝誦致シ、 ヲ得ラレザリシ程重大視致サレ候程、 不審ニ存ジ居リ、 クモ六ケ月ハ 電信文意ハ恰モ出張員ヨリ本店へ対スルー片ノ通達 我 々ノ間 矢張リ貴本店ニテモ唐突ノ事ニテ意外ニ 真逆ニ神戸本店 滞 ニ於テ 在 且. ス ゴツ卑近 ル云々トノ 介不 -- 尠重 ノ例トシテモ大坂詰所 ノ命令、 土大視致 貴店宛電 又ハ許可ナクシテ中 シ居リ 用意周 報 写 候儀 到ナ ラ拝 ,見致 ル 一思ハレ 候 商 如 処、 作手手 店

羊毛運賃

同様 之、異存無之候へトモ、今後ハ追々同様出張員ノ派遣サル、者多キヲ加フルニ可到候 候へトモ、 商店ノ主義方針ニ矛盾セザル様、 事情考慮ノ上、 臨機ノ取計ヒニ対シ承認ヲ与ヘラレ候由承知致候、 特ニ意ヲ用フルノ要切ナル事ヲ感ジ申候 当方モ同感ニ有

[北村寅之助による欄外書込]

先例トモ相成候間、 流ニ Pay スルカ否哉不判然ナルニ初メヨリ費用ヲ顧サルヤリ方甚不賛成、 テモモット安ク御座候、 中井通信中、私費用中下宿料一周£5ト予算在之候得共、贅沢ニ失スルト存候、 御戒飾被下度候 況ンヤロンドンハ濠州ヨリ経費割安ト伝承致居候、 他ノ店員ニ マ ツ 濠州ニ 力 シン

之、当店トシテハ物質的ニ得ルモノヲ大ニ減少サル、事ト相成候ヘトモ、 リ候由、 モ十三万俵ニ達セシム事ニ努力スベシトノ改正妥協案ノ容レラル、 ヲ比較的確固タラシムル好果モ有之事ト存ジ居リ候 而シテ此間前田重役ノ御努力モ大ニ効果アリシ事等、 逐一広戸君ヨリモ承知致候、 処ト成リ、 間接ニハ我々ノ立場 満足ニ 調印ヲ了 依

二関シテハ重ネテ縷々前田重役ヨリノ御説明ニ預リ、当方ニテモ貴意ノ存スル処ハ充分ニ諒解 大正十二 (一九二三) 年

八六

モ御同感ニ御座候ヘトモ、要之、本問題ハ結極北村重役御帰朝 致シ、又第二回記念事業ヲ実行スルトセバ、東京高商ト致候事最モ適当ナルベシトハ ノ節解決サル、可キモノニ御座 北村重役

候ヘバ、茲ニハ省略致候段不悪御諒承願上候

幸ニシテ良好ナレバ、 不動産ヲ弐萬よニ引下ゲノ貴案モ拝承致候、 而シテ余益ハ何レニシテモ

濠洲会社成蹟

繰越シ積立金ニ計上可致候

可仕、 両社未払込株金、 御入念ノ説明ニ対シ深ク感謝ノ意ヲ表シ候 記念事業積立金ト準備金等ニ関聯シテノ前田重要御高説敬承致候、 重テ考究

以上、北村生披見致候

新入者 Wallace 此頃 Leaving Certificate ヲ得、是レヨリ大学ニ進ミ得ル階梯ノ青年ニシテ、年ハ十八才ナ キニ非ズト存候ニ付、 レトモ、将来有望ノ商店ニテ勉強 試験的ニ傭入レ、直ニ Frank ノ機会ヲ得タシトノ志願ニシテ、 ノ仕事ノ一部タル帳簿係リニ廻シ居リ候、 性質温順ニテ将来ノ見込ナ

モ有之、 ル様ニ仕向 大学休暇開 輸出部ニ廻ス腹案ニ ケ、 ケニハ大学夜学経済課 結果良好ニ候へバ 御座 候、 順次ガントン君 ニ通学 俸給ハよ2支給ト致候 ノ便ヲ与フル事ニ致シ、 ノ補助ニ仕込ミ、 可 成高等 「フランク」 ノ智識 ハ当人 ヲ得 ル 二便

ナ

貴信 140 号ヨリ詳細 御来旨ニ接シ、 折 柄 貴 地 \wedge 出張中ナリシ 「ナショナル • バ ンク ノ「テ

ル事ト テ、 御来旨ノ如ク戦時及戦後ノ突飛状態モ去リ、 ヴィー」氏ト 相成リ候事ハ、 且ツ銀行 是レニ対 相成 ij, スル ノ御協商模様ト共ニ拝誦致シ候 トシテモ之レヲ至当ノ要求ナリトシテ考究致シクレ候 取リモ直サズ正金銀行本位トスル当店ノ如キガ不利ノ立場ニ置 適切ニ感ジ候事ハ倫敦廻リト直接円為替ノ差ニ有之、 適当ノ策ヲ講ジ候必要ニ迫リ 漸ク切り詰 居候事 ハ ,何レモ メタル採算ノ下ニ商売ノ取リ合ヒヲス 同感ニ有之、 ハ、 殆ド常ニ円為替 所謂其機 何人モ異存アル 力 ル ノ熟シタル `` 次第ニシ ガ不利ト モ ナ

扱フ金 織 是レ必シモ今日更メテ騒ギ立テ候如 イタル事モ一再ナラズ、外国銀行経由送金ナドモ相当ニ実行シタル例モ有之、 ヨリ大分矢釜敷、 額 ノ大部分ガ委托式羊毛ニシテ、之レニ対シテハ特ニ注文主 又 Top ニモ英貨建希望ノモノアレトモ)、当店ノ如キ永キ関係ア ク新発見ノ事実ニモ無御 座、 早クヨリ当局 ノ苦情モナ 只我等ガ常ニ取 ケ 者 ハ茲ニ 此 ĺ 頃 正 É 意 金銀 本毛毛 心ヲ用

ノト

可得申候

事ハ今更申ス迄モ無之 利ノ取扱ヲ受クル様ナレバ、 スル程深遠ナル無形ノ意味ヲ含ムモノニシテ、今日ノ兼松ハ昔日ノ夫レト比スベキニ非ズ、不 為シ得ルダケノ時機ニ達シ居リシカ、 行ニ対シテハ、 トノ低意モアリ、 相当ノ範囲ニ於テハ正金ニ花ヲ持タセテオクモ、 且ツ当店トシテハ何時 方針ヲ変ヘルモ致シ方ナカル可シト申ス程ノ簡単ナルモノニ非ル 此色別ヲ明瞭ニ致候事ハ容易ナラズ、各人ノ見地ヲ異ニ ノ時代ヨリカ親銀行タル正金ニ対シ、 直接間接当店ノタメ 強硬ナル交渉 ナル ベシ

非ズト筆者ハ愚考致シ候 当店ガ漫然此不利ノ立場ニ於カレ乍ラ之ヲ観過致シ居リ候如クニハ、必ズシモ責メベキモノニ 為替率トシテモ、今日迄ニ当店ガ正金ヨリ特別率ヲ得テ商談ヲ整へ候事モ相当ニ有之

貴方ニテハ 其後西濠洲 小麦ノ為替ヲ動機トシテ、 正金頭取席卜御交渉 ノ機ヲ得ラレ候如ク、

月七日発貴電ニ接シ候、則チ

吉野丸神戸重役書信参照西濠小麦、チャータード銀行電送出合アレトモ為替率不利也

同時ニ小麦ニ対シテハ特ニ便宜ヲ与ヘヌ 種々交渉 結果、 正金東京頭取席 ハ正金シドニー支店ニ対シ極力研究スル事

倫敦払L/C発行異議ナキ事委細郵報シタ

正金シドニー支店ニ対シ、左ノ通リ相談セヨ

第一、正金シドニー支店日本向為替相場ニテ倫敦廻リ手形ト同様ナル率特別取計ヒ

第二、倫敦払L/Cヲ以テ正金支店ニ於テ同盟銀行率ニテ "Exchange on London" 引受

第三、正金シドニー支店及兼松協調シテ「フリーマントル」外国銀行ニテ荷為替取組引

受方交渉セヨ

西濠洲ニ限リ、 最近契約西濠洲ノミナラズ、今後ノ小麦取引一般ニ対スル精神ニテ協議セヨ 内地為替料関係上、 前述第三最モ有利ナリト思フ

Exchange Selling T/T on London . June. 2/6 1/16

正金神戸支店ニテ為替先物出来ル見込

正金神戸支店ヨリモ同様電信シタ

ズ、月並ミナガラ対話ノ要点其侭ヲ列記シ、更メテ筆者ノ卑見ヲ加ヘル事ト可致候 之レヲ松島氏ニ示シ相談ヲ開始致シ候、筆者ノ先入主ガ加味サル、ガ如キ事アリテハ面白カラ 貴方ヨリノ御来旨ハ大体ニ於テ筆者期待ノ如クニ有之候ヘトモ、充分考慮ノ結果、文頭送金ノ 箇所以外ノ貴電全部ヲ書キ抜キ(但シ今後ノ小麦取引云々トアルヲ「小麦及 Tops」ト改メ)、

西濠 神戸 対スル回答 ル事ニ 、支店ヨリノ来電ニ接シタルニ付キ、 苏 麦ハ 成リ居レリ、 内地為替料 [ハ頗 心簡単ニシテ、〈K〉要求第一・第二共今更メテ変更ノ余地ナク、第三 頭取席ヨリハ未ダ何等ノ入報ナシ、乍併シドニー正金トシテ是レニ ノ関係モアリ、 正金ノ D/C L/C ニテ全濠銀行ニテ取組マレ候事 西濠小麦用 D.C. L/C 発行異議ナキ返電 ヲ発ス

ガ最モ至当ナル可シ

時モ テハ経費ヲ繕ヒ得バ上出来トモ可申立場ナリ、 左遷サレツ、アリ 倖ニシテ決シテ真面 查致候処、 斯ク申 ハ武内支配人時代ノ業蹟頗ル良好ナリシ由ニシテ、自分ガ斯程苦労セルニモ拘ラズ、何 「シドニー」 コソ、 カス サバ如何ニモ冷淡ノ如クナレトモ、過去ニ於テモ再三再四繰リ返シ説明セル 八々々」 現ニ武 武内君 申セシ事ナ 正 金 内君 状態ニ悩マサル、ハ、 ハ屡々相場ノ見込ミヲナシ、其大半ガ幸ニシテ当リタルタメノ所謂 ガ世間ニ噂サル、如ク余分ノ利益ヲ貪リ居ルモノニハ決シテナシ、 (話 目 , リト ノ如キ ノ行キガ、リ上、 ノ成蹟ニ非ズ、銀行トシテモ此種ノ投機的行為ヲ排斥スル ノ注意アリ)、 ハ先輩ナルノミナラズ、利益余計ナラシメタルニモ拘ラズ 内部ノ人身評ニ及ビタレトモ、之レハ勿論 何レカニ其原因アル可シト行内過去ノ記録 則チ正金銀行シドニー支店ハ 而シテ此シドニー支店ヲ設立スル事ニ決 普通 ノ 状 態ニ於 モノナ ヲ 如 調 実 ク 僥

テ IJ 楽ナ立場ニ置カル、ト同時ニ外国銀行ニ比シ、充分有利 ニ従ヒ、 シタル · ノ 事 ハ外国銀行ニ ナレ 当地 早クヨ ノ金融出 相沢 敵対シ得ルダケノ目算相 リ兼松商 氏 合好都合二且ツ日本ヨリノ輸入手形モ多キ時ハ、 ハ相当ノ損失犠牲ヲ覚悟シテ其衝ニ当リ、 店 ノ熱心ナル 附キ候タメニモ有之、 慫慂ガ発動機 ノーツナリシト ノ円相場ヲ建テ居リタル事モア 開店当時 其後漸 · ハ 云 夫レ丈ケ正金モ 次 ハ 勿論 诗 自 銀行 ラ重 事情 トシ ヌ ル

ズ、 度ト思 乍併当地ニテ金融不如意ノ時ハ、自然割高ノ率ヲ辛抱シテ金融スルノ外ナキ場合少カラ ルヲ遺憾ト 従テ概シテ倫敦廻リ相場ニ比シテハ、 ラ スレト ÷, 一年中ノ平均ヲ採ラバ、必ズシモ正金ノ率ガ不利ナリト 円相場ノ不利トナル場合少カラザル ハ */* \ 難申 事 実 程 ナ

テ買付 之レニ モ十 羊毛資 应 ルをハ 対シ 日内ニ支払ヲ要スルモ 金 ブ如 テハ局外者 其金 华 /١ 特ニ 죔 ノ予想ヲ建ル事サヘモ困難ノ性質ニシテ、 常得意ニ対シ、 ノ想像以 ノニ付、 Ĺ ノ利息ノ負担等モアリ 早クヨリ銀行トシテハ過分ノ額ヲ備ヘオク要アリ、 充分ノ 準備ヲナス覚悟ナレトモ、 而カモ買付後ハ 何 分ニ 直ニ永ク モ市 場ニ

致候 トス 現二最近十一・十二月羊毛入用額トシテ、 ル 時二 モ 方リ、 結極、 当地 其半分モ要ラザル ノ 金 融 ハ大逼迫ニシテ動キモ (全体ニ於テ) 各店ヨリ申込マレタル莫大ナル 事ト相成候タメ、 採レズ、 夜 ノ目モ安メ 此非常二割高 、ズニ 金額 漸 ラ整 ク調 ナ ヘン ル 金

ハ円相 替相場ニテ取捨スル訳ニモ成ラザル結果、 資金ヲ留保シテ、 トシテハ、決シテ得意先ニ苦情ヲ申スモノニハ非レトモ、又之レ等ノ行キ違ヒニ対シテ 場ノ幾分割悪トナル事モ辛抱シテ貰ハネバナラズ、而モ正金トシテハ其全部ヲ為 本年ニ流 用スル事ト成リシダケニテモ負担額非常ノモノニ有之、 遂ニ最近半季決算ハ欠損計上ノ止ムナキニ至 銀行

以上考究ノ余地モナキ夏座敷ノ立場ナリ 求ハー々尤モナレトモ、去リトテ此際特別取計ヒヲ為スノ余裕アルニ非ルタメ、今之レ 如此実情ニシテ、正金シドニーハ決シテ余分ノ収益ヲ得居ルモノニ非ル タメ、 兼松ノ要

ザルベ 注意致シ居ル事実モ有之、 他ノ商 リヤ否ヤ考究ノ要アリ、左ナキダニ正金 利ナラザル相場ト為シ得ル自信アリ、又努力スル事勿論ニ候へトモ、特ニ兼松商店 **乍併金融容易トナリ、** メニ(ヨシ出来ルトシテモ) カラズ、 |人ハ必ズヤ正金特恵モ含マル、ナル可シナドノ痛クナキ腹ヲ探ラレ候程 正金トシテハ大ニ考へ物ニ候 日本ヨリノ輸入為替モ増加致候様ナレバ、 正金 特種 κ Κ ノ取計ヒヲ確約ス 特約 〈K〉密接関係ト〈K〉ノ発展振 ノ如キハ 何時カハ他人ノ耳ニ入ルモノト思 ル事ガ、 正金トシテ可 自然倫敦廻リヨリモ不 能性 リニ就テハ、 他店 モ '''ノタ シナ

乍併

芷

金本位タ

ĺ

且

一ツ日濠貿易ノ最大得意トシテ歴史的

ノミナラズ、

充分ニ勉強スベキ物質的ニモ大切ナ

ル

取引先ガ正金本位トスルタメニ他店ニヒケヲ取ルガ如キ事ナキ様、

ヲシテモ尚不満足ノ場合、 銀行本位トシテ総テヲ処理スベク卒業時代ニ達シ居ルモノニシテ、 方針ニ変リナキ事 筈ノモノナ モ正金一手ニ引受ケ可キモノナリトイフ狭キ考ハ無之筈ニシテ、正金ガ勉強シテ特別扱 ニ対シテハ、 ル事 其都度出来ル丈ケノ好率ヲ勉強スル事ニ努メ居リ、又今後トテモ其精 ガ正 ハ申ス迄モナシ、 金 ノ精神ナル 之レヲ他ノ方法ニ依リ、競争場裡ニ立タントスルハ当然ノ成 事 **乍併今日迄モ再三所信ヲ述ベタル如ク、** ・ハ再三繰リ返シタル如クニシテ、 正金トシテモ 小麦ノ如 兼松 丰 い正金 何時迄 先約品

係ヲ永久ニ保存スル様ニ辛抱コソ望マシケレ 場合アル様ナレトモ、之レハ正金 係ニ何等ノ影響ヲ来スモノニ非ズ、 其手形ガ神戸正金ノ手ヲ経 倫敦廻リ取組ノタメ「シドニー」YSBノ商売ガ減少致候 ル事ト相成候以上、正金全体ノ立場トシテハ ・兼松ノ関係上、 日本ニテモ外国銀行 可成神戸正金ヲ勉強サセ、 ノ相場ガYSBヨリモ有利ナル Λ Κ 密接 従来ノ関 グ関 共、

要ニ応ジ、 テ打 倫敦廻リ信用状ヲ発行スル場合ハ、「シドニー」ノ指図ヲ待ツ様ニト先般日本へ序ヲ以 「シドニー」ニテ其事ヲ耳ニ致シ度キ考ヘナリシモ、 直 電致候事ガ兼松 |接日本ニテ兼松 倫敦払L/C発行聊カモ異議ナキ事ハ今日迄ニモ声明セル如ク也 ノ自由 ・正金間ニ交渉サル ヲ策縛スルガ如キ意味ニハ非ズ、 、モ宜シカルベク、 日本側ニテモ其要ナシト認メナ 当地モ金融不安ノ シドニー正金トシテモ必 折 机, 可

頗ル長文ノモノト相成リ、 其大部分ハ貴我共ニ既ニ熟知ノ事ニシテ、既ニ屡々通信申上タル事

ノ反覆ニ過ギズ候へトモ、 順序トシテ贅言ヲ顧ズ列記致候ヘトモ、要之

シドニーYSBノ立場トシテ、目下ノ状態ニテ御要求ノ如ク、

特別方法ヲ講ズル

ノ余地

サシ

a

b **乍併小麦ノ如ク競争激甚ニシテ先約ヲ要スル場合ハ、** 臨機相当ノ犠牲ヲ供シテモ最善 ヲ

尽スベシ

c 而カモ不利ノ場合ハ倫敦廻リ為替取組之実存無之ノミナラズ、 L/C発行其他援助ニ躊

躇スル事ナシ

ト云フ事ニ帰着致候(d)此倫敦廻リニテモ可成神戸正金ノ手ヲ経ル事ヲ希望ス

明ラカナル時 右ノ内(b)ノ場合、 直ニ倫敦廻リL/C発行ノ交渉ヲ開キ候共、 正金トノ交渉結果ヲ待ツノ余裕ナキ時ニシテ、 聊カモ差支ナカルベシト 倫敦廻リ採算有利ナル事 存候

又御送 出サレナバ 附二 大二味噌ヲ付ケル事ト成ルベシ、 預 ij 候円相! 場ト 倫 敦廻リ損益 対照 第一 表モ松島氏ニ提示致候処、 日本ノ売相場ナルモノヲ如何ナル標準ニテ採 如 此 表 ラ 頭取 席等へ提

公表相場ニテ換算シ得ルモノトシテ(且ツD) リ居レトモ、先物約束ニ対シテハ%、 算セラレシカ、今日ノ場合コソ倫敦ノ資金過多ノタメ、 ナリトハ一言モ無之、筆者モ大ニ赤面致候 (一ケ月毎二) 下リノ事モアリタリ、 夫レ等ノ差乃至変動ヲ考量ニ入レズシテ、 1/8 寧口%以上ノ開キアル事多ク、甚シキ時ハ½ペンス **/Dモ90日モ同率ナルナド)対照セルナドハ杜撰** 先物モ今日ノ率ニテ引受ケ得 単二其時 ル 事ト成

当店ノ方針トシテハ大体如左モノニ到着スベキヤニ愚考致候

此問題ヲ解決スベク、

正金銀行本位トスル事ハ従来ト変リナク、 羊毛ノ如ク委托式ニテ得意先ヨリモ苦情ナキ程度ナ

レバ可成正金取扱ヒトスル事

ガ侭ニ 羊毛取扱業者ノ内ニハ 動クノ外ナキモノモ可有之哉ニ察シラレ候ニ付、 必ズシモ当店 ノ如ク金融自由ナラザルモノモ可有之、正金ノ云フ 正金率本位トスル事ニ於テ当分

ハ格別ノ障害ナカルベキヤニ存ジラレ候

但シ常ニ正金ノ相場ヲ勉強セシムル事ニ注意尽力スル事ハ申ス迄モナシ

不利 小麦 ノ場合ハ遠慮ナク倫敦廻リトス 時ニハ Top) ノ如キモ、 正 金 ル事 ノ相場不利ナラザレバ正金直為替トスル事当然ナレドモ、

又之レニ対スル倫敦ニ於テノ支払 ハ可成正金経由 ノ方針ナルモ、 是レ亦不利 ')/場 合 /١ 臨 [機外] 玉

又貴店ノ金融 上 且ツ相場ノ出合ヒヲ綜合シテ、 送金有利ノ場合ハ正金、 又ハ外国銀行ニテ取

濠洲側外国銀行トシテハ可成 Bank of Austria 経由ノ事

極メノ事

銀行好率利用

ノ事

充分ノ注意ヲ要スルトノ主義ニ変リナキニ外ナラズ候 守退嬰」ニ捕ハレズ、 処ナル可ク、将来モ亦何時此種ノ災害ニ遭遇スルナキヤモ難期、我々確実ヲ主義トセル者ハ「保 大トナレバ夫レ丈ケ商売範囲ガ膨張致候次第ニシテ、実資力ノ五倍十倍モノ商売ヲ致候ヘバ夫 考トシテハ資力ノ増大スル丈ケ、夫レ丈ケ親銀行主義ヲ基トスルノ要アルベシト存候、 松商店トシテ何時迄モ親銀行ニ頼ル要モナカル可シトノ意見モ一応道理アリ候ヘトモ、 正金銀行本位ニ固執スル理由ハ、今ニ贅言ノ要アリトモ思ハレズ候ヘトモ、 レ丈ケ多クノ危険ガ伴ヒ候訳ニシテ、最近財界大恐慌ノ如キモ、 時世ノ進歩ニ従フ事ヲ怠ラザルト同時ニ萬一ノ場合ニ備フルベク、常ニ 恐ラクハ何人モ夢想セザリシ 資力ノ増大セル兼 筆者 資力ガ

National Bank of 出張員 Mr Wim Fivey トノ御交渉模様詳報ニ預リ拝誦致候、 殊ニ「ガントン」君ニモ充分了解

且ツ充分ニ当店ヲ諒解シ、 第二流ニテモ一向差支へ無御座候へトモ、 小銀行ト申ス程度ニハ無御座、且ツ預金致候訳ニモ非ズ、単ニ為替銀行トシテ取引致候以上、 致シ得ル様英文通信 二流格ニ有之、当店ニテ手掛ケ候銀行手形ノ内ニ同行ノ名ヲ見受ケ候事ハ殆ド無之候、 ヲ以テ新取引先ノ便利ヲ図リ候様意ヲ用イ候事ナルベク候ヘトモ、御存知ノ如ク同行 ノ如ク、 特ニ日本ノ商売ニ注目シ、 ノ御取計ヒハ頗ル便利ニ有之、今後モ同様御配慮被下候ハヾ幸ニ御座 最善ヲ尽ス事ニ心掛ケクレ居リ候 永年ノ好関係ヲ有スル第一流中 態々出張調査致候程ノ熱心ヨリシテモ、充分ノ勉強 Bank of Austria ノ屈指銀行ニシテ、 ヲ度外視スル ハ所謂 去リ迚 第

[日本側重役による欄外書込]

事ハ大ニ考究セザル可カラズ

度外視する点ハ無之、Bank of Austr'ia が引受けぬ場合の準備ニ過ぎず

リト 之、何レ Mr Fivey 帰濠ノ上ハ当方ニテモ折衝ノ事ト可相成、且ツ其時分ニハ同行トシテノ方 針ヲ確定致候哉ニ存ジラレ候ニ付、 無責任 全濠銀行ニテモ頃来金融大逼迫ノ時ニ方リテハ、当店ノ要求ニ応ジ能ハザリシ例アルニ反シ、 「ナショナル」出張員ハ「ソンナ」事ハ容易ナリトノ態度ナリシ如クニシテ、必ズシモ之レヲ Ŧ 新取引ヲ開始、 ノ言トハ申サレズ、時二或ハ却テ此種ノ比較的小仕掛ケノ銀行ガ便利ナル事不可能ニ無 継続致候ニハ夫レ丈ケノ具体的ノ特色ヲ何カノ形ニ於テ表ハシテ貰ハネ 其上ニテ重テ研究可致候へトモ、 此種 ノ銀行ト仮 令一部

묬

Austria

ドノ決心モ附 ヲ得ル事ニ交渉致候事ヲ以テ至当ノ方針ト存候 ナラヌ事 問題ガ解決致シ候上ニテ、 テト存候 <u>:</u>|ク可

ク、

其時機到来迄ハ矢張リ

Βk of

Austr'ia 本位トシテ、

出来ル丈ケノ便宜

何レノ銀行ニ頼ル可キカ、

又如何ナル程度迄取引スベキカナ

様、 報御依頼申上オキ候次第ニシテ、「パース」ニテ為替取組其他安全ナル方法ニテ処理致 小麦代金支払ト同時ニ為替ガ同地ニテ取組メ候様手配致候へバ利息損モ可無之候ニ付、 同意致シクレ候処ニ御座候へトモ、 ニ吉報 西濠洲小麦為替ニ就テハ Sydney ヨリ 余分ノ手数ハ意トスル処ニ非ズ、 ノ返電ニ接シ、且ツ内地為替料無料ノ事ハ「シドニー」支配人「ノーマン」氏ノ悦ンデ 再考ノ結果、 全濠銀行ニテ世話致シクル、 Melb' 本部へ同意スル様ニ申送リタル照会ニ対シ、 西濠「パース」同行支店宛し、 諒解ヲ得オキ /C発行ヲ願ヒ、 傧 此旨 サレ候 電

金融依然逼迫

金融 等モ意ノ如クナラザル事 要額ガ最 ハ一時程困難ナラザル事ハ事実ニ候ヘトモ、而カモ未ダ決シテ楽観ハ難成、 モ大ナルモノニシテ、 ,ハ正金モ全濠銀行ノ申ス事モ同一ニ有之、「大毛注文金額無制限. 之レガ充分ナル資金ヲ準備シオ クノ要アル 夕 メニ為替買約 一・二・三月 ガ

余リ強ク貴方ニ響キスギ候テハ、 却テ貴方ニ誤解ヲ与フルノ恐レナキニ非ズト心附キ、 加電申

上オキ候

如此状態ニシテ、全濠銀行ノ如キモ当分ハ「メルボルン」総務部ニ報告シ、 金融可否ヲ決定ス

ル方針ヲ継続スル事ト相成リ居リ候

シ、 正金銀行ガ故障ナク日本行巨額ノ為替ヲ引キ受ケ、尚今後モ順調ニ処理シ得可キ見込ナルニ対 全濠支配人ノ如キハ寧ロ意外ノ思ヲ為セシ如ク、正金ノ成功ニ感心致シ居リ候

ニ当店へハ特別率ニテ先約ニ応ジクレ居リ候 ハ比較的小額ニハ候へトモ、 近来同業者ノ競争ハ屡々為替率ニ帰着スルモノアリ、 松島氏ハ常

本問題ニ関シテハ到底筆紙ノ克ク尽シ能ハザル儀ニ候へバ、此辺ニテ擱筆致候

以 上

異見有之候ハヾ次便ニ可申上候 為替問題ニ 関スル page 5-15 ハ北村取締役御検閲前投函ノ事ト相成候ニ付、 同役ノ御

大正十二 (一九二三) 年

ト延積金融ノ件

一月七日発貴電ニテ

跡注文近日有之見込ナレトモ、延積ノ要アリ

若シ当店ニテ金融ノ便ヲ図リ得ザレバ、 三・四・五・六月積分輸条件ニテ四千俵以上ト仮定シ、 最高何程迄金融出来ル歟?

跡注文ノ大部分ハ三井ノ手ニ落ツベシ

トノ貴意拝承致候

ケ買込ム必要アル見込ナレトモ、毛織会社トシテハ勿論多額ノ原料ヲ短期間ニ消化シ得ルモノ 正金松島氏ニ対シテハ予ジメ羊毛ノ出廻リ状態ヲ説明シ、 二非ズ、且ツ日本ニテハ多量保管ノ設備モ完全シ居ラザルタメ、此注文ニ対シテハ特別扱 適当品ハ此二・三月ノ間ニ 出 [来ル グヲ願 ダ

ノ回答ハ如左ニ御座候

フノ要アリト

ノ前置キヲ以テ、

貴方ヨリノ御来旨ヲ伝へ交渉致候処、

種々考究ノ結果、

松島氏

テ其額ニ対シテ為替率 羊毛買付後、 其金額ト積出シ期ガ確定セル時、 ノ約束ヲ為ス事ノ条件ヲ承諾スルナレバ 又ハ代金支払ヒノ時ニ於テ其時ノ相場ニ 延積金融承諾スベ

数量金額ハ先ズ五千俵約弐百萬円内外ノ諒解ニ相成リ居リ候

利息ハ ハ 6%ニテ引受ケ候事火ヲ見ルヨリモ明カナレバ、是非辛抱シテ貰ハネバ成ラヌト押 少シ好率ニシテ欲シイトノ希望ナリシモ、 是レガ又重大問題ニシテ、三 井 ノ如キ

付ケオキ侯

場変動ノ危険 羊毛代金支払ノ時ニ於テ、其時ノ率ニテ約東スル事ハ銀行トシテモ又毛織会社トシテモ為替相 「ヲ避クルモノナレバ当然ノ道行キニシテ、 毛織会社トシテモ異存ノ理由ナカル可

シトノ松島氏ノ意見ハ筆者モ同感ニ有之候

此特別扱二限 但シ為替率ヲ取極メ候時、 リ、 先物 (六月積ヲ二月ニ約束スルトシテモ)其時ノ取極メ二月ノ公表買相場ニ 毎月%ペンス下リナドニテハ困ルトノ筆者申出ニ対シ、原則トシテ

テ引受クル事ト相成候

ナ悲境ニ陥ラシムルガ如キ事ナキ様ニ取極メノ要アレトモ、先ズ二・三月間ニハ其憂ナ 但シ相場非常ノ激動ヲ来シ候場合ハ、 又臨機相談ノ上、 夫レガタメ銀行ヲシテ特ニ不利

カルベシトノ松島氏見込ニ御座候

此分ニ限リ、 何故毎月½下リヲ除外シ得ルカトノ疑問ニ対シテ研究セル結果、 大体 :如左

ニ候

見込ム範囲トナルタメ、 込ミ、%又ハ½甚シキハ夫レ以上(一ケ月毎ニ)ノ鞘ヲ建テル事ヲ原則トセルガ如キタ 不安ノ時ハ資金ヲ調達シオクノ要アリ、之レニ対スル利息ト為替相場変動 銀行ガ先約セルトキハ必ズ其資金ヲ何カノ形ニ於テ cover シオクノ要アリ、 メニ今回ノ如ク準備資金ニ対シ、 銀行トシテハ右ノ取計ヒヲナシ得ル次第ニシテ、 利息ヲ支払ヒ候モノニハ単ニ為替相場変動 小麦ノ如キ先 Risk 殊ニ金融 risk ヲ見

約トハ自ラ其立場ヲ異ニスル事モ合点致サレ候

尤モ大坂モスへ対シテハ、単ニ特別扱トシテ恩恵的ニ申出得可キ性質ノモノト存候

如前記条件附ナル事ヲ詳細打電可申上案ナリシモ、最近貴地ノ事情ニ精通セル広戸君 ノ御意見

モ有之、種々協議ノ結果、当店ノ取計ヒヲ以テ単ニ

跡注文ニ対スル要求条件ニ依リ金額モ無制限トシ、 利息6%ニテ正金支店ガ特ニ承諾シ

卜返電申上候

タルニ付、

注文引受方極力尽力アリタシ

金額 金融状態ハー テモ無制限 低無制限, 1 二注文アル可キニ非ズ、松島氏ノ意向ト綜合シ、大キク持チカケタル次第ナルモ、 セル 般ニ未ダ逼迫状態ニ有之候事、 ハ恰カモ金融モ今ハ何等顧慮スルモノナキガ如クニ候へトモ、 別項記載ノ如クニ御座候 大坂モストシ

貴方ヨリハ大坂モストノ折衝宜シキヲ得タル如ク、 直ニ五千俵ノ御注文ニ接シ、 尚跡注文可有

之見込トハ本懐ノ至リニ御

座候

候ハヾ、 当方トシテハ可成ダケ先約条件ヲ避クル事ニ努力シ、大毛へ対シテハ無条件ト致シ度ク候ヘト 注文買付数量モ多ク、 結局正金ノ条件ニ添フ事ニ致スノ外ナカル可クト存候 且ツ早ク代金支払ノ要ニ迫リ、 積出則チ為替取組期大延長 (羊毛買付後、 十四日間内ニ代 トモ 相成

金支払ノ事ハ厳格ニ励行サレツ、アリ)

為替 マレ 瞭ト相成リ、 トカノ不利 此為替取極 .ザル理由ナキニシモ非ズトモ憂へ候ヘトモ、銀行ニ対シ飽ク迄モ此条件ヲ跳ネ付ケ候事ハ spec ハ無御座、 X ヲスルト云フ意味ニ解サレ、 寧口歓迎致サレ候事トモ可相成哉ニ存ジラレ候、或ハ又大毛トシテハ此方法ヲ好 ノ事モ貴店ヨリ可然御説明被下候ハヾ、依之、大毛ガ損ヲスルトカ負担ガ重ナル 原料買付後、 程ナク為替率ガ決定スル事ハ邦貨トシテノ原料値 此特別交渉ヲ持チカケタル精神ヲ疑ハル、事 付ケモ トモ 明

何レニシテモ、 愈々ノ場合ハ以電報御同意ヲ願出ル事ト可相成候ニ付、 其節ハ大毛ノ納得致候

様御説明被下度御願申上置キ候

相成候

当方ニテハ代金支払毎ニ小口ニテモー々約束ノ形ト致候事ハ余リニ煩雑ト存候ニ付、 カ千俵トカ金 額ノ纏リタル時ニ於テ為替 ノ取極メヲナシ、 其都度其金額ト為替率ヲ貴方へ電報 五百俵ト

尤モ該条件及右方法ガ大毛ノ容レラレザル処トモ相成候へバ、 可然条件(正金ニ対スル) 御来

電被下度、

其場合ハ貴意ニ基キ重テ努力可致候

申上ル事ト可相成候間、

御含ミオキ被下度候

storage 可成無料御希望ノ御来意モ承知致候

御申越迄モナク、 当方同様ノ考ヲ以テ研究中ニ有之、 現在ノ状態ニテハ何レモ各倉庫充満ニシ

チ、可成丈ケ御得意ノ利益ト相成候様尽力可仕、多分ハ我々要求通リ満足ナル特別扱ヲ得ルニ テ両三ケ月ハ此状態ヲ裕和サスルノ見込無之候ヘトモ、売方及「ダンパー」ニモ可然交渉ヲ保

到ルベキ見込ニ御座候

方ヨリモ電報可申上腹案ニ御座候

此大坂モスノ例ニ慣ヒ、東京モスニ対シテモ如才ナク跡注文御慫慂ノ事ト存候へトモ、近日当

右

貴信

取三〇号信 大正12年2月22日

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 吉野丸便

拝啓

143 号一月廿二日附 Stオルバンス便(中井及竹内出張員宛通信写同封)、二月廿一日拝受致候

尚北村取締役宛T5モ同時ニ入手、 御来旨拝誦ノ趣、 同重役ヨリ御受申上候

ジ、外国銀行経由倫敦廻リヲ利用スルノ外ナキ事ニ帰着可致候、 結極ハ正金総務部トシテモ格別具体的ノ改善策モ建テ難キ立場ニシテ、当店トシテハ必要ニ応 ニ関シ、前田取締役東京へ御出張、 同行森重役トノ御交渉模様ニ就キ御来意敬誦致候 本問題ニ関シテハ前便長野丸

正金銀行交渉

弊信ニテ当面ノ要ヲ尽シ居リ候ニ付、 茲ニ贅セズ候

大正十二 (一九二三) 年

最近

シ得ル 致候 指図スル事モ面倒ニ有之候ニ付、 今後 D/C、L/C 発行ノ度合ハ増加致候筈ニシテ、 様ノ御仕向ケニ被下為度願上候、 可成貴地ニテ御決心相成候時ニ於テ、 当方ニテモ松島氏ニ此便法ヲ同意致シクレ候様談合可 一々当地YSB支店ヲ通ジテ日本ノY 直接貴地YSBへ交渉 S B ニ

相場出 場ニテ引受ケクル、迄ノ勉強ハ致シクレ候ヘトモ、倫敦ニ多額ノ資金ヲ有スル日本ノ銀行目下 側ノ勉強程度ニテハ遠ク及バズ、倫敦廻リニ比シ約 五月積ノ小麦仮約ノ時ニ於テモ、大体ニ於テ先物 ノ状態トシテハT/T売相場先物モ現在ノ率ニテ約束ニ応ジクレ候由ナル折柄、 ノ事ハ電報申上 合ヒ候 ハヾ当然倫敦廻リトス ル ノ外無御座、 1/8 えてメ per month 下リナシニ只今ノ相 Bk of Austria モ五月ノ約三万£引受ケ承 1/2 % ノ差ヲ生ジ候ニ付、 是レ亦小麦ノ 此際シドニー

YSB Paper Rate

諾

一候如

クニ御座候

二月十四日電報申上候如ク、正金銀行ハ頃来、当支店ノ取計ヒヲ以テ YSB C form 余義ナキニ至リシモ、 併用 ノ便ヲ図リ居リシ処、 直ニ之レヲ実行スル時ハ迷惑ノ者モ可有之ニ付、三月一日ヨリ実施ノ事 是レガタメ日 本側ヨリ シ 抗 議一 再ナラズ、 遂二 ニ対シテモ 復旧

ト相 便ヲ来ス如キ事アル場合、之レヲ二月分トシテ取扱フ位ノ事ハ申ス迄モナシ) 成候次第二御座候 (但シ今二月末発予定ノ西貢丸ガ少シク延期シ、三月ニカ リ候タメ不

ガ如 此問 モ、 重ナル原因 商売ニ就テモ不利ノ立場ト相成候理由ノ下ニ、羊毛業者六軒ノ者ガ松島氏ニ種々交渉シタレト モ、兎ニ角、今迄ヨリハ不利ト成リ候事ニ於テ必ズヤ日毛ノ如キハ苦情ヲ申出ベク、又其他ノ 此特別扱ガ実行困難ト成リタルタメ、常態ニ復ス事ニ反対スベキ強キ理由ヲ見出シ得ズ候ヘト 遂ニ効果ナカリシ次第ニ御座候 クニ候、 .題ニ関シ、屡々東京支店ヨリ苦情アリシ事ハ早クヨリ筆者モ耳ニ致シ居候処ナレトモ、其 ハ他銀行ノL/Cヲ使用セネバナラヌ得意先ニ対シ、不公平ノ事ト成ルタメニアル Paper Rate ヲ公表シ乍ラモ廃止状態トセシハ「シドニー」ノミノ如クニシテ、

on ノ差¼ニシテ、四ケ月払ガ%ニ候 Japan D/D 及 30 days ハ 識ノ或ル物ヲ新参者へ教与スル事トナル意味ニ候ヘトモ、時節柄止ムヲ得ザル儀ニ候 詰メ守田ガ槍リ玉ニ上リ音頭取リノ役廻リト相成居り候、打合セナドトハ結極我 此頃三菱・日棉ノ如キ新参モ加ハリ、委托羊毛ニ対スル附出シ費用等ノ打合セノ希望ア 組日及率ヲ一様ナラシムルナドノタメ、 Cr 屮 Paper モ同率ニシテ、60 及 臨時同業者会合スル事ト成 90 days ガ Cr

依テ L/C料ヲ支払候ハヾ、 90 days ニ因リ対照致候ニ Paper 矢張リ正金 C form ニテ Paper 率ニ依リ候方%%利 } crノ差ハ 約4%ナルニ他銀行信用 状 方ト相

Parth L/C 宛

成候ニ付キ、 結極当店ノ如キハ正金 C form 継続ノ事ト相成ル可キ哉ニ存ジラレ候

ヲ同地へ直送スル事不便ナルタメ「シドニー」へ御指図被下候事結構ニ有之、今後モ常ニ「シ

ドニー」ノ Bk of Austria ニテ協商スル事ト可相成候ニ付、Vict'ノ如キ他州ノモノニ対シ

テモ「シドニー」全濠銀行経由ノ方便利ニ御座候

而シテ「シドニー」正金銀行ヲ経由スル事ハ夫ダケ余計ノ手数ヲ要シ候事トテ、可成全濠銀行

へ直電希望ニ御座候、尤モ正金支店トシテハ手数ナリトモ、矢張リ同店経由ヲ寧ロ希望スルヤ

モ知レザレトモ、 自然「デリケシー」モ伴ヒ候事トテ、 可成ダケ正金シドニーノ注意ヲ惹クノ

動機ヲ少カラシメタク候

Parth 為替取組方法トシテハ全濠銀行宛書面ノ写ニテ御承知被下度 (写次便送リ?)

羊毛運賃協定書

是書 調印済ノ由ニテ其写御送附ニ預リ拝誦致候

第七条ニ於テ「但シ官庁ノ買付品 ハ此限リニ非ズ」ト有之候モノハ、第七条丈ケニ限ラレタル

但シ書キニシテ、契約全般ニ及ボス除外例ニハ非ズト解サレ候

未ダ真偽確ナラズ候へトモ、三井ハ被服廠注文品(NZ羊毛)ヲ安運賃ノ山下汽船ニ積ム計画

当店輸入部

補充トシテ益田店員、 丹後丸ニテ来濠ノ事ニ御取極メ被下候由拝承致候 シ通シ可得モノニ非ズ、否川西御大ノ耳ニハ已ニ入リ居リ候トテモ不審ニハ無御座、

此辺ニテ

此次ハ口銭引上ゲ運動ノ階梯カト存候

ハ何レモ従前ノ余得ヲ失フ事ト相成候ヘトモ、之レ等ガ世間ニ洩レズシテ厳密ヲ押

愈々同業者

サッパリ」致シ、

候へトモ郵便締切ニ迫リ、

トカ伝聞致候、

如此場合、

三井ノ行動ハ反則トナラザルカ、

若シ官庁品ハ公然除外例ニ因リ得

当方ニテモ考究可致

ルモノナレバ我々モ研究ヲ要スル問題ニ有之、当局広戸君ノ意見モ聞キ、

不取敢筆者ノ感想ノミ認メオキ候

御詳報ニ接シ、大ニ参考ト相成候

得意先業蹟

金融モ緩和シ大分安定致候模様、 御同慶 ノ儀ニ御座候

上毛モスノ如キ筆者帰朝当時ハ重役更迭ノ時ニシテ不少不安状態ノ如クナリシモ、今日ニテハ

問題ト察シラレ候 東京毛織ハ不相変製品手持チ過大ニ苦シミ居リ候様ナレトモ、 日毛トノ合併ハ容易ニ纏リ難キ

大正十二 (一九二三)

債権残額五萬円弱ヲ断念サル、事ニ御決心相成候由、 止ムヲ得ザル成行ニ有之、

北村取締役モ

御同意ニ候

ヴィクトリア小麦 可ク苦心罷在候、 井垣君ノ尽力方ヲ申送リ候、 無之如ク、 莫大ニ付キ、是レヲ船会社(山下)ノ負担ト致サセタク研究セシモ、契約書ニ依レバ グ」、後者ハ「ウィリアムスタウン」ニテ出張員モ誠ニ困難ナル立場ニ置カレ候、 積取リ監督 ハ夜業ヲ続行セザレバ、 候へトモ、 外ナキガ如クニ候へト 併シ夫レガタメ船ノ出帆 両三日内ニ択捉及長福丸ハ殆ド同時ニ積入開始ト可相成、 ノタメ本月十四日発、 時盛況時代ノ埋メ合ハセト将来ノ商売繋ギノタメニハ、之等ノ犠牲モ辛抱 ・モ、 到底契約二月内ニ積入レ完了ノ見込ナク、夜業ノタメニ要ス 近来 若シ何レニシテモ二月末日迄ニ完了セザレバ代金早払ハ免レザル 井垣 ノ小麦商売ハ誠ニ以テ甘味無御座候 ガ早ク成リ候事ハ事実ニ付キ、 「君メルボルンへ出張致シ、 明光丸及西貢丸ハ 是非共、 而カモ前者ハ 山下ニ払 ´ 「ヂー 且ツ該二船 略ボ完了致 其義務 ハセ候様 ル費用 Ū *)* \

最近ノ政府調査予想高、

如左ニ御座候

Exchange

VICT N S W 七九九、 六〇〇エーカー 二九、 〇九〇千ブシエル

八〇〇、 0 五〇〇〃

"

QLAND 四七四、 一四九、 000 八〇三 二八、 七七五ヶ 九一〇〃

五四八、 四七二 四、 九六七〃

TASMANIA 合計 七九九、八六〇 二七、 九八五 〇八、八一〇〃 五七七~

九、

WA輸出品ハ既ニ売約済ノ由ニシテ

察シラレ候 N S W マラザルノ噂ニ候、何レニシテモ処分スベキモノガ多量ナラザルタメ、急ギ居ラザルモノトモ Prol ハ内部ノ行政頗ル混沌タルモノアリ、何時迄掛カ、リ候トモ輸出商談ノ腹ガ定

小麦品位ハ初メノ悲観ニ反シ、何レモ良好トノ入報ニ候

X'rate キ上向キノ如ク日本向 ハ近来歩調頗ル強固ニ漸進シツ、アリ、二月十九日ニハ T/T売 2/0 ½、四月払買「ペーパー」ハ 1/11 ‰、D/D 1/11 ‰ \$4.70 二達シ、其後モ引続 奨励会届書

低率ト相成リ、此勢ニテ X'rate ニ併行セバ日濠間相場ハ Per rate ヨリ落チ込ム事非常ニ多

ク、如何ナル結果ト相成候哉、予想モ困難ト相成候

最小限度%ガ%ニ及ボス響キモ非常ニ多ク相成候事、

今二贅スル迄

モナク候

如此低率ト相成候ニ連レ、

[欄外書込]

N. York 二十一日ニハ \$ 4.71 ノ入電アリ

日本ヨリ倫敦向

T/T 売

相場モ電報願度、殊ニYSB相場ト対照比較スル要アル場合ハ勿論ニ御座候 相場ヲ可成的確ニ当店ニテモ承知致シ居候事ノ必要多ク相成候ニ付、今後ハ時々倫敦向

貴店試算表

節、 御指示被下度候

十二月以来、浴巾会社ノ金額ガー七二五〇〇円ニ増加致シ居候ハ如何ナル理由ニ候哉、

御序ノ

守田・谷口・溝渕・沢辺四名分同封致候間、 宜敷御願申上候

濠洲聯合内閣

種 例年ノ通リ各店内容取調ノタメ拒絶スル訳ニモ参ラズ、 や照会条件アリシモ、当店ハ之レ丈ケニ留メオキ候 如別紙報告致シオキ候、 実ハ此外ニモ

既ニ「シドニー」電報ニテ御存知ト存候ヘトモ、Country Party ノ強要ニ対抗シ得ズ、名物男

ノ「ヒュース」ガ遂ニ首席ヲ譲リ渡ス事ニ決シ候以来、「ナショナリスト」及「カウン

トリー

夫ノ利ヲ得タル如ク意気揚々タルモノニ候、両首脳者共ニ年少者ニシテ「ページ」ハ四十二才、 パーテー」ノ妥協成立ヲ見ルニ至リ、例ノ Paterson La…ng Bruce, Bruce 氏ガ順送リニ首相 ハ全然同等トシ、「ナショナリスト」ガ漸ク露命ヲ繋ギ得タルニ反シ、農党ハ中間ニ立チテ漁 ノ椅子ヲ占ムル事トナリ、蔵相ノ重職ヲ農党首領Drページガ引受ル事ト相成リ、両党ノ議決権

トハ一般ノ危惧スル処ニ候へトモ、最近首相ブル 「ブルース」ハ漸ク四十才弱ニシテ政事家トシテノ経験ハ頗ル浅ク、両頭内閣運命果シテ如何 ース氏 ノ為セル公演ハ不少新進ノ気鋭ノ意気

ニ富ミ、或ハ却テ新発展

ラ示スニ至ルヤモ難計ヲ思ハシメ候

J.B. Suttor 氏

ハ迚モ濠洲 ノ如キ地ニハ住マレズ、余生ハ日本ナリト過日出帆セルアラフラニテ帰日致サレ候、

村取締役御計画ナリシモ、 吉野丸希望ナリシモ医師ノ関係上同船トセル由也、 結極正金松島氏ノ招待ニ領事外八九名ガ招カレ、 出発前ハ日本人頭株ノ相集リテ会食ノ事北 送別ノ昼食会ヲ催

シ候

Big Month

昨年十二月中ノ輸出額ハ約五百万円ノ「レコード」ナリシガ、今二月中ニハ「インダス」・

万円ノ「レコード」額ニ達シ候、但シ大坂モス注文羊毛買持品ヲモ積出シ得ルモノトセバ、尚 「アラフラ」・長野・吉野丸ト外ニ小麦四船積ヲ合スル時ハ、為替取組及無為替額合計約六百

一層増加スベキ立場ニシテ、今月ハ Top 激増モ大ニ其一因ヲ為シ居リ候

従テ当店ハ女子供迄日夜大車輪ノ盛況ヲ呈シ居リ候

右

以上、 北村披見致候[サイン]

先物約定注意

最近買約致候 Yarra falls ノイル、 今年度産額二十万封度ノ如キハ同品ノ「レコード」 取引

大正十二 (一九二三) 年

リ候、其他 Top ニテモ近来頗ル先物約定多ク、当方ニテモ特ニ注意ヲ用ヒ居リ、貴方ニテハ 勿論売約書ニハ「不可抗力」ノ場合ニ対スル義務解除ノ条件ヲ明カニ致サレ候事ト信ジ候ヘト ニシテ、今年中ノ産額ナレバ無故障予期ノ通リ完了、期待ノ好成蹟ヲ挙ケルニ至リ候様祈リ居

モ、長期契約成立多キノ時ニ於テ、特ニ関係者ノ注意ヲ新ナラシメタク追記致候

以 上

貴信

秋田丸

取三一号信 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 大正12年3月9日 秋田丸便

拝啓

144 号二月七日附安キ丸便、三月六日入手致候

場ナル如ク、 ハ羊毛積荷案外ニ少ク、当店ノ如キモ日毛注文品ヲ積メザル事ト相成リ、他店モ大体同様ノ立 同船宛トシテ「ウィリアムス」氏ノ当テ込ミ居タル今週ノ「ブリスベン」買附品

ノ積荷モ極ク僅少ノ由ニシテ結極断念シ、当港ヨリ日本へ直航ト相成候

リノ差日濠間ト倫敦廻

明朝 目 下 帰 ブ市御 帯 ノ筈ニ御座候、 出張中ニシテ広戸 従テ安キ丸便貴状 君モ同行、 久方振 ハ北村取締役未拝誦ニ候へトモ、 リニテ北市 う市 場ニ列 、セラレ 我々 タ Ĵν ノ間ニテ御受 次第 御 「座候、

ケ可得致事項ニ対シ、

不取敢執筆致候

二就 シタシトノ招キニ応ジ会見シ、 尽シ居ルモノニ有之、 ハ松島氏ヨリ頭取席へ宛D/C信用状ヲ兼松ノタメニ発行スル事ニ「シドニー」支店異議ナキ 田ニ其立場ヲ説明シ、 テ前田重役御 上京、 将来ノ方針モ明瞭ニ打合シタルモノナレトモ、 同便ニテ正金 正金頭取 既ニ諒解 席 ドノ 頭取席ヨリノ入信アリ、 御交渉 ヲ得タル以上ニ今日ノ場合進化セ 経過拝 誦 致候、 此問題ニ就テハ既ニ松島トシテ守 於大体其当時 物ノ順序トシテ重テ面会 ル方法モナク、 ノ貴電ニテ其要ヲ 此度

貴地ニテ直接貴地ノ正金へ交渉願フ事ト致シ候間、 而シテ今後D /C信用状発行ノ要アル時ハ、 如従来一々シドニー正金ノ諒解ヲ得ルノ要ナク、 此旨加電致シオキ

ゥ

打電

ゖ

ĺ

事ト相

成候

度松島氏ノ知 尤モ此場合D ル / C 処ト可相 信用状発行指図 成、 松島氏トシテハ夫レデ充分ナリト申サレ ハ 如従前 「シドニー」 支店経 由 1 可 居り候間、 相成筈ニ付キ、 其御· 自 含ミニテ **|**然其都

着 々御進行 被 度

)此諒解; 大正十二 (一九二三) 成 立セ ル カラトテ、 年 筆者トシテモ全然松島氏ニ耳ニ入レザ ル様ナ水臭キ態度ニハ出

小麦ノ 直為替ト倫敦廻リトノ差ガ僅少ナル時ハ正金ノ勉強率ガ用ヲナス事モアラン テ今日 如キモノニ対シテハ、 ノ状態ニテハ其見込頗ル薄ク思ハレ候ニ付、 特別好率先約勉強ノ厚意アル事ハ再三繰リ返シ候如クナレトモ、 其趣モ加電致シオキ候 ガ、 事実問 題トシ

ル、 然正金率ニテ商談成立時機ガ来ル筈ナリトノ松島氏ノ内開ケ話モ御座 松島氏トシテハ此度ノ諒解ガ明カト相成候事ハ、夫レダケ「シドニー」正金ノ商売ガ減少サ ヨリ見レバ、 引導ヲ渡 いサレ 幾分荷ガ軽ク成リタル様ニテ必ズシモ悲観セズ、当地ノ金融状態ダニ緩和セバ タル如クナレトモ、 此問題ハ絶へズ同氏苦労ノ種 ノーツナリ 一候 シ事ト テ、 自 面

成候 別扱 二対 スル 前 但シ最近大坂モス利息間 不申候へトモ、 我等接衝 田 特別率 ガ 取締役ニハ兼松対正金関係ノ如何ニ重要ナルカヲ慮ラレ候タメ、特ニ松島氏宛御発状ノ上、 他二洩 貴方 貴方ノ公正ナル立場ヲ立証サル -ノ如キ 御援助ニ意ヲ用イ ル 大二頑味被下候事ナルベク、 1] モ、 事ナキ様ニトハ、常々松島氏 御 其内容迄モ決シテ注文主ニ打チ開ケ居ルモノニ非ズト明言致シ居リ候 書 面 題ニ関シテハ、長文ノ電報ヲ余儀ナク致サレ Ξ -ラレ ハ総テ夏座敷式ニシテ、 ・候事ハ 御通信写ニテ拝承致候、 御積リナリシナランモ、 其効果ヤ少カラザルベキ儀ト感謝 ノ心配致シオリ候処ニ有之、 為替率モ 何程 松島氏ヨ 1 ·候如 打開 寸矛盾ノ如ク相 ク、 ij クル 従テ小麦商 ń 兼松ニ対ス 社候 様 何トモ未ダ承 相 成 !成リ、 候 如 談 ル ク 特 相 物 際 具

比較 武器 柄、 ヲ提 活問題ニ及ブ場合少カラズ、 ノ立場モ大ニ異リ、 ノ件ニ関シテハ、今便小池君ヨリ御詳報 ノーツオモ戦闘準備ニ加 金嵩物輸入品 的 議致候時ハ貴方モ御同意ナリシモ、 [有利 率ニテ取 ノ切り合ヒハ愈々激シク相成リ、 先物 極 ハ矢張リ幾分割悪ト成リ、 メ方可然トノ御来意ニ接シ、 如当店無為替自由ノ立場ニアル当店トシテハ、 夫レダケノ強味ヲ得度キ希望ニ外ナラザル事ハ、疾クニ貴方 其後 ノ事ト相成候ニ付、 ノ相場動揺模様ニ鑑ミ、此際寧ロ正金シドニー 為替ノ一 or 二ポイントノ差ニテ商売ノ死 為替相場大分落付キ候様ニモ察シラレ 御尤ノ次第ト 茲ニハ贅セズ候へトモ、 存ジ居リ 傧 何トカ此有利ナル 処、 近 最初 来 此案 候 正 折 金

3 又 ハ 先物一 成リ候、 キハ六ケ月モ先物約束ノ場合ハ ノ定メ様ニテハ先物ニ対シテモ夫レ程ノ大事ヲ採ラズトモ、 Risk ケ月 4ポイ 先物約束ハ 毎 伴ヒ乍ラモ、 ント上リ位ニ譲歩シクル 1/6上リハ 如何ニモ 銀行同様ニシテ、 店 内為替 Risk 多キ様ニ案ジラレ候へトモ、 5 point モ悪ク相成リ、 ラ有 ` 例トモ 利ナルタメ常ニ好成蹟ヲ挙ゲ居 安全策トシテハ御無理モナク候へトモ、 相成り、 結局貴案ハ銀行 夫レデハ商談 何 ト 従来ノ店内無為替法ニテモ カ御調節 ル モ困難ナルベキニッキ、 \exists 実例 ij 相附 É 丰 遙 候ヤ 徴ス 正金銀行 カニ不利 ニモ察シ ル モ、 1 腹 相 如 相

ニテモ

御存

知

ノ如

クニ

候

候

尤モ金額大二膨脹致候様ナレバ別問題ニ候へトモ、 相当ノ金額ニ対シテ Risk ヲ持タレ候事ハ

於大体従来 ノ方法ト大差ナキモノトモ可得申候

貴案ハ神戸 ノ率ヲ基準 トセザレバ速決シ難キ場合御座候間、「シドニー」正金ニテ先約シクル、 ノ買相場標準ニ候ヘトモ、当方ニテ速席取極メノ場合多ク候ニ付、 率 ヲ標 準

矢張リ当地正金

願

トシ、 其率ヨリ%乃至%ノ好率 (四五六ケ月モ先物ノ場合) 御取極メノ事ニ御同意被下 度御

申上度候

但シ為替率ニ余祐有之候時ハ、 寧ロ貴方期待ヨリモ好率ニテ御願致ス事モ可有之、 必ズシモ常

若シ前記当方要求ニ御同意被下候ハヾ 二勉強シテ貰ハネバ成ラヌト云フ意味ニハ無御 Firm exchange 売極メノ時ハ其注文ト共ニ firm rate 座候

ヲ貴方へ電報シテ入帳願フ事ト致シ度ク候

右ニ対シ可成早ク左ノ臨暗ニテ御返電被下度候

Z O В G Y 同上 全部同 Z

О

В

Е

W

秋田丸便重役部長状中

ノ店内為替ノ件

同意出来

Z

О

В

O

G

同上

マ

Z ō В P H 同上 " Y SB先約ノ外ナシ

前便ニモ認メ候如ク、 約束少カラザル噂モ有之候ニ付、一番毒気ノナキKOノ石田君ト内談致シ候処、 ト明瞭ナル指図有之候由ニ御座候 テ同氏ヨリ三井ノ立場ヲ確メ候処、 レ居候折柄、 運賃協定前注文決定ノタメ船腹約定セルモノ、外ハ、総テ三船会社外ニハ積メザルモノ 政府品ナリヤ否不明ナレトモ、兎ニ角、山下汽船ニ積マレタルモノ多ク、 政府注文品ハ全然除外サル、モノ、如ク解釈致候事ハ至当ナラズト思ハ 三井ハ政府羊毛除外ノ積リナリシガ、 最近日本ヨリ 同氏モ同感ニ 又積入 ノ入電

安キ丸便ニテ大倉組ヘノ入信ニ依レバ、其後重テ関係者ノ会合協議アリ、 〈K〉ヨリハ 御前氏、 NYKヨリハ大河内氏、 其他列席 日毛ヨリハ永井氏、

却テ大倉アタリカラ教へテ貰ヒ候事モ妙ナモノニ御座候 其他種々協定事項有之候由、 前記問題、 NZ運賃、 詳細ノ入報有之候ヘトモ、当店へハ何等ノ御報告ニモ接シ居ラズ、 アデレード寄港問題、 ジロング羊毛費用、運賃払戻シ方法

本問 題其他 ノ外出事項多ク、 .執筆事項少カラズ候へトモ、 且ツ今夜ヨリ new office へ引移リノ手順ト相成居候ナド意ノ 今日ハ又小麦七千屯ノ成立アリ、 大毛関係等ニ

以下、 如ク時間ヲ得ル能 片桐君認メ Page !!ハズ、 VI ヘツヾ 当用ニ留メ候段御宥被下

-度候

以下 page VI、 片桐店員による執筆]

漸ク左ノ積荷主ナル事ヲ発見致候

山下汽船卜羊毛

部状相認候通り、

明光丸ニ壱千余俵ノ羊毛積荷アルハ時節柄不思議ニ付キ不想探索致居候処、

三井物産 三二俵 神戸揚

三四八俵 横浜揚

鈴木商店 (旧増田屋) 五一三俵 横浜揚

以上、 ハズ (所謂以前ニ諒解ヲ得シ分)、鈴木商店ノ五百俵ハ誠ニ意外ニシテ、浜揚ノ関係上、 全部 sydney 積二候ガ、三井ノ分ハ New Zealand Wool ノ積換分ニ非ラザレバ平仄ガ合 羊毛

精整カ或ハ佐藤行ナラズヤト存居候

郎氏ヲ通ジテ川西社長ニ度々交渉セル結果、 山下ハ羊毛積取ノ宿望ヲ尚未ダ擲タズ、過般貴地ニテ割込運動不成功ニ終リシ際モ、 川西氏ヨリ 松方幸次

来年ハ 必ズ 何ント カスルカラ、今年ハ我慢願度シ

トノ 挨拶アリシ由ニテ、 山下ニテハ川西社長ノ此一 言ニ非常ノ希望ヲ繋ギ、 来年ハ同盟船ト並

見込 日本棉花ト羊毛

ンデ必ズ何程 カノ濠毛ノ積取出来ルモノト確信致居候、 何レ契約更新ノ際、 一問題ハ免レ申間

御骨ノ折レル事ト存上候

安芸丸便部状ニテ工業会理事長ノ名ヲ以テ発セル Wool & Top ノ見込買入警告ノ一札拝見、

如

御来示其効果無キハ申迄モ無之ト存候、最近探聞致候処ニテハ、日棉ハ

青木支店長日本出発ニ当リ、喜多社長ハ氏ニ羊毛類ノ見込買入ヲ一任ノ由ニテ、生ズル

事アル可キ損失ノ限度ヲ四拾萬円ト定メ一勝負可致内命セルニ、其後 Top・Wool・Noil、

トントン拍子ニ当リ、最近計算セル処ニテハ約五萬円ノ利益ヲ生シタリト

右社員ノ自慢話ヲ又聞キ致候、此手合ニハー大痛棒ノ来ル迄、見込ハ諦メラレヌ事ト存申候

移転ト不動産シドニー事ム所

抱

ノ外無御座

候、

新調電気昇降器

ハ完製ニ尚ホ約二

一週間ヲ要スル見込ニシテ、

夫レ迄ハ階段

中心ハ、未ダニ光線不充分ノ嫌御座候ヘトモ、

No.

6側ヲ輸入部用ト致候為メ頗ル便利ニシテ、体裁モ大 office 然ト致シ候、

但シNo.

8

此位

事ハ辛央

部ニシテ羊毛輸出部長席ト相成候

取三二号信 大正12年3月16 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 日 セント・アルバンス号便

拝啓

前報後入信無之候

1 工事大体終了致候二付、 ヲ輸出入見本室及食堂用ニ宛テル事ト相成候ヘトモ、未ダ工事中ニ御座候、№8及6ヲ共通用 致候事、 既報ノ始クニシテ間口約 愈々本月十日ヨリ 3rd floor ニ事務所ヲ移シ、4th 60 ft、奥行約 76 ft ト成リ、 No.8側ヲ輸出 則チ 及一 Top floor 般用、

画中ニ有之、 ヲ要スル共、 ミ使用 ノ外ナク候ヘトモ致方無御座、 ヲ可成丈ケ早ク貸ス事ニ致スベク、 相当体裁宜キモノトシテ貸ス事ニ致候方、 此不動産ハ原価ヲ切リ下ゲザル標準ヨリ基算シテ、 是等ノ不便ヲ忍ンデ移転ヲ急ギ候所以ハ 設備ヲ取急グ関係ニ有之、 結極有利ト信ジ候ニ付、 充分有利ニ活用シ可得見込ニ 幾分 其積 (ブ時 Ground İ リニテ計 ·費用

リ、 度ニハ頗ル意外ノ思ヒヲ致シ候、 積金融ニ対シテハ キ付ケ度ク潮時ヲ待チ居リ候処、急ニ松島ヨリノ電話ニテ、而カモ頗ル激昂セル模様ニテ、「延 為替率先約取極メニ就テハ大毛ノ御希望点不明ナリシモ、 ノ延積御要求ニ応ジ度キ考へヨリ、 兼松二対シテハ6%ヲ特ニ承諾シタレトモ、是レガ一般的ト相成候様ニテハ到底6%ナド 6 14 P/a 以下ニテハ引受ケヌ事ト定メタリ」ト何時ニ似気ナキ宣告振 自然後刻面談セル時ノ話ニテハ、其後三井ヨリ同様 貴方へハ此条件ヲ電報申上ゲズ、 可成此種ノ条件ヲ附セズシテ得意先 其内可然正金松島氏ヲ説 ノ交渉ア り態

ズシテ又第二回ノ注文ヲ受取リタル由、

果

6

1/4

%ニ負ケニ貰ヒタシトノ懇望拒ミ難ク同意シタルニ早速注文ニ接シ、

然ルニ其後日本ノ三井ヨリ当地支店へ長文ノ入電アリ、

続テ数日

ロナラ

%トナレトモ、平均7%ト挨拶シタルニ対シ、三井ハ日本ト交渉ノ結

延 7 低率に

三ケ月延

~1

1/2

|率ニテ引受ケベキ立場ニ非ズ、

一ケ月毎ニ½%高、

則チーケ月延バ

セバ

6

1/2

%

二ケ月

説明致シ候へトモ、 %トスル事ハ如何ニモ〈K〉本位ト成リ、且ツ〈K〉ダケヲ6%トスル事ハ尚更ラ具合悪ク、 松島氏 方法ニテ埋メ合セヲ附ケル事ニ尽力スベシ、何レニシテモ大毛へ対シテハ正金ノ率 6 14% シテ今更ラ得意先へ う明カニシテ貰ヒタシトノ意見ニ対シテハ当方ニモ相当ノ理屈アリ、 トシテハ、 ト動カサ、ル事トスルノ外ナキ「デレンマ」ニ陥リタルニ外ナラズ、依テ若シ〈K〉 此場合必ズシモ4% 何レニシテモ此特別取扱ノ内容ガ他へ洩レタル事ニ就テハ、松島氏モ非常 6 1/4 % 申出不都合ノタメ自腹ヲ切ル様ナラバ僅カ (一年) ノ余率ヲ固 、執スルニハ非レトモ、 又我等ノ立場 ノ事ニモアリ、他 是レヲ総テ6

扱アルナラント他商ヨリ屡々探リヲ入レラレ居候始末ニ付キ、相互ニ甚大ノ注意ヲ要スル 然方法ニテ勉強シ得ル事トナレリト申サバ、 御座候、 松一個ノ働キトシテ対人方へ説明シ、正金銀行ノ名ハ出サヌ様ニ用心願フノ外ナシトノ意見ニ 様ニテハ正金銀行トシテハ如何ニモ不公平ノ事ト成リ、 ノモノニアレバ、 ニ迷惑セル 松島氏ノ言中ニハ如今回金融問題 、事ハ当然ニシテ、為替先約率特別扱ノ時ナドモ此轍 日本側ニテハ絶対極秘トシ、利息又ハ為替率其他特別ノ取極メアル場合ハ兼 ノ如キモ、 寧口得意先へハ好印象ヲ与フルナランカナド、モ 銀行 左ナキダニ兼松ニ対シテハ何 ノ名ハ示サズトモ、 ヲ踏ミ、事実公然ノ秘密 兼松ノ力ニテ可 . 力 $\overline{\vdash}$ ノ特 性質 成 ル

意的ナリシハ疑ヲ容レズ、唯今一段ノ注意ガ足ラザリシト云フ事ニ落チ候ニ付キ、 之レニ対シ、 モ将来ノタメ充分ノ注意ヲ促シオクベシトノ回答ヲ致シオキ候 二違ヒナシト

一人極メヲセルモノヤモ難計、 貴地ニテ果シテ正金ノ名ヲ得意先へ開陳セルヤ否モ不明ニシテ、或ハ三井ガ正金 若シ本店員ガ正金ガ云々ト申シ候ナレバ、 何レニシテ 全ク善

申サレ候

[欄外書込]

被下度願 此点ハ輸出入品其他 般ニ関スル意味ニ候ヘバ、 部長諸君ヨリモ当事者へ御申含メオキ

又松島氏ノ最 初 頭ニ響キタルハ、 兼松へハ早クヨリ有利ノ利息率ヲ与へ、 其後三井へハ幾分不

二七

大正十二 (一九二三)

為替率取極メ

ジタル 利 カニ候、依テ利息ノ如キニテ日本ノ本店ガ余得ヲ得ントスルガ如キ事ナク、之レハ注文獲得 ダ不都合ナリ、元来ガ守田ヨリノ談ニテハ、若シ利息ガ6%以上トモナラバ、三井ハ必ズ 遭ヒ特ニ6%ニ引下ゲ承諾 二引受クベキ恐レモアリナド、ノ説明モ大ニ考慮ニ入レシタメナルニ、事実ハ反対ノ結果ヲ生 一助トナスニ外ナラザル事ヲ力説氷解致候ヘトモ、案外ノ事ヨリトンド面倒ヲ惹起シタルモノ ノ率ヲ取極メタルニ、三井ハ直ニ之レニ依リ注文ヲ受ケ、 / ナド、 タメ、 松島氏トシテハ何ダカ「ペテン」ニ懸ケラレシ様ニモ一時ハ気迷ヒ居タ 或ハ兼松トシテハ初メハ大毛へ対シ6%ヨリモ高率ヲ offer シ、 ノ事トシタルガ如クニモ邪推サル、若シ夫レナレバ兼松ノ遣リ口甚 其後ニ到リ、 兼松 ノ率ガ低キヲ知 三井 ル事モ 競争ニ 6

且ツ貴店当局者ノ御注意モ促シ度ク、三月一日発長文電報ト相成候次第ニ御座 別扱ヲ大毛ガ三井へ洩シタルタメニ生ジタル結果ニシテ、其罪ハ全然大毛方ニアルトモ可得申、 **貴方ニテモ、大毛ニ対シ一度6%引受ケノモノニ対シ、些少ナガラモ之レガ引上ゲノ交渉ハ頗** ル不見識ナルベク、 或ハ自腹ヲ切ル覚悟ニテ握リ潰サンカトモ思ヒ候ヘトモ、 再考スルニ此特

取越シ苦労ノ気味ト成リ候ニ付、 ・モ三井 ハ 既二先約致シ居リ候事モ確メ、 三井同様先約差支ナキヤ伺ヒ出デ候処、 大毛ノ同意済ナル 事モ疑ノ余地ナク、 御同意ニ預リ好都合 我

ニ候

月九日ニ於ケル相場四・五・六月積 90 days Papers 1/11 1/6 依テ三月一日迄ノ「シドニー」「メルボルン」買附済羊毛全部ニ対シ、仮定額拾萬八千よヲ三 1/16 下リデナケレバ困ルトノ事ニテ取極メ済ノ事、 速時電報申上候如クニシテ、 ナレトモ、七月積トモ 御満足被下候

尚ホ今後モ三井ト当店 ノ取極メ時、 必シモ同一ナラザルベ ク、 両社ガ其時ノ相場ニテ約東致候

事ト存候

以上、 事ト可相成ニ付キ、 幸ニシテ当店ノ廻リ合セ悪ク、不利ノ率ガ続ク事トモナラバ、事実問題トシテ当店ノ立場悪キ テ貰フ事ハ同氏ト守田ダケノ間ノ諒解ト相成居リ候間、 何レノ率ガ不利有利ト成ルトモ、大毛ヨリ苦情アルベシトモ思ハレズ候ヘトモ、 是レ等モ松島氏 ノ含ニ入レ、 兼松ガ可成不利ノ立場ニ於カレザル様カバ 余リヘマナ事ハ有之間敷、 充分留意可 萬一不 ッ

三月七日発貴電ニテ、 ハ充分御諒察被下候儀ト期待罷在リ候 ニテ変更ハ頗ル具合悪ク、乍残念当方九日発返電ノ外ナキ事ト相成候、貴方ニテモ当方ノ立場 ,バ6%御希望ノ趣御尤ニ候、重テ松島氏へハ之レガ説明ト共ニ交渉シタレト 秘密取極メノ事ガ大毛ヨリ洩レタルヲ遺憾トシ、 利息ハ致方ナシモ出来 も、 前述 ノ次第

金利 ケ年4%ハ拾萬よ一ケ月約 £20ノモノニ付キ、 此差ヲ如何ニ処分相成候カハーニ貴方

Storage

様注意致シ居リ候、 併シ「インボイス」へハ 6 1/4 % 附ケ出シノ外無御座候

ノ御取計ヒニ任スノ外無御座、当方トシテハ可成ダケ他ノ羊毛ト混合シ、

ハ幸ニシテ「シドニー」「ブリスベン」共無料ノ取極メ相整候事ハ巳報ノ如クニ有之、「メル

ケ、船腹、金融等ノ関係モ有之、少クモ毎月一千俵ヅ、位ハ積出シノ事ニ御同意願度ク、 ボルン」方面ハ未ダニ交渉中ニ候、 何レニシテモ毎月相当ニ積出ス必要ハ有之、 且ツ倉庫積付 大毛

モ其程度ナレバ御満足ナルベキヤニ遙察罷在候、尚又貴方ニテ支払ヲ受ケラル、時モ、 一時ニ

ノ纏リ候ヨリハ月割リノ形ト相成候事好都合ナル可ク、商店全体ノ立場ヨリシテモ余リニ

巨額

事申ス迄モ無御座候ト同時ニ注文品買纏メ積出シモ徐々ニ進行シ、 永ク大額ノ義務ヲ当店ノミガ負担致居リ候事ハ感服致サズ、夫レ是レ重大ナル意味ヲモ含ミ候 自然跡注文ノ段取リト相成

候様祈リ居リ候

Vict' Wheat

Corporation ガ其後ノ市況一般的不振ナルタメ、売値引下ゲノ外ナキカトノ意向ニテ協議ヲ重

ネ居リシガ、 ノ入電アリ、時ヲ移サズ貴方へ電報シ、活動方御注意申上候処、幸ニシテ五月積七千屯ノ御注 愈々実行ノ気運ニ達セル如ク自信ヲ持チシ時ニ於テ、逸チ早ク Wedlock 氏 ヨ IJ

=

6%ニテ利用致シ候

替取組モ差支ナク、久シ振リニテ本品トシテハ相当ノ好収ト相成候模様ニシテ御同慶ノ儀ニ御 文ニ接シ、 貴方覚悟ノ値段ヨリ一段ノ値押シニ成功シ、5/2 1/4 ニテ買極メ、 Βk of A'ria 為

座候

之 give up ハ致サズ、引続キ各州ニ接衝罷在リ候 跡モ幾分弱気ニ候へトモ、五百屯ノ第二注文以外ハー寸見込無之由貴電ニ候へトモ、 当方ハ依

尚相当ノ新商談成立スベキ筈ト思考祈待罷在候

倫敦向ケ T/T 売 先約ハ三・四ケ月先位ハ其時ノ相場ニテ正金ガ引受ケクレタル模様ナルモ、此頃ハ先約率ハ夫 リ為替ニ対シ、 レダケ不利 ノ率ヲ offer スル様ニ相成候様承知致候ヘトモ実状果シテ如何ニヤ、 其率ヲ先約致サレ候場合、 御一報相願候ハ、大ニ参考ト相成候、 御配慮願上候 今後倫 敦廻

Bk of Austria

トモ、 モ一般的金融状態 当店希望額 ノ引受ケ位ハ故障ナキ見込ニ御座候間、 ノ目算モ立チ候如ク、 依然トシテー々「メルボル 貴方ニテモ其御含ニテ御活動被下度 ン」本部へ交渉ノ要ハアレ

候

証発行ノ事 リ保険証ヲ取ルノ要アリ候、 Shipping Port ニテ契約ノ条件ガL/Cニ附記致サレ居候タメ、西濠小麦ノ如キ ト相成候ハ 18 便利且ツ安心ニモ有之、 此事決シテ格別ノ不都合アルニ非レトモ、「シドニー」ニテ保険 出来得可クンバ如左意味トシテ自由ヲ与へ候 ハ 同 .地ヨ

Insurance 1s to be effected by Shippers in Sydney or at Shipping Port" 樣御御交渉願

Ě

規定
益田店員及旅費

丹後丸ニテ予定ノ通リ発足致候由貴電ニテ拝承、 安着ヲ祈リ居リ候

十円 将来 モ満 其資格ハ百五 同店員妻君 ヲ定メオキ候必要可有之ト存候、 タザル ハ (月俸) 比較的年壮ニシテ妻帯者ノ海外ニ派遣サル 者 ノ事ニ関シ、 十円 ハ当地ニテ携妻生活 以上ノ者ニ対シ携妻ヲ同意サル . ヲ越 ル 富森部長状ニヨリ心附キ候 モ ノタ 従来我等ノ諒解ハ少クモー等船室対遇ヲ受クル者、 ル ハ却テ苦労ヲ増シ、 事ハ 御同感ト存候 、程度ト存居リ候、 モノモ多キ事ト可相成、 \wedge 遂二ハ能率ニモ影響可致、 トモ、 未ダ店規ニハ携妻資格 実際問題トシテモ百 自然携妻者 何レニシテモ ノ明記無之、 則チ百五 五 十円ニ ラ資格

但シ其規定俸給額ニ達セザルモノ

ハ、

全然携妻ヲ許サヾ

ル

不動ノモノニテハ不便ノ場合御座

候

ベ ク、 取締役 (ノ臨機取計ヒニ俟ツベキ除外例ヲモ要スル事ト愚考致候

意ヲ注ギ各地ヲ巡遊シ居リシガ、本月発安キ丸ニテ引上ゲ、内海羊毛課長ハ丹後丸ニテ帰朝、 昨年九月、 筆者ト共二来濠セル三井ノ井川氏ハ病後保養ノ由ナリシモ、 事実ハ羊毛市場研究ニ

数ケ月後再ビ来濠 ノ如ク、 大倉組モ石田君ガ日本詰 メノ案ナリシガ急ニ変更、 沢田君ガ是レ亦

丹後ニテ日本へ出張ノ由、 北村取締役ノ同船者ガ大ニ増加致候

三井 一)(ノ伊藤新支店長モ安着致シ、此頃井川君ノ離濠ヲ機トシ羊毛関係者本位ニテ晩餐会アリ、

其内伊藤君 「ノイル」ガ協定ニ含マレザル事明カニシテ、 ノ挨拶ハ範囲ヲ拡クシテ招待ノ計画 又重要視スル程ノ数量ニモ達セザル如 ナルガ如クニ有之候

ク軽視致

運賃協定ト 「ノイル」

事ハ、 要アリ、 サレ候へトモ、近来ノ実状ハ必ズシモ然ラズ、当店トシテハ中々軽視致シ難ク、 候事トハ存候ヘトモ、 ニテ引受ケ候事モ疑ナク候ヘトモ、当店トシテハ徳義上ヨリシテモ、 広戸君モ明カニNY 而シテNYK積トスルタメニ、山下ノ安率ニ比シ不利ト相成候差ヲNYKガ負担スル 心附キ候侭申加へオキ候 Kトノ諒解ヲ作ラレ居候由、 貴方ニテハ此点御如才ナク御注意被下 可成NYK本位 山下 卜 ガ安運賃 ・スル

日毛注文品卜船

由レバ、

以下片桐君認メ Page IIヘツヾク)

最近日毛注文ニ船積指図ヲ附電シ来ル事例ト相成居候ガ、是ハ敢テ珍シキ試ニハ無之、 O S K モ何丸積ト云フ風ナ注文ノ出シ方ヲ致候事間々有之候、 フ意味ニ過ギザリシ様存居候、 最後二無止NYKト云フ風ナ遣方ノ様被存申候、Burns Philps ノ Williams ノ談ニ 反之此節ノ指定船ハ、川西商事ノ関係上、 併シ其頃ノ差図 . ノヽ 所謂 第一二E& 最近便船積ト云 a, 数年前 次ニ

成居 シ切レザル羊毛アリ、 秋田丸ハ全 space ノ半分ニ足ラヌ少数ノ羊毛(新聞報ニ由レバ弐千五百三十五俵ト相 候 ヲ取リ、 非常ノ損失勘定トナル可キニ、次船安芸丸ハ満船ニテ弐参千俵 秋田丸ニ積ムナト云フ毛織会社ノ差図ノ間、 斯様ナ結果トナリシ book

ハ誠ニ遺憾ナリ

差図 ヲ保ツ上ニ、 様ノ場合、 ト泣言ヲ並 ハ迷惑千萬ニ御座候、 従来通リトセバ、 べ居候、 殊二NYK二可成多数ノ羊毛ヲ割当度立場ニアル当方トシテハ、 是モ御得意ノ都合ニョル事ニテ、致方無シト云へバ夫迄ノ話ナレトモ、 何トカシテ是ガ撤廃出来ヌモノニヤ御良考願上候、 オ互ニ便宜不尠候、其他 space booking 上、不絶船会社 当地三井ニ於テ 此 種 日 毛 ト協 ノ特別 調 斯

モ此差図ニハ頗ル閉口致居候模様ニ付キ、其内当地 Buyers ヲ糾合シ、各店ヨリ一斉ニ

日毛注文羊毛船積指図ハ特別ノ場合ノ外、大体従前通リ space 割当約定ハ一切 Buyers

ニー任被下度事

発電セシメンカト存居候、萬一六軒之間ニ話ガ纏リ、悪クバ三井ト二軒ニテ同一意味ノ発電ヲ

為サンカト存居候

片桐吾郎 認

大毛注文羊毛

干天

取三三号信 大正12年3月23日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 安芸丸便

拝啓

前報後貴信ニ不申接候

モノ少カラズ、今後モ尚此状態ヲ持続セシカ各方面ニ及ボス影響ノ甚大ナルベキハ疑ヲ容レズ、 今ハ宗教家団隊ノ雨乞ヒ祈祷中ニ御座候、或地方ニテハ約一ケ年モ雨ヲ見ズ、悲境ニ陥リ居ル 最近市内及地方ノ一部ニモ僅カノ間ドシャ降リアリ、 般ニ憂慮致シ居リ、 従テ購買力モ大ニ減退シ、 卸シ小売商ノ如キハ不景気ヲ喞チ居リ候 漸ク愁眉ヲ開カントセシモ夢ノ間ニテ、

延積ノ件ニ関シテハ輸出部状ヨリ詳報ノ如ク、最初ノ案ハ三―六月積トシテ、 金融・倉庫其他

ノ交渉モ遂ゲ居リシモノガ、 御注文ノ際四 七月積ト相成リ、 銀行ノ如キ ハ特ニ 承諾 ヲ得タル

此頃ニ至リ可成多ク八月積御希望トノ来電ニハ不少面 喰ヒ申 候

ラザ 巨額 松島氏 ル遣リ口トモ申サ ル ノモノオ銀行ガ承諾シテクレル モ大ニ考慮スベキモノト思フ」 ノ言トシテモ「成ル程大坂モスノ如キハ信用モ大丈夫ナルベキモ、 レザル可シ、正金トシテハ兼松ノタメニハ出来ルダケノ便宜ハ与フルニ吝ナ カラトテ、 トノ注意ハ、我等モ決シテ等閑ニ附シ居リタルモノニハ 何時迄モ延々ニ全責任ヲ負フト云フ事 君ノ店トシテモ 健実ナ 如斯

非レトモ、

確ニー真理ニ御座候

ナド 毎月平等数ヲ積出シ、 テ其他ニ三井自家金融カ、又ハ他ノ方法ヲ講ジ居ルモノアルヤモ難計モ、 ハ片附ケネバナラヌトノ条件モ附シオキタレト 三井ノ交渉模様ヲ探聞セル処ニテハ、始メヨリ如此長期ノ依頼 ノ延積 ハ無之様信ジラレ候ニ付、 七月積ヲ以テ了ル事ニ是非共御承諾被下候様、 貴店当局御交渉 モ、 結局為替先約ニ依レ ノ心積リモアルベシト ハナク、 御願申上候次第ニ 正金トシテモ六月前ニ バ三四五月積丈ケニシ 少クモ七八月モ先キ 此事ヲ 、附記シ、 御座候

如前 ベメヨ 述 ij |感想ヲ銀行家トシテ抱キ候事ハ当然ナル事ハ、筆者トシテモ疾クニ感附 其節 定 直ノ処ハ)八月積 ハ無理ニモ承諾願 ハネバナラズト ハ強要セザリシ儀ニ候へトモ、 ノ下駄ハ 預ケオキ候 萬 部分ガ八月二残リ候様 キ 居り候事トテ、

乍併八月積 *)* \ 貴地ニテ手形請取リガ九月ニシテ、 夫レヨリ九十日即チ年末ニ漸ク皆済 ノ事ト可

hiddon Bros

相成、 ハ貴方モ御同感ニシテ、大毛ニテモ御不満ハ無之筈ト存ジラレ申候 其頃ニハ又次季羊毛買入レ時トモ相成候事トテ、 遅クモ七月積ニテ一段落ト致シ度キ希

最近決算書同封致候、 依例頗ル好成蹟ヲ挙ゲ居リ候ハ、当店ノ立場トシテハ慶スベキ事ト存候

新設毛織会社

Goulburn Woollen Mills Ltd

nominal Capital £150,000 Amalgamated Textiles Ltd

nominal Capital £1,000,000

座候 テ、 非ルカ?、 体裁ニテ弗々 Top ナドモ買送リ居リ候様子ヨリ察スルニ、或ハ此連中ノ野心モ関聯シ居ルニ ナル二会社ガ愈々最近登記サレ、発起者中ニハ相当ノ資格アル者モ有之候へトモ、両会社共増 田屋・鈴木商店時代ノ組合員ニテ、「ホラ吹キ」ノ W.a.Doyle ガ喰ヒ入リ居リ候ハ不思議ニシ 彼レハ支配人格ニシテ直接事務ノ担当ニ当ル如ク、 (「ドイル」ハ労力出資?) 増々又ハ「シドニー」鈴木商店ノ立場トシテ金融ノ便ヲ得ラレ候事モ不審ノ一ニ御 増田屋ノ遺物添田ガ依然トシテ紳士的

西濠用 D. C. L/C ノ保険契約地ハ必ズシモ積出シ地ニ 限ルトノ解釈 ノ 、要モナカルベシトノシドニー正金ノ意見ニ

敬義丸小麦ノ保険証ハ「シドニー」ニテ発行サセル事ト致候

西濠ニテ発行ノ事ト相成候ハヾ、其裏書人ヲ何人ニカ依頼セザル可カラザルナド種々ノ面

度候

ヒ候ニ付、

当地正金へ交渉ノ結果、

如右取計ノ事ト相成リ好都合ニ御座候間、

御

含ミオキ被下

倒伴

NYK特別割戻シ 二関シ貴信 144 号拝誦致候

日本ヨリ濠洲 ヘノ輸出品ニ対シテハ 運賃高如何ニモ貧弱ニ付、 特約ハ罷メル事ト 相成 候由、 止

ムヲ得ザル次第ニ御座候

山下 濠洲ヨリノ輸出品ニ対スル秘密取扱モ、 ノ如キ必死安運賃 ノ切り込ミ策ハ、 自然各方面ヨリ相当ノ荷物ヲ吸収シツ、 頗ル影ガ薄クナリツ、 アル模様ナル ハ困タモノニ有之、 アルニモ拘ラ

致居候実状ニ徴シテモ、相当ノ報酬 ズ、独リ当店ノ如キハ羊毛・Top ノ如キハ勿論、 ノ見地ト一致セザルベク、 貴方当局御苦心ノ存スル処ニ候ヘトモ、之レダケハ逃サヌ様御成功 アッ テ可然ト我々ハ信ジ候へトモ、 其他ノ物ニテモ依然トシテNYK本位 対人方ハ 必ズシモ コラ固執 我等

ヲ祈 ij が居り候

廿一 日大倉組ノ石 田君 ヨリ電話ニテ

盟船 今回 下ヨリ三井物産ヲ通ジテ運動セル結果、 Ш 非ザ 下汽 -船 V バ ノ 出 積 メヌ事ト 張員来店、 ・ナリ、 政府羊毛ハ最初同盟 Щ 下 1 今回 ・シテ 山下汽船積差支無キ事 ハ頗 ル 船以外ニ積入差支無カリシガ、 困難 ノ立場ニ陥 ノ諒解ヲ得 リシニ 付 キ、 ル旨、 其後同 神 Ш

当地三 井二入電アリタルニ付キ、 目下買附中 ノ千住羊毛ヲ是非山下 -ノ船ニ 積ンデ貰ヒ度

タ

此件ハ確定的ニシテ疑無キ処ナレトモ、 萬一 御不審ナラバー応日本ノ御店ニ御電照願 度

キニ付、 ト云フ挨拶アリシ由ニ候、 結局、 山下積ハ見合セル意向ヲ洩シ居候、 石田君 ハ三井ニ来電ノ有無ヲ確メザリシモ、 尚其節山下ノ談ニ運賃ハ 1 日本ヨリ何 ペン ス 来 per 電モ ポ 無

貴店ヨリハ本件ニ関シ何等御消息ニ不接候へ共、 有様ニテ、 当地 山下 -厄鬼運 動 結果 ハ 井 何 レ行違ヒ真相御詳報ニ接シ候事ト存 飯 田 日 棉 如 半 ヲ 口説 キ 落け ズ 1 候 Ė

ラズ、

自然千住ヨリ〈K〉

安芸丸積運賃割高

ノ批難出

[候様

ノ際

ハ

N

YK本社ニ状ヲ具陳シ、

Ш 限 ンド

10%

ト申

出候由ニ候

下運賃並ニ引下ゲノ御交渉被成下度奉願上候

今後モ貴方ヨリ何分ノ御差図アル迄ハ、政府羊毛ト雖モ凡テ同盟船積ノ事ニ可致候間、 左様御

含置被下度願上候

片桐吾郎 認

然ラバ結局山下ノ前記称へ運賃ト同様ト可相成候へトモ、愈々ト相成候ハヾ、 ニテモ積マシテ貰ヒ度キ様子ニ御座候 政府羊毛ヲ三社積ト限リ候ハヾ、 運賃割戻シ率モ自然工業会同様30%ト可相成哉ニ察シラレ候、 山下モ尚割安率

右

欄外書込

Mant ヨリノ来信ニ由レバ、同地山下 agent ノ談ニB市ヨリ平明丸積羊毛五百俵アリト話セシ

趣、是ハ勿論千住行羊毛ト存候

取三四号信 大正12年4月14日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 イースタン号便

拝啓

左ノ通リ拝受致候

145 二月廿二日附「イースタン」便、三月廿六日着

145(146 ノ誤リ?)三月五日附、丹後丸便四月十日着

北村取締役宛貴状モ夫々御入手ノ由ニ有之、御受ケハ自然丹後丸便、

又ハ同船ニテ御帰朝ノ機

モ目前ニ迫リ居リ候事トテ、貴地ニテ御直談ノ事ト相成ル可クト存ジ居リ候

生年月日詳報洩レト相成リ居候モノ、 如左ニ御座候

シドニー店員

北村取締役

人事

Coss 26-7-1878
Turner 30-1-1881
H. Read 13-3-1895

Gunton F. Hall

27-7-1890 28-11-1876

ハ予定ノ通リ、 本月廿七日発丹後丸ニテ御帰朝確定、 御準備ニ忙シク御座候

差詰 益田店員ハ丹後丸ニテ頗ル元気ニ定期ノ通リ本月九日安着、即日執務罷在候間、 メ網谷店員同宿、其内適当ノ下宿撰定ノ事ト相成居候へトモ、同店員ハ他ノ同年輩店員 御休神被下度、

独身者ト異リ、 経済上ノ心ノ締メ方モ自ラ異ル必要有之候事モ克ク注意致シ、当人モ充分諒解

致シ居リ候

何レ北村取締役御帰朝ノ節、 業ノタメニモ、可相ダケ長ク同社ニ腰ヲ据へ候仕向ケニ致シ度キ広戸部長其他ノ希望ニモ有之、 候様察シラレ候へトモ、又如此機会ヲ他ノ店員ニモ及ボシ得ルヤ否疑問ニシテ、且ツ同店員修 藤原店員ガ大坂毛斯ニテ見習ノ好機ヲ利用シテ当人モ大ニ油ガ乗リカ、リ、漸次其効果モ顕レ 御決定相成候事ニ候ヘトモ、予メ御含ミオキ願度ク候

大正十二 (一九二三) 年

貴店決算

其他ノ人事ニ関シ、御受ケ可申上件種々有之候ヘトモ、次便ニテ得貴意可申候

第八期予想丹後丸便御詳述拝誦後、 程ナク本月十日発貴電入手

税金引当拾萬円差引処分スベ ク

純益金壱百拾五萬七千円

ト有之、郵報御予想額一一七五〇〇〇円ト漸ク一万七千円ダケノ差ニ有之、当店トシテハ決算

実蹟内容モ既ニ入手致シ居リ候ト異ラズ、 頗ル理想的ニ御座候

シドニー決算 新会社第一回ノ決算ニモ有之、実質及形式上、余分ノ考慮ト手続キヲ要スルモノモ少カラズ、 貴店ニ比シテハ頗ル簡単ナルベキ当方決算完結ガ貴店ニ後レ候事、 汗顔ノ至リニ御座候ヘトモ、

且ツ一般店務多忙ノタメ、筆者モ「ガントン」君モ決算事項ニノミ没頭ヲ続ケ能ハザル事情モ

有之、 御大宥願上候

昨十三日夜取締役宛電報申上 税金宛準備金ヲ充分ニ差引キ 候如ク、 其数字ハ貴方御予想ニ近ク

ケ年純益金壱壱弐壱壱磅 (8/3 ペンス)

二御座候

決算書ハ正式ニ Auditor ノ手ニテ作製サル、 事ト相成リ居リ候ニ付キ、 成蹟説明ト共ニ丹後

丸便ニテ御送附可申上候

総テ次便ノ余義ナキ事ト相成候段、 君シドニー Director ノ件、其他上伸スベキ事項多ク候ヘトモ、今便ニハ到底執筆ノ時無之、 御了承奉願上候

Coss

右

口仙 ルボルン買附品 毛斯紡注文宛メ ト申 第三回毛斯紡注文品中 Melbourne ノ Lempriere 買附品 883 B/S 上候為メ貴方御不審ヲ被起、 御照会ニ預リ御尤ニ存候、 実ハ此分ハ北村重役ヨリ ハM市買附口仙抜ニテ宜布 Lempri-

ere ニ話シ、彼ノ買附品中ヨリ 64/70's ノ大阪毛斯適当品ヲ見本ヲ送ラセ、 同重役ニ於テ適

当ト認メラレ候分丈抜取リ買取リシモノニテ、Lempriere ニハ其買附之価 ポンド Gs'y ヲ口仙トシテ与ヘシモノニテ、此½ペンスハ同店作製ノインボイス中ニ元価ニ加 1/2 ペンス

大正十二 (一九二三) 年

四五

電報申上候如ク、

へ居ル為メ、 一見無口仙ノ如ク見へ申候

体ニ装フトモ、萬事ハ貴店将来ノ取引ニ御都合宜シキ様御取計被下度願上候 斯様ノ次第ニ付、此上ニ usual Comm ヲ毛斯紡ニ附ケ出ストモ、将又此分ニ限リ特別勉強セル

Lempriere ハ二三ノ同志ト組ミテ ring ヲ作リ、Melb 及 Geelong Sales ノ買占ヲ策シ候為メ、当店へ譲受分モ非常ニ割安ニ相附居候間、規定ノM市口仙1%ヲ御附出 川醬‴ super wool

気ニ入ル 1ot 丈買取候事ハ非常ニ便宜ニシテ毛斯紡ノ御為ナル事申迄モ無之候

被下候トモ、決シテ不当ニハ無之様存申候、

殊ニ平均見本ヲ一覧後、厭ナ lot

reject ふ、

此 883 B/S ハ全部丹後丸ニ積入一掃ノ筈ニ付キ、毛斯紡ニ対シテハ其御積ニテ可然御進退願

上候

片桐吾郎 認

£37,000 90 days Paper 1/11 7/8 ペンス

其後ノ買附品ニ対シ、

本月四日左

ノ通リ先約致候

則チ其時ノ相場ニテ五六及七月積ヲモ一率ニテ取極 ロメ申候

尚外ニ約三万一千よ取極メベキモノ有之候へトモ、 為替ハ却テ向上ノ気配ナルタメー時見送り、

以上 (守田)

定時総会シドニー第

口

取三五号信 大正12年4月26日 丹後丸便

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長

拝啓

長野丸ハ途中天候不良ノタメ予定ヨリハ聊カ延着ノタメ、 前報後貴信ニ不申接候

以外ノ事項執筆ニ留メ申候

今便ニテハ北村取締役ヨリ御執筆被下、

貴状中重要事項ノ御受ケモ相済ミ候ニ付、

今状ニハ其

ハ第一期決算完了ノ上、四月十九日ヲ以テ開会致シ、此機会ニ於テ「メルボルン」出張後ノ経

候、 過報告ト打合セヲ兼ネ出張シタル谷口店員モ列席シ、 其記録ハ別紙ノ如クニ有之候 在濠株主全部集会、 萬事無滞議事進行致

方可 然卜存候二付、 ノ定款 二依 レバ、 北村 Managing Director 毎年重役改撰 ノ要ナキ事ト相 以外ノ 成居候. Directors ヘトモ、 マ カロン氏及守田ヲ再 矢張リ其慣例 アテ作 リ置キ候 選シ、

新ニ広戸・Coss 両氏ヲ加名致候

能ノ時ハ広戸 Director 之レニ代リ得ル事トシ、 其後重役会ニ於テ北村専務御不在中ノ委任状ハ守田ノ名義トシ、 広戸 Director モ守田同様銀行関係其他会社 萬一守田ニ於テ義務執行不可

ノ重ナル者ニ集会ノ機会ヲ与へ、 同 日夕刻ハ簡単ナ ル設備ノ下ニ此第 兼松精神ニ就テノ北村取締役 一回総会ヲ紀念シ、 北村長老送別ノ意ヲ兼ネ、 ノ御訓示アリ、 店員ニモ発言ノ 内外人店員

機ヲ与へ大ニ緊張味ヲ加へ申候

ヲ代表スル署

名ノ権能ヲ与フル事

ト相成

別リ候

力 時二於テ特別給与ヲ励 頭ノ「イースター」祭日ハ恰カモ当地ノ夏季多忙期一段落ニ近キ時ニ相当シ、 ハ 麦其他一般 「タイピスト」ニ至ル迄モ夜業ヲ多クセザレバ処理シ能ハザル実状ニ有之、此 モ其額ノ多少ニ拘ラズ、「イー 日本ノ中元給与期ト同 ノ 荷動キ嵩リ合ヒ候時ニシテ、 行致候事 時ト改ムベキ否歟考慮中ニ候ヒシモ、 ハ ・スター」「ボーナス」 従来ノ慣習モアリ、 日本人ハ勿論 金 ヲ給与スルト云フ世 ノ値打 一毎夜々業ヲ続ケ、外人従務員 御存知ノ如ク三月末乃至四 ガ顕レ候事 ハ疑 間二 羊毛季節中ハ小 イー ノ 余地 例 ノ少キ事 ナク、 スター」 ノ大部分 月 丽 初 ヲ

当店ガ行ヒ居リ候事モ、感情上言外ノ価値アルモノト信ジラレ候

然レトモ相当ノ地位ニアルモノハ当店ノ精神ガ通ジ候ハヾ、其時期ノ遅速ハ問題外ノ筈ニ有之、

今回ハ株主タル Coss・Gunton・Turner 三名以外ノ者ニ対シ、如左給与執行致候

Foggurty	Miss McGregor	Ernest Hill	Lus Downing	Len Hill	Fred Hall	J Bourke	Frank Woods	Burt Read
ഗ	6	ω	5	10	10	10	10	£10
					Bob	•	•	Miss
						Brownie	→ Bellamy	Miss McGregor
				£ 77				H
				77	2	1	2	£ 3

御同意被下度御願申上候、右金額振リ宛ニ就テハ自然北村取締役ト御談合願上候

ハ三月末ノ会議ニ於テ Sydney,B'bane,Wool Buyers Association,Arbitrator 員ニ選挙サ

シドニー第一回

決算報告

全部以今便御拝覧ニ供シ候

融緩和

此頃 毛季迄ニ積荷ハ頗ル貧弱ノ見込ニ有之、小麦新商談モ多クヲ期待シ得ズ、全濠銀行ノ顔ヲ立テ ケ為替取引希望ナリトノ談ニ有之、可然応答致シオキ候ヘトモ、 Bk of Austria 支配人ヨリ金融大ニ緩和サレタレバ、 各期所謂 長野丸出発後ノ来月以後、 off season 中出 来ル 羊 ダ

ル財料ニ乏シク、

誠ニ意地ノ悪キモノニ候

来ノ安全策敬義丸坐礁ト将

重大ナラシメ候カ不安ナリシモ、幸ニシテ Pool ノ態度ハ頗ル紳士的ニシテ、 西濠小麦六千三百屯ヲ積取ル可ク派遣サレタル本船ガ、Sulu Sea ニテ坐礁シ、 ハ近来ノ凶事ニ候、注文取消ニ方リテモ西濠 Pool ノ態度次第ニテ、 ト成リシタメ、当店トシテハ此商売ヲ棒ニ振リシノミナラズ、直接間接多大ノ損害ヲ蒙リタル 如何ナル程度迄其負担ヲ 結局、 遂二航 仲買人ノ 海不能

大正十二 (一九二三) 年

報酬モ含ミ £500 ニテ解決相附キ候事ハ不幸中ノ幸ニ候

円ノ開キヲ生ジ、 其半ダニ埋メ合セ得ルモノニ非ズ、悪イ時ハ悪イ物ニ御座候 トナリ、 尚是レヨリモ重大ナルハ為替先約ニシテ、恰モ最モ悪キ時ニ於テ先約サレタル不幸ノ廻リ合セ 其後ハ又相場逆上リ度合ノ甚シキ事モ吾人ノ予想ヲ破リ、 倫敦廻リノ有利率ヲ Top ニ利用シ得ル事トハ成リタルモ、 此頃ニテモ已ニ一万二三千 到底之レニ依テ

意向ニ依テ取極メラル、立場ト存候へトモ、 注意アリ、 ビ候処、 此為替ノ処分ヲ如何ニスベキカニ就テハ、其本原タル貴地ニテ ノ見合ヒ金ヲ可成安ク負ケテ貰ヒ取消ス方、却テ有利ノ如ク思ハルトノ全然個人トシテ好意的 ベシトノ観測ニシテ、 トモ、当方トテモ相場向上毎ニ不安ノ念ヲ増シ、松島正金支配人ト会談ノ節、 同氏モ大ニ同情致シクレ、 我 「々ニ於テモ同感ニ付、 此際大塚神戸支店長ノ意見モ徴シ、 此旨電報御注意申上候次第二御座候、 同氏ノ考ニテハ為替ハ当分上ルトモ大シタ低落ハ有ラザル 或ハ成行ニ任スル事ニ相成候カトモ存居 同感ノ様ナレバ先約率ト現在相場 ハ種 々御考究相成候事 貴方ニテハ 話頭此問 日粉 存候 題二及

キ出 今後モ小麦用傭船 事ニ際シ、 損失ヲ免ル ノ場合ハ屡々可有之、 、ノ方法ヲ 又斯クアル可キヲ祈リ居リ候ヘトモ、敬義丸事件ノ如 研究シオカザル 可 カラズ

買付契約 ノ際船名ヲ指定シ、 該船災難ノ時ハ契約無効トノ条件ヲ設クルモ一案ナレトモ、

ヲ望ム ノ如キ 場合モアル ハ 到底斯カル条件ニ従ハズ、又注文主トシテモ時ニハ急ギ代船ヲ仕立テ 「可ク、然ラバ注文主ニ於テ此種ノ責任ヲ持ツ事ニ改メラルレバ頂上ナレトモ、 モ荷物引取 IJ

出来ル丈ケノ程度ニテ商売ヲ堅実一方トスルカニアリ、 斯ク煎ジ詰 メ来レバ、結局我々仲介者ガ夫レダケノ Risk ヲ持ツカ、 誠ニ以テ苦シキ破目ニ御座候 然ラザレバ安全条件ニテ

夫レハ商習慣上不可能ナルベシ

Insure Profit 今日为

此保険率 10/-% 位ナレバ、今後此利益保険丈ケノ余額 今日迄ニ考へ及ビ得ル唯一ノ方法ハ、傭船シタル時ニ其商売ニ対スル利益ヲ保険スルニアリ、 来ヌ事ニ成ル様ナ事モ有之間敷、 御一考ヲ願フノ価値可有之ト奉存候 ヲ算入スル事ニ依テ、 出来ル商売モ出

旱魃ト小麦相場

リ、 俟チ、最近ノ Pool ハ益々高張リ、遂ニ 67 1/4 荷減少ト次年度ノ作柄不良ヲ見越シ、売扣ヘノ態度ト成リ候折柄、 此頃市ノ内外ヨリ海岸方面へ渉リ引続キ降雨アレトモ、一向内地迄普及セズ、小麦ノ如キモ在 ニ有利ト成リ、 N S W ノ如キ未ダニ多額 定期船運賃モ 20/- ニ引下ゲタルニ拘ラズ、新商談ニ近寄リ得ザルハ遺憾ニ候 ノ持荷ヲ抱 ヘテ強硬ノ態度ヲ持続シ居リ候タメ、 ヲ「ビクトリア」「プール」ヨリ称へ出 英国相場見直シノ入報 近来為替相 スニ至 場大 下相

大正十二 (一九二三) 年

輸入モ打撃

成リ、

近来

旱魃ノ 及ボセル人気ガー 般二 影響スルハ当然ニシテ、 各卸売商 ノ如キモ愈々買控へノ方針ト相

ル程ニ御座候へバ、自然当輸入部愈々注文獲得ニ骨折レ候次第ニ 候

ハ各卸売商ニテ発スル注文ハ会計部ノ認メタル

モノニ限

ル

ト云フ打合セ迄取極メタ

店内無為替 exchange

> ノ件ハ 大ニ 御譲歩ニ預リ、 四月十四 日附貴電ニテ大体当方希望ヲ容レ被下、 今後輸入部競争上

ニモ少カラザル便宜ヲ得候事ト奉謝候、 啻二当輸入部ノ成蹟ヨリシテノミナラズ、 御来旨ノ程

度条件ナレバ、 商店全体ノ立場ヨリシテ従来ノ方法ニ比シ、格別ノ損害ハ来サドル可キ見込ニ

御座候

金ノ感情大毛ニ関スル正

頗 几 ル 月四日附電報申 「グレハマ」 ト相成候ニ付、 上候 如ク、 此度ハ何時モ三井ガ当店ノ後手ニ成 松島氏トシテハ遂ニ感情ニ走リスギタル ル事ヲ正金ニ持チカ ノ嫌ナキニ非ズ、所 ケルヤラ、

事 謂大毛ガ〈K〉・三井 ハ説明致シオキ候へトモ、 ラ両天ニ掛 貴方へハ不取敢其有ノ侭ヲ電報申上オキ候次第ニ御座候、 クル如ク、 強ク頭ニ響キタルモノニシテ、 必ズシモ然ラザ 松島氏 jν

シ三井ガ又八月迄モト申込ミ、兼松ニ対シ承知シタル事ナレバ、正金トシテハ拒絶シ得ザル様 居リシモ、是レハ兼松ノミノ積リナリシモノガ、 ナ仕向ケニスルハ大毛ノ策略ト思フノ外ナク、ソンナ風デハ自分ガ大ニ努メル積リナリシモノ ノ真意ハ疾クニ御報申上オキ候如ク、 部八月積ト成ル事モ止ムヲ得ザル可シトノ覚悟ハ定メ 而シテ其以前ハ六月迄ニ処分スベキ約束ナリ

事ヲ言ハレテハ困ル、将来モ頼マネバ成ラヌ事アル可シト予防線ハ張リオキ候ヘトモ、 今後此種ノ取計ヒハ平ニ御免ヲ蒙ルトノ断リハ、必ズシモ其場限リノモ ノニハ無御座、 次回ノ ソンナ

ヲ却テ究地ニ陥ラシメル様ナ遣リ方ナリシノ意見モ亦無理ナラザル処ニ御座候

以上認メ後、今夕ニ到リ

交渉ハ容易ナラズト案ジラレ候

インダス丸便拝受致候へトモ、 到底熟読ノ機ナク、 御受ケハ次便ト可相成候

以上不備

奨励会

貴信

取三六号信 大正12年5月9日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 長野丸便

拝啓

146 三月廿七日附「アラフラ」便ハ「インダス」丸便ニテ四月廿六日着 恰モ北村取締役御出発間際ナリシタメ、船中ニテ御通覧ヲ願ヒ、「ブリスベン」

ヨリ同

地出張中ノ広戸 Director ニ御渡シ願フ事ト致候

147 四月十日附吉野丸便ハ、今九日正午入手拝誦致候

差入書御追送分、正二入手致候

規約英訳文ハ「マカロン」氏へ相談前一応研究ノ要アリ、読ミ初メテハ日常務ニ防害サル、タ

メ、 未ダニ其意ヲ満シ得ズ候ヘトモ、 吉野丸便ニテハ無相違御返送申上ベク候

シドニー決算書 副一揃及小池輸入部長ノ報告書同封御送申上候

御振替へ申上候額ハ合計四六○六よト相成リ、以序保険料支払額ヲ列記致候へバ如左ニ御座候 前便報告書ニ書キ洩シ候へトモ、第一期一ケ年間ノ保険割戻シ金トシテ、直接為替ニテ貴方へ

1st 3 months (April-June) H 3, 522

1,884

ယ

>

(July-Sept)

H

ယ **>** (Oct-Dec) 8 4,510

(Jan-Mch) £ 7,220

4 th3rd2nd

五十嵐新本店長及最上取締役モ克ク当店ヲ諒解サレ居ル事ニモアリ、 森取締役ノ台湾銀行へ転任セラレ候事ハ、当店トシテハ少カラザル打撃ト憂慮致居候ヒシモ、 此移動ニ依テ特ニ心配ス

正金銀行更迭

大正十二 (一九二三) 年

ル程 ノ事モ可無之由、 好都合二御座候、 此次ニ来ル移動有之候時代ニハ「シドニー」ニテモ宜

「シドニー」「バランス・シート」ニシテ、登記署及聯邦大蔵省へ提出スベキモノハ 其内容説

ク当店ヲ識ル人モ加ハルニ至ラン事ヲ祈リ居リ候

明ヲ省キ簡単ナルモノヲ特ニ作製致候ニ付、 其一枚ヲ正金松島支店長へモ提示致シオキ候

日本浴巾会社 総会ニ於テ、 予テノ御計画通リ西田取締役ノ辞任ノ上、 相談役ニ推挙シ、 其他萬事満足二解決

進行致候由、御配慮奉謝候

如此ニシテ其陣立テモ漸次理想ニ近キモノト相成リ居候模様ニ有之、 製品 ノ統 積出シ期ノ

正確ヲ期スル点ニ於テ、漸次健実ナル進展ヲ示スニ至リ候様祈リ候

ニ関シ、 藤井重役及御前部長御認メ事項ハ多大ノ趣味ヲ以テ拝読致候、殊ニ三月三十日御認メ

日本毛織悶着

ノ御意見ハ徹 頭徹尾我等ノ意ヲ得タルモノニ有之、 御前 部長ノ川西部長御交渉振リモ大ニ意

リシテ、 決スル処アルヲ髣髴タラシメ、「注文謝絶スルヤモ難計」ト迄ノ大決心ヲ以テセラレシ覚悟ヨ 左モアル 可キ事ト感動致シ候

而シテ其後満足ナル解決ヲ得ラレ候旨御来電ニ接シ、 本懐ノ至リニ存居候処ニ御座候

然ルニ吉野 丸貴状ヨリ拝承致候へバ、 結極口銭ノ%ヲ提供シ、 勘弁シテ貰フ事ニ落着致候由

サレタル事件ニモ無之、夫レ等ノ利害得失ヲ十二分ニ考究セラレ、結局、 羊毛ガ当店 テ事ニ当ル ヲ以テ公平ナル立場ヨリトシテ御指示相成候当店トシテノ欠点ト称スベキモノモ、 ノ処ヲ告白致候ヘバ、 可 ノ真髄ニシテ、 商店トシテノ死活問題トモ云フ可キ大問題ノ御決心相成候ニ対シテハ、 当方幹部 日毛ガ其最大得意ナル事ハ申ス迄モ無之、又御前部長ヨリ特別部状 一同ハ不尠失望致候次第ニ御座候 此際強硬ノ態度ヲ以 今新ニ発見

乍併其局ニ方ラレ候貴方ニテノ御感慨ハ夫レ以上ナル可ク、 ニ「アッケ」ナキニ非ズヤト ノ感ヲ免レザル事モ無理ナラザル次第ト存候 涙ヲ呑ンデ譲歩セラレシ御苦痛ト

余リ

御配 に慮こ対シテハ、 吾人モ亦衷心ヨリ同情ト感謝ノ意ヲ表スルモノニ御座候

生ジ候事ト祈 而シテ此解決ガ大ニ相互ノ意志ノ疏通ヲ図ルノ機会ヲ得、 リ居り候 所謂 「雨降テ地固マル」 ノ好結果ヲ

最近決算期 ニ預リ奉謝 ハ紀念寄附金問 候、 71 東亜製粉会社売リ北米小麦代九萬三千余円ノ手形支払ガ不安状態ニアル事ニ 幸ニシテ日濠両店不況時代ニ拘ラズ、 本日入手致候 .題未決ノタ メ北村取締役貴着後御作製 ノミニテ充分熟読ノ機無御座候へトモ、差詰 相当ノ好成蹟ヲ挙ゲ得タル ノ事トシ、 其内容吉野丸便ニテ御詳報 メ吾人ノ意外ニ驚カ トハ雖 次期 御 座

溝渕

中井出張員

ヲ齎シ帰リ候事ヲ祈リ居リ候 ハ六月九日諏訪丸ニテ倫敦発、 七月廿四日神戸着予定ノ由、

折角同君努力ノ結果、

何カノ福音

経験 店員ハ兼テノ計画ニ従ヒ、愈々本月二日発「ブリスベン」へ向ヒ、 ۴ 同方面商売拡張ニ努メ、順ヲ追テ南行ノ事ト相成リ居候 同地二三四週間駐在、

実地

井垣

店員 苦労ガ増スト云フ廻リ合セト相成候事、 労ヲ重ネ申候ヘトモ、 トモ、「ミラン」丸ノ積地悶着ハ近来ノ大問題ニ有之候事ハ部状上伸ノ如クニ有之、多大ノ苦 ハ目下「メルボルン」へ出張、インダス丸及 Milan 丸積小麦ノ監督ニ日夜尽力致居候へ 又一面井垣店員ノタメニハ無二ノ活経験トモ可 殆ド一般的ナルハ遺憾ニ候ヘトモ、 电 口銭ガ減ズ 殊二小麦二於テ然 ル代リニ

成蹟頗ル楽観ヲ許サ

10

ル

ノ時ニ於テ、此巨額

ノ引懸リハー大痛棒ニ有之候事ハ論ヲ俟

タズ、幸

注意周到ノ要アル事ヲ適切

ニシテ杞憂ニスギザリシ事ト相成候事ヲ祈リ候ト同時ニ益々緊張、

[店員家族の病状について翻刻省略]

rate Exchange ハ最近 £4.62 二低下致シ、今年ニ入リテノ最低率ニシテ、是レガ原因トシテハ同 封 新聞切り

抜キノ如キ説モ有之候ヘトモ、銀行家トシテハ何レニ信ヲ措ク可キカ依例判断ニ苦ミ居候次第

ナレトモ、此度ハ前ニ与ヘラレタル松島氏予想ハ大ニ適中シタル訳ニシテ、例ノ敬義丸小麦先

約相場ハ益々其災ヲ大ナラシメ、泣キ顔ニ蜂ニ御座候

同時ニ大毛注文既買付品残高約弐萬五六千よハ未ダニ有耶無耶ニ見送リ居リ候ニ付、今後好機 ヲ見計ヒ取極メノ上、今日迄ノ先約悪率ノ埋メ合セト致シタク意ヲ用ヒ居リ候

普及セル模様ニシテ、 NSWヲ始メ Vict・南濠方面ニテモ一般的此天恵ニ浴シ居リ、

ク愁眉ヲ開キ居リ

近来ノ降雨潤沢ナリシハ「シドニー」市ト海岸ニ限ラレ居リシガ、

最近漸ク内地

一般二低気圧

同漸

旱魃漸ク破ル

誠二現金ナ物ニシテ、Vict Pool ノ如キハ 5/9 ペンスナド、空嘯キ居リシモノモ急ニ 5/7 1/4

大正十二 (一九二三) 年

乍併

小麦ニ於テハNSW以外ハ何レモ大部分売約済ニ付キ、 ナラ出 . 来ルナラントノ口吻ニシテ、尚ホ降雨潤沢トナレバ形勢大ニ軟化スベキ見込ニ候、 大下落ハ可無之候

小麦収穫及牧草ニモ蘇生ノ感ヲ抱カセ候事ハ疑ナク候

最近 21/- 迄ハ値押シ出来ル見込)ニシテ、貴方ノ指値トハギリ々々乍ラモ出合ヒ候事トテ、 Darling ノ offer 南濠小麦 5/7 ニテ、当地ニ獲得シタル Freight 22/6 (愈々トナレバ 重テ

電報申上候へトモ、北米麦割安ニテ多量商談成立ノタメ、目下ノ相場ニテハ濠麦絶望ノ由失望

Wheat

致候

(以下小池君認メAニツヾク)

此頃 分二ハ候へトモ、 送金手控へ候様日本ノ代理店へ申送リタル侭ナルタメ、自然他銀行へ廻シ候事ナランモ、 緩和致候事トテ、 ノ送金ガ何レモ A. B. C. 事実問題トシテハ当店ニモ其方ガ便利ニモ有之、 是非 Bk of Austria 経由 ト相成居候タメ、Bk of Austria 支配人ヨリノ談ニテー時ハ へ送リ候様尽力ノ依頼ヲ受ケ候、 可然御高配願上候 誠二虫ノヨキ申 今ハ

送金卜 Bk of Austria

(以下北村取締役御出発前ニ認メアリシモノ) (守田)

[書簡ページ番号A]

溝渕店員の帰朝と交代せしむる意味に於ける中村店員当地転任案は、 全然未定案とし後日の御協議に待ち、 而して其御協議の実現は本年後半、 御討議の結果、 中井店員帰朝後なる 目 下の処

貴店輸出部陣容の現状並に部員人繰上、機宜を得たる御

処置と存候

べしと御意見相定まり候趣拝誦仕候、

於て予め立案し、 を慚愧に感ずる次第に候、 望み難しと言ふ藤井重役の御観察も亦誠に御尤もなる次第に御座候て、 と言ふ程度迄達し居らず、 結果収めつ、ある今日の仕事の程度は同店員自身がやれば出来得るも、 於ける人物登用と言ふ見地より中村店員を推挙したる次第に御座候、 利便と言ふ事の外に部員の席次に大なる考慮を払ひ、尚且売場の実地経験を得せしむる意味に 元々本案は北村重役今次御帰朝の砌、 貴店輸出部長席 就而代案として森神店員、若しくば前田亀之助店員派遣の御発議有 而も実行迄約一ケ年の時日ありとするも、 の御考慮を御願致したるものにして、 御地に於て最後の御決定を仰ぎ度き希望の下に、 此程度に接近せしむる事 乍併中村店員精励研究の 筆者考究の足らざりし 筆者の立場は 未だ他人に引継ぎ得る 執務上 筆者に

之、 候、 彼是御詮衡 の立場には無之、 而して其の何れを取るかは、 同時に当方都合如何を御質問相 の上、 而も森神若しくば前田店員ならば、 宜敷御配慮の程願上候 主として貴店の御都合より御決定相願ふべき立場に御座 来候処、 執務上、 何れにても当方として誠に好都 是非中村店員を欲すると言ふが 合に御座 如き当方

せし 谷口 長御説の通り、 撰に関しては特に希望とては無之、 ルンの現状より言ひて、 撰等北村重役御帰朝の頃迄に具体化し置かれ可申趣拝誦、 同感に候間、 X ルボ め置き度しとに有之候間、 . 店員の意見はメルボルンに正式赴任前、 ルン支店に早晩邦人一 先般貴店輸出部長席宛出状御考慮を相願置候処、 経験年配等若き人にて事足り可申、 今強いて大至急増員を欲すと言ふが如き差迫りたる事には無之候へ共 名増員の必要相生ずべく、 其御含みにて可成早き時期に於て派遣御配慮御願致度 従而全然貴店に御一任可申上立場に御座候、 少くとも四五ケ月間シドニーにて輸入手続等習得 只だ着実熱心なる人を御撰抜被下度願上候 而して当方重役席に於かれても此 御配慮の段深く謝上 今着丹後丸便特別部状を以て人 一候、 而して富森部 就 くく候、 而メルボ 点御

以上は同席の御叱正を乞はん意味を以て書綴り申候 人事に関して可成重役状の一部として書添ふ方宜敷からんとの当方重役席より御注意有之候て、

(守田追伸)

長ノ意向ニモ有之、御含ミ願上候 部長不在ノ時ハ自然藤本店員代務ノ事ト可相成、 ノ方好都合ト存候、森神店員ニテモ相当ノ期間当地ノ実験ヲ経ザレバ業蹟ノ多キハ期待難致候 トモ、其 gap ガ余リ大キク相成候恐レモ有之、貴方ノ御繰合セ相附キ候ハヾ、寧ロ森神店員 ノ立場トシテハ前田店員ニテハ益田店員ノ次席ト相成候タメ、溝渕店員去レルノ時ニ於テ小池 前記小池君意見トシテハ、森神若シクハ前田(亀) へトモ、啻ニ席順ノミナラズ、執務上ヨリシテモ出来得可クンバ森神店員ヲ希望シタキ小池部 如此場合ハ守田ニ於テ監督ノ事トモ可致候 君何レニテモト有之候ヘトモ、当店輸入部

北村披見致候 [サインあり]

取三七号信 大正12年5月19日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 アラフラ号便

拝啓、前報後貴信に不申接候

便を得られ候事と存じ候 後れの苦情続出の折柄、 安芸丸貴地発は定期より十日後れと相成候由、当地代理店より伝承致候、左なきだに輸入品積 得意先の迷惑を増し候次第なれとも、為之貴方にては大に埋め合せの

than nothing の程度なる如く、早き機会に於て尚一層降雨の天恵に浴さゞれば安心は難成候 今日にても或地方にては四頭の馬を 1 lot として唯のま1で売たなどの報も御座候 は多少づ、濠洲内大部分に普及致候様なれとも、一時悦びたる程の降雨なく、so far better

気候としては冷気追々加はり、60-7度位の好順に御座候

選挙

最近の結果は Labor Party の勢力益々増大し

Labor 44 United Party 16 Country 12 (anti-labor 28)

と相成り、 特に赤化気分濃厚なる同州の傾向、 如此は遺憾に御座候

クインスランド

税関

にて「シドニー」より乗船せる者も、日本人(東洋人)は一々「ブリスベン」にて税関に出頭

ざりしを動機とし、 の要あるを強要し、其不都合、不条理なる理由の下に先般北村取締役が同地にて容易に従はれ 当地総領事館にて調査の結果、 其強味あるを確め正式に当局へ交渉の結果、

事を知らざりし為なりし由にして、其旨「クインスランド」税関へ本部より通達せる由に候 「クインスランド」官憲が税関規則にのみ拘泥し、其上にある ACT にて其要なきを明示せる

此流義にて小官吏の横暴に一般の迷惑を蒙る事、少からざるは何地も同様に候

の事に関し、 大正十二 (一九二三) 年 此頃当方部長会議の結果、 大体左の意向に帰着致候間、 御参考迄に上伸致候 一六七

可く、 最も策を得たる物なるべきやに愚考致され候、 二匹敵す可きやにも期待致され候に付き、 明後年共致し候はゞ、此余分の(今日迄ノ案ヨリハ)一ケ年間に得る実験と智識は過去の数年 の気運に向 成り居り、 溝渕店員は明年森神店員(と仮定) 同店員としては今現に「クインスランド」へ出張中にして、 且つ谷口店員M市へ出張以来は自然溝渕店員の仕事も多く、夫れ丈け智識を拡むる ひ居り、 日本側としては敢て溝渕店員の出来る丈け早く帰朝を懇望され居る訳にも非る 当人も大に油 が乗り来り居り候処に 着任後、可成早き機会に於て帰朝可然哉の案なりしも、 寧ろ明後年頃帰朝致す事に改め候方、 且つ本人としても此方却て希望せる事と認め して、 明年の処を尚一ケ年も延期 引続き他州を廻る計画と相 相互の為めに 居

期共 貴店 定よりも尚六ケ月間にても永く日本の仕入方面の実験を続けられ候方寧ろ希望の立場に候、尤 支の中村店員移動反対の藤井重役御意見も亦御尤と存じ居り候、依て如前記、 入方智識の不完全なるを最近にも前田取締役より御力説相成候事は我々も頗る同感にして、 相 輸出部 成候 .幸ひにして商売益々繁昌と成り、 は に於ては不幸にして人員 7,, 森神店員も無理をして迄も急ぎ当地へ転任さる 6 gap 当店人員増加の急に迫り候様なれば、 甚しき物有之候も一 因なる可く、 ゝ の 要も無御座 又自ら別問題 最も大切なる仕 溝渕店員移動延 今 日迄の予

0

事も起る可く候

代謝可 貴輸出 筆者昨年帰朝中、貴輸出部一部の御意向として在濠期間は可成短縮し、可成多くの人員を新陳 充分に諒解 て容易に常識判断のみを以て処理し得可きものに非ず、 語は貴輸入部と大に趣を異にする物少からず、 然と拝承致候事に就ては充分考慮致し、 し得て、 始めて激甚なる競争場裡に立ち得るは申迄も無御 此頃他の部長連とも意見の交換を致候へとも、 取扱品の範囲は殆ど制限なき迄に拡々し 各商品の鑑識と取引先の応対振り等を 座候

らず候へとも、 永年売込みたる 年々増加する共減少する事なき多数の keen なる競争者の上に立つ事は望み難く候、 得意先の各異りたる気合を充分に吞み込むと共に顔を拡くするに非れば、 又当地 究を重ね居り候様に見受けられ、 者に候へとも、 最近絹物取扱者本位の会合には筆者も小池君と共に列席致し、 の真の智識を養成するの緊要なるを強く感ぜしめ候、最近の一動機とも相成り居り候 の売方としては是れに劣らざる研究を要する物少からず、 其局に当る者にして不合格ならんには、 ς Κ Υ 流石絹専門業者として派遣され居る丈け、 の看板に依る丈けにても、 寧ろ局外者の小生としては予想以上なるを感じ申候事も、 少からざる特権、 此看板も却て損けらる、に至るは明か 同品に関する智識は何れも相当に研 列席せる者の多くは比較的 単に商品 又ハ引立てを蒙る場合少か 拡く競争場裡に立て の智 識 0 みならず、 幸にして [年少 取

則ち苟くも当地へ店員を派遣する以上、 一年や二年にては何等の得る処なく、 夫れ以上

座

望の者は何れも当地に居附き居り候実状に御座候 期間腰を据 なりし如き三井の如きも此頃にては大に悟る処ありし如く、 へる仕向けと為すの要あるの結論 に到達致候、 多数の従業員を有し、 主任者始め其他の係員も有 概 して新陳代

節外の時に於て、 其内沢辺店員も同様の仕向けと可相成順序が至当ならんと存じ居り候、従て当方にては羊毛季 長期実習致させ居り候中野店員の如きは明年頃帰朝せしめ、貴地にて大に教育を願ふ事とし、 て励行可致候 出部、 殊に羊毛部としては順を追て青年派遣の案と相成り居り候に就ては、 従来羊毛本位なりし者も努めて羊毛外一般の輸出事務に慣れしむる方針に於 自然当地にて

て帰 遣相 当地にて修業せしむる方策を得たる物也との意見は我等の一致せる処にして、本人も個人とし るなど、は、商店としては勿論、 にして当人頗る気迷ひの模様に有之、広戸君の見地よりしても、 網谷店員は元来出来る丈け永く当地に滞在し、充分に羊毛其他の智識を得るべき覚悟にて御派 是れより漸く羊毛其他の仕事実習の機を得んとする全く未製品なれば、尚暫く「ミッチリ」 朝期云々などの意見毛頭も無之事をも確め 成候者なるが、 貴方人繰の御都合も可有之、 当人の為めにも不賛成にして、今日迄は漸く瀬踏み時代にあ 申候 可成丈け早く帰朝し得る様の御内意 茲一ケ年位の 間に帰朝せしむ あ

従て貴方にては網谷店員に振り当てべく御一考へ相成候役廻りは、

現在の貴店々員間にて御活

議の際、右御考慮に御加へ被下候はゞ幸に御座候

以上は当方の意向を具体的に上伸致候次第に有之、

幸ひ北村取締役御在日の折柄、

人繰り御協

右

号外信

大正12年5月21日

豪社守田治平→神戸及東京取締役(北村取締役殿送リ)

シドニー在勤者俸給及手当支給額改正案

座候 付、 本俸及在勤手当邦貨額ヲ一々英貨ニ換算致候事ハ、授受者共ニ不便ヲ感ズル場合少カラズ候ニ 本俸何程ノモノハ換算率ニ関係ナク、「シドニー」ニテハ英貨何程ト規定致度キ希望ニ御

仮二 2/2 ペンス par Yen トシテ起算致候へバ

本俸百円ハーケ年一二〇〇円

在勤手当一七〇〇円 二九〇〇円 £314/3/4 (一週 £6/0/10)

ト相成候ニ付、 此標準ニ依リ、本俸一〇〇円ノモノハ £315 par annum トシ、五円毎ニーケ

年 £12 ノ増減ヲナス

[欄外書込]

現行規定ニテハ¥5毎ニ £11/18/4 ニシテ換算不便ニツキ £12 トスルノ案也

其結果ハ別表ノ如クニ有之、此開キニ依リ、従来ノ等差ト殆ド同一ノ結果ト相成候

	*		*		*		*		月俸
	¥240		¥160		¥115		¥100		#
	0		Ö		Ö		ŏ		85
*	*	*	*	*	*	*	*	新案	現行規定
£651	£647.16.8	£ 459	£457.3.4	£351	£349. 18. 4	£315	£314.3.4	£279	£278.8.4
	$\widehat{}$	£							
12. 10. 4 •	12. 9. 4	8. 16. 6	8. 15. 1	6. 15. 0	6. 14. 9	6. 1. 0	6. 0. 10	5. 7. 4	(£5.7.0 P/W)
` ``	<u>»</u>	P/W)							

¥450 ・ £1148.6.8 (22.1.8 *)・ £1155 (22.4.2 *)

携妻手当ハ在勤手当金ノ二割増ノ代リニ改案規定数ノ10%ト致シ候ハヾ、従来ノ振リ当テト略

ボ同一ト相成リ候

月俸 ¥160 ¥220 携妻手当共現在 1 1 £507£663二対シ新案 **>** 1 £505£663

1 ¥240**/** 1 £715 **> >** £716

種々考究ノ結果、結局右ノ方法ニ拠レバ現在ノ規定ト殆ド変リナクシテ便宜少カラザル可クト 存候ニ付、御裁可相願へ候ハヾ、早速実行致シ度ク腹案ニ有之、叱正願上候

以上

追伸

近来シドニー従務員ニ対スル定期給与金ハ、神戸取締役ニテ英貨ニテ御振リ宛テ相成候御精神

ニシテ、其後ハ尚低下ノ折柄ニハ候ヘトモ、換算率ノ如何ハ別問題トシテ £100 (本俸) ニ 回提案セル金額ヲ 2/2 ト仮定致候事ニ就テ御異見ナキヲ難期、三ケ月間ノ店内率ハ 2/1 1/4 ヨリシテモ、「シドニー」支給金ヲ全然英貨極メト致候事ハ御異存ナキ事ト拝察罷在候、唯今

対シ、一ケ年 £315 ヲ基算トセル事共相成リ候

右

奨励会規約訳文

ハ前便発後、

北村取締役

取三八号信 大正12年5月24日

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 吉野丸便

拝啓

前報後貴信ニ不申接、 STルバンス便ハ両三日内ニ着ノ予定ニ御座候

重要事項多々御待チ兼ネニテ御苦労不尠事ト存候、 ニハ定期ノ通リ本月二十三日神戸へ御安着被遊候由貴電ニ接シ、当方一同安意御悦申上候 ニ依リ、 御健康ヲ害セラル、事ナキ様祈上居候 折角御自重専一二被遊、 気候食物等ノ変化

直ニ「マカロン」氏へ届ケ検覧ヲ願ヒオキ候処、 御存知ノ如ク非常ニ忙シキ人ニ

新事务所メルボルン支店

規約ニ 鑽二取 付 不悪御諒承被下度御願申上候 参リ申サズ、 ニシテ、此熟語ハ所謂会社ノ「定款」ヲ意味スルモノニ付キ使用シ得ズナド、中々急ノ事ニハ ヲ明カニスル いリカ 如何 此種 ナ ノ研 リ候 後更ニ日 ル事ガ記サレ ノ要アリ、 究 ハ土目 ヘトモ、 ヲ重テ協議 且ツ其冒頭ニアル 曜日ニ掛ケテ目ヲ通シクル、事ト 日本語 タ ルカヲ識ラザル「マカロン」氏トシテハ、 ノ事ト相成リ、 ヲ充分了解スル宮岡氏ニテモ中々御骨 "Article of Association" 乍残念到底今便ニハ不合間、 相成 リ居リ、 ナル用語ガ已ニ不適当 第一是レ 本日ニ至リ漸ク会見研 ラ 折レ 次便卜相成候段 夕 ガ内容、 ルモ ノ了解 、如ク、

ナレトモ一部本通リニ面シ光線モ宜シク、 ラズ苦心罷 在 候処、 此頃漸ク Queen St. J. Kitchen 種々「シドニー」トノ打合セノ結果、 ノ向側ニ手頃 ノ場所ヲ発見シ、 8 5th floor 325 P/a

絶へズ当局谷口君ガ熱心ニ心掛ケ居リ候ヘトモ、我等希望ノ場所ハ家賃ガ割高ニシテ問題ニ成

ニテ二ケ年間ノ「リース」ニテ借約致候

位シ、 総坪数一千 ·輸出 Sqr f't ニシテ、 . 両部ノ取引関係ヨリシテモ、先ヅ理想ニ近キモノニシテ、 今日、 ノ相場ニテハ割高 トハ申サレズ、 殊ニ其地位 掘り出シ物共可得 ハ殆ド 中 心ニ

申候

メ ĺV ボ j レ 2 支店ガ登記サ ĺ タカラトテ、 急ニ立派ナ体裁ヲ要スルナド ノ意味ニハ非ズ、 商

大正十二 (一九二三) 年

七七

競市ブリスベン羊毛

心ヲ離ル、 売不振ノ折柄、 事遠ク不便不利ナルタメ、止ムナク新事務所ノ必要ニ迫リ候タメニ御座候 可成現状維持希望ナリシモ、現在ノ office ハ余リニ狭矮貧弱ニ過ギ、 市ノ中

ハ来週廿九日ヨリ三十一日迄ニツキ、広戸・Coss 両君及バートモ共ニ本日出発陸行致候、此

度ハ以御蔭日毛二千俵ノ御注文ヲモ握リ居リ候事トテ大ニ張リ合ヒモ有之、 成功ヲ祈リ居リ候

ハ大小取リ交ゼ、近来珍シキ多人数ト相成リ

日綿

ブ加藤

(妻・子二)

ウェーバ

1

本船帰朝者

三菱ノ上野(妻・子一)

高嶋屋岩本、 三井(メルボルン小麦係) 鈴木慶太郎 中島 (シドニー絹係) 多田 一水野

長倉副領事

ル由ニ候

等ニシテ、 本船ニ間ニ合ハザリシ由ナル三井ノ石炭係小石川夫妻(子二) ハStアルバンスト成

丹後丸帰朝者ト共ニ如此多勢ニ攻メ付ケラレテハ、 流石ノ毛織会社モ面喰ヒ候事ト存候

松島 居 ïJ 候 氏 /١ 早 乍 ケ 併 我 日 々 IJ トシテ 此 問 題二 *)* \ 可 考 成現状 \wedge 及ビ、 維持 是非 1 実行 意 味ニテ、 清報 ノ 事 柳 Ξ *)* \ 御 風 1 前 - 受ケ 部 長 流 Ŧ シ居 業 御 1] 崩 夕 丰 ル 事二 及ビ 事 Ĭ 存

島氏 行 船 取 者 IJ 此頃貴方ヨ 鹿ヲ見ル ノニ対シ何 ノ迷惑少カラズ 候へトモ、 ノニシテ実ニ不都 ル É 組 積 下心ナル 到 方法ナ 希望ニ 1 尚サズ、 リ、 為替率 テ 様 事 事実問 基 是レニ F ij } ナ 仮リ 結果 -ラ 同 察ス 力 キシニ外 倫敦 ノ情報ニ 候に 各自 制 関聯 ルニ 廻り 題ト 裁 合ニ御 ŀ 付、 Ŧ ナラシムベク、 ナ 一拠レ 菱 ナラザ ラザ 加 シ セ 難 取 自 正金 フ 座 テハ倫敦廻リ有利率ヲ手柄 ル便宜法其 カラズ、 組 由 候、 \equiv ĺ ガガ バ ル 並松島氏 井 ルニ、 様、 、三菱ハ羊毛取扱業者ト行動ヲ共ニスル 有利ナ場合 任シテ ノ方法ナキ 此 先般当 如 研 問 其取 貴ハ 題二 キガ便宜 究シテ貰 1 日 他打合セヲ及スニ至リシ動機ハ、 -会談 本ニ 歟、 就 地 -ハ ・ ネ 組 デアハ 於ケル三菱ノ言 H ニテ同業者協 バ 節、 上 ハ 然ラザ ヲ 是レヲ利用シテ注文主 一倫敦 ネ 好機 郵便締 新入者 穴 此 廻り 成 レ 事 顔ニ ヲ捉へ ラ バ 切 ヲ告ゲ、 Ĺ 喰 Ź 正 前 議 ヲ 振リ廻サレ 利用 ガ テ三 金本位トシテ律 動 日ト ノ結 ヒ入リ様 1 *)* \ 是等 一菱高橋君 三菱ノ 取 果、 ス ル 意 極 心味ニテ ナ テハ ジ ヹ、 何レ ガ 三菱及日 ´ラバ 如 事 打合セヲ全然没 ノ忠義振 ナ ク モ得意先 1 'n 意向 結構 ナド · 義 ニ 相 両 同 天策 時 直 談 頭 1本棉花、 為替 致 働 的 ヲ F ij ナ 列ネ 糺 ヲ表 レト キ居 略 ナリ へ対 申 候 ヲ ス 考二 ナド 謝 } 講 却 テ正 え サ 候 モ、 1 ル 絶 モ 者 Ŧ セ ン ル ズ ·新入 為替 ガ 我 御 金 } ス ル ル 同 銀 取 馬 ル Ŧ 々 座 Ŧ ス

キ特 ト申 ス ル 種 ノ外ナキヲ如何セント云フ立場ニシテ、 ス訳ニモ参ラズ、 ノ場合ニハ、先ズYSB本位トスル得意先へ先取権ヲ与フル様ノ便ヲ与フル位 去リトテYSB本位 ノ者丈ケニ特別率ヲ与フル訳ニモ成ラズ、 金融逼迫ノ為メ全部ノ為替ヲ買ヒ取リ得 げル 成行ニ任 ノ事ハ当 が如

然ナルベシトノ程度ニ候 而シテ此動機ニ於テ、 軒 ル事 痛ニ 従来 範囲モ拡クナリシタメ予算動揺ノ限度モ亦拡ク、 ル 付キ関係ヨリ、 ニ課セントスレバ、 任ニ帰シ居リ、 予想額ニ及バザル事遠キノ時ニ於テモ、 一不足等ヲ来シテ得意先ノ迷惑トナラザル様最善ヲ尽スニ反シ、若シ実際ノ入用 限 ハ、 堪 日濠貿易 大移 ラレ ザ 銀行トシテノ主義ニ添ハザルモノニシテ、 従来 jν 動ノ恐レモナカリシ時代ナレバ、正金トシテモ出来ルダケ得意先ノ便利ヲ図 タル羊毛取扱者 処也、 ノ殆ド全部ヲ占メル羊毛用資金ハ概算予想額ニ依テ銀行ガ之レヲ調達シ、 松島氏ハ再ビ羊毛資金用為替率先約問題ヲ力説致候、其要点ニ曰 其実状ヲ知リ、意外ナリシトノ意見ヲ申越セル程ニシテ、 之レニ依テ生ズル利息、 ノ方法ヲ講ズ 忽チ正金銀行ガ暴利ヲ貪ルトノ悪評ノ的ト成リ、銀行トシテハ其苦 元来如 1 斯巨額 ノ関係 ル事モ左 ノ資金ヲ調達ス ノミナレバ、 ノミ苦痛ニ 是レヲ他ニ転化スルノ方法ナク、 時ニハ割リ高ノ資金調達費等ノ一 其内ニハ臨機応変、 事情モ比較的詳カニ意志 ハ非リシモ、 ルニ方リ、 日本ノ本店ニ於テモ最近ノ資金ダ 確実ナル保証ヲ有シ居ラザ 此頃 ノ如ク其数 倫敦廻リヲモ利用 従来 全然銀行ノ責 部ヲ為替相場 ノ疏 ~モ増 通モ 1 如ク四 額が 図 IJ

スル Exchange Contract ヲ励行シテ、銀行トシテノ safe guard ノーニ備ヘザル可カラズ、 メオク事ノ危険性ヲ益々大ナラシムル次第ナレバ、次季ノ羊毛用資金ニ対シテハ、是非 事トナレバ、 銀行トシテモ到底従来ノ如ク不確定ナル需要ニ対シ、 巨額ノ資金 ゴヲ 集

何地モ同一ニシテ、「シドニー」丈ケガ今日迄反則ノ習慣ヲ持続シ居リシモノニ外ナラ

是レハ必ズシモ当地ニテ新例ヲ開クニ非ズ、棉花資金ノ如キ、又金額ノ纏リタルモノハ

ズ

買取ルカ否ハ其時ノ金融状態ニ依リ謝絶スル事アルヤモ難計 ル可ク、克ク是等ノ事情ヲ諒解シクレナバ、敢テ異存ハナキモノト思考サル ズ、此取極メニ依テ安心シテ資金調達ニ突進シ得ルノ便ヲ得度キニ外ナラズ、毛織会社 額ニ対スル資金調達ニ相当ノ期間ヲ与ヘタル時ニ於テ、相互同意ノ率ニテ取極 先約ヲ為スニ方リテモ、正金ガ指定セル日ニ取極メヲ要スルナドノ意味ニ非ズ、其需要 トシテモ為替相場 ノニシテ、正金トシテハ此先約ニ依テ相場ノ余益ヲ得ントスルナドノ考ヘヨリ来ルニ非 「シドニー」正金トシテハ此為替先約ナキモノニハ羊毛代金支払前貸ニ応ゼズ、 ノ取極メヲ為サバ、 将来ノ高下難計、 率ヲ一定シ得テ換算ニモ便利ナ メ町キモ

ナル 様 相 ノ保 場 証 × Ŧ rate hint 其他 **ヲモ与ヘラレザル事勿論ナレトモ、安心シテ資金ノ無駄ニ成ラヌ** ノ関係ヨリ左右サル、モノモ多ク、 先約セルモノガ 有利ト

様調 達シ得 ル 事 <u>ハ</u>、 今日迄無理セル時 ヨリモ比較的割良キ資金ヲ手ニ入レ、 為替相 場 モ

夫レダケ割良キモノト為シ得ル筈也

此案ヲ実行スルタメニ正金 タキ決心ナレトモ、先ヅ以テ最大得意タル兼松商店ノ諒解ヲ得タク、兼松ニテ異存ナク ノ決心ニシテ、 他 ノ同業者へハ直ニ此旨ヲ通告シテ、 松島氏理想トシテハ是非励行シ、 ノ取扱高ガ大減サル、 不同意ノモノ、商売ヲ失フ事トナルモ致シ方 更マリタル基礎ノ下ニ大ニ努力ヲ用 ガ如キ悲境ニ陥 ルト モ、 止 ムヲ得ザル

ト意志頗ル強固ニ御座候

金へ 意ヲ得テ貰ヒ度シ、為是正金本意トスル兼松ガ第一 モ、 消等ノ場合、 得策ニシテ、 其後筆者ハ広戸 ノ下ニ為替先約ヲ強要セザル事ニ願 トモ思ハレズ、依テ可成現状維持トシ、今後我々同業者ハ一層責任観念ヲ以テ需要予想額ヲ正 報告シ、 同氏ノ考ヘトシテハ早晩 金銭上 又羊毛注文数ニ依テ大体ノ額ヲ仮約シタル後、 其差額ヲ処分スルノ要アリ、 ・片桐両君ト協議致候ヘトモ、何分如斯新機軸ヲ得意先へ持出シ候事ハ頗 ゴノ義務 ハ ナキモ徳義上、正金へ多大ノ迷惑ヲ掛ケザル様ニ意ヲ用 ノ帰着点ハーナル フ事可然トノ意向ニ到達シ、 損失ト成ル場合、 事既述ノ如クナレ 苦痛ヲ感ズル如クニモ思ハ 到底毛織会社ガ其責任ヲ負フベシ 買付意ノ如ク成ラズ、 松島氏へモ此意ヲ伝 バ、 是非 日本 녨 ル レトモ、 へ説明シテ同 延 へ候 期 ヒ ル 或 為之 グル不 ヘト 諒 ハ 取 解

必ズシモ大部分ノ為替ガ倫敦廻リトナル訳ノモノニモ非ズ、羊毛会社及取扱業者 ノ利害ヲ比較シテ腹ヲ定メルモノナレバトテ、松島氏トシテハ容易ニ口外ハセザレトモ、 ハ其都度相場 其代

リ倫敦経由ニ負ケザル 、相場ヲ建ツル事ニ全力ヲ尽スニアル如ク想像致サレ候

、松島氏ノ希望ト期待ハ右ノ結果、

ニアル事明カナレトモ、 同氏トシテハ言質ヲ取ラレザル様充分 去リトテ金融其他 ノ用心ヲ以テ、 ノ関係上、意ノ如クナラザルヤモ難計ニ付 筆者ノ問ニ対シテモ明言ヲ

円為替ガ倫敦経由ニ比シ不利ナラザ

jν

様ニ持チ直ス

避ケ居リ候

キ、

史関 居り候事実モ不尠、 究セザル可カラズ、 致サレ候事ナレバ、我々トシテ余リニ異議ヲ申立テ可キ余地ナキガ如クニ候ヘトモ、 松島氏ノ意見ハ公平ニ観テ至当ノモ !係ヲ有シ、又於事実外国銀行ガ 当店トシテハ常ニ可成丈ケ正金・兼松ノ利害問題ヲ共通性 頗ル当惑罷在リ候 如何ニ勉強スル ノト可申、 夫レガ為メ商売ヲ失ヒ候トモ遺憾ナシト迄決心 トモ、 我々ノ期待致シ難キ種 ノモノトシテ研 ヤノ 特種 便宜 ゴヲ得 プ歴

貴地ニ於テモ此問題ヲ充分御考慮ノ上、 得意先大体ノ意向ヲモ御探リノ上、何分ノ御高見御教

示ニ預リ度御

願申上候

右

キ被下度御願申上候

但シ松島氏ハ礼儀トシテ当店ノ諒解ヲ得ルタメニ他商へノ発表ヲ見合セ居ラレ候ヘトモ、当 方ノ回答不得要領ナレバ、或ハ可然時機ニ於テ実行スル事ニ相成候哉モ難計事ヲモ御含ミオ

一八四

号外信 大正12年6月26日

奨励会規約訳文ノ件

合ハズ、段々延引ト相成候段奉謝候 正及補筆ヲ加ヘタルモノヲ取纏メ得タルニ付キ、 其後再三「マケロン」氏ト会見研鑽ノ結果、 ノ事ニハ非リシモ、尠クモー へ発送可致、 最後 ノ検閲ニ取リ掛リ居リ候折柄、 両日ハ休養ノ余義ナキニ至リ候タメ、乍遺憾遂ニ同船便ニモ間ニ 漸ク同氏ト筆者ノ心附キ得ル最善ノ範囲ニ於テ修 不幸ニモ筆者ノ健康ニ異状ヲ呈シ候タメ格別 過日出帆ノStアルバンス便ニテハ是非共貴方

岡氏ノ訳文ニ藤井重役ガ御修正ヲ加ヘラレタルモノヲ其侭ニ写シ取リ、 ハ赤字ヲ以テ「タイプ」致シ、不要ノ文字ハ赤筋ニテ抹殺シ、原文ノ字ヲモ読ミ得ル様ニシ、 同封御送附申上候当方ニテ補筆シタル英訳文書ニハ、特ニ貴方ヨリ御送附相成候原文、即チ宮 当方ニテ修正セル文句

原文ト修正案文トノ対照ヲ一目瞭然ナラシムル様ニ取計ヒオキ候、而シテ補筆シタル部分乃至

注意事項ハー々備考書ヲ附シオキ候ヘトモ、二三左ニ説明ヲ加へ候

氏モ貴意同様重役ハ EMPLOYEE ニ非ズ、此区別ヲ明カニセムトセバ、矢張リ其意味ヲ書キ 貴方ニテ疑問ノ焦点ナリシ Employ ナル英語ガ重役ヲ含ムヤ否?ニ就テハ、「マケロン」

表シオクノ要アリ、其見地ニヨリ

条記載ノ如ク「従務員トハ重役ヲ含ム」トノ意味ヲ表シオキ候ニ付キ、其以外ノ新条項ヲ engaged or employed as aforesaid"トシ、其後モ必要ナ場合ハ同一筆方ニテ、常ニ第一 "Persons inclusive of Director" ト書キ加へ、第二条(a)ノ場合ニハ

加フルノ要ハ無之ト存候

一、"ARTICLES OF ASSOCIATION"トシテ、此種ノ規約書ノ冒頭ニ用イラル、場合ハ、会社法 帰着致候 二拠ル定款ノ熟語ト成リ居ルニ付キ、此訳文ニハ使用シ得ズ、 メシモ意ノ如クナラズ、寧ロ単ニ "KANEMATSU SHOREIKAI" トセル方然ル可シトノ意見ニ 依而他ノ適当ナル文句ヲ需

場合ニハ日本文ノ原書ニ拠ル可キ意味ノモノナレバ、却テ「兼松奨励会」位ニあっさ 元来、此訳文ハ外国人株主ニ対スル便宜上翻訳セルモノニシテ、問題 ^致シオキ候方可然哉ニ愚考致サレ候 ヲ生ズルガ如キ

尤モ差入書、又ハ委任状等ノ文書中、奨励会規約条項ニ refer スル時ハ、

Association of Kanematsu Shoreikai" トシテ更ニ差支ナク、 又其方ガ寧ロ意味明瞭ニシ

テ是レヲ更ムルノ要ハ無之候

三、Sub-Article ハ普通 item a 便利ナリトテ斯ク改メオキ候へトモ、 О, C ヲ用フル習慣多ク、又 Articles ノ数字トノ識別ニモ 何レニシテモ大問題ニハ無御座候

訳文ノ意味ニ添ハザルニ付キ、結局貴方訳文ノ通リ御取極メノ事ト存候へトモ、或場合ニハ却 部分モアル可シト説明致シオキ候、依テ或場合ノM氏修正案ハ原文ト隔離スル事遠ク相成リ、 種ノ規約書ハ其例僅少ナルタメ、関係者ノ解釈ヲ容易ナラシムルタメ、説明的ニクドク成レル ル書方ニテ省略シ得可シトノ事ニテ補筆シ、又ハ注意書ヲ附シオキタルモノ有之候ヘトモ、此 M氏ノ意見トシテハ、 テ日本文ヲ改メ候方、 此規約書ニハ時々同一意味ノ反覆サル、モノアリ、 便利ナル事モ可有之候 或場合ハ頗 ĵν 簡 単ナ

差入証及委任状

キ改メタルモノヲ御送リ申上候、 ハ別々ニスル ヨリモ、 寧口総括シタル物ヲ一通ト致シオキ候方、 其内容ハ貴方作製ノモノト同一ニ御座候 便利ナル可シト別紙 ノ如ク書

此種 ノ奨励行為ハ英国其他ニテモ実行サレ居ルモノ少カラザレトモ、 何レモ定款ニ此規定ヲ設

J

ニハ容易ノ業ニハ非リシナルベシト「マカロン」氏ノ感心致シ居リ候 ケアルモノノ如ク、此奨励会条文ノ如キハ誠ニ巧妙ナルモノニシテ、是レ丈ケニ完成セシムル

此訳文ガ愈々完成ト候相成候時ハ態々印刷スル程ノ事モナク、タイプシタルモノヲ外人株主へ

配与致シオキ候ハ、充分ナル可シト存候

部林取締役へ直送申上候

以 上 貴信

取三九号信 大正12年6月28日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 安芸丸便

拝啓

148 号四月十八日附 STルバンス便、五月廿八日着

149 五月十八日附安キ丸便、六月十五日

林取締役御認め五月十八日附、安キ丸便 150 〃五月廿六日附まどらす丸便、六月廿六日着

何レモ入手拝誦致候

御安着、 頗ル御元気ニテ早速重要ナル取引先へ挨拶御巡廻ノ由、

大正十二 (一九二三) 年

北村取締役

御苦労ノ事ト遙察申上候ヘト

モ、是レ御健康ノ証ニシテ当方一同御悦申上居リ候

品位 幸ニモ当方予想ノ通リ19適当品豊富ニシテ、 次ニ来ル「シドニー」競市ニハ適当品相当可有之見込ヲ以テ、 リシダケ夫レ丈ケ当事者ノ心労モ少カラズ、貴方ニテモ御憂慮相成候事ト恐察致候ヘトモ、其 御留守中ノ仕事トシテハ、日本毛織御注文羊毛ガ「ブリスベン」ニ於テハ殆ド手ノ出 ベカラズシテ、上等品ヲ指値範囲内ニテ買埋メ得タルハ好都合ナリシ次第ニ御座候 ノタメ値上ゲノ余裕ヲ与ヘラレタク願出オキ候処、値上ゲハ不出来 ノ範囲ヲ拡メラレ、一段劣等品ノ混合モ差支ナキ御指図ニ接シ候処、「シドニー」 而カモ初メノ間ハ独乙筋ノ案外静カナリシヲ逸ス 其当時予報申上候 (Type 19 ハ)ナレトモ、 下同 時 シ様ナカ 出品 三用心

今日 ノ御 上等品 6R & 8R ノ場合トシテハ上成蹟ナリシト自信致シ居リ候 同意ヲ得タルモ、 何分ニモ理想的 品位撰択ニハ十二分ノ用心ヲ致シ、 ノモノ払底ナル ト同時 = 指値ニテハ買入不出来ナルタ 七百余俵ニ留リ候ハ遺憾ナリシモ、 メ値

東京毛織注文R 五百俵 口モ適当品有利ニ手配行届キ、 是レ亦幸ニシテ品質ニ於テ各御得意先

御満足ヲ得候様祈リ居リ候

格 日毛注文GR ノ新注文乃至其他 +8R 残 高 ノ御用命ニ預リ候様祈居候 来週 「ブリスベン」セー ルニテ買整へ度ク希望致候ト同時ニ Type 19

濠洲旱魃

開クニ至リシガ、 ハ 一 時非常ニ悲観サレタルモ、 最近ニ到リ又々全般ニ渉ル有益ナル降雨アリ、 前 便御 :報申上候如ク遅蒔キ乍ラモ漸ク一般的降 悦ビ居リ候、 乍併秋季ラミン 雨 アリ、 愁眉ヲ

グ季節ニ有効ナラシムルニハ間ニ合ハザリシタメ、羊数ノ大減少ハ免レ難キ由ニ御座候

及店員名簿ニ関シテノ御来意拝誦、 当方ニテモ御同感ニ御座候

従務員俸給表

モ、 年長者ニ敬意ヲ表スルノ念強ク候ニ付、当店トシテハ時ニ異例ヲ設クルノ要ナキヲ難期候ヘト 宜ナル可ク、 席次ヲ日本人店員ト共ニ設クル事ハ、 現在ノ状態ニ於テハ其斟酌ヲモ要セザル順序ト存ジラレ候、自然北村取締役ト御協議ノ上 殊二順次外人店員株主モ増加スルニ於テ尚更ト感ジラレ候、 如今日、 当店従務内外人ノ数ヲ増スニ至リ候時ニ

但シ外国人

概シテ

一於テ便

外人店員

便宜御取計ヒ被下候事ト存候

中 ·元昇給案

キ御詳報 奉謝候、 於大体当方ニハ異存御座 ナク、 当方勤務者ニ就テハ当然北村取締役 プ御

意見二依リ可然御取計被下候事ト存候

居 契約取消ニ関スル当方ノ行為ハ頗ル御不満ニシテ寧ロ乱暴ト云フ可ク、日本製粉ヨリ突込マレ 此御不審ハー 取消シタル ル点ハ 「身代リ品ヲ買ハントスレバ相場暴騰シ居ルニ拘ラズ、 理由如何」 応御尤ノ如クニシテ、 ト云フニアリ、是レニ対スル御答弁ニ究ラセレ候御来旨敬承致 其当時、当方当事者ヨリ経過ノ報告ニ其要ヲ尽サヾ 罰金ヲ出 シテ周章テ前契約 リシタ ヲ

者ノ要求ハ 抑々貴電御来意ニ基キ、 ニ伴フ危険 相場ガ 向上スベシト ノ多キヲ思ヘバ、 fair ナルモノト認メ候ニ反シ、 契約取消シカ、又ハ無条件積出シ延期ヲ西濠小麦団体へ交渉シタル ハ何人モ予想シ居ラザリシ場合ニシテ、 貴方ヨリモ直ニ取消シ御来命ト成ラン事モ当然ナリシト思考致シ 積出シ延期ノタメニ生ズル費用ノ莫大ナルト是レ 取消シ見合金トシテ西濠供 時

メ

如此悶着ヲ惹起致シ居リ候様ニモ観察致サレ、

汗顔

ノ到リニ御

座

候

タル次第二御 陸候

当然ノ次第ニシテ、又之レガ双方ノ諒解ヲ得テ行動致候以上、 変ジテ幸ヒト為サシムル 其時ニ於テ 「ビクトリア」州小麦相場騰貴ノ事ヲ知リ候ニ付、 ノ方法ヲモ講ジ得ラレザルモノニヤト 心附キ 此西濠小麦ヲ寧ロ転売シテ、 何等躊躇スベキ性質ノモノニ無 候事 我 々商 人トシテ 災

御座、 対シテハ ヨリノ ・ガ転売ニ就テ種 提議二 乍併西濠売方へ対シテ初メヨリ転売 「相場後上リノ折柄、 対スル回答期間 々研究シタルモ容易ニ商談ニ応ズルモノ無之、最後ノ手段トシテ西濠売方 ノ延期ヲ交渉致候ヘトモ、 少クモ無条件ニテ契約取消方」強要致候へトモ、 プ提議 ハ策ノ得タルモノニ非ズ、不取敢、 容レラレザル処ト相成候タメ、 是レ亦同意 西濠売方 一方是

得ル能ハズ、頗ル当惑致候次第二御座候

リシ 場ニ依テ変動致候モノニツキ、果シテ此高値ガ永続スベキモノナルヤ否モ判断致シ難ク、 州 高値ヲ称へ候ヘトモ、必ズシモ此唱へ値段ニテ商談成立セルモノトハ難期、 仮リニ買人アリトスルモ直ニ契約面、 接ニ売買スル 日本行トシテハ其当時トシテハ商談遅々トシテ進マズ、阿仏利加行トシテハ概シテ Pool ガ直 ル 申ス迄モナク、 、ヲ例ト致シ居リ候ニ付、 が称へ居リシ相場二比シテモ、決シテ何人モ飛ビ付キ来ルベキ筈無之、 事モ疑ナク、 カ、 常二小麦ハ日本行トシテ買約致シ、 然ラザレバー筋縄デハ行カヌ危険性ニ富ンダ 然ラバ 積取延期ノタメ莫大ナル費用ヲ負担サル 転売セントセバ日本行又ハ阿仏利加行ノ範囲ナラザル可カラズ、 荷物引取リ期間内ニ積ミ取リ得ル船便アリシヤ、 契約書ニハ東洋又ハ阿 、ル連中ヲ対人トセザル可カラズ、 、 事ト 相成リ、 一方 Vic 州ニテハ . 仏利 英米ヨリノ入電相 加行ト限定サ 其当時 否無カ 現ニ

十六日 六月六日 63 64 1/4 ペンス、二十日 62 ½、 ペンス、七日 64 ペンス、 廿一日 八日 61 1/2 ′ 62 ½´ 廿七日 + 61 H ペンス 62 ¾**′** 十四四 日 62 1/4

州唱へ値ノ変動如何ニ甚シキカ

実ニ其高下日ナラザル 1) 相場変動ヲ日夜御 ハ、 研 其都度 究相成候本業者トシテハ、 ノ電報 ニテ貴方ニテモ御熟知 相場ノ高低ガ宵越シノ標準ニ成ラザ ノ如クニ有之、 否世界 的 1各方面 ル場

合多キハ贅言

ヲ要セズ候

相談 難ヲ受ク可キ 災ヲ大ナラシムル バ、或ハ西濠売方ノ回答期限等モ念頭ニ措カズシテ、徐々ニ有利ナル方法ヲ講スベク貴方へ御 貴方ニテハ其後ノ結果ニ依テ御立論相成候如ク、 畝申スベ 、キ腹モ モノニ非ル可シト確信 出来 ノ危険多ク、 タル事ナランモ、 乍遺憾意ヲ決シテ契約取 致居候儀二御座 若シ反対ニ其後 其当時我等モ相場ノ後上リヲ見定メ得タナレ 候 消ヲ断行致候当方 ノ相場逆調 ヲ見ルニモ至ラバ ノ行動 ハ、 聊 カモ 益 Þ 非 其

此程度ノ説明ニテ ハ未ダ御満足ヲ難得哉モ難計候ヘトモ、 可然御説明ノ上、 日粉 ノ御諒解ヲ得

ラレ候様偏ニ御願上申候

ナル 消 島氏意向トシテモ 有 先般松島YSB支配人ノ個人的注意ト為替市況ノ形勢ヲモ考量シ、 ノ事ハ、 ナ ガ ĵν 如ク御了解相成候様ナレトモ、 率二 貴方ニテハ依之倫敦廻リ取組ミ 乗リ 替 「シドニー」支店取扱商売ヲ減ズル事ヲ防グ希望ヨリ、 London 廻り ノ有利法ヲ利用スル 当方ノ案ハ不利ナル為替先約率丈ケヲ取敢 (Top ノ如ク他品ニ流用 意味ナリシ次第ニシテ、 御相談申上候先約為替率取 ノ 便法ヲモ見捨 右為替取消案ヲ注告 ヘズ取消シ、 其当 テ候意味 時

羊毛ニ及ブ倫敦廻リ為替愈々

シクレタル へトモ、此点ニ於テ充分意志ノ疏通ヲ図ラレザリシ様ニツキ、 意 味ニハ非リシモノニ御座候、 今ハ過去ノ事ニシテ更ニ言及ノ必要モ無之如クニ候 為念申加へ申候

(以下追便ニツヾク)

六月廿六日発貴電、翌日曜日拝見

厳重ナル要求アリタルニ付キ、神戸正金ハ東京頭取席ニ対シ根本的目下交渉中ナレ 日毛会社ニ対シ、 同業者既ニ倫敦廻リ手形実行シツ、アリ、 当店ニ対シテモ実行過日来

差当リ何トカ緊急手段ヲ講ズルニ非レバ当店ノ立場ナシ、故ニ正金神戸支店特別取計ヒ

ヲ以テ

シドニー正金支店ニ対シ、事情ヲ説明シテ充分依頼了解アリタシ 日毛 K/17 一千五百俵ニ対シ Bk of Austria 経由 London 廻リ D. C. 信用状電送スル、

正金神戸ヨリモ同様ノ意味ヲ電報シタ

1 善ヲ尽シ居リタル事モ充分諒解サレ居ル事ト確信致候ニツキ、 研究ヲ乞ヒオキ候重大事ニモ有之、 ハ最早当店独リ之レヲ堰止メントスル事、不可能ト成レルノミナラズ、此問題 ノ御詳報ニ接シ候ニ付、 早速該訳文ヲ松島支店長ニ示シ、 当店トシテハ正金銀行、 特ニ「シドニー」支店ノタメニ最 説明致候ト同 止ムヲ得ザル事トシテ快諾ヲ願 時ニ今日 ハ早クヨ ラ形 必勢ニテ リ屡 Þ

千俵 Risk ニテ準備シ得ザル事ハ当然ナレバナリト云フニアリ、是レ誠ニ至当ノ意見ナレトモ、 同氏 廻リトスル 吉野丸便ヲ以テ御報申上候羊毛為替額先約ノ問題 而シテ其間少シモ松島氏ノ感情ヲ害セルガ如キナキハ勿論ニテ、 御願申スノ外ナシトノ松島氏ノ挨拶ニ有之候ニ付、 響ヲ及ボ 縁ハ切レザル仕向ケナレバ、正金銀行全体ノ立場ヨリスレバ、依之兼松対正金関係ニ格別 不可能 大切ナル ル ハ為替相場 ノ外 ヲ 御報申上候 一恐ル 口ハ、 為替ト成ルカ予想不可能ノ事ト可相成、 ノ云フ其理由 ナシトノ意味ニテ懇談致候へトモ、 ノ立場ナレ オスベ 商売 事 此際依然正金銀行シドニー扱ト致サレ候御取計ヒ方ヲ多ト致サレ居リ候 ノ要無之、 ノ如何ニアリ、 ラ説明致候 キトモ思ハレズ、 (ヲ失フ事ハ残念ナレトモ、 モノト同様ノ事ヲ繰リ返スノ外ナク、 トシテ 我等ノ要求ニ反抗スベキ理由ナク、 加之為替先約ハ羊毛会社ニ対シ新機軸ヲ開ク事ニツキ、 八、 正金円相場ガ少クモ倫敦廻リニ比シ不利ニ非レバ、 将来 成ル可ク「シドニー」支店ノ取扱額モ余リニ多ク減少 ハ結局為替相場 去リ迚未ダ倫敦廻リニ対抗スベキ有利 結局、 如此全然不安定ナル巨額ノ資金ヲ単ニ銀行ノミノ 今日迄ニ再三再四意見ノ交換ヲ致候 八、愈々必要ト相成候松島氏 ノ出合次第ニシテ、 其旨折返シ電報申上オキ候 松島氏トシテハ是等ノ事情ヲモ克ク諒解致 且ツ兼松ノ如ク日本 既ニ正金へモ談シオキタル弐 倫敦廻リ 実行頗 強テ之レヲ倫敦 1 ノ意見ニ御座候、 ノ正金銀行 ノ率ヲ建ツル ナル んセザ ル 困 力、 事ヲ貴方 ジノ影 難 ĺ H 1 要 様 本 ナ

松島氏今日迄ノ決心トシテハ、

夫レガタメ不幸ニシテ為替取扱高ガ非常ニ減少致候ハヾ、

之レ

亦止 ムヲ得ズト迄申シ居リ候ヘトモ、 夫レト同時ニ又我々ノ意見及羊毛会社ノ意向 ラモ確メ、

何トカ都合克ク実行可能ト相成候様、 我々ノ援助ヲ希望致シ居ル次第ニ外ナラズ候

続テ六月一日発貴電ニテ

金支配人ヨリ東京頭取席ニ対シ申請シタ、貴店参考迄ニ Exchange 目下ノ処、 根本的解決ノタメニ、シドニー正金支配人一時帰朝スル様神戸正

トノ 御来意拝承致シ候

入電ニ依レバ、或ハ松島氏ノ一時帰朝ヲ乞ヒ、談合研究致シタキ意向アルガ如クニシテ、之レ 依テ一両日後、 正金ノ様子ヲ探ネシモ、未ダ之レニ関スル何等ノ入報無之由ニ付キ、当方ヘノ

ハ単二当店参考迄申来リシニ過ギズト耳ニ入レ候処、松島氏ノ意見トシテハ、特ニ帰朝スルト

論夫レ モ現在ノ状態以上ニ研究ノ余地ナシ、唯今後資金及金利ノ都合ニテ割宜キ率ヲ建テ得 ・ダケ ノ勉強ヲスルノ外ニ方法ナシ、 其他ハ成行ニ任スノ外ナキナリト ノ決心ナリシガ、 ル時ハ勿

候間、 其後承知セル処ニ依レバ於大体右ノ意味ヲ根本トシ、詳細ナル電報ヲ日本へ発シタル由ニ御座 自然貴店ニテモ大塚支配人ヨリ御聴取ノ事ト存候

要之如何ニ正金ノ力ヲ以テシテモ時勢ニ反抗スルヲ得ズ、成行ニ任シテ最善ヲ尽スノ外ナシト

当店トシテモ、 自然 D. C. 信用状使用額益々増加ノ止ムヲ得ザル事ト -可相

依テ Bk of Austria 支配 人ト会見シ、 恩恵的ニ今回ノ羊毛為替分譲ノ事ヲ報ジ、 尚ホ今後ト

大正十二 (一九二三) 年

出張・田メルボルン

シトノ申出ニ対シ、 トノ意向ニ御座候 ル様ニテハ安心難成、 テモ可成同 銀行経由ト致シ度キ希望モアレトモ、 同支配人ノ予想トシテハ次ノ羊毛季ニハ夫レ程困究スル事モアラザル可シ 結局、 其全部ヲYSB扱トスルノ外ナケレバ、 金融多忙季ニ当リ、 充分ノ考量ヲ与ヘラレタ 我等ノ要求額ヲ引受ケザ

而シテ羊毛ニ限リ、延滞日歩6%(普通 6 ½%)

他州

送金無料

取扱

ノ取極メヲ明カニ致シオキ候

有之、 併セテ諸方 「メルボルン」支店ハ格別多クノ造作費用ヲ要セズシテ、相当体裁宜キモノト為シ得ル見込ニ 「メルボルン」新事務所借入レモ大体決定致候ニ付、 其他一般事項ニ関シ、 面 ト顔継ギノ目的ニテ、 谷口君トモ充分談合ノ機ヲ得候ト同時ニ輸出関係取引先キニモ可 本月五日夜発、 九日朝帰店 同所見分ト造作其他ノ相談ニ応ズベク、 ノ飛脚旅行 ラ相 試 ミ候

成丈ケ同君ヲ紹介致シオキ候

人トモ会談ノ上、今後ノ取引増加ノ際ハ充分ノ便宜ヲ与へ候様ニ談ジオキ候 of Austria 総務部ニハ嘗テ「シドニー」支配人タリシ人アリ、 同 氏及 「メル ボルン」

Lincoln Mills

専務

S&C Mills 専務ニハ初対面ニシテ、既ニ三井ガ喰入リ居り候事ヲモ知リ、 「ローランド」氏ハ年来ノ智己ニ付、 会見ノ機ヲ作リ、同社姉妹会社タル Port Phillip 当店モ最近 Top ノ

商談成立致候へトモ、今後モ有望ナル取引先ノート認メ候(ノーブル・コム十二台アリ)

Geelong Mills テハ ガ民間ニ払下ゲラレシ事トテ、其引受人及工場支配人等ニモ会見致候へトモ、Top 製産力トシ 「ノーブルコム」三台ノミナレバ、Top・ノイルハ問題ニ成ラズ、同工場ハ毛布其他ウー

ルン・織物専門ナルヲ確メ候

小麦

関係者ニハ総テ会見致シ候

シト認メ、当兼松商店ノ歴史ト主義ヲ簡単ニ広告致シオキ候、 在ニ関スル鍵ヲ握リ居ル人ニシテ、此会見ハ兼テヨリ筆者ノ望ム処ナリシガ、 序ヲ以テ Dept of Home & Territory ノ次官ニハ鈴木総領事ノ紹介ニテ往訪致候処、好機ナリ 同次官ハ我々外国人入国又ハ滞 無意味ナラザリ

大正十二 (一九二三) 年

一九九

ブリスベン出張 来週ノ「セール」ニ列スベク、広戸、Coss 両君ハバート、 リードト共ニ今午後発足、 此機会

二於テ片桐君モ同市へ出張シ、羊毛実習ト輸出関係一般ノ研究ヲ重ネベク、明日北行ノ事ト相

成候

日毛永井氏モ久シブリニテ、今回ハB市行ト相成候

店員ハ昨廿七日夕発「メルボルン」見学ニ赴キ、此機ニ於テ「アデレード」へモ延張ス可ク、

約一ケ月ノ予定ニ御座候

溝渕

右

(最早時間無之、以下次便ト致シ、今追状ハ広戸君ニ托シB市ヨリ投函致候)

取四〇号信 大正12年7月13日

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 イースタン号便

拝啓

前報後入船無之、貴信二不申接候

丹後丸ハ貴地出帆ガ約十日後レト相成候上ニ途中ニテモ亦余日ヲ要セル如ク、本月十八日当地

着ノ予定ニ御座候

倫敦廻リ為替取組 六月廿七日附貴電ニテ

覚悟ナリト解ス、次季トップ及羊毛大部分倫敦廻リ手形取組ム 東京正金銀行頭取席ニテハ成行止ムヲ得ズトシテ、試ニ正金 DC 信用状相当多額発行ノ ノガ照校後) ト仮定シテ(トナレリ)全濠銀行為替取組差支ナキヤ、尤モ Red Clause (決心ナリト推訳セルモ

大正十二 (一九二三) 年

困 ル 訳 ガ)、 稍々困 難 9 恐レアリ、 上記ノ条件是非入用ナリヤ、 意向 取 調

ベノ上、 折返シ返電

貴方 ル事 的 依り尚一層銀行ノ意向ヲ確メ可ク、 方ノ御来意ヨリモ少シク強スギタルヤニモ後ニテ感ジラレ候へトモ、 廻リトナル可ク御決心相成候様諒解致シ候タメ、筆者ガ全濠支配人ニ対セル時ノ心持チハ、貴 銀行本位トスルトモ、 行総務部ニ下談シヲ致シオク事モ同市行腹案ノーナリシ次第ニシテ、其結果、 致シオキ候 敦廻リ為替取組方法ニ備ヘオクノ要アルハ当然ノ成行キニツキ、行キ違ヒ安キ丸便ニテモ上 此問題モ既ニ業々最善ヲ尽シテ遂ニ行キ詰リト相成リ候今日、 トノ御来意拝承 和談ヲ進 ノ参考用手控へトシテ記録ニ存シオキ候ニ付、御参考用トシテ其写ヲ添附供貴覧候 別紙 リノ電報 記 如 録 ク、 メ候事ハ尚早ナル事、 致 ノ如クニ御座候 /١ 筆者 生憎ニモ誤着ノ字多ク、 金融ノ障害ヲ来スガ如キ事ハ萬々可無之予想ニ御座候ヘトモ、右貴電ニ ハ既ニ全濠銀行支配人ノ意向ヲ確メ、又「メル シドニー支配人「ノーマン」氏ト会見致候、 銀行モ当店モ同様ノ立場ニ付キ、 推訳シタルモノハ於大体今後ノ殆ド全部ガ London 是レガ開展策トシテ具体的ニ倫 下調ベノ意味ニテ会談セ 而カモ今日ノ場合、 ボルン」 出張 後日当店ガ全濠 会話 ジノ節 ごノ模様 . 具体 同 庘 銀

上 銀行トシテモ今ヨリ責任ヲ以テ金額ヲ約束スル訳ニモ行カズ、又当店トシテモ同様ナレ 前 便既報事項ト今回会談 ノ結果トヲ綜合シテ、 要点ヲ記述致候ヘバ 如左ニ御 座

万ま一ケ月平均ト仮定シテ、全濠銀行ハ之レガ金融ニ故障ナシト信ズ トモ、次ノ羊毛シーヅン中、 当店ガ倫敦廻リ需要額ヲ羊毛・トップ其他ニ宛テ約二三十

普通ノ場合、 羊毛買付後 羊毛買付後、 十四日内ニ代金支払ノ要アリ 一ケ月内ニ積出シ得ルト仮定シテ、銀行ヨリノ前貸シハ最長

約十四日位ノ諒解ノ下ニ Red Clause ナシノL/Cニテ過振リスル事ニ異議ナシ

羊毛代支払貸越シ額ノ利率ハ 6% P/a トス

(但シ必要ニ応ジ、他ノ商品モ同率トナシ得ル見込)

内地送金料(Interstate Exchange)不要

等ニシテ、全濠銀行トシテハ出来ルダケノ便宜ヲ図ル事ニ吝ナラザルハ勿論ニ候

帆 ヒ候如ク、B/Lハ「マント」ヨリ神戸正金へ直郵スルモノトシテ、「シドニー」ニテ本船出 「ブリスベン」ヨリ積入レベキ羊毛ニ対シ、為替取組ミ候場合、従来正金シドニー支店ガ取計 1.ノ時ニ為替引受ケ候様ノ便法ハ全濠銀行トシテハ取計ヒ得ザル事ニシテ、現在ハ「ブリスベ

ン」ニテ羊毛B/Lヲ全濠ブリスベン支店へ渡シタル時ニ於テ、「シドニー」ニテ為替引受ケ

其他時々ハ幾分ノ不便ヲ免レズ(YSBシドニー取計ヒニ比シ)候ヘト

モ、漸次進歩致候事ト存候

ノ取極メト致シ居リ、

依テ右 ノ事情ヲ折返シ御報告申上候ニ付、 我々ノ確メ得ル程度ニテハ London 廻り取組ト決心スル事ニ於テ、 其御含ミヲ以テ御立案被下候事ト存候 何等障害ノ

大正十二 (一九二三)

要之、

so far

X rate 動物

ハ

\$4.70

近辺ニ引キ戻サレ、

四月二ハ引続キ低下

\$ 4.63

ト成リ、

其後上下小異動アリシモ

解ヲ一 申上候如クニ御座 店ノ立場及態度ハ充分ニ諒解致シ居ル筈ト信ジ、 支店へ対シテモ誠ニ見合悪キ立場ナルハ申迄モ無御座候へトモ、松島氏トシテモ今日ニテ 免レザルニ於テハ、 恐レナク、 層満足ナルモノタラシメ、是レガ実行ノ歩ヲ進メラル、ノ外ナキ事ト奉存候、 寧 Ď 層有利条件ノ加リ候次第ニシテ、不幸ニシテ正金 候 相当ノ程度迄倫敦廻リニ改ムル 又松島氏モ既ニ決心致サレ居候事モ再三御報 ノ外無之、 自然貴方ニテモ正金銀 ノ建相場ガ依然不 当地 行ト 利 ナ ハ当 · ノ 諒 正 ĺ 金 ヲ

心相 有之、 ル事モ 敬義丸小麦宛先約為替流用ノタメ、 成候御来電拝承致候、 無価値 頗ル廻り合セ悪ク候へトモ、 都合差支ナキ事モ、 丹後丸積トシテ既約大阪モス羊毛以外ノ正金為替取組 下可 相成点ヲ恐レ、 折返シ電報申上オキ 後日倫敦廻リ相場ガー 斯ク御急ギ相成候事ト同感ニ御座 是レ亦止ムヲ得ザル次第ニ御座候 残額三万五千よヲ倫敦廻リトシテ是非七月積ニスベ ·候如 般的標準卜相成候樣 クニ 御 座 額 ハ、 候 漸ク数千よ精々ノ予算ニ ナレ バ、 此倫敦廻リ ク御決 ト ス

月二於ケル形 勢 S ÷ 86 二漸 進シッ ア ル 如 ク S 4.72 ヲ 表 スニ至リシ ガ、

英国金利

ハ七月上旬ヨリ愈々4%ニ引上ゲノ事ト相成候

ト改メ候タメ、従前ノ建相場ニ比シ D/D 及 Paper 30 days ノ外ハ¼方不利ト相成リ候

買 Credit ノ全部及 Papers 60.90 days 及 4 m/s %下リ T/T D/D 買 D/D Paper 30 days 丈ケハ据へ置キトシ 月四日シドニー正金ニテハ

\$ 4.58 11/6

相場ノ高下ヲ見ルニ至リシガ、現在ノ相場ハ結局六月廿日ニ於ケルト同様ト相成リ候、

但シ七 日々 ル取引アリシタメノ如クニ報ゼラレシガ、其後ハ又漸次持チ直シノ気味ニテ、昨十二日附電報 最近七月六日頃ノ電報ハ \$4.55 ノ大下落ヲ表シ、其主因ハ英国筋ガ米綿買入レ其他纏リタ

ト相成候由、此変動ハ忽チ日英及日濠間ノ相場変動ニモ刻々影響ヲ来シ、

其理由トシテハ英米 K rate 引上ゲノ目的ニシテ、米国人ガ倫敦ニテ低利ノ資金利用防止策ニ

モアル由伝ヘラレ候

影響ノ状態ヲ総括的ニ評セル記事、 御参考ノ一助トモ可相成ト存ジ、 書キ抜キ添附致オキ候

濠洲旱魃

大正十二 (一九二三) 年

建物内外修膳完結、広告其他ノ方法ヲ以テ種々奔走尽力致シ居リ、 相当ノ照会者ハ有之候へト

モ未ダ確タル借人無之、苦心罷在リ候

ル時ニ於テオヤ尚ホ更困難ニ候へトモ、 設備ガ不便 何分ニモ一般的不景気ノタメ、此際特ニ手拡ノ office ヲ需ムルモノ少ナク、多クノ場合ニ於 ニシテ貸方ノ意ノ如クニノミハ参ラズ、殊ニ近来最新式ノ建物ガ諸方面ニ続々増設サレツ、 テ容積ガ大ニ過ギル事ガ欠点ナレトモ、之レヲ仕切リ候ヘバ、直ニ光線ノ不充分ト便所其他 ト相成候タメ不適当ト相成リ、 引続キ研究奔走中ナル事、 目下行キ悩ミ状態ニ御座候へトモ、 勿論ニ御座 是レモ商売同様 一候 T

マカロン、 バーンスモー階使用シタク研究致シクレタレトモ、 商売柄多クノ Private office

ヲ要シ候タメ光線ト空気流通ノ関係上、不合格ト相成リ候

訳文既送セルモノ、内、Page 10 Article 14. 1st line ニ

奨励会規約

In all other respects that トアルハ than ノ誤リ

二御座候事ヲ発見致候ニ付、御訂正被下度候

手被下候事ト存候

シドニー記念事業 二関シ、此頃 Dr Purdy ハ Sydney Hospital ノ Secretary 同伴来訪致候へトモ、此問題モ北 村取締役御帰朝中、 何トカ決定サル、予定ナレバ、何レ今年末頃御帰濠ノ上ニテ、 更メテ御相

談申上ル事トモ相成ルベシト挨拶致オキ候

本月初頭ノ「ブリスベン」セール(則チ 1922-23 季最後ノセール)ニテハ、優良品頗ル払

羊毛

値範囲ニテハ見込薄ニモ有之候折柄、三井モ他注文宛トシテ同品位ヲ目ガケ居リ候模様ニ付キ、 底ナリシ事、 乍遺憾吾人ノ予想セル如クニシテ、従テ相場モ強調ナルヲ免レズ、 日毛 6R 8R 指

応急手段トシテ三井ト握手、競争ヲ避ケタル結果、漸ク指値ニテ 190 俵ヲ手ニ入レ得タルハ

寧ロ好都合ナリシ結果ト存居リ候、其後ポート・フィルプ・ミルヨリ適当品ヲ買ヒ足シ、 一千俵ノ御注文ニ対シ約五十俵ノ不足ト相成リ、是レ以上ハ指値増シノ御注文アルトモ、 ハ到底手ニ入リ難キ状態ニ有之、乍残念不得止次第ニ御座 纏リ 結局

委細依例部状 ヨリ御詳報申上候へトモ、秋季セール開始前一ケ月乃至二週間内位ニ当方見込相

一候

タル適当品

場等電報可申上広戸君腹案ニ候ヘトモ、 先ヅ以テ今日ノ相場足取リヲ標準トシテ大差ナカ ルベ

キ見込ニ御座候

ヲ見越シ、 ハ最近幸ニシテ日粉注文二千屯 59 ½ ペンスヲ結ビ付ケ得タルモ、其後米国ハ次季ノ大豊作 相場暴落 99 78 ニシテ\$1以下ノ珍値ヲ表シ、 如此値段ハ実ニ生産費以 下ナル 由

小麦

電報ニテ承知致候、 如此形勢ニテハ到底濠洲麦ノ商談覚束ナキ事ト悲観罷在リ候

ノ好収ヲ挙ゲラレ候様祈リ居リ候 ハ其後モ引続キ繁昌ノ好況ニシテ、 般的閑散ノ折柄、 重要商売ノーニ有之、貴方ニテモ相当

タロー

麦粉袋用布トシテ不断ノ努力ノ結果、 漸ク此頃シドニー及メルボルンヨリKKK印 ノ試験注文

Cotton Grey

ハ疑ナク候 ヲ得ルニ至リ、貴方ニテモ特別ノ趣味ヲ以テ将来ノ発展ヲ期スベク最善ノ努力ヲ用イラレ候事 ヘトモ、 愈々此布ヲ使用シテ麦粉用ニ適セザ ル様ノ事トモ相成候 ハバ 一大事ニ有之

候ニ付、 如愚念ニハ候ヘトモ、品位厳重ノ撰択、 荷造リノ完全、 積出期ノ正確等十二分ノ御注

大正十二 (一九二三) 年

貴信

取四一号信 大正12年7月31日

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 丹後丸便

拝啓

151 号六月十四日附丹後丸便、七月十九日着

152 号六月廿六日附あらふら便、 七月廿 八日着

及林取締役御認メ六月十九日附拝誦致候

北村取締役 二御座候 テ拝承致候へトモ、 二ハ各種重要事項御協議ノ上、得意先及関係先トノ御応接ニ寧日ナキ御繁忙ノ模様ハ貴状ニ依 而カモ引続キ御元気ニ壮者ヲ凌ガレ候御様子ハ、我々ノ敬服御悦申上候処

前田取締役

御留任御承引被下候経過及内容ハ、 取締役状及前田取締役御認メ状ニ依テ逐一敬承致候

当店上下一統ノ真意ト希望ハ、北村取締役ニ依テ無遺憾貴方各位ニ通ジ居リ候事ハ無疑候ニ付、

茲ニ重テ贅言ノ要モ可無之ト存候ヘトモ、前田取締役留任御承引ノ事、我々一同衷心ヨリ感謝

罷在候処ニ御座候

第八回定時総会 御礼申上候、 ハ予定ノ通リ五月三十日芽出度御執行済ノ由ニテ、 営業報告ハ依例株主一同ノ回覧ニ附シオキ候 営業報告及決算表ト共ニ御詳報ニ預リ難有

第二紀念事業

寄附金宛二決算前拾萬円支出ノ事ニ御決定相成候由拝承致候

東亜製粉貸金 回収 取立其後ノ経過ニ関シ、 ノ事ト相成候由、 大二安堵致候次第ニシテ深ク御同慶申上候 林取締役御詳報拝誦 致候、 御当局 特別敏捷ノ御尽力効ヲ奏シ無恙全額

大正十二 (一九二三) 年

拝承致候

最後ノ入金解決ノ上ハ其内五萬円ヲ第二紀念事業寄附金ニ追加スル事ニ御決議相成候

御予定ノ通リ五拾萬円ヲ特別配当トシテ御分配ノ上、早速第二回払込ニ宛テ、払込資本四百萬

円ト相成候由 御同慶ノ至リニ堪ヘザルト同時ニ御配慮奉謝候

中元昇給

佐野 坂神 藤原三 一準店員ニ対シテハ ¥75 卜御確定相成候由承知致候

中元給与

シ、世界的不景気風ニ魘ハレ、 シドニー従務者ニ対スル御給与額ハ、御指図ニ従ヒ便宜上一同集合、 二於テ、中元給与ヲ受クル立場ニアル我々ハ、 同業者ノ大部分ハ減給、 如何ニ幸ナルカヲ思ハザル可カラザルト 経費節減等ヲ余義ナクサレツ、 日本側決算ノ概要ヲ説明 同 T 時 ĵレ 時

立金 外国 ノ励行ヲ開始致シ、 人株主三名ニモ同様ノ意味ヲ伝へ、尚日本及「シドニー」ニテモ又復紀念事業ノタ 我々ハ常ニ我々自個ノ利益ノミナラズ、公衆ノタメニモ復拡ク尽ス処 メニ積

将来益々奮勉、心ヲ一ニシテ商店ノ発展ヲ期スルノ覚悟ヲ要スル事ヲ戒シメ合ヒオキ候

由

是亦

益処分シドニー会社利

アラン事ヲ期 スルト共二、故人兼松翁ヲ濠洲ニモ永久ニ紀念スベキ遠大ナル意志ノアル 処ヲ説

明シ、 前田幸一ヲ店員ニ昇格ノ御沙汰ニ接シ候ニ就テハ又特ニ注意ヲ与へ、同人感謝ノ意ヲ表シ候ト 何レモ其成功ヲ祈リ、 此類稀レナル計画ニ対シ敬意ヲ表シ候

同時ニ其名ヲ恥シメザルノ決心堅キモノアル事ヲ衷心ヨリ表示致シ候

外人「イースター」給与表ノ内、Connery ノ名ガ記載洩レト相成リ居リ 乍残念将来ノ見込無之、「イースター」前、本年三月十二日解雇致候タメニ有之、貴方ノ御記 中元給与、 モー統二代リ深ク謝意ヲ表シ候様依頼ヲ受ケ申候、 上候 甚ダ欠礼恐縮ニハ御座候ヘトモ、守田ヨリモ今状ヲ借リ、取締役諸賢ニ対シ厚ク御礼申 配当及特別配当ニ就テハ自然直接貴方へ御挨拶可申上事ト存候ヘトモ、 一同衷心ヨリ感謝致居候事勿論ニ御座 御注意奉謝 尚筆者ヨリ 同 入ハ

録ヲモ御改メオキ被下度願上候

前 第一期純益金ノ内

五〇〇〇よヲ紀念事業寄附引当積立金トシ

大正十二 (一九二三) 年

リ居リシ事ハ既ニ御心附キト存候

退職者慰労

四方・

妹尾両氏慰労金振合ニ関スル御説明拝承致候、

頗ル御至当ノ御処置ト奉存候

シドニー会社取 改選ノ時、「マカロン」及守田両名ノミヲ再選致候理由ノ一端ハ、其当時モ御報申上オキ候如 御来命ノ通リ重役会議録へ記帳致候 残六二一一 £ % ヲ次期へ繰越シ金ト致候事

締役

シテハ当地ニモ此種ノ習慣皆無ニハ無之由ニ御座候 如斯必要ハ何人モ認メザル立場ヨリシテ斯クハ取計ヒオキ候次第ニシテ、Private Company ト クニ御座候ヘトモ、大体ニ於テ貴方御想像ノ如クニシテ、北村取締役ハ全然特種 ノ御仁ニシテ

日濠両社決算報告新聞広告ハ、頗ル体裁宜キモノト拝見致候 (但シ Profit ガ Propfit ト誤

本件に関し、 前田・藤井両重役御執筆丹後丸便御来示の趣、 逐一難有拝誦仕候、 重々御深慮の

日毛苦情解決

処とを反読翫味致候、 嚢きに本件落着の転末に関し、縷々御詳報ニ接し申候当時、貴方格別の御芳志と御意の存する 弊方幹部一同衷心感謝の念を禁する事能はざりし処なりしも、 文意の足

らざる所有之候はゞ、

不悪御目溢しの程御願申上候

却説、 得するに努力し、他方に於ては苦情を惹起する様な素因を作らざる様工夫致度冀望不堪次第に 御座候間、 究を重ね、以て一方に於ては御得意先の満足を贏得ると共に、 如何にせば最も克く各得意先の希望に副ふ事を得べきやに就き、 日毛は申上候迄も無御座、 今後共、 御心付きの点又は心得と可相成事項は無御遠慮御申聞せ被下御垂教賜度、 其他の御得意先に対し、夫れ々々将来の買付を遂行するに際 引続き倍旧の愛顧と信頼とを獲 向後益 々研究の上にも研

特に奉懇願申上候

(此項広戸茂吉認)

Swift ト三井 過日 テハ依之商売ガ増加致候事ハ第二トシテモ、 次ノ交渉ヲ受ケタルニ対シ、未ダ確答ハ与へ居ラザレトモ、当店ノ意見如何ニヤ、Swift トシ ノ競リ合ヲ防ギ得ル点ニ於テ、双方ノタメニモ有利ト思考サルトノ見地ヨリシテ、 Swift Mr Denny 来店致候時ノ談ニ、三井ヨリモ〈K〉同様ノ取計ヒニテNZ羊毛買 斯ク両店ノ注文ヲ一手ニ取リ纏メ得バ、 出来得ベク 自然無用

ZN

依テ、 立帰リ候時ニ於テ最後ノ回答ニ可接事ト存居リ候 氏トシテモ頗ル同感ニシテ、又再三意見ノ交換ニ依リ、克ク我々ノ説明ヲモ諒解致候ニ付キ、 キ効果ハ期待シ難ク、飽ク迄モ当店ノ意志ニ反シテ敵商ニ附カントスルガ如キ軽薄ナル考ナル モ何レニシテモ此要求ニハ難応、又両社ノ注文ヲ握ル事ニ於テ必ズシモ ズ、北村取締役トシテモ決シテ御同意アル筈ナキ問題ナルハ明カニ付キ、 シモ、穏当ナル形ニ於テ三井へハ謝絶スベク同社ヲ訪問致候処、三井ニテハ已ニ倫敦ノ 二於テハ、我等モ亦其考ヘヲ以テ考究セザル可カラズトノ徹底セル主義ニ対シテハ、「デニー」 候事ハ徒ラニ日本側ノ感情ヲ害スルノ恐レ多クシテ、充分ニ意志ノ疏通ヲ図リ得ザル ノ同意ヲ希望ストノ長電ヲ受ケ、 ニー」氏一存ニテハ難決由ニテ、倫敦 Swift へ電報照会セル処、前記ノ理由ノ下ニ是非 トモ予メ交渉済ナレバトテ、 テ我等ガ永年信頼セル Swift トシテハ余リニ浅慮ナル事ヲ説キ聞カシ、 ノトシテ、三井ニ対シテハ已ニ幾分交渉モ進行致シ居ルカノ如ク想像致サレ候ニ付、 バ当店ノ同意ヲ需メニ来リ候如ク、否寧ロ同氏 重テ「デニー」氏ヨリノ交渉ヲ受ケ候ヘトモ、此種ノ込ミ入リタル事情ヲ日本 へ電報スル事ヲ約シテ、今夕「メルボルン」へ向ヒ出張致候間、 「デニー」氏モ成ル程我々ノ意見尤モナリト感服スルヤ、不少当惑セル如クナリ 契約書ヲ交換スル迄ノ準備相整ヒ居リシ程ナレバ、此上 尚第二電トシテハ此趣ハ北村取締役へ電報ヲ乞フトノ意味ニ ノ口吻ヨリ察スルニ当然我等ハ 全然反対ノ意 Swift 以書 近々再ビ当市へ 面詳報 ガ夢見居 反対 我々トシ セザ へ打電致 ノミナラ ス ヲ明カ Swift jν モ

最初、 得ルヤ、 リ候事ハ想像ニ難カラザルト同時ニ、又三井ノ買次ヲナス場合、 ノ諒解ナリトノ事ニ有之、Swift トシテハ此口銭ノ差ノ軽視シガタキ事モーノ動機ト相 三井ヨ 否其点迄ハ未ダ究込ミ不申候ヘトモ、自然ハ此口銭問題ニモ及ビ候事ハ期待シ居タル ij ς Κ 同様トノ申込アリシ由ニ対シ、 口銭率ノ事ヲ確メ候処、 斯ク二様 ノ口銭ナドヲ実行シ 勿論 2% !成リ居

果シテ最後 ノ意志ヲ述ベタル時ニ於テ、 ノ会見ニ於テ「デニー」氏一個ノ意見トシテハ、〈K〉本位トスルガ当然ト信ズト 一寸口銭問題ニモ言及致候ニ付キ、我々トシテモ兼テヨリ考究シ

処ニ御座候

居リタル事ナレバ口銭問題ハ又追テ我等ノ間ニ於テ相談シオクベク、我々ハ必ズシモ unfair

ナ事ヲ要求スルモノニ非ル意味ダケヲ仄シオキ候

頗 数ノ同国人ヨリ 如何ナル動機ニ依テ三井ガ Swift へ交渉ヲ開始スル事ト成リシヤ不明ナレトモ、「デニー」氏 ル ニ当リ、当店ノ反対ヲ受ケシタメ大ニ面喰ヒ候如クニシテ、Swift トシテハ英仏米等ヨリハ多 NZノ羊毛買次ギヲ依頼シタルガ如クニシテ、為念当店ノ意向ヲ確メ諒解ヲ得ントシタル 日 事 リ ル簡単二考へ居リシ外ニ深キ意味アリシトモ思ハレズ候へトモ、 リ想 デニー氏トシテモ始メテ悟ル処アリシ模様ニ御座候 ノ注文ヲ受ケ居リ候事普通ナレバ、日本ニ対シテモ格別 像スルモ、 倫敦ニ於テ Top 其他ノ商売関係モアリ、 日本関係ハ大ニ異ル立場ナ Swift ヨリ三井 ノ故障アラザル へ対シ 可 嵵

而シテ買次口銭問題ニシテ、

我々部長間ノ大体ニ於テ一致セル処ハ

トシテハ買付ケ、積出シ、 数ヲ要スル事非常ニ多ク、 N Zハ 濠洲市場ノ 買付ケト 異リ、 為替取組ミノ総テヲ取扱ヒ居リ候ニ対シ、2%全部ヲ支払ノ 反之価格小ナルタメ、従テ口銭高モ大ナラズ、且ツ NZ全島諸方面 ヲ走リ廻リ買集メ候モノニ付キ、 Swift

事二改メ候事、

寧口

fair ナル可シ

就テハ今状貴着後、 且ツ日毛ノ如キ注文主ニ対シテハ、此種ノ割戻シヲ内密ニ致シ居リ候事頗ル危険ニシテ、今日 ヲシテ益々用意周到、 ニテハ此NZ以外ニハ全然後口暗キ事ナキ立場ニ付キ、 可成早ク貴方ノ御意見ヲ拝聴シ度ク、左ノ如キ臨暗ヲ追加致シオキ候ニ付、 当店ノタメニ全力ヲ注ガシメ候仕向ケト致候方、策ノ得タルモノト存候、 此機会ニ於テ1%戻リヲ廃シ、

ZODUP ZODTO Swift Swift 口銭ノ件 Sydney Directors letter No 異41 # 取41 案ノ通リ変更賛成 参照 御

一電被下度御願申上候

ZODYU 〃 現状維持希望

広東保険問題 広東当地代理店トシテモ、此問題ハ愈々進ンデ益々重要スベキ事アルヲ悟リ候結果、 続キ広東一手ニ御契約願度キ意味ヲ上伸致候事ハ既ニ御入手ト奉存候、「ランサー」トシテハ 北村取締役宛 直接電報ヲ発シ、 広東トシテ勉強シ得ル最善ヲ尽ス決心ナレバ、 是非共、 不取敢、 全部引

得ルカ ガ申込ミ居リ候低率ヲ標準トシテ、 詳細香港ノ本店へ郵報シテ大ニ反省ヲ促シ、必要ニ応ジテハ本店又ハ神戸代理店 御 相談可申上事共相成リ居リ候ヘトモ、又当支店トシテハ果シテ最低何程迄其率ヲ切リ下ゲ ヲ研究中ニシテ、未ダ其結果ニ到達不致候ヘトモ、当店トシテハ貴地ニテ他ノ保険会社 充分ノ研究ヲ致候様注意致シオキ候ニ付、 多分ハ貴店御期 ヨリ直 接貴方

待ニ近キ程度マデ漕ギ付ケ可得事ト存ジ居リ候

Top 此臨 確答ヲ得ルニ至ラズ候ヘトモ、是レ丈ケハ兎ニ角押シ付ケ候考ヘニ候 既ニ積出シタル安キ丸一千屯、八月積あらふら積二千屯ハ、何デモ彼デモ応救策トシテ、 モ同様ニ致候様交渉中ニ御座候ヘトモ、何分ニモ小麦ニ対シテハ格外ノ低率ナレバトテ、 同率ト致サセ候事、 時 特別扱ハ今後取極メ率ノ基準ニハ相成ラザル諒解ニ有之候間、 既報ノ如クニシテ、最近商談成立ノ吉野丸一千屯、インダス丸二千屯 予ジメ御含ミオキ被下度 未ダ 羊毛

願上

二就テ最近当方部長間ノ意見ヲ交換シタル結果ハ、於大体如左立案ニ到達致候ニ就テハ幸ヒ北

シドニー人繰案

村取締役貴地

)御滞在中、

般的:

人繰御相

談

ノ時ニ於ケル御参考ノ一助ニ供シ度ク上伸

北村取締役御帰濠前、

必要ニ応ジ其

致候次第

ニシテ、

貴方取締役及部長各位ニ御異存モ無御座候ハヾ、

大正十二 (一九二三) 年

片桐 努メ、 部 長 其余時ヲ以テ輸出部 ハ来ル九月羊毛新季開始 般的 ノ事務ヲ執ル事トスレト ノ時ヨリ毎日羊毛ストー ・モ、 ア廻リヲ実行シ、 羊毛実習本位ト 直接ニ羊毛実験ニ ナレバ、 自然其

他ノ事務ニ別

ツベキ時ノ多クヲ余サヾル事トナルベシ

IJ 毛季節ヲ終リタル スルモ、 実輸出入両 而シテ来年早 同 一時ニ同 同 部 .部 長 地方ヨリ ノ事務ヲ執 ハ引続キ 明後年 X ĺV **シ** 一 ボ ル機関トシテ充分ニ活用スベキ基礎ヲ開クベク、 ルン」支店詰トシテ同地 「メルボル (大正十四年) 般輸出事項ノ研究発展ニ勉メ、 , ン 支店詰トシテ同地ニ留 四五月ノ頃、 へ移り、 濠洲ヲ引揚ゲ帰朝 此時ヨリ 「メルボルン」 IJ, 来年末 「メルボルン」支店モ於事 羊毛市場 ・ヨリ 羊毛シーヅンヲ終了 再来年ニ渉ル (ア実験ニ当 羊

務ヲ執 従テ片桐部長 ノ如ク輸出部長トシテノ全任ニ当ル事不可能ニシテ、広戸部長ハ申ス迄モナク羊毛以外ノ日常 期間、 ル 余融無之、 守田部長ニ於テ輸出部長トシテノ事務ヲ兼任ス 「メルボルン」へ転任後ハ勿論、「シドニー」在勤中モ羊毛季節ニ入レバ、 臨機必要ニ応ジ、 意見ノ交換ヲシテ相談 ス ル ノ程度以上ニ難期 待 依テ 従来

井垣 ノ事 店員 情ヨリ考究致候我 北 村取締役御 々ノ希望ハ、 出発前、 当地在勤延長 寧ロ其以前ノ立案通リ、 可然ト ノ御懇意モアリシ処ニ候 本年末頃、 北村取締役御帰濠卜前 トモ、 尚 四 囲

不外候 向ケト ニテ同 後シテ帰朝 致候方、 !君ノ技倆ヲ発揮シ得ル事トシ、 ノ事ニ 却テ日濠両店ノ能率ヲ増進セシムルノ意義大ナルベキヤニ愚考致サレ候タメニ 相願 ヒ候方、 自他 ノタ 当方トシテハ沢辺其他ノ後進者ニ向進ノ機会ヲ与フル メニモ結局好都 合ナル バベク、 同君トシテハ 此 場合日本 仕

片桐 人物経 テハ) 派遣ヲ願フ 而シテ当輸出部ハ沢辺・網谷両店員ヲシテ其局ニ当ラシメ、網谷店員ニハ羊毛専門ヨリモ寧ロ 般 部 的 1輸出 長 済 ノ見地ヨリシテモ、 事ト致候 沢辺・網谷店員ガ日本へ 事 務 智識 ハバ、 ヲ習得セシ 当分貴方ノ人繰ニ異動ヲ来サバ 網谷店員ノ職分ヲ今案ノ如ク改メ候方可然トノ案ニ ムル方可然、 転勤、 又ハ出張ト相成候時ニ於テ、 羊毛部トシテハ近ク二名ノ増員モ有之候事トテ、 ル事ト可相成候 順次日本ヨリノ (シドニー関係トシ 御座 補充員

羊毛 来者ニシテ実験ノタメ、 見ノ事ト相成リ居リ、 村取締役御出発前御同意ヲ得オキ候処ニ有之、其候補者トシテ目下「ウィンチコムカー ノ「インボ 「インボイス」係専門トシテ外人ノ相当経験アルモノヲ新ニ傭入レ候事ニ就テハ、 1 ż ・クラーク」ニシテ三十四五才ノ既婚者ニテ希望ノ者有之如クニ付キ、 漸次インボイス・デパートメントナルモノヲ独立セシメ、 インボイス及書類整理ノ事務ニ就ク場合ハ補助トシテ執務スルニ止ム 日本 <u>.</u> 近々引 リノ新 ソン 既ニ北

ル

計

画二御

座

当輸出 係リニ移スベキ計 部 於事実日本人ノミノ仕事ト相成リ居リ候事、 !画ノ下ニ新入「テーラー」 ヲ会計部専門ニ仕込ムベク努力罷 決シテ理想的ニ無之、 是非共、 在リ候 外人ノ

必要有之候タメニ御座候

就テハ 見定メ付ク程度ニシテ、 是レガ候補者トシテハ必ズシモ高等教育ヲ受ケタル者ノ必要モナク、 ニ有之、 地本位トシテ永住 有望ト認メラレタル者ナレバ充分ナル考へナリシモ、高等教育ヲ受ケ、 項ニ就 部及庶務事項ニシテ 北村取締役モ既ニ御同感ニシテ、 漸次守田 テハ其性質ノ重大ナルト簡易ナルニ拘ラズ、 ノ後継者トシテ師導スルニ適セル ノ覚悟ヲ持ツ適任者有之候ハヾ、高等教育ヲ受ケタル者ヲ希望致候事 会計部事項 「ガントン」君取扱範囲 則チ経済ニ関スル相当ノ 御帰朝中、 ハ 人物ヲ要求致候次第ニ候 其人選ヲ御願ヒ致シオキ候次第ニ御 同君及補助外人ニテ満 少クモー名ノ日本人ヲ必要ト致候事ニ 智識ヲモ有スルモ 普通商業出身程度ニテモ 足ニ御 人格 ノニシテ、当 座 ノ標準モピニ 座 1 モ、

現在 ニヤトモ思考致居 日本ノ在勤者中ニシテ日本側 我々ノ判断シ得ル限度ニ於テ適任ナランカト存ジラレ候ハ、東京支店詰森脇店 リ候 御高見如何ニ御座候ヤ御伺申上候、 ノ人繰ニモ多大ノ影響ヲ来サズシテ、 而シテ可成早キ機会ニ於テ適任者 御割愛ヲ願 É 員 得 jì 如何 人二

人選御配慮御

.願申上度候

右

会計及庶務補助トハ乍申、必要ニ応ジテハ輸出事務其他一般ノ智識ヲモ得ラレ候様ノ仕向ケト

量

D/C Yen

Credit

取四二号信 大正12年8月15日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 あらふら号便

拝啓

153 号七月九日附吉野丸便、八月七日着

貴信

東京特20号七月十日附同船便、八月六日着

拝誦致候 (神戸貴状ハ書留便ノタメ依例普通便ヨリハ一日延着ニ候)

林取締役御認メ状ハ今後モ引続キ番号ヲ附セラル、事ト相成候由、

好都合二御座候

敬承致候、 ニ関シテハ、 御高示ノ如ク如此数字的ニ対照致候へバ、 銀行及得意先御交渉 ノ模様ト共ニ明細 表ヲ添ヘテ当店資力ノ御詳報ニ預 萬事頗ル明瞭ニシテ、羊毛・トップ・小 リ、 逐一

三四

必要ニ ヲ損セズ、 メ候次第二御座候、 ノ金高物全部ヲD 迫リ候物ノ出来得ル丈ケ多クノ金額ヲD 且ツ得意先ノ満足ヲ得ル様ニ仕向ケル /C信用状ニ拠ラントスルモ、 依テ当店ノ立場トシテハ、日毛其他D /C信用状ニ利 ノ要アル究状ニ陥入ルベ 乍遺憾、 崩 当店資力ノ遠ク是レニ及バ /Cヲ強要致候者及小麦 スル程度ニ於テ、 、ク候 当店ノ威信 ノ如 ザ jν

全部 信用状ヲ得 同業者中、 ノ羊毛其他 三井・三菱・日本棉花 ルニ困難ナラザルベキモ、可成ハ正 Ď / C信 用状ヲ利 崩 ノ如キハ(殊ニ後記二者ハ取扱高モ小ナレバ) スル 事困 難ナラザルベ 金 С Form 希望ノ如ク、 ク、 大倉組モ愈 高嶋屋ニ到リテ マト 成 必要ニ応ジ、 レ バ 入用 ハ此点

二於テハ最モ苦痛ヲ感ズル者タルハ疑ナク候

ノ如 倫敦廻リト円 疑ヒノ余地無之候ヘトモ、従来ハ実力以上ノ重荷ヲ負担致候タメ、屡々無理ヲ余義ナクサ 何レニシテモ可来 トシテ ニハ勿論正金 ニシテ、若シ其程度ガ倫敦廻リニ近キモノカ、 事モアリ、 + 金融上ニハ夫レダケ楽ナ立場ト相成候タメ、 「シドニー」正金トシテモ手頃ノ取扱高 カ 自 モ資力ヲ活 相場ガ平均 経由円為替取組 然之レ 「シーズン」ニハ、羊毛ノ一部乃至過半ハ倫敦廻リトナルベキ運命ニア ガ為替率ニ影響致シ居リ候 用シ スベ 得 キ ト致候事ニ於テ、 ル範 「ナチュラル」 囲 ー テ D / C 信 或ハ ナル立場ニ置カル ト成リ、 何人モ異 「シドニー」正金トシテハ、 自然吾々ニ割宜キ相場ヲ建テ得ル事ト 用状 却テ有利ト成ル事モ絶無ト いヲ利用 ハ議アル 相場ノ平均ヲ見ルニ至ルニ非ズヤト予 可力 シ、 其以 事ト相成 ラザルモ 外 ハ従 此取扱高 ル 来 可 . ハ 付キ、 難申、 ノ通 ク、 則 ij 减 グチ当店 角 結局 其場合 成 少 î ノ jν ĺ タ 筈 *)* \

測致サ 候 他 ノ同業者ノ立場モ略ボ大同小異ト想像シテノ立論 也

ナル事 ヤ疑 ギル モ、 ガ楽ト成リ、 ガ腹ヲ定メ候事ヨリ察スルモ、前記筆者想像ノ如ク、或程度迄金額減少ノ結果ハ相場ノ基算法 他ノ為メニ採ル可キ適当ナル方針ト思ハルトノ松島氏ノ意向モ亦尤ノ次第ニシテ、 ガ真逆ニ之レガ為メ閉店ノ余義ナキ事トモナラザルベク、 此点ニ於テハ松島正金支配人、 スルノ結果ハ、時ニ得意先ニ比較的不利ノ率ヲ建ツル事アルタメ横暴ナド、口撃ヲ受クル 寧口 夫レト同時ニ松島氏ノ常ニロニスル処ハ、濠洲銀行ノ同盟買相場ナルモノガ不自然ニ低ス 問 ト可得言、 サガ寧ロ ...ナリトノ見方モ、亦必ズシモ我田引水トノミハ難評候 「シドニー」 「シドニー」正金へモ相当ノ商売ハ来ル筈ナリトノ見地ヨリ成ルモノト察シラレ 自然的ニシテ、 若シ日本行為替ノ巨額ガ倫敦向ケトナレル時ニ於テモ、 正金トシテノ立場ヨリ不自然ナラザル商売ニ安ンジ、 如何ニ正金銀行ナリトモ大勢ニハ逆行シ得ズ、「シドニー」 何等適確ナル意見モ発言不致候ヘトモ、今後一部ガ倫 無利 ノ取扱額ノ多キノミヲ望マント 克ク此低率ヲ保持スル 最善ヲ尽ス事ガ 如此松島氏 敦廻リト 正金 日 自 1]

可能 シト 既報 セ 何トカナルベシトノ意向ナリシガ、 ル ガ } 意向 如ク 如キ時ニ於テ、 成ル場合アリトセンカ、 ニシテ、「メルボルン」 Bk of Austria ノ予想ハ、来羊毛季中ノ当店入用額ノ金融位ハ萬々差支ナカルベ 日本各店ヨリ巨額 急ニ正金銀行へ馳ケ付ケタリトテモ、 同銀行総務部ヲ訪ヒシ時ハ夫レ程楽観 萬一昨年末頃 ノ為替ヲ持チ込ミタル時ニ於テ、 ノ金融逼迫状態、 又ハ夫レニ近キモノヲ再ビ 如此大金ヲ早クヨリ用意 是レ ハ出来ザル ガ 全部 モ、 先ズ

扱ヲモ スル 羊毛モ積出 テハ小麦ノ如ク、 キハ可成丈ケ委托式得意先ヲ説得シテ、 変多額 シオカザリシ正金トシテハ、 ノ 経由 止ムヲ得ザルニ至ルヤモ難計モ、 ノ為替率差金損ヲ我々ガ負担スル様ナレバ、或ハ萬一ノ Risk ヲ覚悟シテ D.C. スルノ方法ヲ持続スルノ道ヲ続ケオクノ要モ有之ベキ儀ト信ジ候、尤モ為夫、 シ能ハザルノ悲境ニ陥ル事絶無トハ難申場合ヲモ考慮スレバ、矢張リ其一部ハ正金 是非共、 其必要ニ迫レルモノニ多ク D. C. 到底之レガ応急策ヲ講ズル 他店モ同様各其幾分ハ正金扱 去リトテ之レニ対スル充分ノ資力ヲ有セザル当店ノ如 ノ余地ナカル ヲ利用シ得ルノ方法ヲ講ジオク 可ク、 ノ諒解ヲ付ケ、 遂ニハ買附 当店トシ 本位ト ケタ 不相 ĺV

羊毛為替先約ノ件 此問 テハ 前 題ニ関聯シテ、 \mathbb{H} 藤井両取締役ノ御意見拝 松島氏ガ種々考究ノ結果、 **清誦致候** 其下相談トシテ当店へ提議シタル先約

ノ要アル立場ト存候

ハ頗 当方幹部 殊ニ藤井重役ガ此 リシ事ニシテ、 其侭ニ致シ居リシモ、 ĵν 容易ナラザル事ニシテ、 同 何レモ同感ニ有之、此下談シハ既ニ御前部長御離濠 我等ハ 問題ヲ種々ノ方面ヨリ見テノ御高見敬承致候、 始メヨリ不感服 D.C. 可成ハ従来 問題ノ愈々濃厚トナルニ及ビ、松島氏ハ之レ (我等ノ立場ヨリシテハ) ニ付、 ノ通リニ取扱呉レ候様、 如此問題ヲ得意先へ申出 ノ時ニモ松島氏ヨリ御依 吾々ノ希望致候点 可成握 ガ対抗策 リ潰シト -致シ度 就 ノ 一 ト [候事 頼 テ 7

々先約 問題 ノ必要ヲ感ゼル如ク、 当店へ対シ具体的ニ重テ意見ヲ徴サレ候結果、

御意見ヲ伺ヒ出候次第ニ候

中意ヲ尽サヾリシタメ、御叱リヲ蒙リ候段ハ茲ニ更メテ御詫申上候 次第ニシテ、其時ニ於テ得意先へ御交渉ヲ願フ程ノ強キモノニハ非リシモノナルモ、筆者ノ書 其当時ニ於ケル松島氏ノ意ヲ伝ヘタル当方ノ意味ハ、予ジメ得意先ノ意向ヲ探リ、又貴方ヨリ 店ノミガ如此得意先ノ欲セザル事ニ口ヲ切ル事ノ不得策ナルノ御来意ハ一応御尤ニ候へ 然ルニ之レガ先約方法其他莫然タル提案ニ依リ、得意先ニ交渉スル事ノ不可能ナルト而 之レニ対スル双方ノタメニ都合ヨキ方法モ御座候ハヾ、御教示願度キ意味ニ外ナラザリシ } カモ当

伸シ、 体的ニ発表スベキ立場ニ非レトモ、松島氏ト我等ノ意見ヲ綜合シタル結果ハ大体如左物ニ候 約二対スルー 而シテ最近此問題ニ就テ松島氏ト懇談、 ニシテ、其細 日本側 先約ト申シテモ二ケ月モ三ケ月モ前ヨリ為替率ノ約東ヲ強要スル意味ニ非ズ、又銀行ト 層具体化シタルモノヲ確メント致候処、松島氏ヨリハ其後詳細日 カキ取極メ方法ハ可成ダケ相互ノ都合克キ様ニ致シ度キ考ナレバ、 ニテ充分ノ考慮ヲ願 ヒ、可否ノ回答ヲ待テ正式ニ各得意先へ通告又ハ相 貴方ヨリノ御来意ト我等ノ立場ヲ重テ説明致シ、 本ノ頭取席 未ダ是レヲ具 談 ノ立 尚先 べ上

ハザル ノ約束ヲ為ス位ニシテ宜シケレトモ、 事情モアレバ、原則トシテハ羊毛買附後、羊毛代金支払ヲ要セル時ニ於テ相場(為 其時ニ於テ案外多額ノ申込ヲ受ケタレバト

シテモ長期ノ先約ニ応ジ得ベキヤ否不明ニシテ、

羊毛ノ如キ買附ケル迄ハ其額ヲ定メ能

夫レガ全部ヲ引受ケ得ルヤ否ハ其時々ノ金融状態ニ依ラザ ル可カラズ

位ニスルカ、或ハ金融困難ナラザル見込ミナレバ、必ズシモ利息ナドヲ見込マザヤモ ケ月モ先キノモノヲ早クヨリ約束スル場合ハ、其時ノ相場ニ相当ノ利息ヲ見込ミタル率 ズベク、先ズ一ケ月先ノモノナレバ相談当時ノ率位ニテ引受ケ得ル積リニテ、二ケ月三 依テ早クヨリ先々ノ資金ヲ安全ナラシメントノ希望アル店へハ、早クヨリ其相談ニモ応

二商売ガ移ルトモ、正金トシテハ聊カモ遺憾ナキ覚悟ナリ 社モ承諾ノ上ナレバ、最早正金ノ横暴ナドノ苦情モ起ラザルベク、 何ニアリ、 平均ニ対スル相場ノ標準ヲ今ヨリ述ブル事ハ不出来ナレトモ、要ハ其当時ノ金融状態如 正金トシテハ常ニ最善ヲ尽スベク、其率ニテ先約成立セルモノハ勿論毛織会 其率ガ不満足ニテ他

知レズ

而シテ此先約ニ対シテハ、正金ハ必ズ契約書ノ写余分ヲ各店ニ渡シ、毛織会社 へ提示シ

得ル事トスベシ

金ノ準備ヲ頼ミオキ、 注文ヲ受ケ正金扱ト決シ居ルモノアレバ、予ジメ其入用金額ヲ正金へ通知シ、 而シテ最後二筆者ノ申出デニヨリ、最モ容易ナル方法トシテハ、我等ガ毛織会社ヨリノ メ約束ヲ為ス事 ニテ先約ヲ為ス、 而シテ毎日ノ買附高ニ対シ日々約束スル事ハ不便ニツキ週末ニ取リ纏 愈々買附ケ得タル時、又ハ代金支払ノ時ニ於テ為替相場其時 夫レガ資 ノ率

座候、 斯ク煎ジ詰メ候へバ、当店ノ如ク予報トハ乍申モ、常ニ充分ノ責任ヲ持テ行動致シ居ルモノニ 願出候次第ニ御座候、電文如左 義ハ例令明日為替取組ノモノニ対シテモ、先約ノ手続キヲナスト云フ意見ノ動カザルモノニ御 対シテハ、事実此先約モ無意味ノ如ク相成候事ヲ説明シテ先約不要論ヲ説キシモ、松島氏ノ主 依テ本月十四日発電ヲ以テ、 目下本問題研究中ナル正金頭取席ニ対シ、 可然説明御交渉

D. C. 信用状発行ニ関聯シテ羊毛為替先約ノ件(Top 其他モ含ム事トナルベシ)正金頭

取席ニテ考慮中ト解ス

変ナリ)、従来ノ通リ出帆当時ノ Current Rate ニテ荷為替取組希望ノ旨、 注文ヲ受ケテヨリ代金支払迄ヲ一ケ月位ト見レバ大差ナカルベク、 今後ハ各店ヨリシドニー正金ニ対シ、約一ケ月前ニ略ボ正確ナル予算額ヲ報告シ 其他 三ノ場合 貴地ニ於テ 臨機応 (先 ズ

可然説明アリタシ

松島氏トシテハ、此予報額丈ケヲ何人ニモ信頼スル事ハ出来ズ、或会社ノ如ク、予報後、 或程度迄ハ我々モ夫レニ捲キ込マレ、 ノ出合ヒニテ之レヲ他へ持チ廻ルモ ノアルヲ防止スルタメニ先約ヲ強要スル事モ一大因ニツキ、 頗ル迷惑ノ立場ノ様ニモ候へトモ、 去リ迚、 銀行トシテ 相場

ナレトモ、 ハ根本的取 自然於事実、 極メハー 様ナラザル可カラズトノ見地ヨリ、 不徳義ノモノニ対シテハ銀行モ其積リニテ応対スベキ筈ノモノト存ジ 当店丈ケヲ別扱ヒト ・スル 能 *)* \ ザ ル次第

此取消シ案ヲ当方ヨリ貴方へ電報セル事ガ公ニ相成候ハヾ、 ト相成候ニ付キ、 秘密御取計ヒ方電末ニ御注意申上オキ候 如何ニモ松島氏ヲ出シ抜キタル形

居リ候

ル御諒解ニ成功致サレ候様祈リ居リ候、 貴地ニテハ又毛織会社ノ立場ヲ説明シ諒解ヲ得ラル、ニ便宜多カル可ク、 然ラザレバ又当地ニテ最後ノ方法ヲ講シ可申 正金頭取席ト満足ナ 넩

、貴族員連中ノタメ筆者ハ本船出帆前ノ二日ヲ割愛スルノ破目ト相成候タメ、余ハ不日出帆次 便吉野丸ニ譲リ候段、 不悪御了承被下度候

右

取四三号信 大正12年9月14日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 セント・アルバンス号便

拝啓

154 号七月廿一日附 STアルバンス便、八月廿七日着

155 号八月二日附ガンヂス丸便(copy)、九月六日着

156 号八月七日附安キ丸便、 〃

拝誦致候

当地八月廿四日吉野丸出帆ノ際ハ、其当時御断リ申上置候如ク、筆者非常ノ多忙ヲ極メ候タメ

執筆ノ機ヲ得ズ、失礼仕候段奉謝候

シ処、 九月 其報導ノ余リニ大ナルタメ或ハ誇大ニ過ギル事モアランカト其程度ニ幾分ノ疑念ナキ能 ヲ得シ以来、 ガ大活字ヲ以テ各新聞一ページニ吾人ノ肝ヲ冷シ、 二日発貴電ニテ東京方面通信杜絶云々トノ御来旨ニ接シ、 日ノ東京及横浜 続々トシテ発表サル、新聞電報ガ其内容ヲ伝フルニ至リ、此災害ガ実ニ我国 ヲ中心トシテ其他ニ波及セル 唖然タラシメシハ九月三日早朝ナリシモ、 大地震ニ続イテノ大火及海 愈々事ノ容易ナラザル 嘯、 災害 記ハザリ ノ確信 ノ凶報]有史

以来

ノ最モ大ナル

モノ、一タル事

ヲモ想像

ス

ルニ難カラズ

先ヨリ 得ザレバ 取締役宛私電ニテ御伺申上候結果、 シナラントハ自然的インスピレーションニテ我々ノ感ジ居リシ処ナリシモ、第一ニ之レヲ確 ル東京ガ全滅 ノ死傷者ニ対スル同情ト東京方面 ノ問合セヲ受ケ候北村長老ノ御所在地ガ何レニアリシカ、恐ラクハ神戸ニテ御安全ナリ 我 々 ノ心安ラカナラズ、 トハ如何ナル程度ナル 加之、 力?、 「北村取締役神戸ニアリ」トノ御返電ニ接シ、 ||在勤| 他方面へハ大分安否ノ入電ノ運ト相成候様ニ付 同 同僚及御家族ノ安否ニ続テ、 時二我々ノ不安ヲ感ジ、又数限リナキ旧友、 漸クニシテ築キ上ゲタ 同 大ニ安 藤井 取引 X

事ニ喜 貴本店ヨリハ へ七日 1到着、 1ノ涙 御取 調 ヲ催シ候ト同 亀山 ベノ 東京支店々員、 結果、 内 田 守田 |時二 両店員ガ萬難ヲ排シテ東京へ出張サレ、 建物、 貴方ノ御厚意ニ対シ深ク感謝致候 ・沢辺 書類、 · 中 -野家 横浜 族モ無事ニ避難致 出張員及井垣店員家族モ全部無事ニシテ、 候趣 拝承、 東京支店ヨリ 何レモ其僥倖ナリシ Ń 坂神. :店員 其後 神 戸

堵ノ思ヲ致シ候

テ益 ニシテ、 々隆盛 無事ニシテ、 神戸ニ在テ聊カノ被害ヲモ受ケズ、 最初吾人 ノ兆明 得意先ノ模様ハ暫時調査行届カザルベキモ、 カナル (ノ杞憂セル如キ財界大恐慌 ガ如クニ感ゼシメ申候 災害渦中ニアリシ東京支店、 ノ恐レモ無之形勢ノ由、 而カモ多大ノ打撃ハ無之御見込 兼松商店ハ愈々幸運ニシ 偖 テハ 横浜 出 張員迄モ

此紙 滅 東京支店員御家族全部モ御無事ナリシ事ヲ祈リ上ゲ居リ候 申サズ、 レ 御 (ア)由 電 面 報 | ヲ借用致候事恐縮ニ候ヘトモ、守田ノ親族小佐野及土肥ノ安否迄モ御心ニ掛ケラ 同感ニ悩ム者幾萬ナルカヲ思ヘバ、 恐ラクハ斯クアラント期シ居リタル事ニ候へトモ、 三預リ、 守田ヨリ厚 ク御礼申上 一候、 小佐 比較的幸ナリシモノト諦ムル外無御座 野 族 ハ 無事ナリシモ、 今更ノ如ク悲歎ノ感ニ堪 土肥 家 か全

力中ニ 濠洲 ハ濠洲・ ク可キ 満チタル義心ハ実ニ我等ヲシテ感涙ヲ催サシメ候 萬よヲ送金シ、 既ニ新 シテ 全体ニ 般二渉 程ノモノニ有之、 聞電報等ニテモ御存知ト存候へトモ、 SS. ij 渉リテ半狂的ノ実状ニ有之、 "Australmont" 尚五萬よヲ衣食品ニテ急送スル事ニ議決シ、 何 人モガ友邦 官民挙テ精神的ニ且ツ物質的ニ同情ノ実ヲ示シ、 ノ危難ヲ救フベク精神的慫慂 近ク満船急航 全ク人種差別 此度ノ日本ノ災害ニ対スル当地 ノ事ト 相成リ居リ候へトモ、 ノ感念ナドハ念頭ニ無之、 ノ布告ヲ公ニシ、 此計画通ヲ一 層増大セシ 般的公衆 聯 般 人 放的救恤· 邦政 同 府 聯邦総督 ノ同情ニ メベク尽 金 実ニ驚 直ニ壱 如 *)* \ 丰

当店ニ対シテモ個人的ニ来訪シ、又ハ電報書面ヲ以テ見舞ヒクレ候者枚挙ニ遑アラズ、 逸チ早

ク当店へ救助金ノ処分方ヲ頼ミ来リシモノ、何レモ北村長老御旧知ノ人ニシテ

ウイトニー氏 £50、マケロン氏 £21、パイ氏 £50

等ヨリノ依頼アリシモノハ領事館へ依頼致シ候、而シテ当店日本人ハ未ダ各自家族ノ立場不明 アリ、序ヲ以テ当店外人一同ノ醵金 £25 ヲ電送申上ゲ、其後「ウエドロック」「オリオドン」

ノモノモアリ、貴方ノ御取計ヒヲ願出オキ候

Hume 氏ハ前記 ヲ開始セシメベク、初筆トシテ €100 ヲ義捐致候由、大ニ男前ヲ挙ゲ申候 $\pounds25$ ニモ加入致居候ヘトモ、同時ニ「メルボルン」ニテ C.T.Cヲシテ此義挙

テ 優ニ筆頭トナリシ由ニシテ、之レニ日本人会積立金ノ約半額弐百余よヲ加ヘ六千円トシテ、領 ト致候処、三井ハ七十余よ、 日本人会トシテモ醵金ノ事ニ決シ候ニ付、当店員ハ已ニ日本へ御願致セシ後ナリシモ、全員ニ £50 ト致シ、当方取計ニテ北村取締役ヨリモ £50 ノ御援助ヲ願ヒ、当店一同ニテ 正金ガ £40 未満ナド、案外ノ「シミッタレ」ニテ、我々ノ分ガ

事ヲ経テ当地市長ノ救恤金ニ加へ候、是等ハ後日全部聯邦総督ノ手許ニー纏メトナル由ニ候

[欄外書込]

会社、商店トシテニ非ズ、何レモ個人的ノモノニ候

₩ . 'च æ ハ 率先シテ一千よヲ出シ、「アントンオーデン」モ同額、 其他一千壬五百壬口少カ

奮発致候由

ラズ候、

丹後丸保険

恰モ災害当時横浜港内碇泊中ナリシ丹後丸ヨリノ揚荷ノ全部ハ、恐ラクハ被害ヲ免レザルベク、

此際広東へモ交渉致シオキ候様ノ御来旨モ有之

モ、貴地ニテモ勿論正当ノ手続キヲ経テ確定次第、 「ランサー」氏ハ保険ノ決済ニ就テハ心配無用ナリト明言致シ候ニ付キ、 貴地代理店へ御交渉被下候事ト存候、 此旨返電申上候 萬一 ヘト

不当ナ事デモ申候様ナレバ、 当地代理店へモ充分交渉可致候

銀行ノ態度ト財界 当地正金銀行ニテモ未ダ如何ナル方針ヲ採ルベキカ未定ノ折柄、 取敢へズ

今後ハ特ニ日本ノ正金ヨリ指図アル迄ハ、輸出品代金前払ノタメ過振リノ習慣ヲ中止ス

ル事

ト 相 成リ候ニ付、 羊毛御注文有之候時ハ貴地正金ニ御交渉ノ上、前払ノ御指図被下候様電報御

願申上置キ候

同時ニ ガ引上ゲハ止ムヲ得ザル結果ナレバ、 過振リニ対 スル金利ヲ 6 1/2 % ニ引上ゲラレ候事モ亦厄介ニ 辛抱願フノ外ナシトノ説明ニ有之、 御座候、 当分ハ服従ノ外ナキ 正金トシテハ之レ

ガ 或 今回 三菱・大倉 ハ始メヨリ特別扱ヒヲ受ケ居リタル如クニ候 ハ此機会ニ於テ之レヲ常習慣ト更メ候哉モ難計、 ノ前貸中止ハ一時的ノモノ、如ク存ジラレ候ヘトモ、今ハ是レヲ確メベキ時機ニ無御 (三井モカ?)ノ如キハ既ニ Red Clause 付キト相成リ居リ候物多ク、 其節ハ又特別扱ノ交渉ヲ要スル事ニ候 当店 ノ如キ 陸候

Exchange 又ハ調節ノ意味多カルベキモ、大災害ノタメニ受ケタル至大ノ損失ノタメニハ、 ハ X Rate ノ動揺ニハ無関係ニ続々引下ゲラレ候事ハ、 確ニ日本ヘノ輸入激 日本貨標準ノ 增防止

低下致候事モ止ムヲ得ザル儀ト存候

扱品 候、然レトモ漸次一般的沈静ノ暁ハ銀行トシテモ其方針ヲ定メ得ルニ到ル可ク、且ツ我等ノ取 ヲ要スルタメ、或程度迄ノ制限ヲ恐ル」トノ御来電ハ当然ノ結果ニテ、止ムヲ得ザル儀 「輸入増加 ハ日本ノ必需原料品ニ付キ、 ヲ予期シ、 正金ニテハ充分ノ用心ヲ為シツ、アリ、今後信用状発行ハ総務 自然信用状発行モ敢テ難事ナラザル時機ノ早カラン事ヲ祈リ、 部 -奉存

スル資金ニ対シテハ、 「於東京支払延期緊急令ニ就テハ、 正金銀行ヨリ特別援助ヲ予期シ居レバ、心配スルノ要ナカルベシ」トノ 東京方面取立金額ノ予算未調ナレトモ、 貴店トシテ急ヲ要

且ツ期待致シ居リ候

本月十日発貴電ニ依リ不少意ヲ安メ申候、 殊ニ東京支店保管書類全部安全ナリシハ、 実ニ天祐

ニ御座

問題ニ就テハ更ラニ日本ヨリノ入電ナカリシタメ、松島氏モ当惑ノ間ニ日本ノ大災害ト成リ候 ニ付キ、此種 ノ問 題 ハ一時其侭ト相成リ居候如ク察シラレ候

ニモー寸此問題ニ言及致サレシモ、 愈々必要ノ時ニ於テ又々再発ノ事ト可相成候、 候へトモ、 其後一層具体的ニ進行致候事ト存居リ候 結局大塚氏ノ外交的辞令ニテ甘ク逃ゲヲ張リシ様ニ拝見致 七月廿一日ニ於ケル大塚・ 藤井御両将会見ノ時

1 D. C. 正金銀行 ノ重要問題ニ関スル藤井・大塚御両所ノ(七月廿一日附) :ハ結局当店需要額ノ½ニ相当スルモノニ対シ、D.C. 発行ノ内意定マリ 会議ニ依リ其経過ヲ明カニ致候 **候由**、 御説

ノ

如ク、 ノ用心 ヲ容レラレザル事情アル事モ当然ニ候ノミナラズ、如此新シキ取極メニ当リテハ、自ラ十二分 ラ致候 セメテ半額迄ハ譲歩ヲ願度キ希望ニ候ヘトモ、銀行トシテハ又必ズシモ我 モ ノニ付キ、 今後是レヲ実行シツ、臨機応変、 可成丈ケ我等ノ要求ニ接近セシム 々ノ要求ノミ

又銀行トシテモ漸次安心シテ我等ノ希望ヲ容レクレ候様仕向ケ候事ガ我々ノ任務ニシテ、

ル様、

小麦保険

座候

此%限度ヲ以テ悲観スベキモノニハ非ズト信ジ候

又小麦ノ如キモ時々必要ニ応ジ、我等ノ立場ヲ説明シテ援助ヲ乞フノ要アル時ハ、正金トシテ

モ亦耳ヲ貸ス事多カルベシト存候

光ヲ認メ得ズ、 ニテハ 抗シ得ベキ時モ来ルベシト望ミツ、正金ノ建相場ヲ注意致シ居リ候ヘトモ、今日迄ハ一 偖テ当地正金ノ立場トシテ兼々筆者ノ希望ト予想ヲ加へ、今後羊毛為替ノ相当金額ガ ハ当店ニシテ聊カモ楽観ヲ許サズ候 ト成ルタメ、自然我等ニ有利ナル為替相場ヲ建テ得ル事共ナルベク、進ンデハ倫敦廻リ率ト対 <u>_</u> ا 正金ノ手ヲ離ル 6 1/2 % ニテ引上ゲ候ナド甚ダ感服難致、 而カモ 、事ト相成候暁ハ、「シドニー」正金トシテハ資金運用ガ大ニ楽 Bk of Austria ナレバ特別率トハ乍申6%ニテ引受ケ候モノヲ、 其間ニ立チテ最モ苦シキ立場ニ置カレ候モノ 向其曙 ポナ立場 「シド 正金

対シ、 率引下ガ取極 早速御同意ヲ得候事、 「メニ関シテハ輸出特別部状ヨリ御詳報申上候へトモ、広東トシテハ最後 好都合ニ御座候、「ランサー」氏モ之レニテ一安心致候次第ニ御 ノ申 出ニ

尚羊毛 · Top 其他 ノ率モ今少シ色気ヲ付ケル余地ナキヤ、 此際研究方申込オキ候へトモ、 之レ

大正十二 (一九二三) 年

以上ハ当分此方へ御任セヲキ被下度候

殆ド只儲ケ致居候様思フ者モ少カラザルベキモ、 此動機ニ於テ「ランサー」氏ヨリ諒解ヲ頼ミ来リ候ハ、保険会社ハヌク々々ト大額ノ保険料ヲ スル事六八五八よニ達シ居ル事ヲ含ミオキ願ヒタシトノ事ニ御座候 最近三ケ年間ノ成蹟ハ弁償額ガ保険料ヲ超過

				1922	1921	1920	
		£ 27, 759		12, 101	8, 622	£7,036	Premium NET
			P.F.a Fire	10, 422	14, 888	¥133, 935 =	Losses
£ $6,858$	27, 759	34,617	18, 694	1,042	1,488	£13,393	

ZN 代理店 問題ニ就テ八月廿八日附貴電ニ依リ、 ク Swift へ申送リオキ候へトモ、未ダニ何等ノ回答ニ接セザルヲ以テ観レバ、 当方ノ意向ト一致セル御意見拝承致候、 早速別紙写ノ如 倫敦へ照会交

Swift

人事

渉中ノタメト存ジラレ候ヘトモ、 同社トシテハ当店ヲ袖ニシテ迄モ三井ニ組スル事ハ可無之儀

羊毛インボイス・クラーク傭入ノ件ニ関シテハ、 北村取締役御帰任ヲ待ツ可シトノ御来電敬承

致候

地御滞在中、 其他人繰ニ関スル当方ヨリ執筆上伸致候事項モ、当方幹部ノ心附キ候案トシテ、北村取締役貴 御協議ノ時ニ資スル御参考迄ニ貴意ヲ得オキ候モノニ過ギズ、是レガ実行否哉ハ

勿論北村取締役御帰任ノ上、 御裁定願フ可キモノニ有之候

Sir James Burns 八月廿二日逝去致候事ハ北村取締役御在郷中ノ折ニモ有之、一電申上オキ候、 「濠洲ニ於ケル我ガ日本帝国ノ大ナル友人ヲ失ヘルヲ悼ム」トノ鈴木総領事ノ言ハ頗ル同感ニ

御座候

凶報

致シ、 NYK関係 葬式 トシテ最モ深キ歴史ヲ有セシ Lim Thompson 氏ハ、六十五歳ヲ以テ九月十二日 ノ際ハ筆者時間無之、 沢辺店員会葬致候へトモ、 同氏ノ末路モ気ノ毒ナモノニ御座 死去

大正十二 (一九二三) 年

元

候

濠洲ノ明士 Senator Millen ハ昨日逝去、洲葬ト相成リ候

二次奨励 奨励会総会ト第

予定ノ通リ八月四日ヲ以テ総会ヲ開カレ、

萬事好都合ニ議事全般ノ終結ヲ告ゲ候由、

御配慮謝

上候

右内容ハ会計部ヨリ御送附ノ議事録ニテ拝承致候、 従務員ニ対スル第二次奨励有之候ヘトモ、

其内容ハ北村取締役御帰任ノ節、 御発表ノ事ト相成リ居候由、 是レ亦敬承御高配奉謝候

濠洲在勤者支給額

命ニ従テ決定ノ事ト可致候

二就テノ御来旨拝承致候、敢テ急ヲ要スル問題ニモ無之候ニ付キ、

北村取締役御帰任ノ上、

其

Melbourne Branch

ハ御想像ノ如ク F.K (Aust) Ltd Melbourne ト致シ、Office ノ看板ニハ Branch Office ト附 記致シ、此機ニ於テ如別紙移転通知ヲ発シオキ候

IJ, 行スル権能ハ無之、目下ノ状態ニテハ此程度ニテ不便無之候 取り候銀行小切手ノ裏書ハ谷口店員ニ権能ヲ与へ、銀行へ払込ミ得ル事ト成リ居レトモ、 登記署・税務署等ノ関係上、Melbourne Office Public Officer ノ場合ハ「シドニー」ヨリ小切手ヲ送附スル規定ト相成リ居リ、 書面等ノ Signature ハ F.K. (Aust) Ltd Per M. Taniguchi ノミニ候、而シテ同地ニテ請 ヲ谷口店員名儀ニテ登記シア 谷口店員ガ商店ノ小切手ヲ発 支払

味津々ニシテ、 七月廿三日無事御帰着、 御参考迄ニ資セラル、モノ少カラザル事ト御移報ヲ楽シミ居リ候 輸入部副部長ニ復職ノ事ト相成リ候由、 御同慶申上候、 倫敦土産ハ趣

中井店員

御礼申上候、 ノ苦痛ヲ感ジラレシ事ナク、 ハ愛児共ニ頗ル健全、本月五日入港安芸丸ニテ安着致候間御休神被下度、各位ノ御高配ニ対シ 同船ハ案外平穏ナラザリシモ、同夫人ハ幸ニモ Good Sailor ナリシタメ航海中 目下ハ差詰メ広戸君旧知ノ下宿住ヲ続ケラレ居リ候

広戸夫人

OFFICES TO LET ハ近来新建物ニ手頃 大正十二 (一九二三) 年 ノ物愈々増加致シ、 一方商況一般的不景気ヲ続ケ居リ候事トテ、 当建物内

険会社ガ大キナ space ヲ希望ノ由ニテ、№8ト6ヲ打チ通シ、当店同様ノモノトシテ五年間 ノ借人モ中々ニ附キ申サズ、漸ク Commonwealth General Assurance Corporation Ltd ナル 保

改造及造作費 £500 ハ当店ガ支払ヒ家主ノ所属品トシ、 此額ヲ五ケ年間ノ家賃ニ含ミ ノ「リース」ニテ契約済ニ御座候

一ケ年一三七五よノ家賃ニ御座候

是レニテ先ヅ一安心ニ候ヘトモ、其他ノ大 sapce ヲ小切リ候ハ、光線ト空気流通不足ノタメ不向キノタメニ候 店ノ要求スル家賃ノ fair ナルハ何人モ認メ候ヘトモ、如此大キノ場所ノ希望者少ナク、之レ ヲ一日モ早ク活用スベク努力致居リ候、当

シドニー外人 在勤者名簿ハ前便ニテモ御送リ申上候ヘトモ、今便又一葉加封致シオキ候

右

族間ノ御不幸モ免レザリシ事ト恐察罷在候ト同時ニ、又我々モ不幸ニシテ同様ノ立場ニアル 東京支店詰メノ諸兄ハ 勿論、 其他一般ノ当商店従務又ハ関係ノ方々ニシテ、 御家族乃至御親

店関係御一同へ我々ノ精神ヲ御移牒被下度、特ニ当方一統ニ代リ御願申上候 者有之、此際個人的ニー々御見舞状ヲ差上ゲヌ場合可有之候ヘトモ、不悪御諒承被下度本支

守田治平 拝

取四四号信 大正12年9月20日 安芸丸便

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長

拝啓

前報後貴信ニ不申接候ヘトモ、「イースタン」便ハ今明日中ニ到着期待罷在リ候

シム状態ニハ無之模様ニシテ、我々モ漸次意ヲ安ンジ居リ候ヘトモ、 ハ大ニ減少シ、救済事業モ着々進行ノタメ今ハ路頭ニ迷フモノモナク、 其後当地総領事館入電公報等ヨリ承知致候へバ、死傷・被害数等モ最初報導サレタル数字ヨリ ハ吾人圏外ニアル者ノ想像モ及バザル処ト同情罷在候 而カモ現状ノ混乱、 被服食糧等モ不足ニ苦 惨況

十七日発貴電ニ依レバ

栗原工場・日本フェルト全滅

館林(上毛モス)沼津工場損害ナシ

中山 (上毛工場) 東京モス・東洋モス・東京毛織・千住 (製絨所) 其他火災ハ免レタル

モ震災大ナリ、程度不明

各製粉工場事実上無事ナレトモ、横浜揚荷役当分不出来

石鹸工場比較的被害少キモ程度不明

牛脂成ルベク長ク積出シ延期ヲ乞フ

食糧品案外ニ困ラズ、目先輸入商談ナシ

小麦免税ヲ見越シ新麦買気アリ

候事ト信ジ候ヘトモ、 トノ御報ニテ特ニ栗原氏ニ対シテハ御同情申上候、其他ノ工場モ至急修膳、又ハ改築ニ取掛リ 当分商談ナドニ運ビニハ至ラザルベキ御見込ハ、乍遺憾止ムヲ得ザル儀

ト存候

ケガ船中ニアリ、 丹後丸ハ震災当時貨物ノ殆ド全部ハ横浜ニテ陸揚ゲ済ナリシタメ、「タロ ハ約五萬よニシテ無故障決済致サレ候様祈リ居リ候 神戸へ運送致サレ候由、 B. P. Co ヘノ入電ヨリ伝聞致候、 ー」「オリー 然ラバ被害保険額 ・ン」丈

羊毛注文トL/C

開市初頭、 日毛弐千五百俵ノ御注文ニ接シ、信用状モ D.C. 一万五千£ (旧状残一万£アリ)

座候

ノ外ニ

C form 三十五万円ヲ得ラレ、

前貸条件附モ無故障御交渉行届候段、

御同慶ノ至リニ御

正金過振中止ト

利息

ヒヲ無視シ、

問題ニ就テハ其後松島支配人ト談合致候処、 震災後、 日本ヨリ此際一般ニ従来ノ信用程度取計

願フ事トセルモノナレバ、不日旧態ニ復スベキ見込ナリ

日本ヨリノ指図ヲ待ツベシトノ来電アリシタメ、

不取敢、

取引先一

般へ其諒

解ヲ

又利息引上ゲハ、 此非常ノ際ニ於テハ限ラレタル資金ヲ以テ可及的利用ノ要アルベキヲ慮リタ

ル タ メナルニ付 キ、 日本ノ経済状態ノ目安モ立チ、 其必要ナキヲ認ムルニ至レバ 敢テ 6 1/2 %

ヲ固 持セントスルモノニ非ズトノ説明ニ付キ、最モ近キ時機ニ於テ復旧シクル 、事ヲ頼ミオキ

候次第ニシテ、

遠カラズ変更致シクレ候ヤニ期待致候

Exchange 高下

震災以 下リトナリシニ対シ、 来、 貴 地 ノ相場ハ「ノミナル」 当地正金ニテハ ナリ Ŋ points シ モ、 ヲ引下ゲ候ハ相場変動不安ノ折柄、 九 月 应 \exists ヨリ十 五. 一日迄ノ間 三正 味 当地ニテ points

wift N.Z.

談可仕候へトモ、 御提議被下度願上候 タメ最モ究地ニ置カレ候ハ当店ニ付キ、 18下リト相成候、 取組ミノ時ニ当リ、 へトモ、 ハ大事ヲ取リシ立場ナルベキモ、之レニテハ一向勉強振 何レニシテモ此態度ニテハ倫敦廻リニ打勝ツカ又ハ対抗スル事思ヒモ依ラズ、 当店着電延引ノタメニシテ、当地ダケニテ引下ゲシモノニハ非ル可シト存候 貴地ニ於テモ「シドニー」ノ建相場ヲシテ倫敦廻リニ対抗シ得ル様勉強方屡 1%下リト発表致サレ候事頗ル不感服ニ思ハレ候、恐ラクハ日本ニテモ同様 今暫クヲ待チ、大勢何レニカ安定セル時ニ於テ重テ懇 リハ認メ難ク、 殊二本日安キ丸積為替 夫レガ

大倉組石田君 時 '倫敦廻リ利用ヲ要求シタルモ、此問 ノ談ニヨレバ、沢田君ガ出立前、 題ハ当分見合セノ事トセリ 日毛ヨリノ意向トシテ諒解セル処ハ

} レニシテモ同社へハ未ダ何等ノ注文モ無之タメ、 ノ事ニテ石 田君モ不審ニ感ジ居リ候へトモ、 或ハ沢田君 不少神経過敏 ノ誤解ナリシカトモ察シラレ候、 ノ如クニ候

何

ラモ ノ如クニシテ、 ヨリ其後入手セル書面ニヨレバ Mr Denny ノ権力外ト成リシ如ク、我等ノ意見ハ克ク解リナガ '容易二同意致シガタク見受ケラレ候処、本月十八日 Bradford Swift ヨリ 此文面ニ依レバ三井トハ既ニ約束済カ、 然ラザレバ今更破談シ難キ程度迄深入 ノ入電 **ノ**ヽ 同 .封写

リ致シ居ルモノ、如ク、「デニー」氏ガ来志ノ節、 三井トノ打合セガ夫レ程進行シ居ルモノナル事ヲ打チ開ケ得ズシテ、 メ乃至下談シヲ我等へ通知シテ同意ヲ受クルハ当然位ニ思ヒ居リシモノガ、反対 彼等ノ勝手ナ立論カ、 而シテ倫敦 Swift ノ文意ニ依レバ、恰カモ我等ヨリ理不尽ノ申出ヲ為セシガ如ク誤解 諒解ニ苦シミ侯 此談ヲ持チ出シタル時ハ已ニ三井 去リタル物カトモ察シラ } ト成リ、 ノ取極

事ガ我等ノ主張ナルガ如キハ誤リナル意味ヲ含メオキ候 別紙写ノ如ク倫敦 場合ハ適当候補者ノ多カラザルNZニテハ乍遺憾早速当惑ヲ免レザル立場ニモ有之、 ムル仕向ケトスベキナレトモ、若シ三井トノ関係案外深キモノアリ、 バ、当店ハ他ニ代理店ヲ移スノ外ナシトノ意味ヲ円曲ニ申送リ、 之レニ対スル 回答 へ返電ヲ発シ、北村取締役御帰濠迄懸案トスルト同時ニ Swift ト絶縁スル ハ当然当方ノ申出ヲ confirm シテ、三井ノ代理店タル事ニ決スル 彼等ヲシテ浮気心ヲ断念セシ 我等ノ要求ガ徹底セザル 不取敢、 ノ 外ナク

而シテ此問題ノ解決スル迄ハ、 口銭問題モ従来ノ通リタルベキ事ヲ重テNZへ申送リオクベク

候

悩 継続致候ハヾ、 因ト存候、 三井ガ マサレ居リ候ハ事実ニシテ、Denny ノ反省ヲ促シ候事モ一再ナラズ、将来トテモ此状 Swift ヲ手ニ入レント焦リ居リ候ナレバ、従来買次者 Dawson 然シ Swift トテモ決シテ常ニ満足合格ニハ無御座、 寧口此方ヨリ他ニ信頼シ得可キモノヲ撰 ム必要ニ迫リ候カニモ案ジラレ候立場 否却テ歩留リ ノ歩留リ不成 ノ不確定 蹟 態ニテ ナルニ モー大

ナレバ、北村取締役御帰任ヲ俟テ、 NZ買次者物色ノ要モアルベキヤニ感ジラレ居リ候

吾人ノ利害関係ハ必ズシモ彼等ノ固執スル如ク簡易ノモノニ非ル事

ヲ説明可致候

倫敦

Swift <

ハ

以書面、

Australian Bulk 日本行満船開始ノ記録 タル明日出帆 Handicap ニテ約八千屯ノ先鞭ヲ当店ガ附ケ候事、 本懐

至リニ御座候へトモ、 不幸横浜災害ノタメ貴地ノ受荷ニハ不少御苦労ノ事ト洞察致候

此非常ノ場合、 ニ頼ミ込ミオキ候、 本船々長トシテモ充分ノ同情ヲ以テ、荷役ノ際ハ援助的態度ニ出デクレ 積入数量増加ノタ、 L /C追送電請申上候へトモ、 間ニ合ハザレバ長野丸 候様特

宛一部流用可致候

ハ大体如左、 輸出 口銭及雑益 純益約三千九百よト観テ大差ナカルベキヤニ存ジラレ候 九五〇 Ŏ £

算予想

九月末半期仮決

六〇〇壬

一八〇〇£

利息収入 不動産収入

大正十二 (一九二三) 年

内地為替料

計 一 四

経費 九五〇〇よ

所得税 九〇〇壬

一〇四〇〇£

差引益 参千九百壬

輸入ハ経費ヲ計算致候ヘバ、喰ヒ込ミト相成リ候ヲ免レズ候

所得税減率 聯邦ハ会社率 2/8 ペンスヨリ 1/- per $\pounds1$ ニ低率ノ事ト相成候ニ付キ、今後ノ分ニ対シテハ NSW州ハ変更ナク 2/6 ペンス per £1 ニ候ヘトモ

大助カリト相成リ候

外人店員定限年令 ハ事情ノ異ル点モ多ク、日本人同様ノ規定ヲ作ル事モ困難ニ候ヘトモ、外人モ日人同様株主ト

ヲ設ケラレ候御意向ナランカト察シラレ候ニ就テハ、北村取締役御離日前、 シテ奨励会規約ニテ全然同等ノ取扱ヲ受ケ候事ヲ明カト致候時ニ、外人店員ニ対シテモ或規定 御相談相願候ハヾ

好都合ナル可シト存ジ、茲ニ書キ添へ申候

ブリスベン羊毛

本船ニハ月火曜両日ノ買附多数全部ト其上ニ水曜日買附ノ一部ヲ積込ミ候事トテ、 係員一同夜

セールニ列スベク広戸・コッス両氏ハ「バート・リード」ト共ニ本日発足致候

ヲ徹シテノ多忙振リハ愉快ニ御座候

此寧口意外ノ大貨物ニハ「ウイリアム」氏モホク々々ニシテ、 力ヲ注ギタル次第ニ御座候、 本船ハ約二千三百俵ニシテ「がんぢす」ハ三百七十四俵ニ候 我々モ可成ダケNYK船積ニ全

バ、約八千

年超過トナルモノハ其

供ニテ、大阪モスへハ仕切リヲスル心組ナリト

頗ル平易ノ御 額ノ行キ違ヒニ就テハ当方ニテハ頗ル苦心罷在候処、七月廿七日附貴輸入部状中御来旨ニ依レ

態度ニ意外ノ思ヲ致候

致候物ニヤ、 ルニ約八千壬ノ差ヲ生ジ、 当地ニテ先約セル毎ニ其額ト率ハー々大毛へ御報告ノ上、先方ニテモ記帳致候事ト信ジ候、 甚ダ不安ヲ覚へ申候、 而カモ得意先ニハ多大ノ不利益ト相成候ニモ拘ラズ、 元々当地ノ為替約束ニ対シテハ当地正金ノ証明書ヲ送ルニ 其侭ニテ通過 然

大正十二 (一九二三) 年

ル事共相成候ハヾ、 モ非ズ、全然当店ノ報告ニ信頼サレ居ルモノト 其及ボス影響 ノ甚大ナル可キヲ覚ヘシメ候 諒解致候モノニ対シ、 萬一 我等ノ信用 ヲ毀損ス

座候へトモ、 臨機応変、 時二少シノ融通ヲ利カス位ノ事ハ免レザル可ク、必ズシモ馬鹿正直ノ 八千
よ近
クノ
大額
二対
スル
問題
ガ
頗
ル
易
々
タ
ル
ガ
如
ク
ニ
ツ
キ
、 特二御注意申上候 意味 ニハ無御

儀二御座候

東京支店ヨリ御送附ニ預リ候東京支店員執務中ノ大写真、正ニ入手御礼申上候、 テハ其面積ニ於テ日本商店中濠洲第一ノ物ト相成リ居リ候ニ付、実写ヲ御目ニカケ度存居候 当店モ今日ニ

希望ノ如クナリシモ、三井ノ伊藤支店長親族関係ノタメ終時三井ニノミ接近致サレ候 行ノ中心人物)、小幡男、吉井伯団長ノ順序ニシテ、西尾子ハ特ニ馬ニ関スル趣味深ク研究御 情申上候、 貴族員議員一行ハ先月吉野丸ニテ帰朝致サレ候へトモ、大震災後ニシテ鷲倒致サレ候事ト 特二当店ニテ御世話致シ候人ハ書記官(農商務省書記官兼任) 成瀬氏、 金杉博士(一 ·御同

汎太平洋会議列席博士連ハ会議後自由行動ヲ取リシモノ多ク、 「ナイガラ」ニテ出発済、 近藤博ハ「タスマン」ニテ「シンガポー 大森博士ハ ル 経由 「ホノル 戸田 仁田 経 油既 両

博ハ「マニラ」ヨリ安キ丸ニ乗ル筈、「シドニー及ブリスベン」ヨリ本船ニテ出発スルハ桜井

団長・山崎・池野・大島・小倉・新城ノ諸氏ニ侯

シテ、何レモ頗ル好感ヲ以テ帰ラレ候、 而シテ特ニ当店広戸君ガ局ニ当リ、御世話致候ハ戸田・仁田・近藤・池野・大島・山崎諸氏ニ 戸田博士ハ大坂ニテ衣食研究専門ナル事、

富森君御承

知ノ如クニシテ、濠洲肉ニハ多大ノ抱負ヲ持チ居リ候

右

貴信

取四五号信 大正12年9月24日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 ガンジス丸便

拝啓

157 八月廿二日附イースタン便、本月廿一日入手致候

先約シドニー円為替 二就キ当方ヨリ特ニ電報ヲ以テ御願ヒ致候件ニ関スル御来旨拝誦致シ候、 ノ貴方御意見ニ依リ、 モ明ニ其不可能ナル事ヲ認メ居ルノミナラズ、事柄其物ガシドニー正金支店事項ニ外ナラズト 更メテ此問題ヲ日本ノ正金へ説明、又ハ交渉スベキ筋合ノモノニ非ルガ 此問題ハ大塚支配人

如キ御意向 ノ如ク拝察致サレ候

如仰シドニー正金取扱事項ニハ相違無御座候へトモ実行容易ナラズ、 取引先ノ故障ノ伴フモノ 日毛前季注文

ŀ

然御折衝ノ労ヲ採リ呉レ候事ト奉期待候 出候意味ハ貴方ニテモ御諒解 可能ノ形ニ於テ、 テハ之レヲ必ズシモ実行不可能ナリトハ思ヒ居ラズ、既ニ当方ヨリモ御説明申上候如ク、 頭取席トシテモ、 少カラザルヲ思ヘバコソ頭取席へ提議シ、 ニ於テ貴方ニテ得意先 テハ如此新例ノ開カレヌ内ニ葬リ去ルノ要有之候タメ、 何トカ実顕ノ要ニ迫リ居ル事ヲ力説致シ居リ候次第ニシテ、 日本ニ於ケル関係者ノ意見ヲ徴シ得バ便宜少カラザル可ク、 ノ立場ヲ充分御説明相願ヒ候ハヾ、 ノ事ト信ジ候ニ付、 其意向ヲ待テ決定スル立場ニツキ、 適当ノ形ニ於テ正金頭取席乃至当事者へモ可 日本頭取席ニテ考慮中ナレバ、此好機 其得ル処少カラザル可シト 此際 松島支配人トシ 当店ノ立場トシ 旧本 御尽力願 一ノ正金

締役 ヲ開 大ノ好果ヲ生ジ候筈ト奉謝 シテハ貴方ニテ充分御研究ノ上、川西社長ニ御面談 数字比較表ヲ前便貴輸入部ヨリ入手拝見ノ結果ガ、 ト成リ居ル事ガ必ズシモ日毛ノ方針ニ基キシモノニハ非リシ事ヲ認メラル、ニ及ビ、 我々感想ハ全ク貴方御来意ト同一ニ有之、 カ 1 ノレ候 ・モ御懇談相成リ候経過 由 殊二此際北村 ノ御詳報ニ預リ候 藤井両取締役ガ川西社長ト私宅ニ御会談ノ機ヲ得ラレ候事モ甚 頗ル遺憾ニ存ジ居リ候処ニ御座 ト同時ニ、 全然当店ニ不利ナリシモノヲ確 ノ結果、 数字 相当ノ御諒解ヲ得ラレ、 ノ結果ガ案外兼松ニノミ不公平 候、 此 メ得タル 稍々愁眉 又塚脇取 問題ニ対

理ガ 塚脇 感ジ候次第ニシテ、 ニ振ランモ、 ?非デモ兼松 藤井重役ヨリモ御弁疏相成候如クニ候ヘトモ、 氏 ノ注告 決シテ等閑視出来ザル事実ニ対シテモ、意ヲ用ヒザル可カラザル事ヲ益 ノ大ニ味 ノ縄張リニ喰ヒ入ラントスル者ノタメニ受クル当店ノ濡レ衣ニ甘ンジ得ザル事 愈々用意周到、 フベキモノナル 得意先ノ感情ヲ害セザル事ニ注意、 <u>ر</u> 勿論ニシテ、 我々ハ又此種 其大部分同業者 ノ中傷的偽言、 ラ中 最善ヲ尽スノ外御座ナ 傷的 壁訴訟 又ハ誇大ノ言 二依 々適切ニ

品位 祈リ居リ候 今回新季開始ノ時ニ方リテハ、三井及当店丈ケへ御注文ノ光栄ニ浴シ、 ナリシガ如ク承知致シ本懐ノ至リニ有之、 ノ撰択 買附値段等ニ就テハ十二分ノ努力ト注意ヲ以テ御厚情ニ酬ヒ、 御高配奉謝候、 当方ニテハ広戸・Coss 而カモ当店ガ最モ多数 跡御注文ノ増加 両君 1当局、 ヲ

茲ニハ右迄御受ケニ止メ申候 目 下、 広戸 君 В 市 出張中ニ付キ、 追テ当局トシテノ同君ノ御感想執筆有之候事ト -存候 1 ・モ、

ノ縄 先ヅ中傷的行為ヲ以テ少シタリトモ兼松ノ名声ヲ損ズル事ニ依テ、 単二羊毛関係ノミナラズ、総テノ濠洲貿易ニ関シ、 徒多キ .張リニ喰ヒ入ルヲ以テ成功ノ一ツトシテノ目標 メ屡々当店ガ迷惑ヲ蒙リ候事多ク、 高木風ニ当リ易キノ類ニシテ、我々余計ノ苦 ヲ以テ、 競争他商ハ理ガ非デモ濠洲生へ抜キノ兼松 実力ヲ以テ競 其分ケ前ニ与ラントス デ ン } ż ル 日 IJ ル É, 卑

痛

ラ負ハサレ候次第二御座

候

奨励会規約英訳

シオクベキ候

文書六部入手致シ候、

未ダ拝読ノ機無御座候へトモ、

通覧ノ上、不取敢外人株主三名へ配与致

保険用後丸荷物震災

二関シ、本月十九日発貴電二十四日延着如左

[英文翻刻省略]

今期 「ランサー」氏ト種々研究致シ、 又我々ノ意見ヲモ加味セル所如左ニ有之、 今便発後、 可

然今夜貴方へ打電可申上候

「仮ニ貴方御想像ノ如ク焼失ニ非ズシテ盗難ニ遭ヒタル場合ハ、保険証面ニアル Rovers

方法ニテ全部又ハ一部ヲ掠奪サレタル如キ場合ニシテ、 ニテ充分ニ Cover サレ居ルトノ御解釈ハ誤リニシテ、 海上ニテ海賊的又ハ其 陸揚後ノ掠奪又ハ盗難ヲ含ムモ 他同様

ノニ非ズ

依テ該丹後丸荷物ガ掠奪又ハ盗難ニ依テ紛失セル事明カトナレバ、「カントン」会社ノ

大正十二 (一九二三) 年

三五九

海上保険証ニテハ弁償 ノ義務ナシ

依テ貴店トシテ保険会社ニ対スル説明ハ

「丹後丸荷物ガ横浜港へ ルカ、又ハ海中ニ落チ込ミタルモノト認ムルノ外ナシ」 部 存在ヲ認メザルタメ引取リ不能ト成リタリ、 陸揚ゲサレタル ハ事実ナルモ、 其原因ハ火災ノタメニ 其後震害ノタメ全部 焼失セ (又 ハ

トノ 理由 ノ下ニ保険金請求ノ外ナク候

保険会社ガ焼失ノ根跡モナク、 又海中二墜落セル形跡モナキニ付キ、 恐ラクハ盗難ナル

然ラバ其責ナシトノ申分モアルベシ

事ヲ立証スルノ要アリ、 事実ハ或ハ夫レニ近カランモ、保険会社ガ貴店ノ要求ニ反対セントスル時ハ盗 之レハ不可能ナルベク、 結局ハ貴店ノ要求ニ従フノ外ナカルベ 難ナリシ

キヤニ存ジラレ候

若シ紛失シタル

Top 其他ノ商品ガ盗難ノ形跡ニテ意外ノ場所ニテ発見サル、ガ如キ事

アラバ、其分ニ対シテハ保険会社ガ責ニ任ゼザル事勿論ニ候

又食糧 被服 ノ類ト異リ、Top・Noil ノ如キ而 カモ重荷ノ物ガ真逆ニ盗ミ去ラレシトモ

思ハレズトノ常識判断モ附セラルベクト存候

戒厳令迄モ布告サレシ程ナレバ、其当時ノ実況ガ Riots or Civil Commotion ナド、

候へトモ、 般専門家内ニ解釈サル、ガ如キ事アラバー大事ニシテ、 如此状態ニハ非リシ事ト存候 保険会社ノ義務外ナル事明カニ

Lanser 氏ガ衷心ヨリノ同情心ヲ以テ此問題ガ全然当店ノタメニ有利満足ナル解決ヲ見

ノ譲歩好遇ニ力メ候様、当地代理店トシテ電報致サセ可申候

我等ノ得ル処少カラザルノミナラズ、若シ貴地ニテ面倒ヲ来シ候様ナレバ出来得ル限リ ルニ至ル事ヲ祈リ居リ、我等ノタメニハ当店ノ顧問的立場ヨリ種々ノ意見ヲ述ベクレ、

右

物保険
丹後丸横浜揚貨

取四六号信 大正12年10月10日 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 マドラス丸便

拝啓

前報後入信無之候

問題ニ関シテハ、前便弊信ヲ以テ当方ノ意見ハ御説明申上候如クニ有之処、 当方電報貴着後、

折返シテノ貴電ニ依リ敬承致候へバ、貴方ニテハ此方ノ電報意見ガ意外ナル物トシテ驚カレ候 ゲハ最後

如クニシテ、「ランサー」氏ノ援助ト相俟テ保険証面条項ノ研究ヲスベシ、 ノ目的地へノ輸送途中一時的ノ性質ニシテ、此レニ関シ何等反対ノ条件ヲ明記シ居ラザル以上、 横浜陸揚

Ware-house Clause ニテ総テノ Risk ヲ cover サレ居ルモノト信ズ

貴店 Top ノ大部分ガ保管サレ居リタル場所ガ、 火災ヲ免レタルカノ実状ガ如何ナル モノナリ

可シ 仮定シ得ル立場ニ非ルヲ恐ル、 未明ナレトモ、 ハ確 メ得ザレトモ、 何レニシテモ我々ニハ総テノ貨物ガ焼失、又ハ海中ニ失ハレシナド、 貨物ハ行先不明也、 加之ナラバ如此事実アラザリシ事ヲ証明スベキ事実ハ充分ナル NYKガ之レニ対シ、 如何ナル説明ヲ与フル 力

果ハ九月廿八日及十月二日発弊電ノ如クニシテ、「ランサー」氏トシテハ既報ノ意見ニ固執ス 定メ候事困 ザル我々トシテハ、貴電御来意ト其他ノ情報ヲ綜合シテ想像スルノ外無御座、 IJ リシタメニ不少意外ト致サレ候事モ一因ナランカト存ジラレ候、何レニシテ当方ニテハ始メヨ 当ノ研究ヲ積マズシテ長文ノ返電ヲ発シ候筈モ無之候事ハ御賢察被下候事ト存候 当方ノ返電ニ対シ、頗ル御不満足ナル模様ニシテ大ニ恐縮致候、苟クモ此重大問題ニ対シ、相 ニテハ Rovers ニテ充分ニ Cover サレベキ筈也トノ御解釈ナルニ対シ、当方ノ回答ガ反対ナ 「ランサー」氏トモ個人的ニ協議研究致候結果ニ外ナラズ候へトモ、勿論貴地 難ニ御座候 へトモ、尚貴電ニ基キ重テ研究致シ、又法律家トシテノ意見モ徴シ候結 的確ナル意見ヲ ノ実況ヲ知ラ ヘトモ、 貴方

行先不明トナリ、 丹後丸ヨリ貨物ハ陸揚ゲサレタル事明カナレトモ、其後大震災ノ余波ヲ蒙リ、 如此突発的大災害ノ折柄、 其原因ヲ確メ得ズ

ル

ノ外ナク

説ヲ鵜呑ミニ致シ候者ニハ無御座候ヘトモ、 事ヲ確信スト「ランサー」氏ハ申シ居リ候、 広東代理店トシテハ外ナラヌ兼松商店ニ対シテハ、 ヨリノ電文ハ御参考ノ資ニ過ギズ候 NYKヨリ採ル証明書記載文句ノ如キハ、 ニ依リ交渉ヲ開始スル事ニ於テ、 [スル ス様ナ意味ノ証明書ヲNYKヨリ取リ、 ノ外ナク、保険会社トシテモ速ニ是レガ満足ナル解決ヲ与フベシトハ期セザレトモ、 当店ヲ不利ノ立場ニ陥ラシムルニハ非ル可シ 可然貴方ニテ御研究被下候事申ス迄モ無御座 当方ニテ考へ得ル範囲ニ於テハ、兎ニ角、 我々トシテモ容易ニ「ランサー」氏ノ比較的楽観 夫レニ明細 此程度ニテ必ズヤ満足ナル解決ヲ為スベキ ノ書類ヲ添ヘテ広東代理・ ト愚考罷在 店へ 請 此方法 ||求書ヲ 当方

Rovers ハーパイレート」 事モ立証サル 商習慣ヲ放レタル法律家ガ保険証面記載文句ヨリ研究セル結果ハ、或程度迄貴方ノ御見地ト同 テ強テ其他 |八暴力ヲ用イテ掠奪シタルモノニハ非ルガ如クニシテ、若シ火災ノタメ焼失セルモノニ非 勿論貨物ガ最後ノ目的地迄輸送サル、間、 Pirate Rovers Assailing thieves 其他ノ何レモガ陸上ニテモ起リ得べ 保険本証ニ記載サレタル条項ノ全部ガ Ware-house Clause ニ継承サル ノ物ヲ含メ得 、ニ 於テハ、全ク保険会社 ル ト同意味ニ用イラレ居リ、 ハ Assailing Thieves ノ責任以外トノ結論ニ達スル 保険会社ノ責任ト解ス、然レトモ、 ナ ル可キカ、 陸上ノ危険トシテ明カナルハ 然レトモ最近日本ニ於ケル状 ノ外ナシ キモノナレ 事実ニ於テ Fire ニシ モノナレ ル

トモ火災其他ノ出来事頻々タリシ非常ノ時ニ於テ、

被保険貨物ノ存在ヲ失ヒタル

ハ事実ニ

社 シテ、其原 へ請求スル事ガ唯一 因 ハ確定シ得ザレトモ、是レ等ノ災害ノ何レニカ属スベキモノト仮定シテ、 ノ方法ニシテ、

又不当ノ申出ニハ非ズトノ

意見ハ、

恰モ「ランサー」

氏 保険会

ガ始メヨリ申シ居リシ処ト一致致シ候

Rovers ナル熟語ガ pirate ト同意味ナル事ハ、保険ニ関スル書物ニハ定議殆ド明瞭ナル事ハ

貴方ニテモ御確メ被下候事ト存候

Assailing Thieves モ実ハ右ト同意味ニテ用イラレ居ルモノナル事ハ、保険会社ノ異句同音ト 又ハ Civil Commotion ナドノ状態トナリ、 スル処ナレトモ、仮リニ読ンデ如字、暴力ヲ用イテノ掠奪ガ行ハル、ガ如キ場合ニハ 保険義務外ト可相成場合多カル可ク候 Rioters

出ルニ非レバ、頗ル込入リタル一大問題ト成ルハ免レザル可シト案ジラレ候 法律上ノ先例ナク、保険会社ガ善意的徳義心、又ハ過去及将来ノ取引ヲ考量シテ厚意的態度ニ 候へトモ、 先年米国桑港大震災ノ時ニ於テ、何カ参考ニ成ルベキ先決例モ非ルカト法律家ノ手ニテ取調ベ 今回ノ日本ニ於ケル出来事ノ如キ大ナルモノニハ非リシノミナラズ、其他 ニハ勿論

此際NYKトシテハ何レノ程度迄義務有之候物ニヤ

船トシテノ義務ヲ終ル如クニ候ヘトモ、 輸送契約トシテB/Lニ記載サル 、モノハ、 船会社ト荷主間 貨物ガ 「スリング」ニテ船ヲ放レタル ノ関係ハ必ズシモ而ラズ、 陸揚後、 時ニ於テ 相

ニ対シ実行) YSB為替先約 (羊毛以外

カラザル事ト恐察罷在 会社 期 間 / 責任明 会社 責任ニテ貨物 プカナル ij 事モ耳ニ致シ候 ヲ保管致シ候商習慣モ有之、 ヘト モ 筆者トシテハ確ナラズ、 加之ナラズ、 陸 貴方ニテモ御苦労少 揚後 十 几 時 蕳 ハ全

扱品 外商 モ、 二就 外ノモノニ対シ、 於事実、 振リト為ス場合、其当時ノ率ニテ相場ノ先約ヲ取極メル要アル事ト相成リ候 セヲ交渉致候ヘトモ、 此際特ニ電信ニテ日本側 トシテハ Top・ 品ニシテ前貸ヲ要スル物ニ対シテハ、今後必ズ為替先約ヲ要スル事ニ決定致候、 テ ハ 羊毛以外 日 1本ヨ ーリノ 此新例 ノイ 商 同氏ノ意見トシテ 品 確 答ニ ル ラ励行スル 21 F タロー等ニシテ、 O 接セズ、 ノ回答ヲ促ス訳ニモ参ラズ、其侭ト相成リ居リ候へ В 買 事ハ 極メ 松島氏トシテハ之レガ実行 <u>ハ</u>、 無意味ナルベシト ノ例多キ事 他店ニテハ大部分既ニ先約ヲ実行致シ居リ、為之 早目二代金支払ヲ要スルタ トテ長期間 ノ意向ヲ以テ、 過振 ブ 一 リト 日モ早 成 メニ正 松島氏へ之レ ル場 キ事 ?合少ク、 トモ、 金 · ヲ 希 J 勘定ヲ過 則 望 羊毛以 羊毛 ガ見合 ス チ当店

以

何レニ 利益

シテモ

「シドニー」

支店トシテハ、

今後

此方針ニテ励行ス

ル

心シ

ルモノニシテ、

· 思 ハ

ル、

正金トシテハ 事ニ決

ς Κ 夕

ノ絶対的

ヲ収メン ノミガ

} 頭徹

ż

ル 尾

ナド

ノ野心ヨリ成レ

ルモノニ非ル事ハ、既ニ諒解ヲ得居ル積リナレトモ、

兼松商店トシテモ為之格別ノ迷惑ハナキ事ニ成ル可シト

兼松

徹

反抗

ス

ル

ハ寧

i

諒解ニ苦シム次第ニシテ、

銀行トシテモ決シテ依之余分ノ

同

定マリ居リ候物ニツキ、

其御含ミヲ以テ可然御得意先へノ御説明御願申上度候

為替ト小麦

モ

困難

ノ度ヲ加へ候ヲ免レザルニモ拘ラズ、

D. \dot{C} 信用状獲得困難 ノ折 柄、 其 big share ヲ日毛御用ニ宛ツル事ト相成候結果 ハ 、 小 麦商談

近来円為替ニテ小麦商談

ノ引続キ成立致候事、

薄口 銭ナガラモ御同慶ノ至リニ御座 一候

最近御注文ニ接シ、 当方ニテモ目下必死尽力中ナル日清六千屯ニ対シテハ、 五萬よノ D. C. 発

行承諾ヲ得ラレ候由、 好都合二御座候

如クニ御 ト成 夜 但シ之等ハ例外ニシテ、 致シクレタル次第ニシテ、 本月八日千四百屯ノ小麦ニ対スル為替相場ヲ借リオキ、 ノ八時頃ナリシタメ、 リシタメ、 座 此分二限リ特ニ翌日ノ上リタル率ニテ取極メクレ候事ハ、 平生ハ相場仮約期間ニ昇騰致候トテモ、 YSBトシテハ翌日ノ仕事ト成リ居リタルニ翌日ハ意外ニモ 自然当方電報率ヨリハ%貴方へ有利ト相成候事、 之レガ引受ケ通知ヲYSBへ為セシハ 其好率ニ乗リ替ル事ハ不出来 正金トシテ大ニ勉強 部状御報告申上候 1/16 dn

ナル事申ス迄モ無御座、 其代リ其相場ガ銀行ニ不利トナルトモ逃ゲラレザル事当然ニ候

新麦作柄

予想 遣巡査ノ手ニテ集メタルモノニ依ル報告ニ拠レバ、 区 々ニシテ、 未 ダ信ヲ措クニ足ル ルモノ 少 ク、 前季ヨリモ作付ニ於テ三万エー 最 近 \widetilde{N} SW州農務省ガ農家 報告 カ 1 ヲ各地派 ノ減少

ガ頼リナキモノナルカヲ思ハシメ候、 調査報告ニヨレバ、全体作付ケ前季ニ比シ拾萬エーカーノ増加ナリトアリ、 ノ状態ニテハ品質数量共ニ前季ヨリ劣ルベシトハ思考致サレズ候 ナレトモ、 Hay ニ刈リ取ラル、モノ少ク、 如此状態ナレバ品質予想等モー様ナラズ候へトモ、 小麦ハ却テ増加スベシトアリ、一 方同時ニ鉄道局 如何ニ此種 ノ報告 目下

北村

藤原店員ハ七月発吉野丸ニテ来濠 取締役ハ十一月貴地発安芸丸ニテ御帰濠

御予定ノ由貴電拝承致候

写真ノ一部ハ神戸発後十五日目ニテ「ニューカッスル」へ到着セル Blue Fam… line テ持来ラレ、最近各新聞ニ複写サレタル物ニテ拝見、其悲惨ノ極ヲ目ノ当リニ致シ候如ク、 汽船ニ

二食事モ喉ヲ通ラザルノ思ヒ致シ、

直接被害者ニ対スル同情ノ念ヲ益々増大ナラシメ候

実

大地震実況

ブリスベン・シド 本日ヨリ愈々開通、 三分間%ペンスニテ使用シ得ル事ト相成リ、 目下一本線ニ限ラレ候ニ付、

右

取四七号信 大正12年11月2日 丹後丸便

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長大正1年1月2日 - 丹後対復

拝啓

158 前記九月十日附、本記九月廿日附、後記九月廿一日附

貴信

東京支店林取締役ヨリ神戸本店宛状ノ写 (九月二日附ヨリ九月八日夜附マデ)

及救護派遣員報告等、 何レモ吾人ノ鶴首待チ兼ネ居リ候貴信全部、 十月十七日入手拝読致候

其後最近「あらふら」及「インダス」到着致候へトモ、前便写のみにて貴状ニ不申接候

東京横浜罹災地方 ノ実況ヲ確メ、 且ツ商店関係者救護 ノタメ出張セラレタル店員諸君ガ萬難ヲ排シ、 身命ヲ賭シ

ツ、 機宜二適シタル御行動ハ着々其効果ヲ奏シ、 交通機関杜絶ノ時ニ方リ克ク東神間ノ事情ヲ

大正十二 (一九二三) 年

当店ノ被害正金トノ関係ト

迅速 、毒ナル最後ヲ悔ミ、 座 ニ報道セラレ、 而 其堅固ナル御決心ト御 且. 其他全部御家族モ御無難ナリシ事ノ天祐ヲ悦ビ上ゲ候 ツ我々海外在勤者家族 温 情ニ対シ、 ノ安否巡視等ニモ深ク意 深ク敬意ヲ表シ候ト ·同時ニ白 ラ用 ヒラ 石使丁妻女ノ気 ĺ 候事 感謝 ノ外

想像以 此際何レモ大決心ヲ以テ勤勉努力、 ノ健全ナル発展ヲ期セザル可カラザ 右貴状及報告書ニ依リ、 上ナ ル 事ヲ知リ、 益 々 詳細ナル情況ヲ拝察スルニ ・悲観 度ヲ ル事ヲ痛切ニ感ジ申候 日モ早ク大ニシテハ 強 デ メ 申 候、 難カラザルト共ニ其被害程度ガ愈々我 我等御同様 国家ヲ安キニ置キ、 幸ニシテ無難 健全ナリシモ 小ニシテハ商店 ハヤノ ノ

悟セザ 二就 又ハ夫レニ近キ程 当店ノ立場トシテハ、 拾壱萬壱千円ハ、 タメニモ ト麦粉ノ課 テ 'n ル 頗 五. 可 カ .税据オキト成リシハ益々製粉会社ヲシテ有利ナル立場ニ於カシメタル 十嵐重 ル僥倖ニシテ、 (ラザ 一役来 夫レダケニテモ当店ノ舞台ヨリシテハ大打撃ニ ル ノ大被害ニ苦ミ候様ニモ無之想像致サレ候ヘトモ、 ベ ク、 製粉会社ノ殆ド全部無難ナリシノミナラズ、 神 ラ 一時前 其 毛織会社 他取引先 田 重役御 ノ被害程度ヲ知 1 債権 面会ノ結果、 回 収見込表ヨリ拝 ル事容易ナラズ候へトモ、 満足ナル 涼解 承致 候へトモ、 候 緊急令ヨリ小麦ノ輸入免税 ヲ得ラレ 丽 ハ 1 カモ支払延期 而 候 当店損失予算額 栗原以 由 カモ此大災害ノ 如ク、 安心 致シ候 外 ハ当然覚 当店 ハ全滅

時ニ方リ此程度ノ損害ニテ相済ミ候ハ、不幸中ノ幸トモ可申、 結局ハ遙カニ此数字ヲ超過スル

ノ厄ヲ免レザルニ非ルカト憂慮罷在リ候

全ナル発展ニ努力シ、萬一ノ場合ニ備フルノ覚悟ヲ要スル事、今ニ新ナルニハ無之候ヘトモ、 大ナルカヲ通切ニ感ゼシメ候ト同時ニ、我々ハ又常ニ我等自身ノ資力程度ヲ悩裡ニ納 羊毛会社ノ被害程度如何ガ実ニ当店ノ死活問題ニ有之、薄口銭ニ対スル当店ノ責任ガ如何ニ莫 ノ如キハ益々其感ヲ強カラシメ候 メツ、健

丹後丸被害保険 タロ 最近十月三十日附貴電ニ依レバ、其後再三御調査ノ結果、 「ノイル」等ハ火災ヲ免レタルモ、原因不明ニテ貨物ハ紛失シ居ルヲ確メタリ(以下不明)、 ー其他「ライター」ニ積マレタルモノハ全部焼失? 丹後丸ヨリ陸揚ゲサレタル Top 及

欄外書込

(「スペイン」丸麦粉及イースタン積荷?)

ヲ得、 報廿八日附ノ来意ニ依リ英文証明書ヲ採リ、「タロー」ニ対シテハ近日運送会社ヨリノ証 オリーンハ安全ニ神戸着受渡済、故ニ横浜NYKヨリ Top・ノイルニ対シテハ「シドニー」電 広東会社へ対シ、直二賠償請求ノ手順ト相成居候趣拝承致候 三明書

大正十二 (一九二三) 年

貴方ニテモ其後御研究ヲ重ネラレシ結果、 広東へ対シテハ此方法ヲ採ルヨリ外ナキ事 三 御決心

ノ結果ト存候

此際広東トシテハ充分ノ厚意ヲ表シクレ候様、「ランサー」氏ヨリモ特ニ申送リ候様依 リ居リ候由ニ候へトモ、何分巨額ノ事ニモ有之、決シテ容易ニ満足ナル解決ハ難期候へ 保険会社トシテハ正式ノ請求ヲ受ケタル上ニテ、 最近「ランサー」氏へノ神戸来状ニ依レバ、 丹後丸貨物モ横浜ニテ焼失セルガ如クニツキ、 可成ダケ満足ノ解決ヲ取計フ考ヘナリト トモ、 頼致シ 申来 同

保険率引下ゲ

オキ候

既報 NET 7/- ニ引下ゲノ事ト相成候間、 ル処ナレバ、今ハ其余祐アラザレトモ、結局、九月一日分ヨリ 10/- less 20% 究ヲ申込ミオキ候処、「ランサー」氏モ我等ノ立場ハ充分諒解スレドモ、既ニ業 ノ如ク、小麦保険率引下ゲト共ニ羊毛・Top 其他一般商品ニ対シテモ、今一段ノ勉強方考 貴方ニテモ此程度ニテ御満足被下度願上候 less /ヤ切 $12\frac{1}{2}$ リ詰メタ

井垣店員

東京支店へ転任ト決シ、 日拝承致候、 此問題ニ関シ、 当方都合次第帰朝シ、 部長間ニテ相談ノ結果ハ同月廿二日御返電申上候 其上ニテ風間店員当方へ 転任 如ク 御来電十月十七

井垣店員ハー月当地発丹後丸ニテ出発

風間店員ハ十二月貴地発丹後丸ニテ来濠

サズ候ニ付 ノ事ニ 相願 右当方ノ希望ヲ申上候ト同時ニ貴方ノ御都合ニー任致シ、 候ハ、当方ニハ好都合ト存候へトモ、 丽 カモ貴方ノ御都合如何ニヤ想像 若シ御返電ニ接セザレ 相 附 キ 申

バ当方希望ノ通リ、御人繰差支ナキモノト認メ候次第ニ候

月ヲ後ル、トモ、 出部トシテハ手一杯ニ多忙ヲ極メ居リ、且ツ井垣君モ愈々帰朝ノ事ト相成候ハヾ 幸ニシテ小麦商談モ続々成立致シ、「タロー」等モ亦一時悲観シタル程 新麦作柄及出廻り実況等ヲモ自身実検ノ上ノ事ト致候ハヾ、 ノ事モ無御 相互ノタメ得ル 、此際 座 当店輸

処少カラザル可シトノ意味ニ主因セルニ外ナラズ候

羊毛 出発可然トノ希望返電申上候事ト相成候次第二御座候 然貴方ニテモ風間 加トモ相成リ候ハヾ、到底現在ノ頭数ニテハ完全ニ処理シ能ハザルヲ恐レシメ候如クナル 調買付ケノ結果ハ 風間店員ガ井垣店員帰朝前ニ東京支店ヲ離レ得ル立場ナリヤ否不明ニ候ヘトモ、当店ノ立場ハ カラズ、従テ先般上伸致候如ク、 方可成ダケ羊毛ストーア廻リニモ出来得ル限リノ機会ヲ与へ、羊毛ノ智識養成ニ努メザル 部ニテモ近来 店員 split lot ノ処分ニ多大ノ手数ヲ要スル事、実ニ予想以上ニ有之、 ノ如ク注文貧弱ノ場合 Desk work 転任ト御決定相成候ナレ 網谷店員ヲ輸出 バ、 [部ニ振リ替へ候事ハ困難ト相 寧口 ハ寧ロ閑散ナルベキ筈ナル 同店員来濠ノ船ニテ引返シ、 成候ニ付キ、 モ、 井垣 他 注文增 商 店員 ١, i ト 協 自 可

又復金融難予想

海ヲ続ケ居リ候事ト信ジ候

吉野丸ハ去ル三十日木曜島安着致シ居リ、

藤原店員ヨリハ未ダ入報無之候へトモ、

勿論無恙航

北村取締役ハ予定ノ通リ不日安キ丸ニ御便乗ノ事ト存ジ候、 航路安全ヲ祈リ上ゲ候

Bank of Austria ニ対シテハ早クヨリ来羊毛季間ノ金融交渉ヲ為シ、 結果ハ十月廿九日発弊電 ザル可シト安心致シ居リ候処、 災ハ羊毛ニ要スル資金額ニ大異動ヲ来シ、 其当時ノ我々トシテハ為之薬ガ効スギテモ困ルト案ジタル程ナリシガ、不幸ニシテ意外 責任ヲ以テ約束ハ致サヾリシモ、 メ候結果、 ロンドン廻リ手形入用額ハ大ナルヲ期待シ得ズ、此程度ナレバ何等顧慮スルニ足ラ ノ如クニシテ一驚ヲ吃シ候 俄然、 当方要求予想額位 全濠銀行支配人ヨリ筆者ニ面会ヲ求メテ通告ヲ受ケタル 且ツ正金銀行トシテモ D. C. ハ心配ナキ見込ナリト 銀行支配人トシテハ勿論 信用状 ノ楽観説ナリシタメ、 限度ヲ切リ詰 ノ大震

支配 ヲ与へ 部ヨリノ来旨ニ依レバ、 タル 「ノーマン」氏曰ク、君カラハ早クヨリ準備交渉アリ、 自分トシテ、 今羊毛季節中、 今此事ヲ語 ル ハ 最モ苦痛トスル処ナレ 本銀行ノ負担額ハ予想外ニ莫大ナルモノト成リシ結果、 トモ、 心配ノ要ハナカ 最近 マメ ル ル ボ 可シトノ予報 ル ン 総

此位 算ナレバ、既ニ銀行ノ知ル丹後丸積羊毛、 リシ筆者トシテハ、既ニ其外ニ小麦ノ商談ヲモ決定シ居ルモノアリ、其額約七、 ザルハ余リニ不条理ト云 貴需ニ応ズベキ銀行モアル可シト意外ノ出来事ニ対シ、筆者ハ第一之レガ日本商人ニ対スルモ ト共ニ是ガ非デモ引受ケ貰フノ外ナク、尚少クモ毎月一、二萬ま位ハ別ニ必要ノ見込ナレバ、 夫レニシテハ、当店ガ既ニ早クヨリ貴行ノ手ニ移シアル小麦信用状ニ対シテモ約束シ能 ミナルカヲ確メントシタルニ、聊カモ斯ル意味ニハ非ズ、一般的ノモノナリト ノモノハ予ジメ覚悟致シクレ候様「メルボルン」へ交渉方依頼致シオキ候事ハ已ニ電報申 ノ先約為替取組引受ケハ全然約束シ得ザル立場ト成リタレバ、此際、 メラレタシ、 一般ノ銀行ガ必ズシモ当銀行ト同一ノ境遇ニアルトハ限ラズ、 ハザル可カラズ、且ツ如斯突発的ノ事アルベシトハ夢想モ為シ居ラザ 長野丸積小麦 (一七五〇〇年)、一月積 (五万年) 出来得可クンバ 八万壬位ノ予 ノ事ニ付 悦ンデ 他

速 先般同行ヨリ日本出張 Fivey 氏ノ熱心ニ動カサレ、或ハ当店為替ノ一部ヲ頼ムヤモ 其足ニテ先年貴地ニテ熱心ニ交渉ヲ受ケ候 National Bank of Aust'ria 支配人ヲ往訪 人ニシテ様子不案内、 ノ程度ニテ茲ニ安全弁ヲ求ム可ク面談致候処、支配人モ此頃 |メルボル 乗リ気 2 八卜相 成候 本部へ照会ノ上、 且ツ今 Fivey 氏ハ西濠パース勤務ト相成居リ候由ニテ要領ハ得 ハ申迄モナク、 回答シクル、事ト相成リ居リ候へトモ、 筆者ヨリ申出候条件、 則チ於大体全濠銀行同 「クインズランド」ヨリ転勤 未ダニ音沙汰無御 知レズト シテ早 カ プセル 1]

銀行トシテハ全然満足ナル得意先ナレバ安心シテ可然ト挨拶シオキタ 但シ其後全濠支配人ト会談ノ時ハ「ナショナル」銀行ヨリ当店ニ関シ照会アリタルタメ、 ル由

テハ、 部へ押シ付ケ方尽力致シクレ居候ニ付キ、 よハ後日更メテ交渉スル事トシ、其代リニ今現ニ電報シ来ラントシツ、アル六、 五萬£其他) 翌々日ニ至リM市ヨリ ヨリ引受約束差支ナキモ、其以外ハ乍遺憾謝絶ノ外ナシトノ意味ニツキ、 是非共引受ケテ貰ハネバ成ラヌトノ筆者ノ強要ニハ支配人モ拒絶シ難ク、 全部引受ケ承諾、併テ十一・十二・一月ノ三ケ月間、 Bk of Austria ヘノ入答ニヨレバ、既ニ銀行ノ手ニアル 茲一両日内ニハ否哉決定可致、 毎月一、二萬£位ナレバ今 今後ノ毎月 真逆ニ之レヲ拒絶致 重テ 七萬£ニ対シ L / C M 市 一月

用心 等ノ注意無御座候ヘトモ、今シーゾンモ亦金融決シテ容易ナラザル 「ナショナル」銀行ニテモ金融聊カモ楽観ヲ許サヾル事ハ申シ居リ、 ノ全濠銀行態度ノ如何ニ依リテハ、必要ニ応ジ「ナショナル」 深キ全濠銀行トシテ 'n 他行ニ先ンジテ安全策ヲ講ジ候事、 不思議ニモ無御 或ハ他行ト取引開 ハ明カナル如クニ候へバ、 未ダ正金松島氏 座 候 始 ヨリハ何 1 ノ外ナ モ

ス事モ御座

ル間敷ト存候

不得止、 何レニシテモ、 他行ト取引ヲ開始スルトシテモ、当店トシテハ全濠銀行ト手ヲ切リ候事ハ難成、 今後 ハ金融難 ノ伴フ憂ヒアル事ヲ覚悟シテ商談取極 メ前用 意ノ要アル次第ニ候、 及ブ

カル可キカト存ジ、

注意罷在リ候

店トシテハ飽ク迄モ出来得ル丈ケ多クノ D.C. 限リ同行本位ニ努メベク候ヘトモ、夫レガタメ折角成立スベキ商売ヲ失ヒ候訳ニハ参ラズ、当 L/C ヲ利用スル事ニ最善ヲ尽サネバナラヌ事当

然ニ御座候

為替相場却テ向上 為之、 幸ニモ 大災後ノ輸入大増加ハ当然円ノ価値ヲ低落セシメベキモノト専門家サヘモ期待シ居リタル ノ蒙リタル大災害ガ金融上対外信用ニ関シ、聊カモ損ケラレタル事ナキヲ知ル一 我々輸出商談ノ増加ヲ見ルノミナラズ、日本国家ノ立場ヨリシテ大ニ慶スベキノ傾向ト (当地ヨリノ輸出ニハ)X rate ノ変動ニ連レ益々向上致候事、 寧口意外ニシテ、日本 証トモ可相成、 処、

人事再記

前記後、昨一日発貴電拝受

浅賀店員(十二月発)丹後丸ニテ来濠井垣店員帰朝迄、風間店員出発不出来

井垣店員出発期電報セヨ

トノ御来旨拝誦致シ候

大正十二 (一九二三)

七九

リ候 貴地発同船ニテ風間君 共打合セノ結果、 シテハ不出来ナルベキ事モ想像二難カラズ候ニ付キ、一 震災後ノ悶着関係ハ殆ド無限ナルタメ、 返電可申上候へトモ、 ノ転任ヲ乞フ事ニ願ヒ候 結極、 自然、 込ハヾヽ 井垣君ハ十二月当地発安芸丸ニ繰リ上ゲ、 風間店員ノ手ヲ早ク抜キ取リ候事ガ東京支店ト 貴方ノ御都合ニモ添ヒ可申哉ニ愚考罷在 両日内ニB市ヨリ帰店ノ筈ナル広戸君 _ 一 月

金融ト D. C. L/C 昨一日発貴電如左

YSB C form 90 days 四六三〇〇〇円電送シタ(既買約小麦ニ対シ当地ニテ為替先約シ

タルモノ、残額全部宛ト解ス)

(但シ当地YSBへハ未ダ入電ナシ)

D.C. L/C Bk of A'ria (シドニー or メルボルン)

扱四五五〇〇よ電送シタ

地震以降 YSB D.C. 極度ニ切リ詰メ方針決定、仍テ止ムヲ得ザル場合ノ外ハ発行依頼見

合セ方針、殊ニ今季中羊毛引受額見極メ付カズ、予測シ難シ

自然懸案中大毛注文羊毛宛未発六萬£ノ外ハ YSB D.C. 確実ニ予測シ難シ、今後ハ状況

二応ジテ相談スル外ナシ、結局新原料多額ノ貸越シト思フ

トノ 一御来意ハ全然当方想像ト附合致シ候ニ付キ、 既二筆者ガ全濠支配人二説明交渉セル程度ニ

テ好都合ナリシト確信致シ候

未ダ当地 ミ得ル様ナ事ナキ様、 二可致候へトモ、当店ノミガ如斯厳重ナル制限ヲ加ヘラレ、 묤 of Austria へハ最後ノ回答ニ接セズ候へトモ、是非共、 充分ニ駄目ヲ押シオキ申候 他ノ日本人同業者ガ故障ナク取組 既定額ハ押シ付ケル事

地ノ外国銀行一般ガ拒絶致スカ、或ハ大制限ヲ加へ候事ト相成候ハヾ、消極的乍ラ好都合ト存 行トモ必要ニ応ジ取引スル事ト存候、 三菱ノ如キハ全濠及ユニオン銀行トモ取組ミ居候模様ニシテ、三井モ概シテ全濠ナルモ亦他銀 ハ三井・三菱ニ比シ、 当店ノ最モ多ク感ズル立場ナルハ乍遺憾疑ヒ無之候ニ付キ、此際寧ロ当 乍併日本ニ於テレ /C大制限ヲ加へ候タメニ受クル 打撃

去ノ経験ニテ想像致サレ候ニ付、 ト同時ニ依之将来必ズシモ悲観断念スベキモノニ非ズ、後日案外緩和致サレ候ヤモ難計事ハ過 貴方ニテ DC ノ必要ニ遭ヒ候毎ニ遠慮ナク全濠乃至他銀行

交渉可致候

ジ居リ候

為替先約ヲ強要致シ、 若シ全濠銀行ノ杞憂スル如ク一般ニ逼迫ノ度ヲ加へ候様ナレバ、「シドニー」正金ノ如キハ益々 ラシムルニ到ルナキカヲ案ゼシメ候、貴方ニテモ予メ御覚悟被下度願上オキ候 之レニ応セザルモノニ対シテハ引受ケ約束シ難シト ノ態度ヲ一 層明カナ

右

関東方面被害実況

貴信

取四八号信 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 大正12年11月17日 アラフラ号便

拝啓

十一月二日着長野丸便ニテハ、東京方面御出張中ノ藤井取締役御認メ神戸本店宛御通信ノ写 (自九月廿八日附第一信、至十月三日附第十信) 拝受

No.159 十月九日附吉野丸便(於東京林取締役認メ神戸本店宛通信写、 十月九日附A廿四号マデ同封)、十一月七日入掌致候 九月十六日附A5号ヨリ

調査ノタメ藤井重役九月廿六日神戸発、 御出張報告及林重役ヨリモ刻々重要問題ヲ神戸へ報告

申上 巷二東奔西走、 ヲ祈リ 候 居り候 ト同時ニ、 商 漸次其効ヲ奏サレ居リ候御様子ニ対シ感謝ノ意ヲ表シ候、 .店ノ損害減少ニ努メラレ候林重役ノ御苦労モ一通リナラザル可キ儀 此際別ケテ御健康 ŀ -御洞察

相成リ候文通ノ写ニ依リ、

大ニ其後

ノ状況ヲ拝察スルノ便ヲ得申候ト同時

=,

殊ニ混

乱

修 羅 1

有之、 但シ初メヨリ御心配 従テ震災ニ依ル当店 程度モ漸次判然致シ来リ候ト共ニ、於大体最初貴店ノ御予報ヨリモ軽減致サレ候模様ニシテ、 13 損害額三十万円ニシテ、 悪行支払延 期 21 ノ種ナリシ上毛モスノ態度ガ不幸ニモ予想ノ通リト相成候事、 ノ損害予算額モ最初ノ予算ヨリハ大ニ減縮、 免レザ 保険金 ルモ、 夫レ以上ノ損害ヲ蒙ル事ナクシテ解決ヲ見ルニ至リ候様 ガ全部取レザレバ八拾萬円 ノ目安ト相成候由拝承致候 丹後丸保険金ガ無事 遺憾千萬二 解決致候

先方ノ反省ヲ祈リ居リ候

詮議 問題 以上ナ 71 「二就テモ、多大ノ御苦労ト御研究ノ実況逐一拝誦致シ、事件ノ益々紛糾セル事我等ノ想像 ル ヲ 別トシ、 悟 リ申候、 全部ガ火災ニ 而シテ結局 遭ヒタルモノト覚悟シテ広東ノ譲歩ヲ祈ルモノニ有之、 最 初ノ案ニ基キ広東へ交渉サル 事ニ決シ候以上、 広東トシ 此際法律

丹後丸保険

大正十二 (一九二三) 年

テハ決シテ「スゲ」 ナク他ノ保険会社ト同 歩調ヲ取ルガ如キ態度ニハ出デザ ĺ 可シトノ感ヲ

懐キ居り候

モラトリアムト 関係ハ当方ニテモ銀行家ト意見ヲ交換シ研究ニ勉メシモ、何分前例無之事トテ其判断ニ苦シミ

利息

リアム」期間ノ利息ハ債務者ガ支払フ可キモノナリトノ意見ガ有力ナル由、 居リシガ、貴方ニテモ果シテ当局者及専門家ノ間ニモ見地ノ異ルモノアレトモ、 左モアルベキ筈ト 結局 「モラト

存候へトモ、苦シ紛レニ各自相当自分勝手ナ理屈ヲ申ス者モ不少ベクト案ジラレ候

北村重役

出セシタメト解シ候) 御便乗 ノ安芸丸ハ貴地出帆ニ迫リ、 ノタメ出帆延期ト成リ、 船員ストライキ 如何相成候カト心痛罷在候処、 (NYKガ支給手当三割乃至五割減 程ナク解決、 逐率案ヲ 六

日後レニテ本月十三日出発ノ運ト相成候由、 海路平穏御安着ヲ待チ上ゲ居リ候

東京支店員

据置 配置御変更ハ東支輸出部 <u>|</u> 相成候由拝承致候 ノ大部分ハ神戸へ移シ、 輸入部ハ大原準店員神戸詰メト改リタル以外

横 心不乱ニ之レガ恢復ニ尽瘁致居候模様ニシテ、既ニ横浜ヨリ羽二重相場ノ入電モ有之候由ナレ 横取リセント努力シツ、アル 浜 従テ不遠東京支店輸出部トシテモ増員ヲ要スルニ至ルベキ哉ニ遠測罷在リ候 ノ全滅 ハ何時恢復 スベキヤ見定メモ附カザリシ折柄、 事、 聊カ心苦シキ様ニモ感ジ居リ候処、 阪神方面ニテハ逸チ早ク絹 横浜地附キ連中 糸市 其後 場ヲ

藤原店員は本月六日夜安着、 ト致シ、 取敢へズ Desk work ノ手伝ヒヲ致シ居リ候 頗ル元気ニ御座候間、 御安神被下度候、 下宿ハ当分益田店員同宿

近々御帰任北村取締役ノ御裁可ヲ俟テ適宜取極メ可申候 手隙キトモ相成候事トテ、少クモー名ハ学校へ入レ候事可然哉ニモ存ジラレ候、 羊毛学校問題モ確ニ実行ノ要有之、遠カラズ浅賀店員モ来ルベク、 羊毛季節外ノ 羊毛部ハ自然 何レニシテモ

ノ事 井垣店員当地出発期ニ就テハ我々相談且ツ井垣君ノ希望モ伴ヒ、 メ候兼ネ合ヒ 前便ニモ申上候如ク、 加之、 御返電申上オキ候ニ対シ、 金融逼迫難モ伴ヒ筆者モ協力致居り候へトモ、 ノ仕事ハ、 幸ニシテ其後モ小麦照会、 小麦ハ他州対人ニシテ運賃倫敦電報交渉ニシテ、 反対ノ御来意無之候ニ付キ、 商談ノ成立スルアリ、 当輸出部トシテモ急ニ人手ヲ減ジ 御異存無之事ト存候 矢張リ一月発丹後丸ニテ帰朝 殊ニ傭船モ当地ニ取極 其間 寸時ヲ忽セニシ

候事 ハ苦痛 ニモ有之旁々、 右ノ如ク取極メ申候、 井垣店員貴着早々、 風間店員出発ノ御予定ト

片桐君ハ時間ノ許ス範囲ニ於テ羊毛「ストーア」廻リニ努メ居候

期待罷

能在リ候

[日本在勤店員の病気見舞いについて翻刻省略]

日毛出張員

山 口 遠カラズ永井出張員ト三名ニテ Vic、 接近ノ機会多ク、 タル由、 ニ関シ大ニ得ル処アリシト大満足ニ候、 義ヲ講ジ居ル如ク田母神氏ハ歓受シ、山口氏ハ避忌致居ル模様ニシテ、自然山口氏ノ方当店へ ハ「メトロポール」ニテ時々店ノ昼飯ヲ楽シマレ居リ候、三井其他例ニ依リ外交政略御馳走主 ・田母神両氏ノタメニハ臨機 Board Room 兼応接室ヲ割愛シ敬意ヲ表シオキ候、「ホテル」 両氏性格ノ反対ナルハ扱ヒ悪ク候ヘトモ、我等ハ努メテ平等扱ヲ試ミ居リ候 過日B市行ノ際モ山口氏ハ中野店員案内 Roman 牧場視察シ、Q'land wool S. A. 同時ニ田母神氏ハ三井ノ案内ニテ New England 州及NZ方面巡廻ノ事ト相成リ居リ候 一ヲ視

モ、 当ハ近頃ノ好 浴巾会社トシテモ漸次陣容改進ノ実ヲ挙ゲ得ルニ至ルト共ニ、 同様ノ 成蹟ヲ繰リ返シ候事、 成蹟卜御同慶申上候、 見込ナキニ非ル可シト当輸入部ニテモ不撓ノ努力罷在リ候 併シ其後モ当方ノ売行キ捗々シカラズ、焦慮罷 当地ノ商況モ幾分恢復致候 在 り候 ヘト

ナル銀行取引開始金融逼迫トナショ

小麦既手配済額ニ対シテハ、 「メルボルン」本部へ交渉致候へトモ遂ニ謝絶サレ候ニ付、今ハ止ムナク「ナショナルバンク」 漸ク Bk of Austria ヲ承諾セシメ、 其後羊毛参万よニ就 テ重テ

シ、 へ具体的ノ協議ヲ為シ、十一・十二月積用トシテ昨日当地YSBヲ経テ D.C. 入電ノ案内ニ接 必要ニ応ジテハ Red Clause ナシニテ十四日内ノ限度ニテ過振リノ事ヲモ確メオキ申候

六ケ敷カルベキ見込ニ御座候

続テ小麦用一・二月四萬よノ承諾ヲ得候ニ付キ、

直ニ電報申上候如クニ候へトモ、之レ以上ハ

四五. 先約二応ジ難キ意向ニモ有之候折柄、 日本向 〇〇屯乃至五〇〇〇屯ノ南濠麦、 .直接相場益々不利ト相成候ノミナラズ、YSBニテハ今後資金ヲ手ニ入レ候迄、 松本其他注文成立致候様全力ヲ注ギ居リ候 該四萬£ D/C ハ金科玉条トモ申スベク、 目下引合中ノ

YSB D. C.

信用 ノ続発 ハ 実ニ筆者ノ期待以上ニ有之、 貴方御交渉其宜シキニ依ル可キモ、 正金銀行ノ寧ロ

SB Sydney

寛大ナル態度ハ感謝ニ価スルモノト存ジラレ候

成リ、 且ツ又製粉会社ニ対スル信用状態モ、震害ニ依テ何等損ケラル、事ナキヲ認メ得ル一証トモ相 啻ニ新商談成立ヲ悦ブノミナラズ、多額ノ已債権モ安心シテ然ル可シト存ジ居リ候

サズ候 リ入用 事無理ナラズ候へトモ、是非共、当店入用額ニ故障ナキ様予メ用意願ヒオカネバナラズ、其代 纏リタル申込額増加セル勢ナレバ、 金相当ニアリ、且ツ羊毛需用額多カラザルタメナレトモ、金融逼迫ノ結果ハ忽チ他方面ヨリモ 考へタル結果ニシテ、今日迄ノ小麦先約ヲ容易ニ引受ケ得タルハ、早クヨリ用意シオキタル資 モ金繰困難 |額予想等ハ努メテ早ク報告ノ準備ナシツ、アル事ヲ断リオキ候如ク、 ノ度ヲ加へ候事当然ニシテ、最近小麦五七○○○よノ大口先約ノ時モ松島氏 跡纏リタル額ヲ先約シ得候哉、 否疑問ナリト 形勢聊モ楽観ヲ許 ノ注意アリ候

経過ヲ報告シ了解ヲ得、 ナショナル銀行交渉ニ就テハ愈々ト相成候迄、 神戸へ発電シクレタル筈ニ候 松島氏へハ態ト相談致サド リシガ、 確定ノ時其

但シ同銀行 ニ有之、 当店 ハ 朝鮮銀行トノ気脈ヲ通ジ、 フ取引開始ヲ全然歓迎シ居ルトハ申サレズ候、 日濠直為替設立 ノ計画、 少シク嫌味ハ聞カサレ候へトモ、 研究ヲ為シ居 ル様松島氏ノ談

我等ノ精神ニハ誤解ヲ招ク様ノ事御座ナク候

年貴地ニテ申セシ如ク金融無制限ナドノ事ハ勿論無御座、且ツ同氏ノ報告中ニ当店ノ事ハ少シ 「ナショナルバンク」ハ「シドニー」ノ小建物ナレトモ第一流ニ御座候、但シ Fivey 氏ガ昨

モ記述シ居ラザル由ニ候

銀行へ頼ミ込ミ支払ヒシガ、其後ノ分ニ対シテハ遂ニ羊毛用L/C来ラザリシタメ、結局正金 譲セシ羊毛代金支払ニ対シ、数日支払ヲ待テヤッタ後、 三菱ニテハ Union Bank ガ重ナル如クニ候へトモ、 ヲ拝ミ倒シ、当店へノ支払ヲナセシ如ク、三井・三菱ノ如キモ同様究境ニアルハ疑ナク候 過日モ期待セルL/C来ラズ、 漸クニシテ来レル小麦L/Cヲ頼リニ 当店 ヨリ分

欄外書込

候事モ、銀行予算ニ大打撃ヲ来セル一因ニ候 今十一月ヨリ羊毛季節中ニ支払ハル、事ニ決定セル BAWRA 資金減償五百余萬よヲ要シ

[神戸本店前田卯之助重役による欄外書込]

三井・三菱ガ金融上常ニ遙カニKニ超越セリト思ハヾ間違ナラン、 店内時々此誤怖アル

ニ存候歟

為替逆潮 X rate

独乙内乱混沌トシテ形勢益々暗怛ナルタメ、 リ居リ候事ガ主因ト成リ、 日々 × rate ノ暴落ヲ続ケ居候事ハ貴地ニテモ御詳 従テ仏英偖テハ米国関係モ今ハ世界ノ疑 知 如クニシテ、 間 卜 ·相成

最近 \$ 4. 56 処ニ一休ミノ入電ニ御座候

従テ外国銀行ハ寧ロ正金ヨリモ低率ヲ称ヘ、 従テ日英相場 モ刻々暴騰致シ、 銀行家ハ何レモ危惧 先約一 ケ月毎二½落ハ決シテ無理ナラズ、 ノ念ニ馳ラレ居リ候事 ト存 或ハ¼

落ナド、用心致候トテモ筆者ハ意外ト致サズ候

ズ、日本ヨリハ二回ニテ 当地正金トシテハ資金割宛ヲ可能ノ間ハ努メテ日本ノ建相場ニ準ジ、 不当ノ如クニ候ヘトモ、事実ハ決シテ然ラズ、 テ引受ケ居リシモ、 当地金融逼迫、 3/6 up ニ反シ、 資金調達困難ト成リシタメ、今ハ日本建相場ニ準ズ 、当地 今日ノ場合トシテハ我等ニハ不利ナレトモ、 ハ%下リト相成候事、 而カモ先約

面シドニー正

金

ノ態度

正

一ケ月%落ニ

ル

能

*ا*ر

最近一 出来ル丈ケノ便宜ハ計リクレ居リ、 分ノ意見ヲ述ベ居リ、 ・二月積小麦ニ対シテモ、二月十日迄ハー 決シテ盲従ハ致シ居ラズ、正金崇拝ト誤解ナキ様願上候 相場変更ノ時ナドモ、筆者ノ腑ニ落ザル場合ハ介意ナク自 月ノ率ト致シクレ候様当方ノ要求ニ応 ジ居リ、

金トシテハ止ムヲ得ザル事ト苦情ハ申サレズ候

欄外書込

以下認メ後ノ X rate 十五日附倫敦電報 \$ 4.33 % ヲ伝へ候、独乙ノ仏白ニ対スル態

度愈強硬ノタメト察シラレ候

当店入用資金予想 先是更メテ松島氏ヨリノ要求前、大体ノ腹案ヲ建テオキタク御照会申上オキ候処、十四日附貴

電ニテ如左御来旨拝承致候

今後ノ注文引受出来見込額

羊毛十二月積七千俵 一月ヨリ六月積マデ三万俵

トップ十五万一二十万封度(一ケ月毎二)

(W Top 商談如意ナラザレバ、此数字ハ困難ナランカト疑ハレ候)

小麦二月積迄五千乃至一万屯

其後ノ見込立タズ

大体右数字ヲ基準トシ、可然松島支配人へ予告ヲ与へ、万一ノ故障ナキヲ可申期候

メルボルン支店

谷口君へモ貴通信ノ一部差支ナキ範囲ニテ回覧ノ事承知致候、 ハ寧ロ可成拡キ範囲ノ回覧ニ附スベキモノト認メ、 臨機貴意ノ如ク既ニ取計ヒ居リ候 実ハ此頃ノ震害ニ関スル貴状等

|神戸本店前田卯之助重役による欄外書込]

震害事件ニ限ラズ、 般的ニ可成広派ニ回覧を求む

木・高田其他二三二限リ指名サレ居ル事ガ一部ノ物議ヲ生ジ居リ候由、 ニ付キ情況電報申上候、 特ニ電報申上ザリシモ、 震災工事用大口照会ハ早クヨリ耳ニ致シ居リシモ、 ニ対シテハ資力小ナリト雖、 此頃貴店ヨリノ角材照会ニ際シ、三井へハ莫大ノ照会ニ接シ居リ候由 日本ノ新聞報道ニ依レバ、 当店ノ如キハ考慮ニ容レラレ候トモ、不公平ノ評ハ非ル可ク存ジ 貴方ニテモ御如才ナク着目致サレ居候事ト 震災用物資政府所管用品ハ三井・三菱・鈴 濠洲方面ヨリ ノ供給品

木材照会

員連中ニ取リ入ルノ方法モナキヤナド存ジ居候 貴店ニテモ可然官憲方面御交渉尽力中ノ事ト存候へトモ、此際濠洲ノ最近ノ智識ヲ有スル貴族

濠洲ニハ大シタ復興材料ナシ、精々ガ港湾工事木材位ニ過ギズト思フ

右

[神戸本店前田卯之助重役による欄外書込]

貴信

拝啓

取四九号信 大正12年11月23日 吉野丸便

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長

附A三十二号加封、 No.160 十月廿四日附三島丸便及林重役御認メ本店宛通信自十月九日附A廿四号、 十一月廿一日入手致候、 Stアルバンス便写モ同時ニ着致候 至十月十八日

丹後丸保険問題 キ 林重役ガ親シクNYK横浜係員ヨリ聞キ取ラレ候模様ニテハ、我等ノタメニ頗ル不利ナルガ如 ニ関シテハ貴状、 ハ困タモノニ御座候、 林重役状及広東代理店往復通信写ニテ其後ノ経過状況拝承致候 然シ是レ迚モ確証ヲ挙ゲ得ベキモノニハ非ルベク、貴店トシテハ既ニ

採ラレタル請求方法ニテ押シ通スノ外ナク、

結局実証ハ挙ゲ得ザルモ、保険会社ノ責任範囲外

ナル事 が認 メラル 、様ナ形勢トモ相成ハヾ、 妥協 ノ外ナキヤニモ推測 致サ レ

船会社又ハ艀会社ノ責任ハ無之物ニ候哉、 先般モ弊信 二疑議申加へオキ候へトモ、 保険会社 既二御研究済 ノ責任ニ非ル場合、 ノ事ト存候ニ付、 其保管貨物ノ減失ニ対シ 御序ノ節、

御高示願

度候

貴地金融ト信用状

引続キ正金銀行ノ諒解ヲ得ラレ、 都合ニシテ一安心ニ御座候、 殊ニ今後モ上毛ノ大口、 故障ナク難関ヲ切リ抜ケ得ラル、事ト相成リ居候事、 東京毛織其他ノ巨額 延払等ハ絶へズ正金 誠ニ好

ノ後援ヲ頼マネバ成ラヌ不運ノ境遇ニ置カレ候貴店トシテハ、 其上 D. C. 信用状多額 ノ発行 ヲ

要求スル事ニ理外ノ御苦労ガ伴ヒ候事ハ深ク御同情申上候

前便ニモ申上候如ク、 羊毛ニ対スル D. C. 発行高頗ル貧弱ニ御座 候へトモ、 而カ モ此 非 常ノ際、

発行振リハ決シテ苦情ヲ難申程度ト感ジ居リ候次第ニシテ、

殊二当地モ金

融引締メノ結果、「オーストラリア」及「ナショナル」両銀行ノ引受高、 全然手一杯ト相成候

小麦ニ対スル

D. C.

現下 状態ニテハ此際諦ラメノ外無御座、 否寧ロ成功ナラントモ評シ得べキ立場ニ御座候

為替乱調ト日濠

暴落停止スル 処ヲ 知ラザル勢ナリシ英米 X rate ハ本月十七日ニ至リ **\$**4. 27 1/2 ニ下リ、 偶 Þ

大正十二 (一九二三) 年

二九五

交上、 4.27 以来ノモノニシテ、 貴地正金ニテモ二十日% 界ニハ忽チ是レガ影響ヲ及ボシ、 キハ出来得 S ÷ 日 %下リト致シ候 幾分緩和サレタルモノアルカ 声 ル限リ此好率ヲ利用シテ商談ノ成立ニ努力罷在候処、 モ聞 キタル 由 ペンス下リ 彼我共二之レガ反動ノ又大ナルベキヲ杞憂致シツ、、 新聞電報ニテ知 十九日頃ニハ急ニ 4.34 乃至 ´ナル、 ノ如キ情報ガ動機ト成リシ模様ニシテ、 ij, 殆ド未曾有ノ大変動ヲ発表致候由、 愈々驚キ入リ申 一候、 4.35 二跳ネ返シタル由 最近独国ニ対スル 此相場 ハ 恰 神経過敏 当 モ昨 此間 地ニテモ翌廿 日 年二月最低 1仏米間 小 ナル経済 「ニテ、 麦 () 如 外

程度ナ 最後カ 地ニテモ翌廿一日1%上リニ改メ候 新季小麦商談開始以 ルベキヲ予測 ヘトモ、 大変動ニ遭ヒタル ĺν トモ可 当分ハ此不安状態ヲ辿リツ、、 *)* \ 不幸中 バスル スベキ七千屯口 ・ノ幸ト ガ至当ト 事残念ニ御座候へトモ、 来、 諦 続々後上リノ為替相場ヲ利用シ得タル -存候 L ル 一ノ残高 ノ外 無御 (吉野丸用 |弐万一千£ヲ D. 自然 座候、 而カモ之レガ為メ予定利益ヲ覆サル 71 × rate 此率也)、 昨廿日 . C ノ持直シト共ニ日濠間相場モ下押シト成 貴地ニテハ½上リニ戻リシ由ニテ、 ノ好率ヲ活用シ度ク尽力中、 愈々高下定カナラズ、 ハ誠ニ僥倖ニシテ、 ガ如 乱調ト 之 レ 此 キ事ナキ 相 相 ガ殆ド 成 場 当 候

新季小麦商談 ナク捉へ得タル事、 ハ日本ノ輸入免税期関係モアリ、 得意先ト共二我々ノ為メニモ僥倖ナリシ儀ニ御座 買極メヲ急ギ候時ニ於テ高率ノ為替相場ヲ遺憾 一候

場ガ愈々我々ニ不利ト相成候事ニ依テ、必ズシモ当地正金ノ専横トノミ攻メベキモノニ非ル事 ハ筆者トシテモ頗ル不感服ニシテ、最近松島氏へ対シテモ此点ヲ突込ミ、 ハ前便ニモ記述致候ヘトモ、是レモ程度問題ニシテ、其後モ引続キ相場ノ開キガ大ト成リ候事 ノ立場ハ毎便御報申上候如ク金融楽観ヲ許サズ、且ツ世界的為替市況不安ノ折柄、当地ノ建相 勉強願ハザル可カラ

8/28 日神戸ヨリ T/T ロンドン売 2/1 7% ノ時ニ於テザル事ヲ開陳致オキ候程ニ候、震害前則チ

8/29 日シドニー D/D 日本買 2/1 1/8 ノ開キハ12ポイントナリシガ

(T/T「シドニー」向ケ売ト「シドニー」ヨリ日本向 D/D 買ノ差ハ 7 point 也)

現在 10/21 神戸ヨリ T/T 売倫敦 2/2 ¾ ニ対シ

10/22 シドニー D/D 買日本 2/1 76 ノ開キハ21ポイントニシテ

(〃 ― 〃 ― ノ差ハ 16 point 也)

割ガ悪クナリシ事ニテ、此差ノミニテモ約 2 該期間ニ「シドニー」正金建相場ハ、震災前ヨリモ当地ヨリノ輸出品ニ対シテハ尚9ポ ニテハ%下リニテ引受ケ居レル差ハアレトモ、余リニ其開キノ暴大ナルハ不都合ニ御座候 ノ苦境ニアルトハ申セ、且ツ先約ニ対シ日本ノ正金ニテハーケ月½下リナルニ対シ、シドニー 14% 二相当致候事ハ如何ニ乱調時代ト金融逼迫 イント

如此 可成ダケ多額 場 合二貴方ニテ送金案ヲ計画致サレ候事 ノ御尽力ヲ被下候儀ト奉存候、 当方ニテハ此送金ハ寧ロ他銀行扱 ハ当然ニシテ、 恐ラクハ 在ラユル 方法ヲ講ジテ、 ト致候方便利ト

存ジ候

Βķ of 預リ、 へ交渉致シ参万よ位 直ニ之レヲ無料送金ニテ「メルボルン」支払ヲ振リ当テ申候 ノ快諾ヲ得候ニツキ、 直二其旨回答申上候処、 不取敢 万一 千よ御電送ニ

候へトモ、是レモ震害ノ一打撃ト辛抱ノ外無御座候 如此相場ノ開キ莫大ナル時ニ於テハ、全力ヲ挙ゲテ倫敦廻リニ努力セザル可 一般的 D.C. L/C 発行難ト当地金融逼迫ノタメ、目下手ノ出シ様ナキハ 返ス 々々モ遺憾ニ御座 カラズ候 へ ト モ

銀行へ対スルノミナラズ、当地ノ銀行へ対スル対面上トシテモ、 ヘトモ、序ヲ以テ此ABC銀行ノ意向ヲ探リ候処、 ノ主義トシテ、苦シ紛レ シーク如 グラ到 ル 処ノ銀行へ 或ハ寧ロ「ナショナル」銀行以上ノ融通モ 交涉致候事 ハ 宿場女郎的ノ行動ハ禁物ニ候 謹 マザル可 カラズ、 啻ニ正 金

聞キ兼間

敷模様二候

後日 スル カノ如ク誤解サレ候事ハ、 ナルヤニモ存ジ居 DC 発行モ比較的緩和致サレ候ハヾ、或ハ「ナショナル」ヲABCへ乗リ替へ候事、 リ候、 只今ノ場合YSBニ対シ又復他銀行 商店全体ノ立場ヨリシテ為シ得ザル事ニ候ヘトモ、 ラロ 1説キ付 ケ、 切り売リデモ 若シ正金ノ 寧口 **半季仮決筧**

手ヲ経ズシテ、 当方ニテモ一層輸入品掛金ノ迅速取立ニ意ヲ用ヒ、無為替交換ヲ利用スル事ニ最善ヲ尽シ可申 他銀行トシテ此望アルハ第一 ニッキ) ヲ発行シ得ザル事ナル可ク、 倫敦廻リ信用状発行ノ特種 銀行ナル可キモ、第一ハ倫敦廻リL/C 、此計 画ハ見込薄ト存候へトモ、 ノ方法ニテモ講ジラレ候ハヾ、 御含ミオキ被下度願上候、 (ロンドンニ支店ナキ由 御研究被下度候

候

於テ相当L/C発行可能ニシテ倫敦廻リ御希望ニ候ヤ、 筆者ハ直ニM市へ飛行シ、 ダ不満ニ有之、今後 D. C. 融逼迫難ノ事実ナル 氏ハ大ニ同情ヲ以テ急電、 不成功ナリシタメ、直ニ重テ「オーストラリア」へ之レガ承諾強要致候処、支配人「ノーマン」 ナショナル 、バンクノ小麦用四万まヲ六万二千まニ増加ニ就テハ、再三M市本部へ交渉シタル .ハ疑ナク候へトモ、而カモ今回ノ「オーストラリア」ノ仕向ケハ筆者モ甚 「オーストラリア」本部ニ当テ見ル覚悟ニ有之、 L/C 発行可能ニシテ、依然同行ノ態度不満ノ時ハ其結果ハ M市本部ヲ促シクレ候ヘトモ容レラレザル処ト相成リ候、 電御照会申上ル積リニ候 今後モ近キ将来ニ 別トシテ 濠洲内金

九月末日ヲ以テ了ル六ケ月間分書類入手致候

同慶申上候、 未ダ熟覧ノ機 今仮決算ハ震災損害ヲ全然別物ト致サレ候由拝承致候、 御座ナク候 ヘトモ、 於大体御予算ニ近ク五拾萬余円 利益 結局、 ヲ計上 該半季利益額ガ於 一致サレ

大体震災損害填補ニ充テラル、位ノ処ナランカト予測致サレ候

当店 EXPT No.2 候 内容ハ行違ヒ仮決算説明書ニ記述致候如ク、 75 俵 Scd wool ニシテ最近都合克ク転売済ニ御座

モラトリアム利息 打チ、 問題ハ前便貴方ト我等ノ意見モ一致致候事トテ幾分楽観致居候処、 ニハ参ラズ候 ヒ乍ラ、一方債務者ヨリハ採レヌ事ト相成候ハ、最モ不公平ニ候へトモ、此場合理屈詰メ計リ 林重役頗ル御骨折リノ御様子、困タモノニ御座候、支払延期ノタメ銀行へハ利息ヲ支払 東洋モスガー 番ニ寝返リヲ

日毛出 ズ、且ツ網谷店員教育ノ補ケトナル事モ少カラザル筈ニ候 多忙ヲ極メ居候折柄、 ヨリ約一週間ノ予定ニテ「ボンバラ」地方へ出発致候 .張員山口・田母神・永井三氏ハ又復牧場視察希望ノタメ、 人手ヲ抜キ候事苦痛少カラズ候ヘトモ、 此位ノ犠牲ハ覚悟セザル可カラ 網谷店員ヲ案内者トシテ昨夜

人事

Our Mutual Understanding and Confidence

> 成ラザリシモ、 候次第ナリシガ、 Mr Turner ハ入店以来未ダ他州ノ土ヲ踏ミシ事ナク、必要条件トシテ機会ヲ待チ居リ 直接間接自他ノタメニ得ル処少カラザリシ儀ト信ジ候 過般一週間掛リニテ「メルボルン」へ出張致候、 具体的ニ新商売ノ援ケニハ

シ付ケタル事、又松本ノ 1500 tons 一月OSK積注文ニ対シ、 タルナド其他行キ違ヒ少カラザリシタメ頗ル不都合ナルノミナラズ、「シドニー」 小麦傭船ヲ貴方ニテ仮約サレタルモノヲ当方ニテ取計ヒ傭船シタル事、而カモ一千屯増量ヲ押 勝手二二月積当方ニテ取計 当局 心理状 ヒ

前者 態ヲモ疑ハレ厳シキ御注意ヲ蒙リ候事、 傭船ヲ当 地ニテ取極 メタルハ、 夫レ程貴方ニ御迷惑ヲ来シ候モノトハ 御前部長御認メ特別部状ヨリ敬承致候 思ハズニ幾分具合

取計 悪キ立場ニ置 ヒ候事、 カレ 一二商店全体ノ利益ヲ思ヒタルタメニ外ナラザル事ハ、 候事免レザルモ、「ミス々々」当方ニテ有利ノ運賃ヲ得ラレ候事トテ斯クハ 其後自然御合点被下候樣

祈居リ候

又後者松下注文ハ当方発電一 語脱字致候タメ貴方ノ誤解ヲ招キ、直ニ正誤致候事モ其後御諒解

被下候儀ト奉存候

如斯 成行ニシテ、 貴方ニテハ我々ガ小麦免税期間内ニ到着ノ要アル大事件ヲモ軽視致候カ ジ如

ク御心配相 掛 ケ、 御入念ノ貴電数回ニ及ビ候事面目次第モ無之、 恐縮 ノ至リニ 御 座

候へトモ、 ノ手落チ又ハ誤解ノタメニ貴方ニ御迷惑御心配ヲ相生ジ候事 我等誠意ヲ以テ最善ノ努力ヲ尽シ居リ候事ハ御認識ノ上、 ハ、 漸次氷解致サレ候事ト 深ク御詫申上候 外無御 奉 座

存候

ヨリ

来電

゙ヲ待ツトカ、

或 ハ

倫敦

トノ電報往復ニ携ハルナド、

恐ラクハ貴方御想像以上ノ苦心

殊二小麦商談、 傭船ニ就テハ其後モ昼夜ノ別ナク対人方ト折衝ヲ保チ、日曜日ニテモ終日貴方

ヲ重ネ居リ、中々悠長処ニハ無御座候

モ、 ト 相 掛ケヲ以テ 入主ヲ去リテ双互ノ意志ヲ充分ニ完通致候様御高配奉願上候ト同時ニ、 如キ事ナキニシモ非ズ、 啻ニ今回ノ小麦問 不幸ニシテ度々行キ違ヒノ重ナリ候様 :成リ居候様ノ事ナキカヲ疑ハシメ申候、 層注意ヲ重ネ粗洩ナキ様最善ヲ尽シ、 !題ノミナラズ、 若シ聊カタリトモ貴方ニ如斯傾 近来、 兎角当方ノ仕向ケガ屡々貴意ニ添 ノ時ハ、オ互ニ不知不識ノ間ニ意志ノ疏通 或ハ筆者持病ノ老婆心ニ過ギザル 貴方ノ御意志ヲモ充分ニ尊重致候事申ス迄 向アリトスレバ全然之レ 当方ニ於テモ常ニ其心 ハザル T ・ヲ氷 ・ヲ難 ガ如 解シ、 計 ヲ欠クガ ク先入主 候 1 先

宛藤井取締役ヨリノ御一封ハ早速転送致オキ候

モ無御座候

追伸

右

此際当分乱高下ヲ免レザル事ハ期待シ居タルモ、 今朝又復%下リニハ驚キ入り申候、 結局

昨

日先約セル二一〇〇〇よモ慰メラレ申候

建テ、オカネバナラヌ訳ナラズヤト強キ説明材料ヲ与ヘル破目 ズル実例ヲ明カニ致シ候ハヾ、シドニー正金トシテハ如此混乱 下リニテ切り替ヘラレ候事トテ、此場合シドニー正金ハ%ノ損失ト相成リ候、 昨日18上リニテ当地正金ガ引受ケタル吉野丸積為替ノ全部ガ、日本ニテハ行キ違ヒ暴落セル% ト相成リ、 ノ際ハ非常ノ余裕ヲ見テ相場 閉口 如此大違算ヲ生 御座 ヲ

何レニシテモ相場足取リ幾分安定致候ハヾ、松島氏トシテモ現今ノ如キ大ナル開キハ設ケザル

筈ニテ、当分ノ辛抱ハ致方ナク、其間我等ハ必死努力シテ倫敦廻リ取組又ハ送金ノ外無御座候

Gsy Wool 40 1/2 ンス Record Price

筋ニ買取ラレ候、

歩留リ56

58 % カ、

或ハ60%ニ見積ルルモノモアル如クニシテ、

同牧場ノ 2

電報 申上候如ク、 去ル二十一日ニハ W.C. Ltd 扱 Yass 産毛五俵ハ実ニ 40 ½ ノ 高 値 ニテ米国

大正十二 (一九二三) 年

nd lot 112 B/S ハ 40 ¼ 二売行キ候、此レコードハ昨年ノ最高ヲ越ユル事2ペンスニ候

全般ニ渉リ相場益々向上致候事ハ、其都度電報ニテ御承知ノ如クニ有之、 実ニ驚クベキ勢ニ御

座候

控ヘノ模様ナリシタメ、突進千四百俵ヲ買取リ候事ハ斯界ノ評判ト相成リ、其後ノ市況ヨリシ 去ル十九日ハ日毛注文品ニ対シ、手グスネ引イテ戦機ヲ目掛ケ居リ候処、 テモ幸ニシテ成功ナリシヲ思ハシメ候、 以上 恰モ同日ハ仏国筋買

取五〇号信 大正12年12月10日

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 三島丸便

拝啓

十一月一日附 No161 北村重役御携帯十二月八日午後入手、同十三日附追信及林重役御認状A

38ヨリA40マデハ十日午前書留便ニテ落掌致候

貴信

北村取締役安着 安芸丸ハ予定ヨリー日早着、 ル御健康状態ニテ御帰任被遊候間、 其後ハ海上砥ノ如クニ平穏ナル航海ヲ続ケラレ候タメ、 一昨土曜日午後四時頃桟橋着、 御休神被下度候 北村重役ニモ御休養ノ機ヲ得ラレ、頗 神戸出発後暫時荒模様ナリシモ、

前田取締役

モ少カラズ御健康ニ影響致シ候タメニモ可有之ト高察罷在リ候、其後漸次御全快ノ事トハ存上 御不快ノ由拝承、御案ジ申上居リ候、不時ノ災害ニ方リ御心労尠カラザル上ニ又社交的御勤

ゲ候へトモ、 折角御自愛奉祈上候

無御座 御来旨及南阿問題ニ関スル中井・富森両店員及前田・藤井両重役御意見書ハ未ダ充分拝読ノ機 追テ北村重役ヨリノ御高話ヲモ拝聴致候上ニテ、必要ニ応ジ次便御受ケノ事ト可致候

日毛送金案

金ヨリ「シドニー」支店へ電報セル趣拝承致候 シテ、「シドニー」ノ銀行ガ承諾スルナレバ成行上不得止引受ケノ外ナシト思フ、此旨神戸正 其実行方法研究及取扱依頼アリ、 十一月廿七日発貴電ニテ、 日毛ニテハ資金ヲ倫敦ヲ通ジ、又ハ「シドニー」へ直送計画 同時ニ日毛ヨリ直接神戸正金及 Chartered Bank へ交渉中ニ 中ニテ

トモ、 是レガ実行 近来ノ為替相場ノ出合ヒヨリシテハ、何人モ此送金問題ニ思ヒ及ビ候事無理モ無御座、 銀行ニ対スル我等ノ立場ハ理攻メノミニハ参リ不申、頗ル「デリケート」 可能ナル以上、 是レガ実行ニ努メ候事ハ銀行家トシテモ妨止シ難キモ ノ物ニ有之、 ノニ有之候へ 而シテ

X

此問題ヲ持チ込マレ候帰店ニテハ、定メシ御当惑相成候事ト御同情申上候

災ヲ為セルニ非ル 如此立案ガ全然能動的ナリシカ、 カ、 何レニシテモ此問題ハ当店ノミニ非ズシテ、 或ハ何人カ、御機嫌取リノ意味ニテ口ヲスベラシタルモノガ 他店ニテモ交渉ヲ受ケ居ル

事ナランカトモ察シラレ候

ザリシカ、聊カ不審ニ候 情御報告ニ預リ候 リモ明カニシテ、 支店ガ送金問題ニ耳ヲ貸サヾルノミナラズ、之レガ非常ニ感情ヲ害スル性質ナル 今回此問題ニ関スル御来意ハ、当方ニ対シ正金又ハ他ノ銀行ト交渉ノ御命令ニハ非ズシテ、実 貴地ニテハ何故外国銀行本位トシテ之レヲ正金へハ内密ニスル事ニ意ヲ用ヒ ト同時ニ適宜必要ノ事ハ取調ベ上伸可致事ト諒解致候 ヘトモ、 ハ火ヲ見ルヨ 正金シドニー

欄外書込]

但シ外国銀行ニテハ其率正金ヨリモ遙カニ不利ナルタメ、 出来レバ正金希望トノ採算ニ

因ルタメカトモ存候

併シ正金へ交渉スル以上、 都合ニシテ、 常二当店ノミガ此種ノ「デリケート」ナル問題ノ衝ニ当リ候事ハ、必ズシモ成功 神戸・シドニー両正金支店間ニテ直接交渉ト相成リ居リ候事頗

ノ秘決トハ難申候

依テシドニー正金ニ対シテハ暫時様子ヲ究フ事トシ、 Aust Bank of Com'ce ハ未ダ幾分引受ケ

申オキ

事 松島氏 事ヲ覚悟願 キ態度ナルニ於テ 取引先ガ面喰 謝絶シタリ、 其後機ヲ見テ後記為替ノ開キ問題交渉ノ後ニ、日毛送金問題ニ就テノ入電ノ有無ヲ尋ネ候処、 スル処ナレトモ、 ル ルモノニ非ズ、然レトモ当地一般的金融逼迫ノ時ニ方リ、羊毛ニ対スル資金ヲ充分ニ調達シテ、 、タメ此予算ニ狂ヲ生ジ、 クレザ 此種ノ得意先ニ対シテハ金融関係上、 総テ筆者 ノ鼻ノ先ハ忽チ汗ガ流レ出シ、其要ニ曰ク、シドニー正金トシテハ正金銀行間 jν ハ 又外 ザル可カラズ、 ハザ ノ期待シ居リタル処ニ御座 「シドニー」ノ苦心ニ対スル同情モ認メラレズ、 ハ、 其上送金其他ノ方法ヲ講ジテ、 ル様ニ準備スル事ハ、ソンナ簡単ナモノニ非ズ、 、国銀行トノ送金取引ニ就テ苦情ヲ可申立場ニモアラザレバ、又権利 銀行トシテモ安心シテ且ツ危険ヲ冒シテ迄モ充分ノ資金準備 自然為替相場モ不利トナルヲ免レズ、 大塚支店長トシテモ此種ノ電信取次ギニ対シ、今一段ノ考慮ヲ用 候 為替買取リ不可能ノ場合ヲ生ズル事ナキニシモ非 止ムヲ得ザル時ノミ正金ニ依ラント 遺憾千萬ナリト 銀行トシテハ非常 然ル時ニ DC L/C ヲ使用 ノ立腹ニ有之候 ヲ ´ナス ス 二苦痛 ヲモ有ス ノ送金 ルガ如 能 ル サ

求

常ニ拝聴考究ノ資トハ可致候へトモ、

而シテ

相場

基準ニ就

テ

局外者ヨリ之レヲ深ク追究サル、事ヲ望マズ、

得意先ノ希望及要

銀行トシテハ説明シ能ハザル苦シキ立場ニアリ、

相

ト Paper ノ差 申言になった Paper ノ差 申言になった。

場ナドハ決シテ不当ノモノニ非レトモ、 為之取引減少致候ハ、止ムヲ得ザ ル事ト諦 ムル ノ外ナ

近来 シト頗ル強硬ニ候 ノ「シドニー」相場ハ如何ニ申サル、トモ、 其開キ大キニ過グルトハ存候へトモ、 此場合

我等トシテハ如何トモ施スニ術ナキヲ遺憾ト致候

依テ此旨簡単ニ御送電申上候処、行キ違ヒニ日毛ニテモ一時送金計画断念相成候御来電拝承致

候、此問題モ結局藪蛇ニ終リ候憾有之候

下ニ変更サレタシトノ希望御来旨、前項ト同時ニ廿八日着拝承致候 ケタク、「シドニー」正金ニ於テ C form ニ対シテモ Cr Rate 適用、 神戸正金ヨリ聞ク処ニヨレバ第一銀行ノL/Cヲ奨励スル意ナク、兼松ニテモ第一L 90 days ノ開キガ½ペンス以上ナレバ、得意先ニ対シ Cr Rate 又ハ其開キヲ‰ペンス以 適用セネバナラズ、 / C ヲ避

考へガ必ズシモ至当ナリトハ難申ニ付キ、詳細其理由ヲ正金総務部へ具伸シ、 銀行全体ノ立場ヨリシテ、 メニ外ナラズ、此度当店ヨリ ク更メタルモノニシテ、其主論ハ聊カ神戸正金支店長ト異ルモノニシテ、松島氏トシテハ正金 相当他銀行ノL/Cヲ奨励スベキモノト思考サルトノ意見ニ基クタ ノ希望ニ対シテハ之レ亦全然拒絶スベキモノニ非ズ、松島 其返電ヲ待ツ事 価

依テ松島正金支店長ニ此立場ヲ説明シテ同意ヲ需メ候処、松島氏トシテハ充分考慮ノ結果、

斯

=

トシ、其上ニテ可成丈ケ大切ナル得意タル〈K〉ノ希望ヲ容ル、事ニ考究スベシトノ返答ニツ

キ、其保十二月四日発御返事申上オキ候

郵便締〆切ニ迫リ候タメ、乍遺憾不備擱筆致候へトモ、不日出帆Sアルバンス便ニテ追

伸可申上候

右

取五一号信 豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長 大正12年12月15日 セント・アルバンス号便

拝啓

十二月五日発貴電ニテ

金融及信用状難

輸入超過打続キ在外資金欠乏、遂二米国向為替下落、 本日売 T/T \$48

¾ ニシテ、正

金頭取席ニテハ漸次一般輸入L/C発行極力引締リ方針

特ニシドニー正金羊毛資金難ヲ考慮シ、小麦ノ如キハ C form スラ当分見込無之、シド

ニー無為替資金一層大事ニセヨ

トノ御警報拝承致候

国家的大損害後モ当店ノ如キハ比較的好調ニシテ、小麦ノ如キモ先以テ遺憾ナク信用状ノ発行 日本ニ於ケル銀行方針ガ如右相成リ候事ハ事情止ムヲ得ザル事ニシテ、寧ロ当然ノ事ニ有之、

大正十二 (一九二三) 年

便宜 行致居候事、 ゴヲ得、 商談ヲ成立シ得タリシノミナラズ、 ニ当店 ノ堅実ナル主義方針ニ基キ齎チ得タル信用ニ頼ル 羊毛・Top 等ニ就 テモ SO ノ外ナキ感ヲ強カラシ far 聊 力 モ 無故 障進

是レニ リ程 般的 総務部 加モ少カラズ、夫レ是レニテ予想以上ノ資金ヲ要スル事ト成レル間ニ、 額等モ引受ケ居レ 今季羊毛シーズン開始当時ハ、シドニー正金モ相当ノ資金準備 度ハ益 金融難ニ悩マサル、事少ク、楽観ヲ許サヾ 対抗セント へ電報スル 々悪化シ来リ、 ジ止 ル間 スル正金ハ昨年以上ノ苦境ニアリ、 ムナキ立場ニ陥リ、松島氏又復大頭痛ニ御座 全濠銀行ノ如キ大銀行サヘモ市場ノ資金ヲ浚ヒ集メツ、ア 他銀行 ノ金融意 ジー如 ク成 ル時ナリシニハ (ラザ 従テ多額 ル三井ヨリ正金 相違ナケレトモ、 ノ信用状発行ハ暫時見合セ候様 ヲ握リ居リタルタメ、 候 当地ノー \wedge 流レ込ム取引高 当店 般的 比較 ラ小 ル 有様 融引 麦用 的 ノ増

昨日 此趣昨夜発電御報申上オキ候 然行キ詰リトナル 成リ難キ立場ナレドモ、本月末ヨリ一月ヘカケ何トカシテ整ヘネバナラズ、又如何ニ何デモ全 ナケレ モ 此問 題二関 ・モ、 当店 程 ノ事モ非ルベキモ、 長時間松島 ノ予想入用額位ハ故障ナ 氏ト熟談ヲ重ネ候、 相当ノ目安立チタル上ニテレ/C発行ノ電報 カル可シ 1 月以後 ノ内諾丈ケハ得オキ ノ入用資金ニ対シテハ タ ル次第二付キ 未ダ安心 ヲ発スル

特別扱 英米欧 トシテ最善ノ努力ヲ尽シ居リ候ニツキ、 一般 羊毛買方モ 同 .様 金融 難 ラロ ス ル 真逆ニ之レモ行キ詰ル様ナ事アル モノ多ク、 濠洲銀行及政 府 ドシ テモ羊毛資金 ベシトモ思

レズ候 沈静ヲ観ルガ如キ事ナキニシモ非ズト杞憂注意罷在リ候 一个トモ、究境ニアルハ疑ヒナク、是レガタメ近キ将来ニ於テ或ハ一時的ニモ羊毛市況

現在ニ於ケル羊毛買付手持船待中ニシテ、代金支払済及未払ノモノ合計約二〇〇、〇〇〇よ

注文、 未買付額 ---O, OOO£

総計予算 三十九万壬ニ対シ

Top・ノイル

"

八〇、〇〇〇壬

有効L/C残高約二十五萬よニシテ、既ニ約拾四萬よノ不足ヲ生ジ居リ候事、安心ヲ許サヾル

立場ニ有之候事ハ、貴方ニテモ御心附キ御配慮被下居り候儀ト奉存候、

三島丸積出案内ト共ニ

信用状残高ヲモ為念電報申上オキ候

欄外書込

現在当地正金ノ手ニアル信用状ハ合計約四十萬よニシテ、夫レ丈ケニ対スル準備金略ボ

整ヒ居ル様子ニ御座候

Wool Payment 払金 若シ来週ニ於テ「シドニー」 (積出シハ来年ノモノ多ケレトモ) ニ差支ヘヲ生ズル事ガ心配ニ御座候ヘトモ、 其他ノ買付高多額ニ達シ候 ハババ 年ノ改マルヲ待タズシテ羊毛支 此際余リ

モ存候へトモ、 欄外書込

早目ニ之レヲ松島氏ニ談ジ候事ハ不得策ト存ジ、 暫時形勢ヲ注視致シ居ル不安状態ニ 一候、 而シ

テ愈々ノ場合ハ何トカ松島氏ヲ説キ付ケル ノ外無御座

殊ニ近来着致シ居リ候 C form L/C ニハ代金先払条件記載無之、 或ハ当地正金ノ書キ 洩シカト

貴方ニテ斯ク押シ付ケラレタル場合ニハ藪蛇ト相成候ニ付、

敢テ之レヲ確メン

トセズ、其侭ニテ前払ヲ続行致シ居リ候

小麦ハ其都度L/C発行、 為替モ先約済ニ付キ金融心配無之事、 当然ニ御座候

小麦先約ノ如キ重ニー・二月入用 ノ約ニ候へトモ、 其大部分ガ結局一 月早々入用 ノ破目

ト相成候事モ、 銀行トシテハ苦痛 三御座 一候

テ応ズ ヲ説明スレバ トシテモ政 ル事ニ 府 拒絶スル事モ非ルベク、其暁ハL/C発行及必要ナレバ為替相場先約モ何トカシ 関係 最善ヲ尽スベシトノ挨拶ニツキ、 ハ又特別扱トシテ何トカ尽力シタキ意味ニ於テ、 其旨昨夕電報申上候 之 レ ハ 日本ニテ正金 二事情

則チ被服廠及千住注文羊毛モ、為之手出シノ出来ザルガ如キハ遺憾ニ付キ相談致候処、

松島氏

政府関係羊毛

政府用品ハ 日本貨取極メノ如クニツキ、 此頃ノ如ク為替動揺甚シキ時ハ予メ相場ノ取極メ肝要

ト認メ、特二此点ヲ交渉セル次第ニシテ正金トシテハ相場ニ拘ラズ、 目下先物約束ニ応ゼザル

方針ト相成リ居リ候

[欄外書込]

此頃再三、 三井ヨリ小麦用大額先約交渉熱心ナルアリシモ、 皆謝絶シタル 由ニ候

過日三井ヨリ日毛希望ニテ相場先約出来ルカトノ照会ニ接シタルモ謝絶シタル処、

然ラバ他店

ジ難シ、 義ニ則リ、 今日ノ場合ハL/C発行サヘモ中止シ居ル際ナリ、加之羊毛資金先約方針ニ決セバ総テヲ其主 松島氏ノ筆者ニ対スル説明ニ曰ク、為替先約ヲ慫慂ニ努メタル正金トシテ甚ダ矛盾セ ヨリ同様交渉アルトモ引受ケラレザル事ト思フト駄目ヲ押シタル由、 且ツ此種ノ交渉ハ常ニ君ノ方カラ来ルモノナルヲ、左ハナクテ三井ヨリノミナレバ、 give + take ノ意味ニシテ、 有利且ツ都合克キ時ニノミ拾ヒ喰ヒ的 松島氏ヨリ内聞 ノ先約ニハ応 ル 致 如キモ、

自分ハ寧ロ不審ノ思ヒヲ為シ居レリトノ事ニ候

約希望?

日毛ニテ相場先

大坂モス長期前貸 ラズ、 昨年ノ特別扱ヒヲ繰リ返シ候様三井ヨリ交渉 拒絶シタル 時モ、 亦三井ハ他店ヨリ頼ミ来ルトキモ引受ケラレザル様ニト下駄ヲ預ケ候 アリタ レトモ、 是レハ今日 ノ 場合、 全然問 題ニ成

大正十二 (一九二三) 年

三 五

シテ スベキナド リトモ ニ対シ、 ナリナド ハ可成公平主義ヲ尊重スレトモ、 如此相談ニ応ジ得ザル立場ナレトモ、 松島氏トシテハ大二叱リ付ケンカト思ヒシモ、 ノ諒解 矛盾セル口約ナドガ出来ルモノニ非ズト力味居リ候処ハオ世辞ニハ無御 バ 、約束シ 得べ カラザルモノナリ」トハ 自分ノ都合本位ナル三井ト正金本位ナル兼松ト全然同視 三井ニ断リシ事ハ決シテ他店モ同様ニ断 ソウモナラズ、「今日 申シ返シオキタル由ニシテ、 1ノ場合 座候 ル ハ 正 ベ 何 キモ 金 人 1 夕

而シテ此種 前 記二 件ハ已二貴店ニテモ御存知ナルヤ否想像難致候へトモ、 ノ内報ガ松島氏ヨリ聞取リシナド ハ全然口外無用ナル事、 御含ミ迄ニ電報申上ゲオキ 御注意申上候迄モ無御

座候

ヨル取組法変更 これでいる(最近)な為替相場ノ開キニ 本月七日附貴電信、如左拝誦

正金 DC L/C(残高)全部(一万五千余£)日毛宛

第一 L/C ハ大坂モス宛ニ最 初 使用 セ 日 (過 日出 帆 \equiv 島 丸積大毛羊毛多額ナリ シ タメ全

額使用済ナル事既電ノ通リ)

附 之以外日毛二限 \overline{C} form 条件変更シタ リー ケ月間 30 開キ¼ペン 60 90日ニ変更ノ旨YSBヨリ承知セリ) スナレ バ 30 払ニ 取 組 メ、 夫レ ・ガタ X $\dot{+}$ 月七日

一ケ月毎ノ開 キハ依然¼ニ付キ 30 days 取組ミ候、 短期支払可能ノ者ハ此際可成短期

ヲ希望サル、事至当ノ事ニ御座候

日毛以外ニ対シテハ第一L/C発行可能ナレトモ、神戸正金相談ノ上、羊毛及 Top L/C

90日払電送シタ百五十萬円

Paper ノ開キ¼ペンストスル問題ハ正金頭取席ノ決定後ル、ニツキ、今回発行 C

神戸正金ヨリ「シドニー」正金へ電信シタ

其積リニテ交渉セヨ、従前発行 C Form 後廻シ使用セヨ

ノ分、特ニ%ペンス開キニテ買入、

事ハ、羊毛ノ如キ筒抜ケノモノニ対シ、他店ノ究知スル事ナルヲ期セザル可カラズ、又日毛 等ノ回答ニハ接セズシテ、一時的タリトモ之レヲ変更致シ候事ハ「シドニー」正金トシテモ 対シテハ第一L/Cヲ使用セル如ク通知スルヤモ知レズトシテモ、如此諒解ノ下ニ此種ノ特別 シムル恐レアリ、 対シテモ時ニハ正金ト此種ノ特別扱ヲ受クル事アルヲ知ラシムル如キハ、益々猜疑心 何ニモ無方針ノ如クニシテ心苦シク、且ツ兼松ニノミ特ニ C Form ニ対シ Cr Rate キヲ)ノ問題ハ弊信前便ニモ認メ候如ク、折角自分ノ意見ヲ詳細ニ日本へ電報セルニ対シ、何 ニ難カラズ、正金松島氏へモ懇談致候へトモ、¼ペンスニ復旧スベキヤ否 (Cr ト貴方ニテモ種々得意先ノ要求ニ応ズ可ク、且ツ同業者ノ人後ニ落チザル様御骨折リノ程拝察 兼松将来ノタメニモ不利ト思ハル、又君ノ云フ如ク、此度ニ限リ或 ト Paper ノ開 ヲ用イ候 ヲ増長セ 日毛

扱

ハ乍遺憾難応

ザル歟 問題モ ナク、 Cヲ得ラル、モノニ非ズ、又日本財界実状ヨリシテ如此呑気ナ境遇ニ非ズト信ズ、従テ此種 結果ハ 加之 Paper 二比シテ決シテ遜色アル立場トハ思ハレズ、又三井・三菱ノ如キモ決シテ無制限ニ希望ノL 他商ハ文句ナシニ C C form ヲ用フルモノ増加シ居リ、 Λ **|** ガ抜レ出テ忠義振リヲ見セントスルカ、 $C_{\mathbf{r}}$ ノ開キガ多クナリタル form ヲ大部分使用シ居ルノミナラズ、三井ノ如キモ金 ガ為メニ、 兼松トシテモ相当ノ Cr Rate 特二 Cr Rate 或ハ日毛其他ヨリ驚カサレスギ居ルニ非 ヲ使用 取組ミモアリ、 スルモノ、 融引 増 加 他商 リノ だセル

折返シ返電申上候ト同時ニ目前ニ迫リ居リ候三島丸積ニ対シテハ、 充分ニ考慮スルノ外ナシトノ説明 此問題ニ関シテハ目下ノ場合辛抱願フノ外ナク、後日総務部ヨリノ回答ニ接シタル上ニテ、又 モノアラバ、 「シドニー」 之レ 正金ノ態度乃至方針ガ、 ヲ改善セザル可カラザル事ハ当然ニシテ、正金ノ根本方針ニ変リハ非レトモ、 ハ敢テ不当トモ難申、 兼松商店ヲノミ不利ノ立場ニ苦シムルガ如キ結果ト成ル 是レ以上説破余地無御 従前ノ通リ取組 座 不得止 ノ外ナキ事 其趣

[欄外書込]

貴意ヲ得オキ申候

比較的 最近大倉組 小ナ ĺν .石田君ヨリノ談ニモ「日毛ヨリハ D. C. 夕 メカトモ存候へトモ、而カモ三菱ハ DC ヲ幾分使用シ居ル如クニ有之、 要求更ニナシ」トノ事ニ候、

不可解二候

率ニ非レバ引受ケズ、 然変動上下定マリナク、従テ日濠相場モ上下等シカラズ候へトモ、大体ニ於テ下向キノ傾向 大英国総撰挙ハ遂ニ政府党ノ大敗ニ帰シ、 ル 明カナル如ク、 愈々不穏ノ如クニ候、 貴地正金 外国銀行ノ如キハ一層悪キ率ヲ建テ居リ候事貴電ニテモ拝承、 其原因 ノ如キモ相場ハ殆ド「ノミナル」同様ニシテ、先約ハ余程 ノ何レニアルカ何人モ確知困難ニ候ヘトモ、 或ハー 時的タリトモ労働党ノ物ト成ルヤモ難計形勢 X rate 又当地正 ノ不利 ハ依 ナ

金ヨリモ承知致候

場割 此際当店トシテ一層無為替資金ノ活用ニ意ヲ用ヒザル可カラザル事当然ニシテ、 為メニ松島ニ対スル非難アラバ甘受スルノ外ナシトノ松島氏ノ説明ニ候 而シテ当地正金トシテハ其以上ニ相場ノ建テ方得意先ニ不利ナルガ如キモ、今後相場下落ノ時 ニテモ充分ナル可キ覚悟ニテ必死努力罷在リ候 入品ニ対シテモ資金 二於ケル日本ヨリノ輸出為替ノ振リ合ヒモ考慮ニ容レザル可カラズ、其上金融大逼迫ノタメ相 高 ドナナ アル事ハ 正金支店トシテモ苦痛ニ堪ヘザル処ナレトモ、之レ以上ノ方法ナク、之レガ ノ固定セザルモ ノハ 時ニ無口 .銭ニテモ取扱額ノ増大ニ努メ、 日本 為替差益 ーヨリ /ノ輪 ノミ

「マケロン」氏ヨリノ依頼ニテ、同氏ノ親友ニシテ当地知名ノ「バリスター」W. J. Curtis 氏

ノ本船ニテ貴地へ赴カル、ニ当リ紹介状ヲ発シオキ候間、 御多用中恐縮ニ候へトモ、充分ノ御

便宜御高配奉願上候、 紹介状ハ北村取締役御存知ニ候ヘトモ、 御不在ノタメ筆者署名致シ候

井垣店員ハ本月廿四日 (X'mas 前夜) 当地発足、 南濠二到リ、「モナドノック」ト出来得ベク

ンバ「ロクスン」積荷ヲ終リ、「メルボルン」積荷ヲモ監督シテ帰店ハ一月中旬頃ナルベク、 一月匆々例 ノ軍人来客アリ、 筆者モ幾分時間ヲ採ラレベク候ヘトモ、 丹後着ヨリ発マデ沢辺店

員ハ全然没頭ノ外ナカル可キ当方ノ立場ニ御座候、 自然井垣店員離濠延期モ止ムヲ得ザル処ト

御賢察願上候

戦時中政府買上ゲ

殖民地全体 ノ羊毛残高明年五月ヲ以テ皆済見込ニシテ、 依之生ズル純利益額六千四百万よノ巨

額ニ達セル ル由ニ候

英濠間為替

英国ヨリ濠洲向買相場ハ本月十三日ヨリ又々 5/-% 下リト改メ、D/D 1%, 30 days 1 1/2%,

2 % 90 0 1/2 % } . 相 成リ候、 之レハ / 輸出 補助ノ意味ニシテ、 去ル十一月ニモ同様

引下ゲタルヲ再ビセルモノナレトモ、 当地ノ買相場ハ依之影響ナク不変ニ御座候

上ゲヲ希望スル銀行少カラザレトモ、三四ノ大銀行ニ押サへ付ケラレ居ル内情ノ由ニ候、我々 当地ノ金融逼迫難ニモ拘ラズ、英国向ケ買相場ヲ引上ゲザル事ハ寧ロ不思議ニシテ、之レガ引 ハ小麦為替関係モアリ、為替不変ヲ祈リ居リ候ヘトモ、今後モ恐ラクハ変更セザルヤニ観測致

右

サレ候

[病気回復祝いについて翻刻省略]

藤井重役

[病気療養見舞いについて翻刻省略]

拝啓

前報後OSKまどらす及すまとら丸到着致候へトモ、 貴信に不申接候

大正12年12月23日

取五二号信

豪社守田治平→神戸及東京取締役及部長大正12年12月23日 安芸丸便

に達し居らざる従業員、殊に外人に対しても愈々当商店特種の厚遇の実顕を見聞し、 与の御沙汰と共に一々御訓示有之、 に関しては最初特に我々部長に経過の御報告有之、 旧新株主共に一同感鳴罷在候事は申す迄も無之、 続いて旧株主への増株及新株主へ 益々商店 未だ其機 夫々御贈

の為めに献身的努力す可き物たるの印象を強からしめ候事と信じ候

外人会員の年数計算ニ関しては予め筆者に於ても算出致しをき候処、 大体附合致し居り、 頗る

至当の御算当と奉存候

外人旧会員に対しては、既に奨励会規約訳文を交附致候へとも、 附致し候と同時に、其他必要の説明は充分筆者よりも是れを諒解せしめる様に致し、 新会員に対しても訳文追製交 重役諸賢

の御高意に戻らざる事を可申期候

本文には何等異動無之、如別紙説明書の如くに御座候間、 御諒承被下度御願申上 一候

奨励会規約英訳文は其後重て「マケロン」氏最後の検閲を乞ひ、一二更め候処有之候へとも、

外人株主の英文入会契約及全権委任書は各会員の署名を採り、 当方にて保管可致置候

シドニー会社持株 二関 スル御来旨拝承仕り候、 日本ニ於ケル株主名義を増加致候事は今日にては敢て故障なかる

年

年末給与

べき 承引被下度御願申上候 実際の株主名義に更め、 に留めをき候方可然哉の私案に有之、 「マケロン」氏の意見にも有之候に付、 奨励会持株のみを北村・前田両重役及外二三の株主名義に加へをく事 近々北村重役の御意向を伺ひ立案の考へに有之候間 此際寧ろ一歩を進めて奨励会持株以外の株は 全部

候事、 常に健実用心深き商店の主義方針が如此非常の時に酬ひられ候有難味を内外人共に其感を深ふ 受くる出金の多きも免れざる者少からず、 を観るに至らざれとも、其額少からざる可きは疑なきの時に於て、今年末の給与御沙汰に預 以上の好成蹟を挙げ得たるも、不幸にして日本大震災の厄に遭ふあり、 今上半季仮決算は当方輸入成蹟、 に関しては北村重役より御報告の事と奉存候へとも、外人に対する分は如別紙に有之候 には身は海外に在り、 日本人従務員は勿論外人も予想外に有之、 又家族の大部分は幸にして無事なるを得たりしも、 不幸にして頗る不振なりしにも拘らず、 此特別の御高配に対し感謝の念愈々強き次第に有之、 感謝措く能はざる処に御座候、 未だ其損害負担 而かも震災のために 商店トシテハ 殊に 日 本人 世 額決定 間 中 並 n

(本紙を拝借致候事甚だ失礼に御座候へとも、 御容赦被下度願上候、 守田に対しても今回は 致し候次第に御座

一候

過分の増株と年末給与の御恵みを蒙り、 重役諸賢の御高配に対し深く感謝の意を奉表候

守田拝)

シドニー下給外人 今日の場合、 考慮に容れられ、 増給等は問題外に候へとも、下給員の一部に対してのみは当地最低生活費標準を 北村取締役御裁定相成候者別表の如くにして、 一月一日より改給の御沙汰有

之候に付き御諒承被下度奉願上候

将来の方針に就ては、当局中井店員及富森店員の御意見に対し、前田・藤井両重役の御意見の

南阿問題

田・藤井両重役の夫れと於大体同一なる事をも拝承致し候、我等当地に遠ざかりて其実状に精 一致し得ざる物有之候、 内容の詳 細は前便御来書に依り逐一敬承致し、 又北村重役御意見も前

通し難き境遇に有之候者は貴方幹部の御詳述相成候以上の意見も建て難く、一二重役及部長諸

賢の御裁断に俟つの外無御座愚考罷在り候

L/C発行杜絶 十二月十七日附貴電、翌十八日着

大正十二 (一九二三) 年

神戸正金ノ了解 ラ得、 ケ月4ペンス開キナレバ、小麦以外一切30日払十二月七日附し

/ C 条件変更

(当地ヨリ此変更指図ヲ受ケ申候)

新ニ十二・一月 百拾萬円 二・三月 六拾萬円

との御来意拝承致候

発行申込タリ、

神戸正金ヨリシドニー正金照会中

け、 付かず、 末より年始に掛けては幾分進化すべく、 受け居るL/C入用額位は整ひ居る様前回の会見にての談も実は未だ纏らざる苦境にあり、年 に依れば金融硬塞は実に予期以上極端なる悲境にあり、其率に拘らず極力資金調達に力を用ふ 此機会に於て筆者も早速松島支店長に面会し、是れが承諾方を頼み込み候へとも、松島氏の談 文に応じ候丈け買約致し居り候折柄、貴方にても御憂慮の結果、重て大塚神戸支配人を説き付 のみにても既発L/C残高にては不足なる上に、本月積 Top の注文の新に加はるあり、 当方より前便弊信にも詳述申上候如く、既注文羊毛其他のみに対する本年内支払を要する金額 ると雖、茲七八日間には一文をも得ざる事、実に正金開店以来未だ聞かざる処にして、 の方は何とか押し付ける外なしとして、「ウイドン」「ヒュース」偖ては Port ヒルプ等も御注 新信用状発行同意を需めべく当地正金へ交渉さる、運びと相成候事に外ならずと存候 新信用状発行は当分謝絶の外なく、 然らざれば正金としては一大事なれとも、全然見定め 啻に正金L/Cのみならず、 他行L/Cをも引受 既ニ引 金融

がり特別扱ヒ シ/C超過額過

け得ざる意味なる事、当然に御座候

の数字を具して重て提案すべきも、 於茲当店が今月中に要する仕払額不足分が如何相成候歟、益々不安状態と相成候に付き、 十八日発弊電の如くに御座候 既に手配済の物に対しては是非共承諾を乞ふ旨を告げをき

[欄外書込]

正金も楽な立場なりし事と存候 羊毛・Top 資金も早くより相当為替先約を取極め得たるなれば、 我等も此苦労を免れ、

ほ夫れ 能 資金を一時利用するなどの活路をも需め得ず、 は予期以外に早められ、 申込額位は是非共同意方重て交渉致候処、 同日午後の羊毛買付けに殆ど無制限の自由を得度き腹案を以て折衝し、 くて成らぬ金額 翌十九日は「シドニー」セール最後の日取りにして、日毛#19の如きは或は数百俵買付け不可 ならざる意気組にも有之折柄、 以上、 既に先積 (L/C以外)参萬四千£と仮定し松島氏へ交渉を続け、 Top の買ひ極めたる物もあり、一・二・三月積に対し神戸本店 其大額は一月早々入用の廻り合せと成りしため、 入手せる Top 新注文等も算入し、 一・二月用として為替先約せる小麦用資金の大部分 L/C発行の交渉切望は神戸支店よりのみなら 本年末乃至来年 漸く快諾を得申候、 小麦に対し準 其承諾を明かにして 初 備 より 頭迄無 ばせる 尚 0

みとして、L/C発行は後日或時機の来るを待て神戸正金へ電報すべしとの説明に付き、 ば正金(シドニー)は愈々苦境に置かる、事と成るに付け、 ずして、大坂支店其他各得意先の為め矢釜敷申込みあり、 十九日発電御報申上候と同時に、正金としては資金調達必死尽力中なるは申迄もなく、 当方へ知らしくる、事と相成居り候に付、 四万まの物に対しても新L/C発行の再開致され候如く、 愚念の如く成りしも此趣加電致しをき候 何れも此際拒絶の外なき立場なる折 該超過額は「シドニー」丈けの含 諸方面 の誤解を招きな 形勢進 此旨

貴方にても当方の立場を御心配相成り候と、幸にして資金御都合相附き候由にて、 主基丸は「ブリスベン」よりの直航にして、 無為替資金と共に一 充分に利用の要あり、 且つ安き丸積荷額の如きは已に正金へ報告済にあるのみならず、 にも達せず少量に終りしため、已に正金へ買付済なりしとして報告せる額に不少異動を生じ、 該送金は安き丸用との御指図に候へとも、 依之得る為替差益も莫大と可相成、 経由弐萬壱千萬よ御電送被下候事、 月十 種々の事情を綜合して約壱萬よを安き丸に用ひ、 日頃出帆予定なる主基丸積に利用の事と決し、 弊電と行き違ひに拝承頗る好都合に有之、 引続き小額にても送金御繰廻し相附き候様祈り居 前記十九日の羊毛は相場の関係上、遂に買付其半ば 航海日数少き丈け無為替には利息徳と相成候意味 此際正金の同意を得たる額は 残り一万一千よは他の 此旨電報申上をき候、 御配慮奉謝候、 ABC銀行

英国ヨリ金貨輸入

ば、 他も日本向為替商談に応じ得ざるも、亦必ずしも我等のみに対する硬塞とは難申、 に過ぎる為め到底満足に之れを励行し得ずと有之候、Bk of Austria を初め 易に其効果を期待し得ず、 て、之れが一策として濠洲向買相場を再び引下げたる事も前報 り候事は初めより声明せる如くなりしが、英国より濠洲への輸入を増進し得ば最も理想的に 能はざる処にして、 英濠間の資金難は昨年の夫れ以上なる如きのみならず、 大銀行は多大の犠牲を供して金貨の輸入を実行して、 濠洲は富を持ち乍ら毎年金融難に苦しめらる、事を免れざる可きは、 最近英国へ赴きたる濠洲首相 最近「ブルース」氏の報告に依れば 「ブル 濠洲金融難の急に備へたるも、 何等かの救済調節方針を建つるに非れ ース」氏も此問題を最も重要視致し居 Bank の如くに候へとも、之れ等は容 of NSW 及其他二、三の 已に識者の杞憂措く 「ナショ 況んや外国 其犠牲大 ナル」其

YSB金利引上ゲ

此旨電報申上オキ 輸出羊毛貸越金

候、

此場合止むを得ざる次第にして、

0

利息を本月廿八日

頃より

6 1/2 %

を

7%

P. a.

に引上げ

の事に:

決定致!

候に付、

銀行たる正金に於てをや、資金難も当然の結果たるを覚へしめ候

大正十二 (一九二三) 年

羊毛利息計算書作製には余分の手数を

London 廻り L/C

交渉の覚悟にて照会中に御座候

			平成21年3月25日 平成21年3月25日
印	発 行	編	発 印行 刷
刷	1J 所	著	
神戸市兵庫区西柳原町3―29	神戸大学経済経営研究所神戸市灘区六甲台町2-1	神戸大学経済経営研究所	(非売品)

有限会社

岸本出版印刷

日豪間通信

大正期シドニー来状

第V巻 兼松資料叢書(大正編)5